

件 名	堺市パークマネジメント計画（案）の策定について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過】 平成 29 年 6 月 都市公園法の改正（P-PFI の創設等） 平成 30 年 3 月 堺市緑の基本計画改定（パークマネジメントの推進を位置付け） 平成 30 年 10 月 公募型サウンディング市場調査の実施 【現状】 ・人口減少・高齢化など社会情勢が変化するとともに、市民ニーズや行政課題、都市公園に対する期待や役割も多種多様化している。 ・公園施設の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。 【課題】 ・安心して利用できる都市公園として魅力を高めることが必要 ・維持管理費の増加に対応するため、新たな財源確保が必要 ・地域主体の公園管理運営などを進めることが必要 ・公民連携による財政的にバランスの取れた公園整備・管理運営を継続的に進めることが必要
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	【計画の目的】 行政主導による維持管理中心の公園管理運営から転換し、都市公園の管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図る。 【めざすべき公園の未来】 『みんなで創る公園の未来』 【基本方針】 1 守り活かし育てる 豊かな自然環境、美しい景観、防災としての空間、歴史・文化資源を守りながら、すべての人が安全・安心で快適に利用できるように都市公園の魅力を向上させる。 2 柔軟な利活用 新たな公園利用を促進し、都市公園から都市の賑わいに寄与する。 3 経営的な視点を持つ 民間活力の導入や新たな管理運営体制の構築に取り組み、新たな財源の確保や維持管理費の縮減を図る。 【計画の進め方】 本計画に基づき、検討を進める公園に応じたパークマネジメントの具体策を構築し、事業を推進する。 【今後のスケジュール】 ・令和 3 年 1 月 パブリックコメントの実施 ・令和 3 年 3 月 公表
効 果 の 想 定	・都市公園の魅力の向上（豊かな自然環境、防災としての空間、歴史・文化資源など） ・新たな公園利用の促進 ・新たな財源の確保や維持管理費の縮減
関 係 局 と の 政 策 連 携	市長公室、危機管理室、財政局、市民人権局、文化観光局、環境局、子ども青少年局、産業振興局、建築都市局など公園施策に関連する部局

堺市パークマネジメント計画（案） 概要版

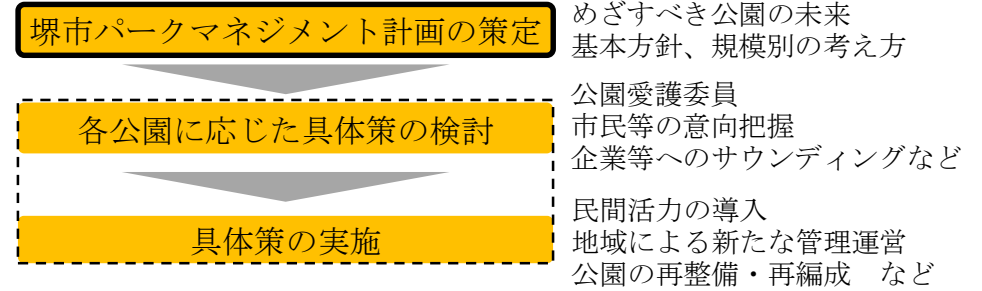
1. 計画の目的

今後の都市公園の管理運営のあり方について、『堺市緑の基本計画（平成30年3月改定）』に基づき、これまでの行政主導による維持管理中心の公園管理運営から転換し、多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図る。

2. 計画対象と計画期間

- 【計画対象】
堺市が管理するすべての都市公園（平成31年3月31日現在1,181か所）
- 【計画期間】
令和2年度から、おおむね10年程度

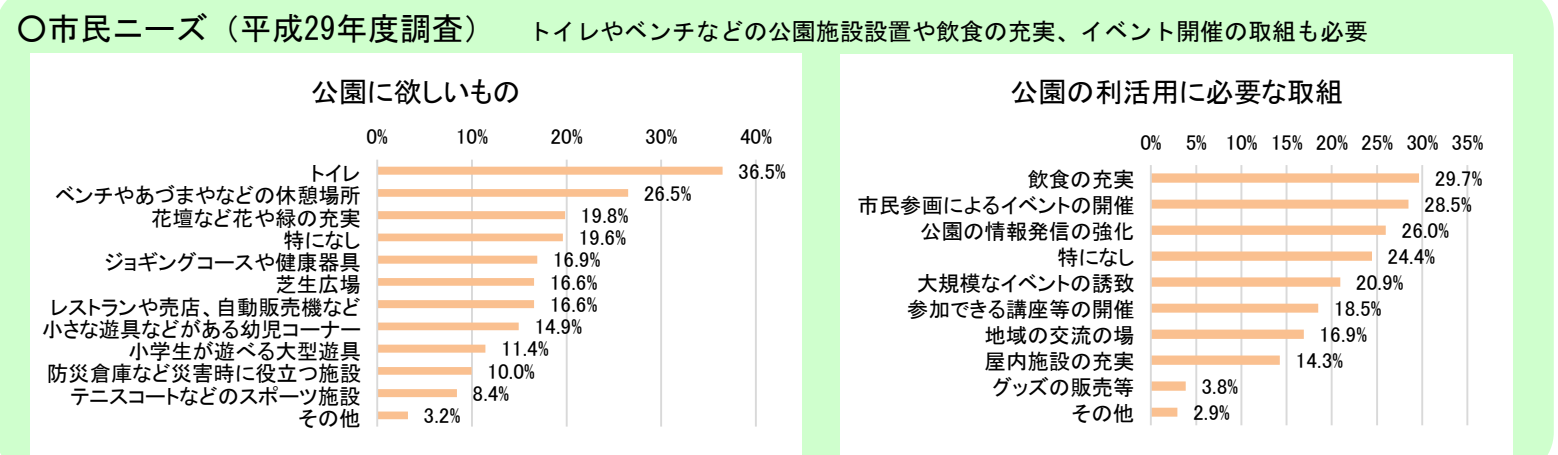
3. 計画の実施



4. 社会的背景

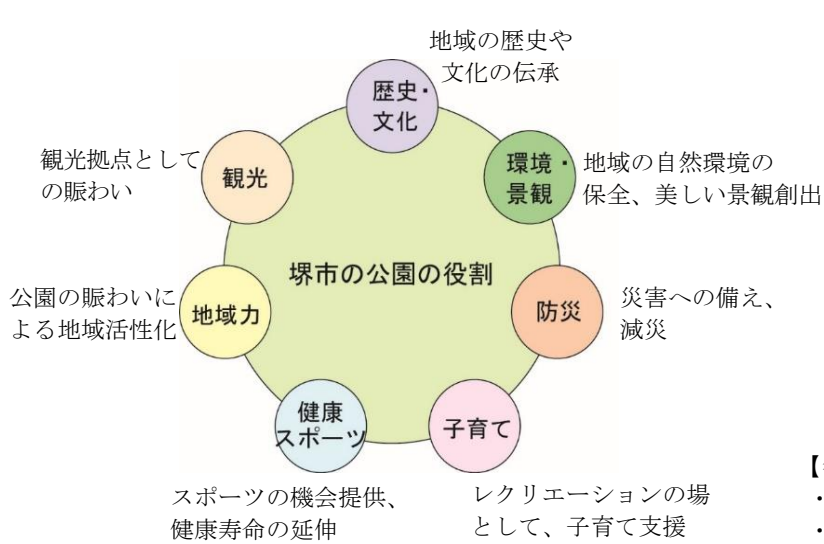
- 『堺市緑の基本計画』におけるパークマネジメント
人口減少・高齢化など社会情勢の変化、市民ニーズの多様化への対応が必要とされる中では、公園を柔軟に使いこなす発想により、公園の整備、管理運営を一層進め、地域のため、市民のために公園の持つ機能を最大限に発揮させることが必要。
- 都市公園法の改正
平成29年都市公園法が一部改正され、民間事業者による公共還元型の便益施設の公募設置管理制度創設や公園運営に関する協議会の設置などが新たに法令で位置づけられた。

5. 堺市の公園の現状と課題

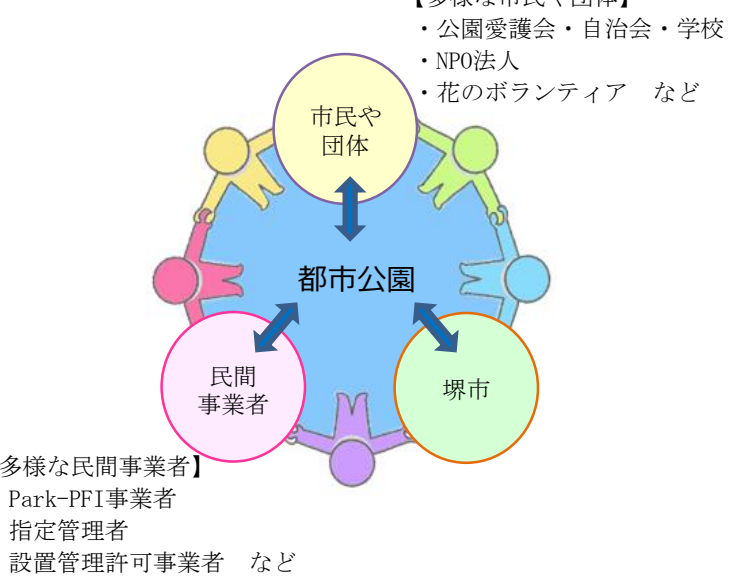


- 現状と課題
- 都市公園の整備と保全・活用
 - 『堺市緑の基本計画』に基づき公園の配置や公園機能のバランス等を考慮し、公園面積を確保するよう公園整備を行っていくことが重要
 - 整備してきた都市公園を重要な財産として、保全・活用していくことが必要
- 都市公園の維持管理
 - 市民からの多様な要望に対応し、安心して利用できる都市公園として、魅力を高めることが必要
 - 施設の老朽化により維持管理費が増加するため、公園を有効活用し、新たな財源確保が必要
- 都市公園の賑わい創出
 - サービスの提供、公園の活性化を図り、市民から求められている賑わい創出への期待に応えるため、イベントの開催や情報発信の強化が必要
- 地域力を活かした地域主体の公園管理運営
 - 地域主体の公園管理運営や柔軟な利用ルールづくりを進めることが重要
- 公民連携の推進
 - 公民連携による財政的にバランスの取れた公園整備・管理運営を継続的に進めることが必要

6. 堺市の公園の役割



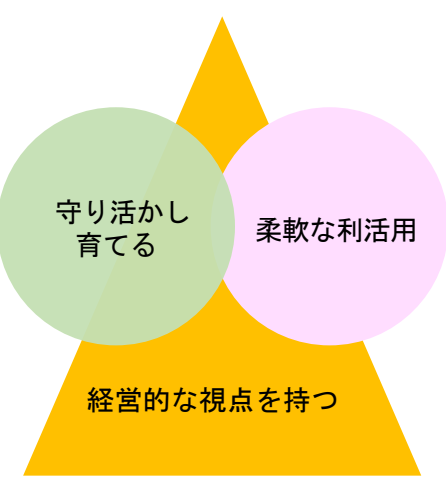
7. 公園管理運営の仕組み



8. めざすべき公園の未来と基本方針

【めざすべき公園の未来】

【基本方針】



みんなで創る公園の未来

基本方針1 守り活かし育てる

都市公園の持つ豊かな自然環境、美しい景観、防災としての空間、様々な歴史・文化資源を守りながら、すべての人が安全・安心で快適に利用できるよう都市公園の魅力を向上させる。

基本方針2 柔軟な利活用

都市の観光・スポーツ・イベント等の拠点、地域コミュニティの拠点として活用するため、市民やNPO法人、地域団体等と連携しながら、新たな公園利用を促進し、都市公園から都市の賑わいに寄与する。

基本方針3 経営的な視点を持つ

経営的な視点を持って民間活力の導入や新たな管理運営体制の構築に取り組むことで、新たな財源の確保や維持管理費の縮減を図る。

※公園の規模に関わらず特性に応じて柔軟に検討

9. 基本方針に基づく取組方針（公園規模別）

◇大規模な公園の特に重視する取組方針

- 1-1. 堺の歴史・文化の保全・活用
- 1-2. 花や緑の保全育成、生き物や景観にも配慮した豊かな環境の形成
- 1-3. 災害から暮らしを守る防災機能の強化
- 2-1. 観光拠点としての集客力の向上
- 2-2. スポーツやイベントの場としての活用
- 3-1. 民間活力導入による公園施設の整備や管理運営
- 3-2. 民間事業者による多様なサービスの提供
- 3-3. 参画企業の積極的な受入れ
- 3-4. 公園の新たな管理運営体制の確立

◇小規模な公園の特に重視する取組方針

- 1-3. 災害から暮らしを守る防災機能の強化
- 1-4. 子育てや健康増進など、子どもから高齢者まですべての人が使える公園の整備
- 1-5. 公園施設の更新による公園の魅力向上
- 2-3. NPO法人や市民、地域団体等と連携した都市公園の活用の推進
- 2-4. 地域や公園の特性に応じた公園ローカルルールなどの運用実施
- 2-5. 公園管理における人材の育成
- 3-5. 小規模な公園の再整備・再編成

10. 計画の進め方

本計画の理念や方針に基づき、検討を進める公園に応じたパークマネジメントの具体策を構築し、事業を推進していきます。また、堺市緑の基本計画に位置付けている15公園については、各公園の理念や管理運営方針について検討を進めます。

(資料) 「堺市緑の基本計画」に位置付けている 15 公園の検討資料 概要版											
この資料は、堺市緑の基本計画に位置付けた公園について、各公園の理念や管理運営方針、民間活力の導入に関する今後の方向性について検討を行なった資料です。							民間活力の導入に関する今後の方向性				
名称			種別/ 面積 (ha)	理念	管理運営方針		民間活力の導入に関する今後の方向性				
					堺市の公園の役割		(※今後の個別要因により方向性を見直す場合がある)				
					歴史・文化 環境・景観 防 災 子 育 て 健康・スポーツ 地 域 力 観 光		P-PFI 等：収益事業を伴う民間活力を積極的に導入した管理運営 指定管理等：指定管理者制度の活用など民間事業者と連携した管理運営 地域連携：公園愛護会や自治会など地域と連携した管理運営				
大規模な公園	1	大仙公園		総合 38.50	世界遺産の拠点に相応しい風格と魅力を備えたシンボルパーク	歴史・文化 環境・景観 観 光	百舌鳥古墳群を有する、本市のシンボルパークとして活用 風致と人の利用が一体となった緑の自然景観を育む 市民や内外からの来訪者を集め、堺市の魅力を発信	P-PFI 等	既存施設の活用を含め、概ね5年以内に新たな民間活力を導入し、将来的には公園全体の一括運営をめざす		
	2	大浜公園		総合 16.30	堺市営で最も古い公園としての歴史と文化の保全や発信、スポーツを中心とした健康増進活動を通じて、堺旧港をはじめとする臨海部の活性化に資する公園	歴史・文化 観 光 健康・スポーツ	堺市営で最も古い公園として歴史・文化を保全、発信 有数のレジャー地であった大浜公園の歴史を活用し来訪者を誘致 スポーツやイベント等により公園に賑わいを創出	P-PFI 等	PFI 手法による大浜体育館の建替事業や、周辺で行われている大浜北町市有地活用事業などの状況を踏まえ、段階的に新たな民間活力の導入をめざす		
	3	白鷺公園		総合 9.00	市の花「ハナショウブ」など花の見どころを活かし、多くの来園者による賑わい創出と近隣住民の地域力があふれる公園	環境・景観 観 光 健康・スポーツ	ハナショウブ等の保全育成と美しい景観形成 花の見どころとして、多くの来園者による賑わいを創出 散策や健康増進、スポーツなど身近な運動を推進	指定管理等 地域連携	民間事業者による収益事業の可能性は現段階では低いが、ハナショウブをはじめとする植栽の維持管理技術の継承や、効率的な維持管理手法などの導入をめざす		
	4	荒山公園		総合 17.35	「梅林」をはじめ、花の見どころとして一年を通して楽しめ、子どもから大人まですべての人が利用できる地域の賑わい拠点となる公園	環境・景観 観 光 地 域 力	梅林等の花や緑を保全・育成し、自然環境の魅力を向上 多くの利用者が訪れる花の名所 すべての人が利用できる地域の賑わいの拠点	指定管理等 地域連携	民間事業者による収益事業の可能性は現段階では低いが、梅林を活用したイベント等による賑わい創出や効率的な維持管理手法の導入をめざす		
	5	金岡公園		運動 17.71	健康とスポーツの拠点であり、地域の多様な世代が集う交流の場となる運動公園	健康・スポーツ 子 育 て 防 災	健康とスポーツの拠点としての機能向上 多様な世代が集う交流の場とし、市民のクオリティ・オブ・ライフの向上 公園の防災機能を高め、災害時に備える	P-PFI 等	金岡公園全体の再整備計画を検討し、民間活力の導入も含め、運動公園としての魅力向上と人が賑わう拠点創出を進める		
	6	原池公園		運動 7.41	多様な運動施設を活かした健康・レクリエーションの拠点であり、地域活動・地域活性化につながる運動公園	健康・スポーツ 地 域 力 子 育 て	健康、スポーツ、レクリエーションの拠点として活用 スポーツやレクリエーションを通じた地域活性化 運動施設や遊具、広場等を活かした、子育て支援	P-PFI 等 (早期)	早期に民間活力を導入した施設整備、公園の活性化や賑わい創出を推進し、公園の一体管理をめざす		
	7	大蓮公園		風致 15.46	陶邑窯跡群等を保全し、泉北ニュータウン（泉ヶ丘駅前地域）の活性化の拠点となる水辺と緑が一体となった風致公園	歴史・文化 地 域 力 子 育 て	陶邑窯跡群等の歴史や文化資源の保全・活用 地域連携や拠点創出による、泉北ニュータウンの活性化 子どもが自然に触れられる魅力的な公園	P-PFI 等 (早期)	旧泉北すえむら資料館の建物を有効活用し、民間活力を導入した公園活性化や賑わい創出の先行モデル事業として事業を進めている		
小規模な公園	8	東雲公園		地区 1.25	花の見どころであるバラ園の魅力や、駅前の利点を活かし、周辺施設等との連携により賑わいを創出する地域に愛される公園	環境・景観 地 域 力 観 光	ローズガーデンの充実、花の名所として魅力向上 周辺の商店街等と連携し、地域の活力向上 周辺施設や市民等の連携により駅前に相応しい賑わいの創出	指定管理等 地域連携	民間事業者による収益事業の可能性は現段階では低いが、バラを活用したイベント等による賑わい創出や維持管理技術の向上など、他の花のみどころ公園とも連携した管理運営を進める		
	9	向ヶ丘 (家原大池) 公園		地区 4.14	地域の健康と暮らしを支え、人と自然の共生と新しい親水空間を創造する水と緑の豊かな公園	子 育 て 健康・スポーツ 環境・景観	子育て等の地域の活性化 健康、スポーツ、レクリエーションの拠点としての活用 水と緑の快適な空間を保全・活用	指定管理等 地域連携	民間事業者による収益事業の可能性は現段階では低いが、体育館管理者と連携し、公園を一体的に活用した活性化や賑わい創出を進める		
	10	西原公園		地区 12.66	駅・緑道・地域を結ぶ泉北ニュータウン（梅・美木多駅前）活性化の拠点となる公園	環境・景観 健康・スポーツ 地 域 力	緑道と連続した花や緑の景観を保全育成 住宅地と駅をつなぐ公園として、地域住民の運動習慣獲得 地域や周辺施設等と連携し泉北ニュータウンの活性化	地域連携	民間事業者による収益事業の可能性は現段階では低いが、効率的で効果的な維持管理や、地域住民と連携した活性化や賑わい創出を進める		
	11	浅香山公園 浅香山緑道 大和川公園		近隣/1.66 緑道/1.37 近隣/0.78	ツツジと緑と水辺や散策やウォーキングも楽しめる花の見どころ公園	環境・景観 観 光 地 域 力	浅香山のツツジの美しい花の景観を保全育成 ツツジの花期に訪れる来訪者へのおもてなしを強化し、さらなる利用向上 市民参画・民間活力導入を促進し、地域の賑わい創出	指定管理等 地域連携	民間事業者による収益事業の可能性は現段階では低いが、他の花の見どころ公園とも連携してツツジを活用したイベント等による賑わい創出を進める		
	12	ザビエル公園		近隣 1.47	海に開かれた中世環濠都市堺の歴史・文化を伝え、多くの人が集い交流する地域に親しまれる公園	歴史・文化 観 光 地 域 力	中世環濠都市堺の魅力を伝える拠点 周辺の観光名所等と連携し、多くの人が集い交流する場 周辺企業や住民等と連携した管理運営を推進	P-PFI 等 (早期)	民間活力を導入した公園活性化や賑い創出の先行モデル事業として、早期の事業化を進める		
	13	鳳公園		近隣 2.08	地域や周辺商業施設と連携した活力にあふれ地域主体の防災を支えるモデル公園	防 災 地 域 力 子 育 て	防災型公園のモデルとして、防災機能強化や防災意識向上 地元団体や隣接する商業施設等と連携した公園管理 地域の子育ての場として、交流活動や賑わい創出	地域連携	民間事業者による収益事業の可能性は現段階では低いが、維持管理の効率化、高水準の維持管理に加え、活性化や賑わい創出を促進する（指定管理者導入済）		
	14	新金岡町 ブリック公園		街区 0.13	周辺の商業施設や住民と連携し、新たな地域の活力となる憩いの公園	地 域 力 子 育 て 環境・景観	地域の活力を活かした賑わい・交流の場 子ども連れで気軽に立ち寄れる身近な憩いの公園 新金岡駅前の顔となる美しい景観の形成	P-PFI 等 (早期)	民間活力を導入した公園活性化や賑わい創出の先行モデル事業として、早期の事業化を進める		
	15	瓦町公園		街区 0.21	周辺の事業者や住民等との連携により、堺東駅周辺の都市機能を向上させるまちなか公園	地 域 力 環境・景観 観 光	周辺の事業者や住民等と連携した賑わい・交流の場 都心にある緑の空間として植栽を充実 まちなか観光の休憩スポットとして活用	地域連携	堺東駅周辺の動きと整合を図りつつ、地域等と連携した活性化や賑わい創出を進める		

堺市パークマネジメント計画（案）

目 次

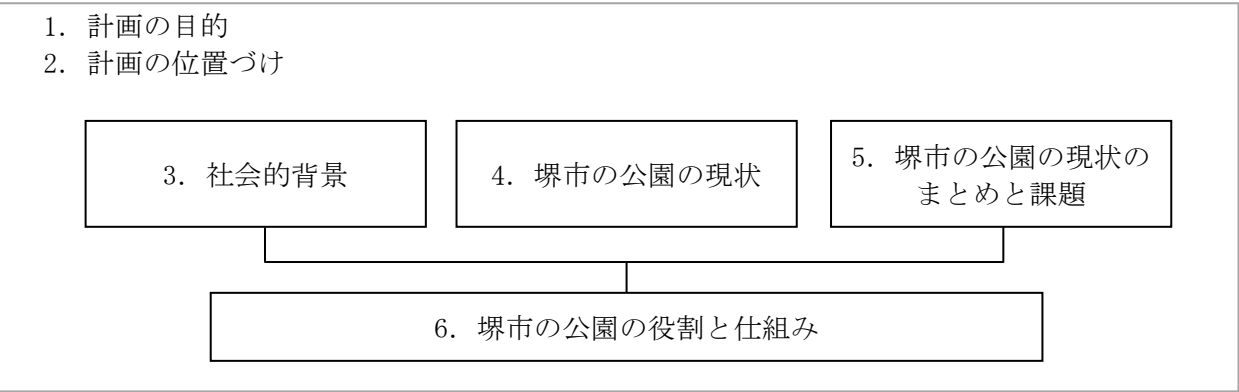
第1章 計画の目的	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画対象	2
(3) 計画期間	2
(4) 計画の実施	2
3. 社会的背景	3
(1) 堺市の情勢	3
(2) 上位計画	3
(3) 国の動き	4
4. 堺市の公園の現状	6
(1) 堺市の公園の歴史	6
(2) 堺市の都市公園の現状	6
(3) 市民ニーズ等の状況	11
5. 堺市の公園の現状のまとめと課題	16
6. 堺市の公園の役割と仕組み	20
(1) 堺市の公園の役割	20
(2) 公園管理運営の仕組み	21
第2章 全体計画	22
1. めざすべき公園の未来とパークマネジメントの基本方針	22
(1) めざすべき公園の未来	22
(2) 基本方針	22
2. 取組方針	24
3. 分類ごとの考え方	28
(1) 公園の分類	28
(2) 分類ごとの重点項目	30
4. 計画の進め方	34
(1) 計画の進め方	34
(2) 計画の見直し	34

(資料)「堺市緑の基本計画」に位置付けている 15 公園の検討資料

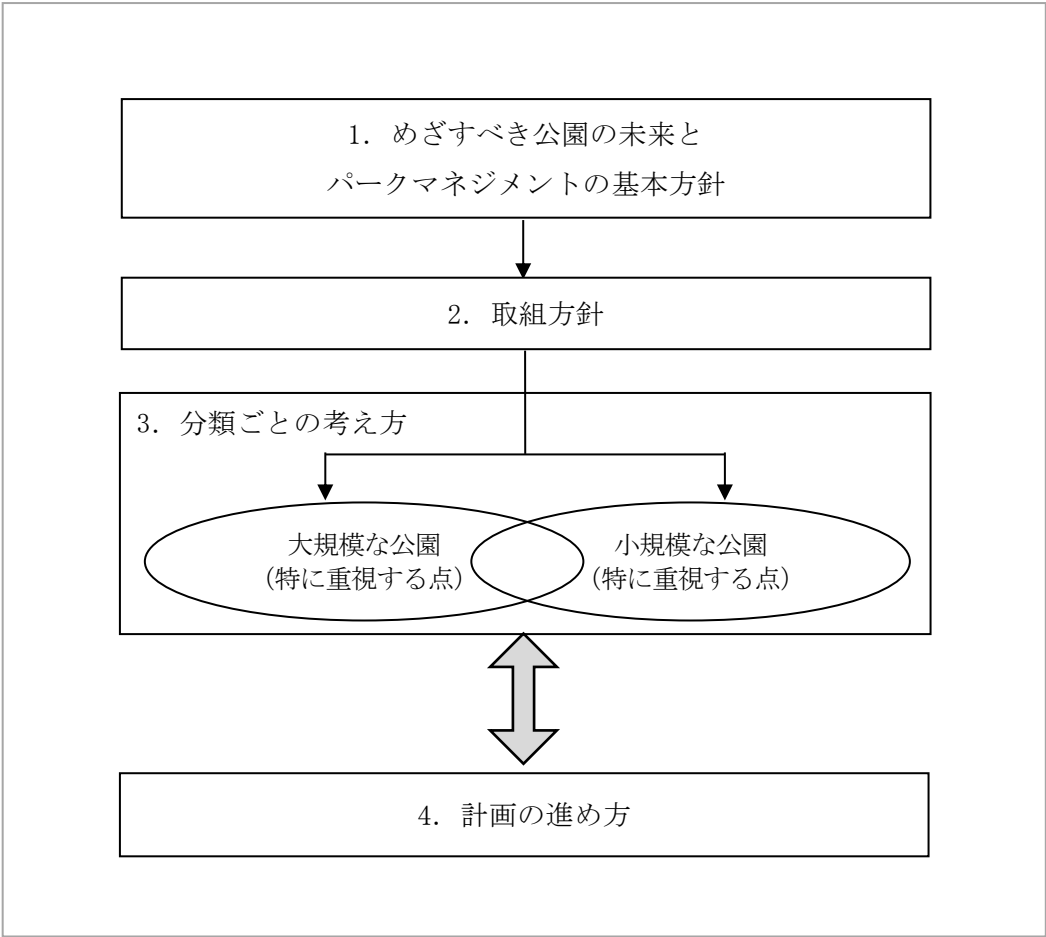
堺市緑の基本計画に位置付けている 15 公園の検討について.....	資-1
1. 大仙公園	資-2
2. 大浜公園	資-23
3. 白鷺公園	資-46
4. 荒山公園	資-61
5. 金岡公園	資-75
6. 原池公園	資-91
7. 大蓮公園	資-108
8. 東雲公園	資-123
9. 向ヶ丘(家原大池)公園	資-135
10. 西原公園	資-149
11. 浅香山公園	資-163
12. ザビエル公園	資-177
13. 鳳公園	資-193
14. 新金岡町ブリック公園	資-205
15. 瓦町公園	資-216

本計画の構成

第1章 計画の目的



第2章 全体計画



第1章 計画の目的

1.計画の目的

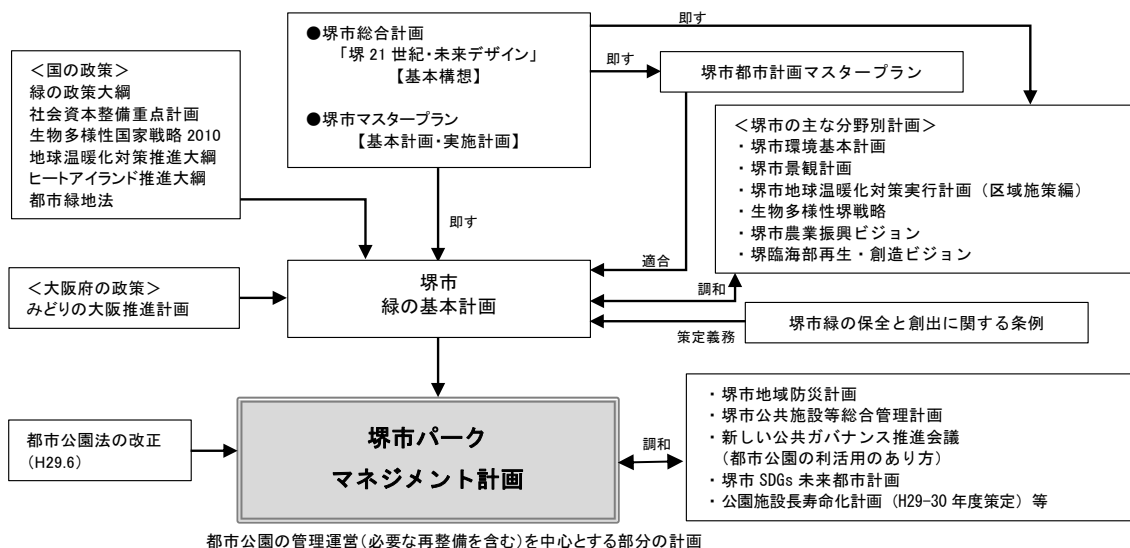
本市においては、明治 12 年（1879 年）に大浜公園を開設以来、今日に至るまで都市化の進展に伴い多くの都市公園を整備してきました。近年は人口減少・高齢化など社会情勢が大きく変化の中で、都市公園に対する期待やニーズも多様化してきており、地域での都市公園の役割も様々です。

堺市パークマネジメント計画（以下「本計画」という）は、これらの変化に対応するため、今後の本市の都市公園の管理運営のあり方について、『堺市緑の基本計画（平成 30 年 3 月改定）』のに基づき、これまでの行政主導による維持管理中心の公園管理運営から転換し、多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図ることを目的に多様な市民や団体、民間事業者等と取り組むべき内容を定めるものです。

2.計画の位置づけ

本計画は、堺市緑の基本計画を踏まえ、公共施設・公園施設の管理等に関わる諸計画等と整合・連携しながら、本市のパークマネジメント計画について定めるものとします。

(1) 計画の位置づけ



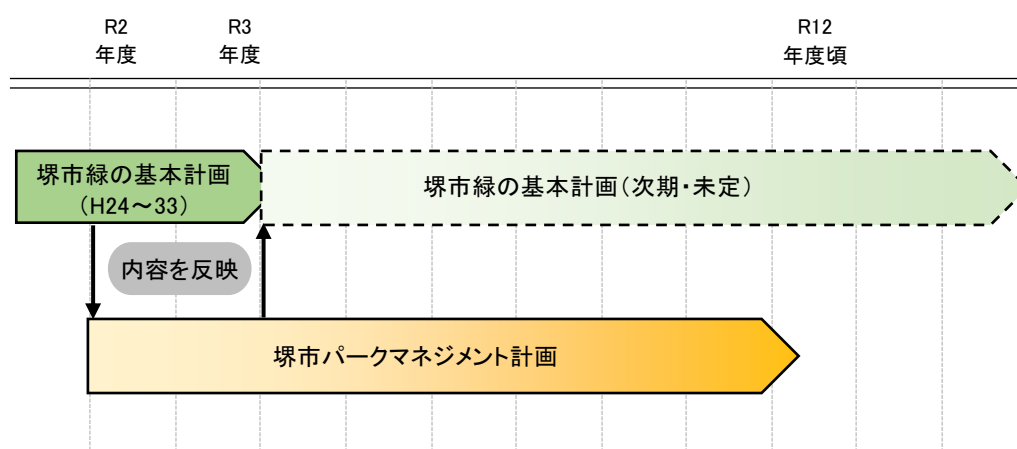
(2) 計画対象

本計画の対象は、平成 31 年（2019 年）3 月 31 日現在で、本市が管理する市内すべての都市公園（1,181 か所。緑道等を含む）とします。

なお、計画期間中に新たに開設される都市公園についても対象とします。

(3) 計画期間

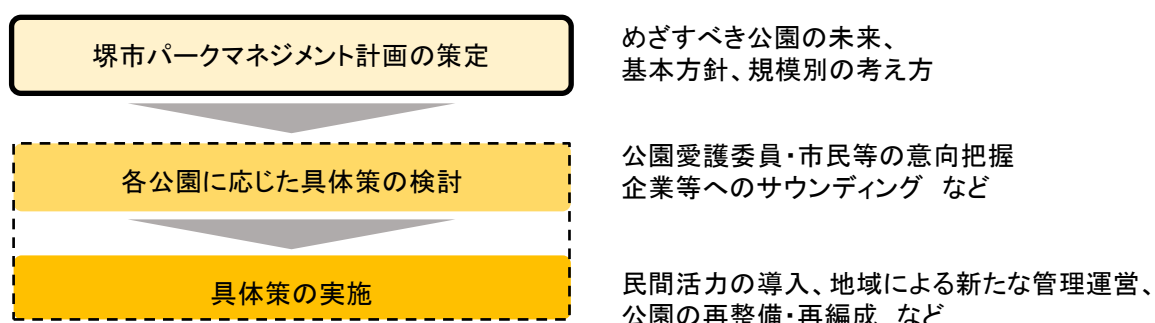
本計画の上位計画となる堺市緑の基本計画の計画期間は令和 3 年度（2021 年度）までとなっていますが、パークマネジメントには一定の継続性が必要なことから、本計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）から、おおむね 10 年程度とします。



(4) 計画の実施

本計画に示すめざすべき公園の未来、基本方針、規模別の考え方にに基づき、公園愛護委員をはじめとする市民等の意見を把握、企業等へのサウンディングにより各公園に応じた具体策を検討します。

具体策の検討後は、民間活力の導入、地域による新たな管理運営、公園の再整備・再編成といった手法により、都市公園の活性化を図ります。



3.社会的背景

(1) 堺市の情勢

本市の人口は平成 24 年（2012 年）の 84.3 万人をピークに緩やかな減少傾向となっており『堺市 まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成 28 年）に示された人口ビジョンによれば、将来推計人口として 2040 年には 72.0 万人にまで減少するとされています。

また財政面では、財政構造の硬直化を示す経常収支比率が年々上昇し、市債残高も増加し続けるなど財政状況は非常に厳しいものとなっています。

このような社会経済情勢の変化、市民ニーズや行政課題が多様化・高度化し、公共サービスに求められる範囲が拡大する中、また生産年齢人口の減少による税収の減少や、超高齢社会の進展による社会保障関係費の更なる増加に対応するためには、人材や財源など限られた経営資源のもとで、行政主体によるサービスの提供だけでは解決を図ることが困難となっています。

このため、行政だけでなく、市民や地域団体、NPO 法人、民間事業者等の多様な主体が連携・協働することにより、ともに公共的課題の解決をめざす必要が生じています。

(2) 上位計画

「計画の位置づけ」に示したように、本計画は堺市緑の基本計画を上位に置き、都市公園の管理運営等（必要な再整備を含む）にかかる計画として位置づけています。その主な内容は、以下のようになります。

●堺市緑の基本計画の目的

本市における今後の緑の保全・創出・育成に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したもので、本市の緑のあるべき姿とそれを実現するため、今後取り組むべき施策の指針となるものです。

●堺市緑の基本計画における都市公園のパークマネジメントについての考え方

都市公園の管理運営について、人口減少・高齢化などの社会情勢の変化、市民ニーズの多様化へ対応が必要とされる中では、公園を柔軟に使いこなす発想により、公園の整備、管理運営を一層進め、地域のため、市民のために公園の持つ機能を最大限に発揮させることが必要とされています。

また、堺市緑の基本計画において、以下の都市公園に関わる具体的な施策と事業を位置づけています。

●施策 2-1 拠点となる緑を育みます

事業名：大規模な都市公園のパークマネジメント

●施策 3-2 身近な緑の創出を進めます

事業名：小規模な都市公園のパークマネジメント

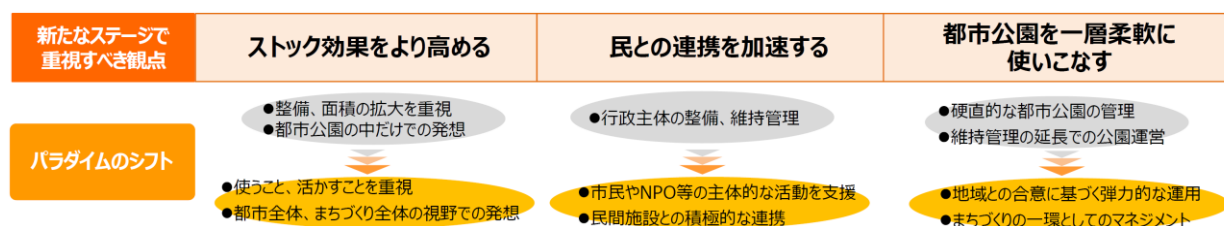
(3) 国の動き

1) 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ

『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書』（平成 28 年 5 月 国土交通省）では、都市を取り巻く社会状況の変化として次の点が指摘されています。

- ・ 少子高齢化と人口減少
- ・ 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり
- ・ 地方の活性化と大都市のグローバル化
- ・ 社会資本の整備と老朽化の進行
- ・ 財政面、人員面の制約の深刻化
- ・ 国民の価値観の多様化

こうした変化を背景として、これからの緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべきだとした上で、その際にとくに重視すべき観点として「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の 3 つを掲げています。



さらに国土交通省は、市民の暮らし、都市の活力を支える都市公園の多様な機能として、次のような都市公園の機能を示しています。



「市民の暮らし、都市の活力を支える都市公園の多様な機能～都市公園のストック効果～」

(国土交通省 HP より)

2) 都市公園法等の改正

上述した最終報告書等を背景として、平成 29 年（2017 年）6 月、都市公園法が一部改正され、民間事業者による公共還元型の便益施設の公募設置管理制度（Park-PFI）創設や公園運営に関する協議会の設置などが新たに法令で位置づけられました。

これにより、都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくために必要な施策を総合的に講じることがめざされています。

また、待機児童解消の取組の強化に向け、国家戦略特区内で先行して実施されていた保育所等の社会福祉施設の占用許可の特例が一般措置化されました。

4.堺市の公園の現状

(1) 堺市の公園の歴史

本市で最も古い都市公園は、明治6年（1873年）に開園した大阪府営浜寺公園で、これは日本でも最初期の公園の一つに数えられます。

本市が管理する都市公園で最も古いのは大浜公園で、明治12年（1879年）に開園し、水族館、公会堂、潮湯、海水浴場、料理旅館や土産物屋なども設置され、当時は、関西有数のレジャー地として賑わいました。

昭和22年（1947年）には戦災復興計画に大仙公園、戎（ザビエル）公園が位置づけられ、昭和24年（1949年）に戎（ザビエル）公園を、昭和42年（1967年）には大仙公園を開園しました。世界最大の墳墓である仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳を取り囲むように位置する大仙公園は、「日本の歴史公園100選」にも選ばれました。

昭和30年代には、運動公園である金岡公園を開園し、現在もスポーツの拠点としての役割を果たしています。

昭和40年代から50年代には、宅地開発が急激に進み、新住宅市街地開発事業等によって市民の身近な場所に多くの公園が整備されました。泉北ニュータウンの開発に伴って鴨谷公園や荒山公園、新檜尾公園などの大規模な公園が整備されて市民の暮らしを支えてきたほか、公園と駅・近隣センター等を緑道で結ぶことにより、市民が安心して暮らせる都市の整備を進めてきました。

また、平成に入ってから、里山での堺自然ふれあいの森、大仙公園における平成の森を整備するなど市民との協働による森の保全と創出を推進してきました。

加えて最近では、原池公園の野球場整備、大浜公園の体育館や原山公園の再整備など新たに魅力的な施設整備にも取り組んでいます。

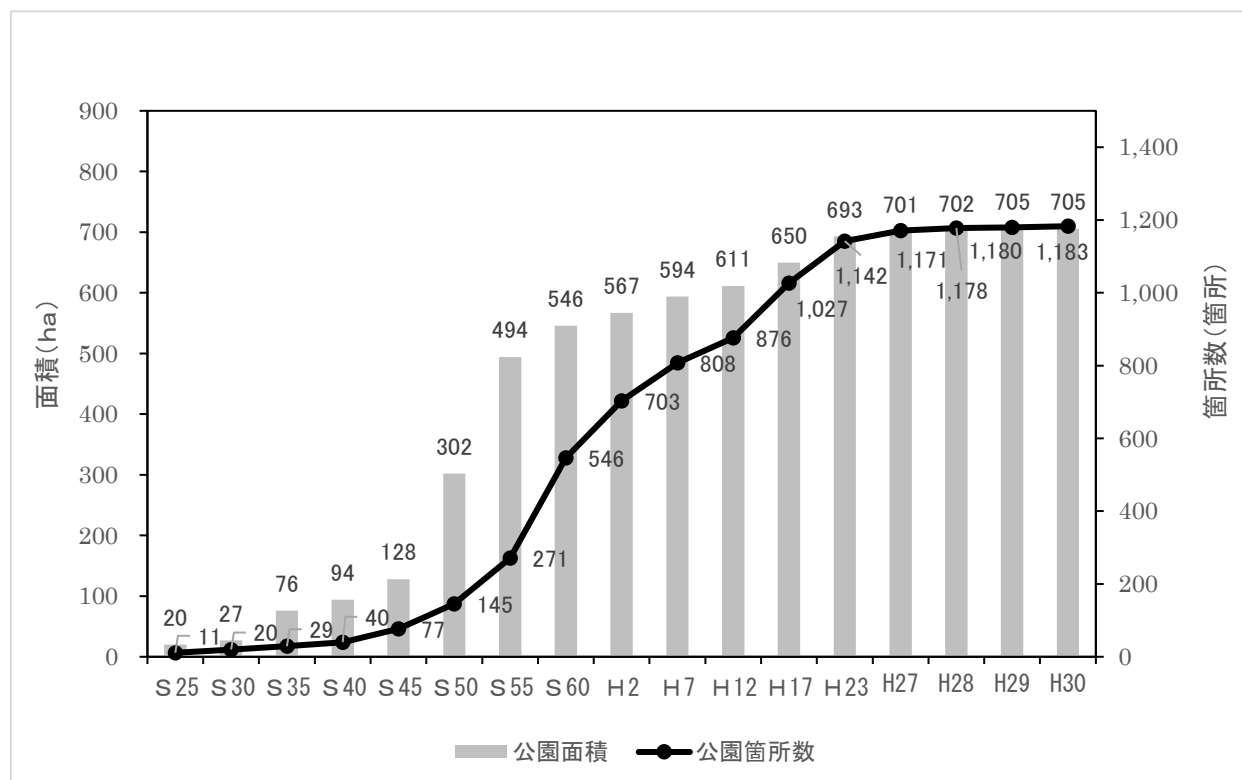
(2) 堺市の都市公園の現状

1) 面積・箇所数

本市の都市公園は、平成31年（2019年）3月31日現在で1,183か所、総面積約705ha、市民1人あたり面積は、8.51㎡となっており（大阪府営公園2か所、約140haを含む）、近年の箇所数・面積の推移は横ばい傾向にあります。

こうしたことから、堺市緑の基本計画では、「今後は、区域間のバランスと特性や公園ごとの役割に配慮しながら、身近な歩いて行ける小規模な公園から大規模な公園まで、重点的に整備する公園緑地を定め、地域のニーズを踏まえて計画的に事業を推進する」こととしており、令和3年度（2021年度）末までに約720haの都市公園を開設することを目標としています。これにより市民1人あたり面積は8.7㎡/人を見込んでいます。

<都市公園の整備状況>（平成31年3月31日現在）



種別				箇所数	面積(ha)	1人当り(m ²)
市管理の都市公園	住区基幹公園	街区	公共緑地	61	0.61	0.01
			広 場	391	6.63	0.08
			幼 児	363	18.78	0.23
			街 区	260	59.84	0.72
			小 計	1,075	85.86	1.04
		近 隣		38	98.82	1.19
		地 区		9	36.39	0.44
		小 計		1,122	221.07	2.67
	都市基幹公園	総 合		6	96.24	1.16
		運 動		2	25.12	0.30
		小 計		8	121.36	1.46
	特殊公園	風 致		3	28.11	0.34
		歴 史		1	0.91	0.01
		墓 園		1	14.74	0.18
		小 計		5	43.76	0.53
	公 園 合 計			1,135	386.19	4.66
	緑 道			11	55.42	0.67
	都 市 緑 地			33	99.95	1.21
	緩 衝 緑 地			1	6.43	0.08
	都 市 林			1	17.19	0.21
緑 地 合 計			46	178.99	2.16	
合 計			1,181	565.18	6.82	
大阪府管理 広域公園				2	140.30	1.69
全体合計				1,183	705.48	8.51

【参考】堺市の都市公園の種別

種別	内 容
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能や規模から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園。
公共緑地	街区公園のうち、昭和 54 年～59 年まで堺市宅地開発等指導要綱で定められ開発により設置された、面積 48 ㎡以上のもの。
広場	街区公園のうち、面積 90 ㎡以上 300 ㎡未満のもの。
幼児公園	街区公園のうち、面積 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満のもの。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
都市基幹公園	主として1つの市町村の区域内に居住するものの安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。
特殊公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする。
風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。
歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。
墓園	墓園とは、自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地である。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植栽帯及び歩行者路を主体とする緑地。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生減地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市林	主として動植物の生息地または生息地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

出典：堺市緑の基本計画、堺市公園統計資料

2) 都市公園の整備の状況

本市では高度経済成長期の新住宅市街地開発事業等にもなう公園整備などにより、昭和 40 年代後半から急速に都市公園の面積及び箇所数を増やしてきました。「阪神・淡路大震災」以降は、延焼防止や避難場所・救出救助活動拠点といった都市公園の防災機能の重要性があらためて認識され、本市でも、防災機能を強化するため、防災倉庫や防災トイレなどを整備しています。また、『堺市地域防災計画（平成 30 年 2 月）』では、広域避難地として浜寺公園や大泉緑地、大仙公園、大浜公園、金岡公園、大蓮公園など市内の主な都市公園及びその周辺を指定しています。

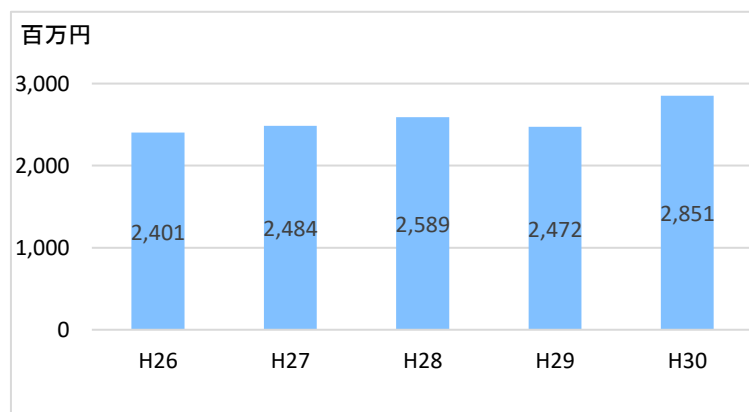
3) 都市公園の維持管理の状況

本市では、昭和 37 年（1962 年）に公園指導員制度が発足し、地域の都市公園の維持管理を地域で取り組む体制を整えました。昭和 44 年（1969 年）には公園愛護会に改称し、現在では、大部分の都市公園を公園愛護会と市の協働により維持管理し、花のボランティアなど市民による緑化活動を推進しています。また、一部の都市公園では指定管理者制度を導入し、民間事業者や NPO 法人等との公民連携により管理運営しています。

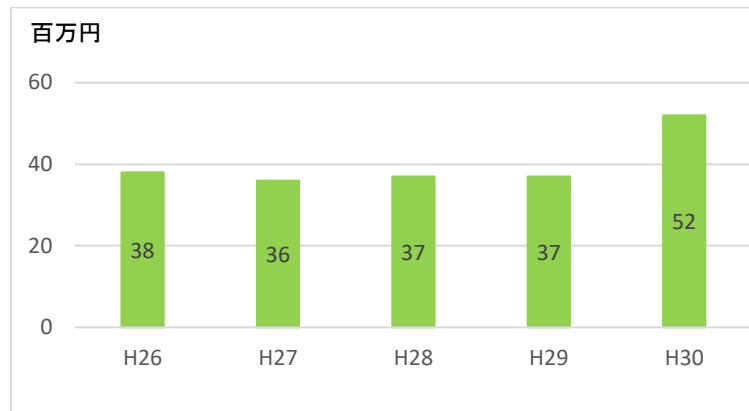
維持管理費については、近年は都市公園や公園施設の数が増えていないためほぼ横ばいですが、整備から 30 年以上経過する都市公園が多く公園施設の老朽化が進行することなどから、次第に維持管理費が増加すると見込まれます。

また、都市公園における歳入としては、公園占用料及び使用料が微増傾向にありますが、本来的に公共施設であるため大きな収益を得られる施設ではなく、維持管理費を都市公園自体の収入により賄えるものではありません。

このことから、適正な維持管理を行うためには、新たな財源の確保や維持管理の効率化による経費の縮減が必要となっているため、今後急速に老朽化を迎える公園施設に対して、アセットマネジメントの手法を取り入れた効率的・効果的な公園施設の長寿命化計画を策定し、計画的に事業に取り組み、ノウハウや資金といった民間活力の導入を推進しています。



＜年度別維持管理費＞



＜都市公園にかかる年度別歳入＞

4) 都市公園の利活用のあり方

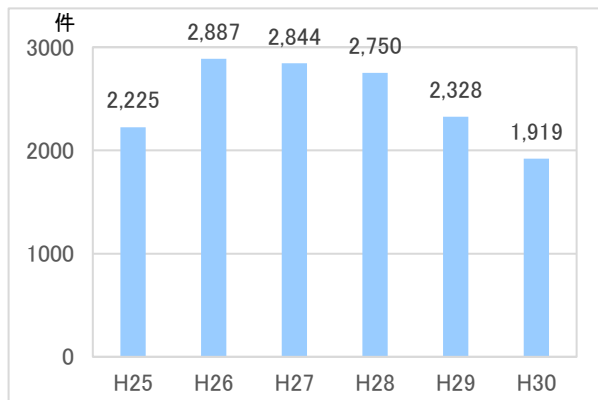
本市では、これからの公共サービスのあり方について、行政と学識経験者、市民、民間事業者等が意見交換を行う「新しい公共ガバナンス推進会議」を設置しています。ここで平成 28 年度から 29 年度(2016～2017 年度)にかけて行われた都市公園の利活用のあり方についての意見交換を踏まえ、本市では「地域力の活用による公園の管理運営」、「民間活力を導入した公園の管理運営」のふたつの施策を積極的に推進することとしました。

「地域力の活用による公園の管理運営」では具体的な取組として、地域力を活かしたマネジメントの仕組みの構築、都市公園の利活用に係る条件緩和、「民間活力を導入した公園の管理運営」では、花の見どころ公園（白鷺公園、荒山公園、東雲公園、浅香山緑道）等での民間事業者等による一括管理運営、運動公園（原池公園、金岡公園）での体育館などの指定管理者等と連携した取組の実施、民間事業者による収益施設の運営を推進することとしています。

(3) 市民ニーズ等の状況

1) 公園への意見・要望

本市に寄せられる意見・要望の件数について整理すると、平成 26 年度には 3,000 件弱あったものが、平成 30 年度には 1,900 件あまりとなっています。本市では年 4 回の公園パトロールを実施し不具合への対応を行っているほか、樹木剪定や除草などは適切な時期に対応するよう努めて減少傾向にはあるものの、依然として多くの意見・要望等が寄せられています。



＜年度別意見・要望件数＞

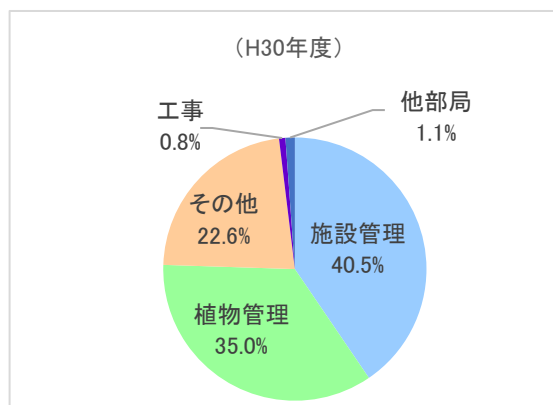
その内訳は、「施設管理に関すること（40.5%）」、「植物管理に関すること（35.0%）」、「その他（22.6%）」などとなっています。

具体的な意見・要望の内容は、施設管理に関する意見・要望（40.5%）では、「照明灯（不点灯等）」、「側溝等の詰まり・清掃」等について寄せられています。

また、「注意看板の設置依頼」もみられ、利用者のマナーに関わる意見も多いことがわかります。

植物管理に関する意見・要望（35.0%）では、「樹木剪定」に関するものが最も多く、そのほか「除草（清掃）」、「倒木・枯木撤去」などとなっています。

その他の意見・要望（22.6%）では、「放置車両等」、「不法投棄」、「害虫駆除」のほか、「落書き」など内容は多岐にわたります。



＜意見・要望の分類＞

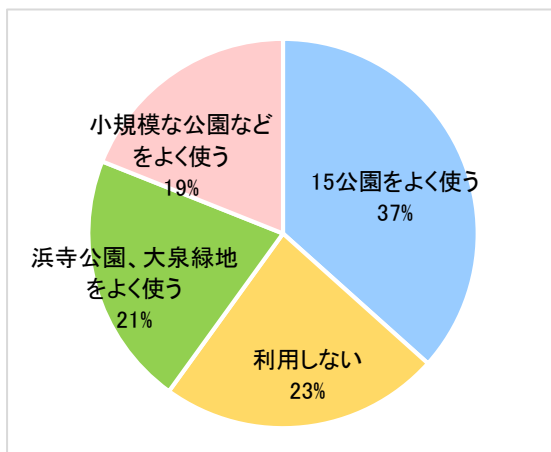
2) 市民アンケート（WEB アンケート・市政モニターアンケート結果）

（平成 29 年 11～12 月に実施 回答数 2,475 名）

① よく利用する公園

市内でよく利用する公園として、先行的に取り組む「15 公園」の割合が約 4 割と最も多く、次いで大阪府管理の公園（大泉緑地、浜寺公園）、身近で小規模な公園の順によく利用されています。

利用しない人も 4 分の 1 を占めていますが、市内を代表する公園を中心に公園がよく利用されていることがわかりました。

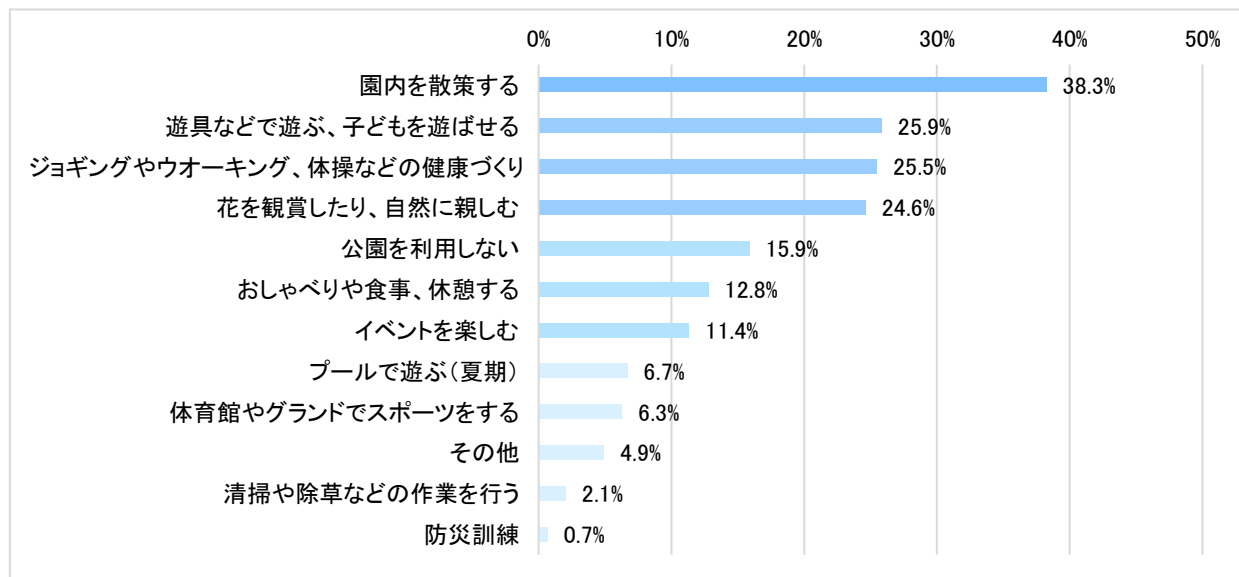


＜よく利用する公園＞

② 公園での過ごししかた

公園での過ごし方については、「園内を散策する」が38.3%と最も多く、「遊具などで遊ぶ、子どもを遊ばせる」、「ジョギングやウォーキング、体操などの健康づくり」、「花を觀賞したり自然に親しむ」などもそれぞれ25%前後で多くなっています。

この結果から、公園はのんびり過ごす場所、子育てや健康増進の場所として市民に親しまれているといえます。

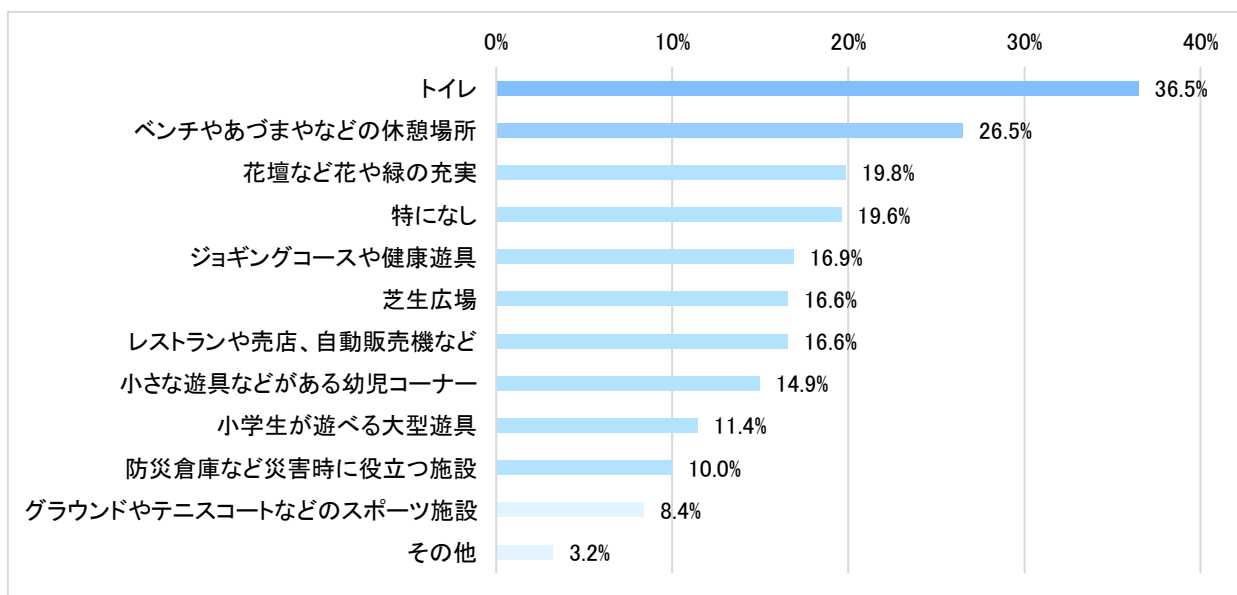


＜公園での過ごししかた＞

③ 公園に欲しいもの

公園に欲しいものとしては、「トイレ」が36.5%、「休憩場所」が26.5%と高くなっています。次いで「花や緑」や「芝生」といった緑の充実、「ジョギングコースや健康遊具」や「レストランや売店、自動販売機」といった施設の充実が望まれています。

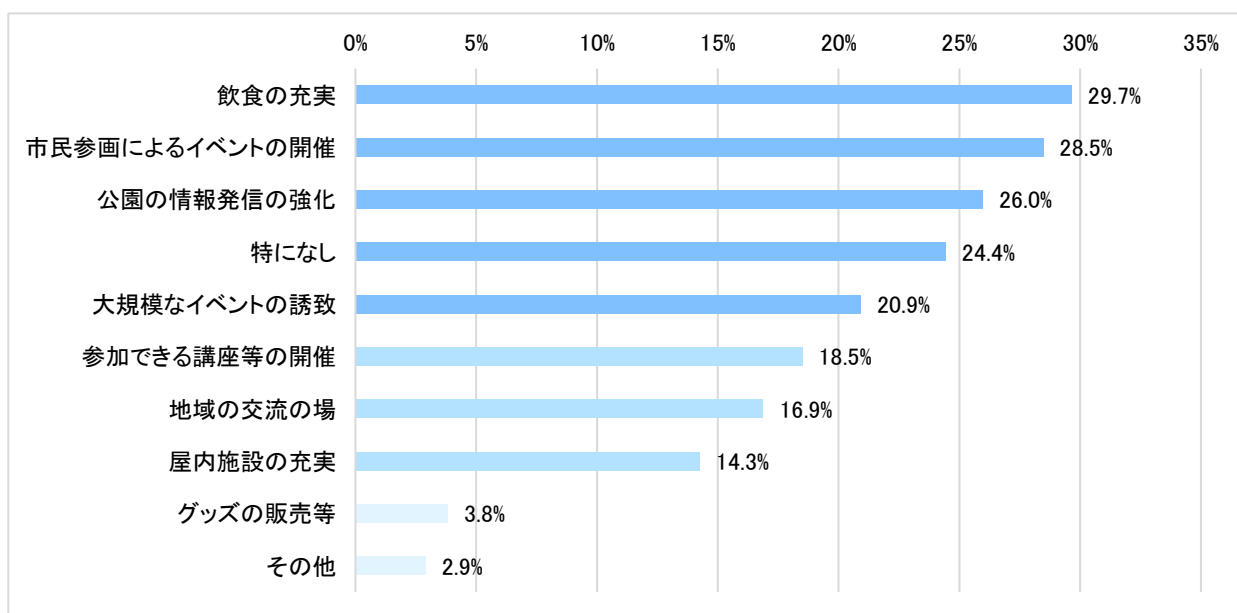
市民が公園を快適に利用するために、休憩施設や便益施設、花や緑などが求められていることがわかりました。



＜公園に欲しいもの＞

④ 既存施設を活用するために必要な取組

既存公園を利活用するために必要な取組として、「飲食の充実」、「市民参画によるイベントの開催」、「公園の情報発信の強化」といった意見が、いずれも3割近くの人に求められています。



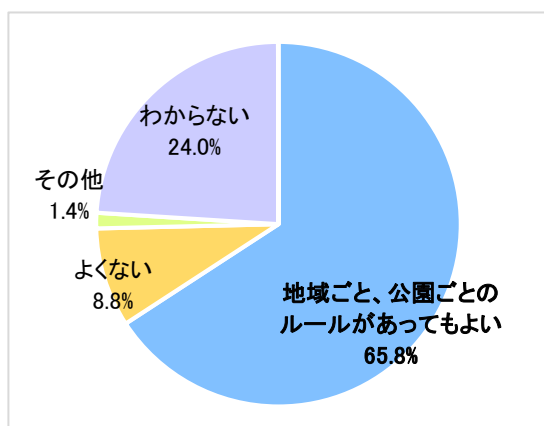
＜公園の利活用に必要な取組＞

⑤ 公園の利用ルールや機能分担について

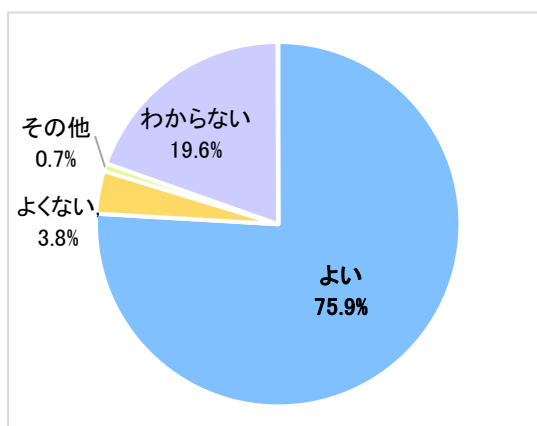
市が設けた画一的な公園の利用ルールではなく、ボール遊びや占用利用などについて地域ごと公園ごとの利用ルールを設けることは、65.8%の人が「あってもよい」と答えています。

また、公園によって、遊具の公園、花の公園、広場の公園など特色を持たせ、地域全体で公園の機能分担を行うことについて「よい」と回答した方が4分の3を超えています。

公園の利用ルールや機能分担について、地域主体で考えていくことについて概ね市民の賛同が得られているといえます。



＜公園の利用ルールについて＞



＜公園の機能分担について＞

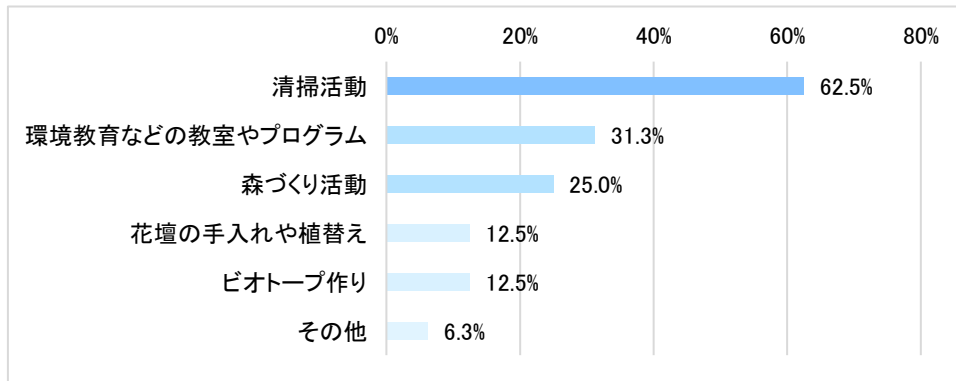
3) 市内企業アンケート

(平成 29 年 11～12 月に実施 回答数 82 社)

① 企業 CSR（社会貢献活動）について

公園を活用した CSR 活動について、19.6%の企業が興味を示しています。

その内容は「清掃活動」が 62.5%、「環境教育などの教室やプログラム」が 31.3%、「森づくり活動」が 25.0%などとなっており、公園は企業の社会貢献の場としての活用可能性が見込まれると考えられます。



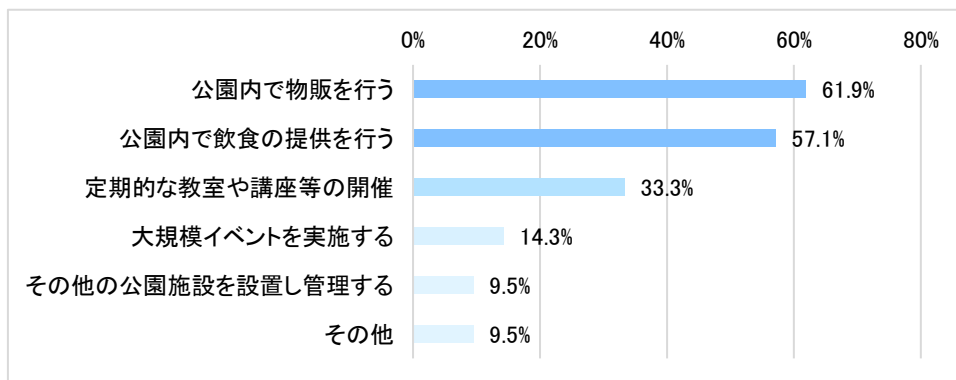
<実施したい CSR 活動>

② 企業活動（営業活動等）について

公園を活用した企業活動について、25.6%の企業が興味を示しています。

その内訳は、コンビニや売店、遊び道具や本、雑貨、土産物等の「公園内で物販を行う」ことが 61.9%、レストラン、カフェ、ケータリングカー等の「公園内で飲食の提供を行う」ことが 57.1%と高くなっています。

企業の営業活動の場としては、物販・飲食関連の活用可能性がうかがえます。

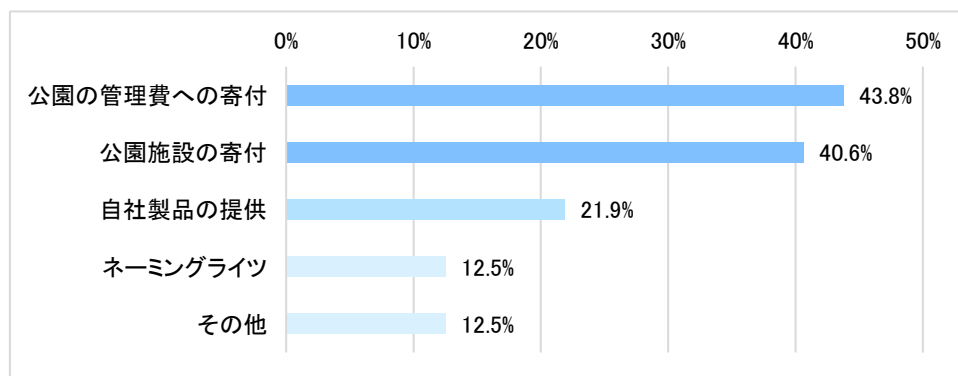


<企業活動等>

③ 寄付等について

公園への寄付等について、39.0%の企業がやってみたいと回答しています。その内容は、「管理費への寄付」が43.8%、遊具、ベンチ、時計、記念樹木、花壇など「公園施設への寄付」が40.6%と高くなっています。

現状では公園への寄付行為は多くないのが現状ですが、寄付の募集や受入れ体制を整備することで公園への寄付が増えることが期待できます。



＜実施したい寄付等＞

5.堺市の公園の現状のまとめと課題

都市公園を取り巻く社会的な状況や現状から、次のような課題がみえてきました。

●都市公園の整備と保全・活用

現状

本市の都市公園は、平成 30 年度（2018 年度）末現在で 1,183 か所、総面積約 705ha（大阪府管理の公園を含む）となり、市民 1 人あたりの都市公園面積は 8.51 m²となっています。

今後も計画的に公園整備を推進し、令和 3 年度（2021 年度）末には市民 1 人あたり 8.7 m²をめざしています。また、堺市公園条例で定められた市民 1 人あたりの都市公園面積 10.0 m²以上の確保をめざし、整備を継続します。

これらの都市公園の中には、大仙公園など歴史文化資源を活かした公園、白鷺公園や荒山公園など花の魅力を持つ公園、金岡公園や原池公園などスポーツ施設を持つ公園、大蓮公園など風致に配慮した公園などそれぞれに特徴を持ったものがあります。

また、すべての都市公園は延焼防止や避難場所・救出救助活動拠点として防災機能を果たします。本市では、市内の主な都市公園を広域避難地として指定するほか、防災機能を高める公園施設の整備に取り組んでいます。

課題

今後は、堺市緑の基本計画に基づき公園の配置や地域全体での公園機能のバランス等も考慮しながら、目標とする公園面積を確保するよう公園整備を行っていくことが重要です。

また、これまで整備を進めてきた都市公園の保全・活用が重要です。市民アンケートから、本市を代表する大規模な公園だけでなく、小規模な公園もよく利用される傾向が明らかであり、今後も都市公園が市民の暮らしを支える場としての役割を果たしていく必要があります。

このために、これまで整備してきた都市公園を本市の重要な財産として、都市公園の持つ歴史・文化や自然資源を保全し、花や緑の豊かな環境を形成していくことが大切です。

また、災害から市民の暮らしを守るために、公園の持つ防災機能を市民に知ってもらう機会を設けるなど、市民の防災意識の向上によって地域の防災機能をより一層高める必要があります。



花や緑の豊かな公園



公園の防災施設

●都市公園の維持管理

現状

公園の維持管理に関する意見・要望が年間 1,919 件（H30 年度）寄せられています。その中で、特に施設や植物の管理などに意見・要望が多いのが現状です。

さらに、市民アンケートからは、公園に充実してほしい施設として、トイレ、ベンチ等の休憩施設、花や緑など公園の基本的な施設への要望が多くみられます。

また、設置から 30 年以上が経過し、今後も施設の老朽化が見られる公園施設が増え、維持管理費は増加が見込まれるため、公園施設の長寿命化計画等を策定し計画的に事業に取り組んでいます。

一方、公園の約 7 割は 1,000 ㎡未満、約 4 割は 300 ㎡未満であり、これらを適切に管理していく必要があります。

課題

これまでも安全で安心して快適に都市公園を利用できるよう維持管理に取り組んできましたが、市民からは、より一層管理水準を向上し、より快適に利用できることが求められています。

特に、市民アンケート結果によると、市民は公園で散策やジョギング、ウォーキングなどの健康増進活動をしたり、遊具などで遊んだり、子どもを遊ばせたりして利用しています。

そのため、今後も市民が安全で安心して子育てや健康増進に利用できるよう、『堺市公園施設長寿命化計画』等に基づき、公園施設を適切に維持管理し、市民が安心して利用できる都市公園として、魅力を高めることが課題です。

特に、小規模な公園については、人口減少・高齢化などに伴い利用者の減少や利用形態の変化への対応が求められています。

地域のニーズに応じて、公園施設の機能特化や都市公園の再整備、再編成なども視野に入れ、都市公園を有効活用することが重要です。

公園施設の老朽化等に伴い、維持管理費は年々増加することが見込まれますが、人口や税収の減少など財政に厳しい状況があるため、新たな財源を確保するなど、今後どのように予算を確保するかが大きな課題です。

そのため、早期に公園施設の長寿命化計画等に基づいた事業を実施することで、公園利用者の安全を確保しつつ、公園施設のライフサイクルコストの縮減、維持管理費を平準化することが必要です。

また、市民参画や民間活力の導入による効率的な維持管理の手法を取り入れることも重要です。



あまり使われていない街区公園



遊具点検の様子

●都市公園の賑わい創出

現状

国は都市公園の新たなステージの観点のひとつに「都市公園を一層柔軟に使いこなす」を掲げており、維持管理中心の管理運営から、公園の活用に転換しています。

本市は、これまで維持管理中心の公園管理運営を行ってきました。堺市緑の基本計画では、今後は公園サービスを提供し、公園の活性化を図ることをめざしています。

大仙公園では、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に伴い、公園での賑わい創出が期待されています。

また、市民アンケートからは、公園の利活用を進めていくための取組として「飲食の充実」「市民参画によるイベントの開催」「公園の情報発信の強化」が上位に挙がっています。

課題

大仙公園や大浜公園、ザビエル公園等の歴史資源を活かし、観光拠点として海外からの来訪者を含め、多くの利用者を受け入れる体制の構築や、イベントの開催・情報発信の充実なども課題です。

また、金岡公園や原池公園をはじめとする公園の運動施設を活かしたスポーツを楽しむ機会の創出や花の見どころを活かした季節のイベント等の開催等、都市公園を活性化させ、賑わいを創出することが今後の課題です。



大仙公園のイベント

●地域力を活かした地域主体の公園管理運営

現状

本市ではこれまでも公園愛護会や花のボランティア団体等、地域の方々との協働による公園管理を行ってきましたが、都市公園法の改正において、公園協議会の設置など地域主体で公園管理運営を行っていく仕組みが示されました。

本市でも「新しい公共ガバナンス推進会議」を踏まえ、都市公園の利活用のあり方のひとつに「地域力の活用による公園の管理運営」を推進することとしています。

課題

公園愛護会や学校、NPO 法人、地域団体など地域の団体との連携を強化し、公園協議会の設置や公園ボランティアの拡充など、地域主体の公園管理や活用を進めることが重要です。

公園の利用については、これまでは市内一律の利用ルールで都市公園を管理運営してきましたが、市民アンケートでは公園ごとのルールの設定について肯定的であり、地域の状況に応じて柔軟な都市公園の利用ルールを構築することやその運用が課題です。



ボランティア活動

また、市民参画によるイベントの開催や公園の情報発信の強化などは市民のニーズが高く、利用ルールの構築等とあわせて、地域主体で取り組むことが重要です。

●公民連携の推進

現状

国は都市公園の新たなステージの観点のひとつに「民との連携を加速する」を掲げており、行政主体の整備、維持管理から、市民や市民活動団体（NPO 法人等）、民間施設と積極的な連携に転換しています。また、都市公園法の改正によって民間事業者の参画による公園施設の設置など賑わいを創出する施設の設置も行いやすくなりました。

本市でも、平成 30 年の堺市緑の基本計画の改定の際には、地域ニーズを踏まえた計画的な整備や、多様な主体との連携・協働により経営的視点・利用者の視点に立ったサービスの提供、公園の活性化が示されました。

市内企業アンケートからは、清掃等の社会貢献活動（CSR）、飲食や物販の提供などの企業活動、都市公園への寄付等に関心のある企業もあることがわかりました。

課題

より魅力的で、都市の賑わいの拠点となるような都市公園としていくためには、多様な主体との連携・協働が必要となっています。

公募設置管理制度（Park-PFI）の導入など、PPP/PFI 制度の活用により、新たな公園施設の整備を行ったり、指定管理者制度などとあわせて民間事業者により公園管理運営を進めたりすることで、飲食や物販、様々なプログラムなど市民のニーズに対応したサービスの提供が必要です。



公園内のカフェ

また、市内の民間事業者等の意向を踏まえ、社会貢献活動や企業活動、寄付などの企業が参画しやすい制度や、活躍の場を提供し、都市公園への民間事業者等の参画を進めることが重要です。

これらを通じた様々なかたちでの公民連携により、財政的にバランスが取れた公園整備・管理運営を継続的に進める必要があります。

6.堺市の公園の役割と仕組み

国土交通省は、国民の暮らし、都市の活力を支える都市公園の多様な機能として、観光、活力、子育て、防災、環境、景観、文化を掲げています。また多様な機能を引き出す工夫として、民間活力や市民参画の推進をめざしています。

本市では、これらの機能に加え、「地域力の活用」や「民間活力の導入」に視点をおきます。また、超高齢社会に対応するため市民の「健康増進」を都市公園で支えることや「スポーツに親しむ」ことも重視し原池公園野球場の整備や大浜体育館の再整備を行っています。

本計画においては、次のような役割を特に伸ばしていく計画とします。

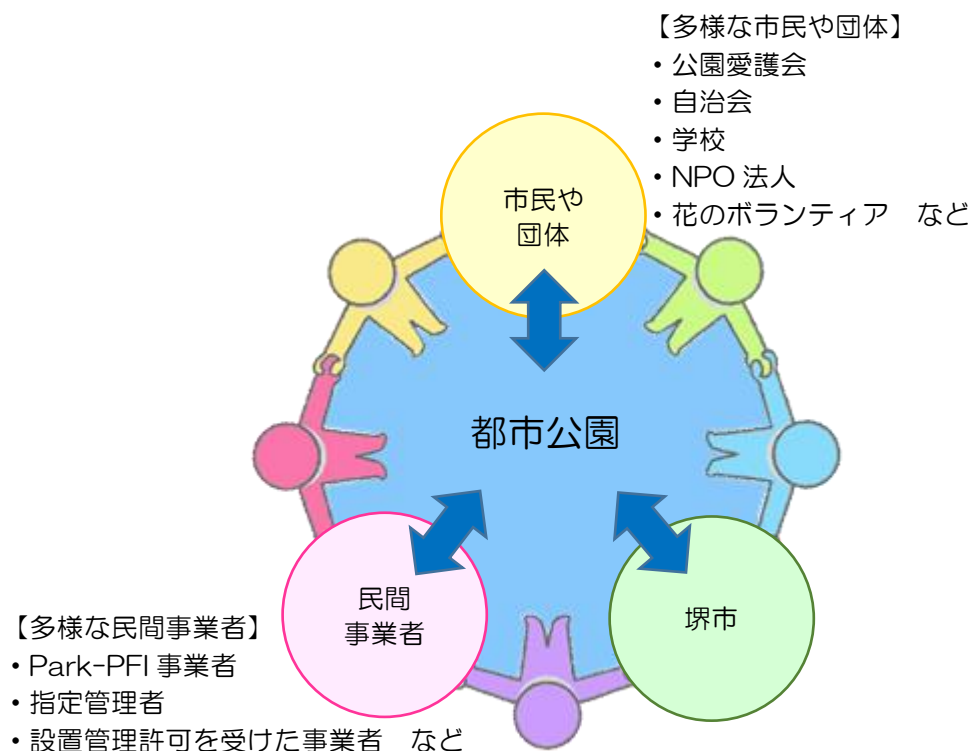
(1) 堺市の公園の役割

- 歴史・文化：地域の歴史や文化を伝えます
- 環境・景観：地域の自然環境を保全し、美しい景観を創出します
- 防 災 ：災害から市民を守ります
- 子 育 て ：公園がレクリエーションの場となり、子育てを支えます
- 健康・スポーツ ：スポーツの機会を提供し、市民の健康寿命を伸ばします
- 地 域 力 ：公園の賑わいにより地域を元気にします
- 観 光 ：本市を代表する観光拠点として広域的な賑わいをつくれます



(2) 公園管理運営の仕組み

上記の役割を果たすためには、本市だけでなく、公園愛護会や自治会、学校、利用者グループなどの多様な市民や団体、指定管理者や Park-PFI 事業者等の民間事業者などの参画を得ながら、都市公園の適切な維持管理や公園の活性化に取り組む必要があります。



＜市民や団体、民間事業者、行政の連携のイメージ＞

第2章 全体計画

1.めざすべき公園の未来とパークマネジメントの基本方針

(1) めざすべき公園の未来

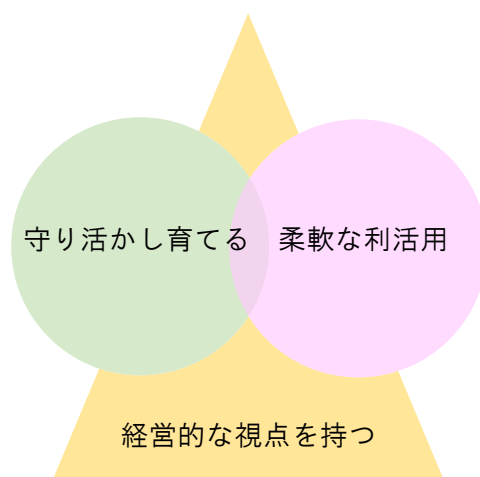
本市の都市公園は市民の重要な財産であり、安全で安心して快適に利用できる管理運営を行い、今後ますます多様化する都市公園への期待やニーズに対応するため、行政だけではなく多様な主体との連携・協働により利用者の視点に立った利活用を進める必要があります。

このため、市民、民間事業者、各種団体等幅広い立場での管理運営への参画を推進し、市民の笑顔をつなぎ、未来につながる、誇りの持てる公園を実現するため、本市のめざすべき公園の未来を次のとおり定めます。

【めざすべき公園の未来】 **みんなで創る公園の未来**

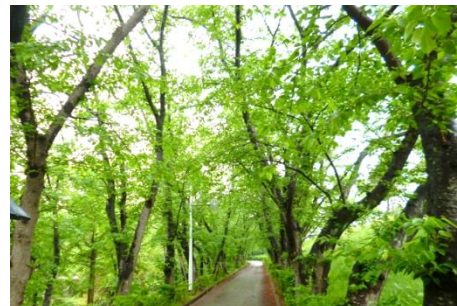
(2) 基本方針

めざすべき公園の未来を実現するために、今ある都市公園のストックを大切に守り育て、さらに公園の賑わいを創出するために柔軟に利活用することめざします。そのために必要な多様な主体の参画を促すため、経営的な視点を持って都市公園のマネジメントを行います。



【基本方針1】 守り活かし育てる

都市公園の持つ豊かな自然環境、美しい景観、防災としての空間、様々な歴史・文化資源を守りながら、都市公園を適切に管理運営し、すべての人が安全・安心で快適に利用できるよう都市公園の魅力を向上させます。



緑道(西原公園)

【基本方針2】 柔軟な利活用

都市公園の魅力を活かし、都市の観光・スポーツ・イベント等の拠点として活用します。また、健康増進や子育ての場としてや地域コミュニティの拠点として活用するため、市民やNPO法人、地域団体等と連携しながら、新たな公園利用を促進し、都市公園から周辺の賑わいに寄与します。



イベント(大仙公園)

【基本方針3】 経営的な視点を持つ

都市公園の魅力を向上させ、賑わいを創出するために、経営的な視点を持って利用者の増加や満足度向上に取り組み、また新たな財源の確保や維持管理費の縮減を図ります。

このため、地域力を活かして市民の参画を促したり、民間活力を導入したりするなど、多様な主体と連携した新たな管理運営体制の構築に取り組みます。



キッチンカー(大仙公園)

2.取組方針

基本方針を具体化するための取組方針を、次のように定めます。

基本方針 1. 守り活かし育てる

都市公園の持つ豊かな自然環境、美しい景観、防災としての空間、様々な歴史・文化資源を守りながら、すべての人が快適に利用できるよう都市公園の魅力を向上させます。

＜取組方針＞

- 1-1. 堺の歴史・文化の保全・活用
- 1-2. 花や緑の保全育成や生き物や景観にも配慮した豊かな環境の形成
- 1-3. 災害から暮らしを守る防災機能の強化
- 1-4. 子育てや健康増進など、子どもから高齢者まで、すべての人が使える公園の整備
- 1-5. 公園施設の更新による公園の魅力向上

基本方針 2. 柔軟な利活用

都市公園の魅力を活かし、都市公園を観光・スポーツ・イベントの拠点、地域コミュニティの拠点とするため、市民やNPO法人、地域団体等と連携しながら、新たな公園利用を促進し、都市公園から賑わいを創出します。

＜取組方針＞

- 2-1. 観光拠点としての集客力の向上
- 2-2. スポーツやイベントの場としての活用
- 2-3. NPO法人や市民、地域団体等と連携した都市公園の活用の推進
- 2-4. 地域や公園の特性に応じた公園ローカルルールなどの運用実施
- 2-5. 公園管理における人材の育成

基本方針 3. 経営的な視点を持つ

都市公園を守り育て、賑わいを創出するために、経営的な視点を持って民間活力等の導入や新たな管理運営体制の構築に取り組み、新たな歳入の確保や維持管理費を縮減します。

＜取組方針＞

- 3-1. 民間活力導入による公園施設の整備や管理運営
- 3-2. 民間事業者による多様なサービスの提供
- 3-3. 参画企業の積極的な受入れ
- 3-4. 公園の新たな管理運営体制の確立
- 3-5. 小規模な公園の再整備・再編成

■取組方針に基づく取組の例

取組方針を受けて実施する取組は、例えば次のようなことがらが考えられます。

【基本方針 1】 守り活かし育てる

番号	取組方針	主な取組	取組の例
1-1	堺の歴史・文化の保全・活用	①歴史・文化資源の保全	百舌鳥古墳群等をはじめとする歴史資源等の保全、堺の歴史や文化を伝える場としての活用
		②歴史・文化情報の発信	ボランティアガイド等による解説やツアー、HP やマップ、案内板の充実、外国語表記
1-2	花や緑の保全育成や生き物や景観にも配慮した豊かな環境の形成	①緑の保全育成	豊かな緑の保全育成、市民参画による里山の保全、都市の景観を形成する美しい緑の保全
		②花による景観形成	花の見どころ公園（浅香山公園、白鷺公園、荒山公園、東雲公園）等の花による景観形成
		③生物多様性への配慮	生物生息環境の保全、緑のネットワークの確保
		④緑化推進の普及啓発	「パートナーシップ花壇承認制度」などの充実
1-3	災害から暮らしを守る防災機能の強化	①防災施設の充実	防災トイレや防災倉庫等の設置、延焼防止に配慮した植栽
		②防災訓練の実施	地域での防災訓練の実施（防災トイレ、かまどベンチ体験、防災意識の向上等）
1-4	子育てや健康増進など、子どもから高齢者まで、すべての人が使える公園の整備	①ユニバーサルデザインの推進	バリアフリー化の推進、多目的トイレの設置
		②休憩施設や遊具等の充実	幼児用遊具・大型遊具設置、レストルーム（授乳室等）の設置
		③健康増進の推進	健康遊具の設置、健康増進プログラムの実施
1-5	公園施設の更新による公園の魅力向上	①長寿命化計画に基づく公園施設の見直し	計画的な公園施設の改修や改善
		②地域ニーズをとらえた公園や公園施設のリニューアル	公園施設の更新、公園全体のリニューアル

【基本方針 2】 柔軟な利活用

番号	取組方針	主な取組	取組の例
2-1	観光拠点としての集客力の向上	①各種イベント等の開催	季節の花のイベント、イルミネーション等市が開催するイベントや民間企業が開催するイベントの誘致
		②多様な利用者の受入れ	外国人観光客(インバウンド対策)、国内からの来訪者、多言語対応の施設案内遠足、修学旅行等の団体、手荷物預かりサービス
		③公園情報発信の充実	マップ、パンフレット、HP・SNS 等による公園情報の発信、多言語対応
2-2	スポーツやイベントの場としての活用	①スポーツ大会の開催	各種スポーツ大会の誘致、開催
		②公園施設を活かしたイベントの開催	有料スポーツ教室、コンサート、マルシェ等、飲食を楽しむイベント等の開催
2-3	NPO 法人や市民、地域団体等と連携した公園の活用の推進	①地域主体の管理運営	自治会、公園愛護会、NPO 法人や地元企業等による地域主体の管理運営
		②地域でのイベント等の実施	地域のお祭り、防災イベント、夏祭り等公園の活用を周知し、促進
2-4	地域や公園の特性に応じた公園ローカルルールなどの運用実施	①公園のローカルルール構築を推進	ボール遊びや火気の使用基準など地域の公園利用ルールを構築
		②地域主体のローカルルールの運用把握	公園ローカルルールの地域での運用把握のための対話
2-5	公園管理における人材の育成	①花と緑の育成技術の伝承	花の育成技術、樹木管理技術等の研修の実施 企業による技術研修の参画
		②市民ボランティア等の育成	ボランティア講座等の開催実施

【基本方針 3】 経営的な視点を持つ

番号	取組方針	主な取組	取組の例
3-1	民間活力導入による公園施設の整備や管理運営	①公募設置管理制度の推進	公募設置管理制度(Park-PFI)で収益施設等を設置し、収益の一部を園地等に還元
		②指定管理者等との連携強化	各管理事業者間の連携を強化し公園全体の一体的管理
3-2	民間事業者による多様なサービスの提供	①飲食、物販等の充実	カフェ、レストラン等の運営、キッチンカー、臨時売店等の出店
		②イベント・プログラム等の実施	体験イベント、参加型プログラムの実施
3-3	企業参画の積極的な受入れ	①社会貢献活動の推進	清掃活動や森の育成、ビオトープなど公園での社会貢献活動を推進
		②寄付等の制度整備	公園管理費への寄付、遊具等公園施設の寄付、自社製品の提供などの受入れ
3-4	公園の新たな管理運営体制の確立	①公園協議会の設置	公園に関わる様々な主体や地域の関連団体等で公園の管理運営について協議を行う協議会の設置
		②複数公園の一括管理	複数の花の見どころ公園を包括した管理運営を実施
3-5	小規模な公園の再整備・再編成	①機能特化	遊具のある公園、健康増進の公園、花壇のある公園など公園の機能特化や機能分担
		②統廃合・再編成の推進	利用状況を踏まえて適宜公園の統廃合、再編成を小学校区単位で検討

3.分類ごとの考え方

(1) 公園の分類

平成 31 年（2019 年）3 月 31 日現在で、本市が管理する 1,181 か所の都市公園（緑道等を含む）を「大規模な公園（総合公園、運動公園、特殊公園及び緑地）」と「小規模な公園（街区公園、近隣公園、地区公園）」に分類します。

<めざす公園の未来>

みんなで創る公園の未来

<基本方針>

守り活かし
育てる

柔軟な利活用

経営的な視点を持つ

<分類ごとの重点項目>

都市公園 1,181 公園（H31.4.1 現在）

大規模な公園
（特に重視する点）

小規模な公園
（特に重視する点）

公園の規模に関わらず
特性に応じて柔軟に検討

都市公園の果たすべき役割は、その公園の位置づけや地域特性によってその役割は異なっています。特に公園の規模による特性の違いは大きく、大規模な公園は面積が広く、様々な公園施設が整備されて多様な役割を担っており、小規模な公園はより市民の生活に密着した子育てや健康増進などの役割を主に担っています。

■大規模な公園

種別	箇所数	面積(ha)	例
都市基幹公園			
総合公園	6	96.24	大浜、大仙、白鷺、荒山、鴨谷、舟渡池
運動公園	2	25.12	金岡、原池
特殊公園			
風致公園	3	28.11	大蓮、新檜尾 等
歴史公園、墓園	2	15.65	公園墓地 等
緑道、都市緑地、緩衝緑地、都市林	46	178.99	泉ヶ丘緑道、光明池緑道 等
計	59		



大仙公園



大浜公園

■小規模な公園

種別	箇所数	面積(ha)	面積の基準
街区公園			
公共緑地	61	0.61	48 m ² 以上
広場	391	6.63	90 m ² 以上 300 m ² 未満
幼児公園	363	19.12	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満
街区公園	260	59.84	1,000 m ² 以上
近隣公園	38	98.82	10,000 m ² 以上
地区公園	9	36.39	
計	1,122		



遊具のある街区公園



広場型の街区公園

(2) 分類ごとの重点項目

大規模な公園と小規模な公園のそれぞれの特徴を踏まえて、取組方針の中でも特に重視する点を以下のとおり整理します。

ただし、大規模な公園でも地域の住民が主に利用する公園や小規模な公園でも都市のシンボリックな公園などもあるため、個々の公園の考え方については、公園の分類や規模に関わらず、公園の特性に応じて、考え方を柔軟に検討します。

1) 大規模な公園（特に重視する点）

大規模な公園については、堺を代表する都市公園として「守り活かし育てる」こと、公園の魅力を活かしながら、利用者の視点に立って、公園を「柔軟に利活用する」こと、また、民間事業者等と連携し、「経営的な視点をもつ」公園管理運営に取り組みます。

取組方針 1-1. 堺の歴史・文化の保全・活用

本市の都市公園の周辺には様々な歴史・文化資源があります。大仙公園に隣接する仁徳天皇陵古墳に代表される百舌鳥古墳群、大浜公園の砲台跡、海外貿易により栄えた様々な文化が公園の中にも刻まれています。

文化財等の保全計画等との整合を図りながら歴史資源・文化資源を公園内で保全し、活用することで、公園の活性化を図ります。

取組方針 1-2. 花や緑の保全育成、生き物や景観にも配慮した豊かな環境の形成

都市公園は都市内で豊かな緑を有する貴重な財産です。豊かな緑は多様な生物の生息域として、地球環境問題や都市環境の改善に役立ちます。心地よい緑陰は市民の暮らしにうるおいを与えます。また、白鷺公園、荒山公園、東雲公園、浅香山公園等、花の名所となっている公園での美しい景観形成に取り組むことで、景観と調和した快適な都市整備を先導します。

取組方針 1-3. 災害から暮らしを守る防災機能の強化

都市公園は、すべての人が安全で安心して利用できる場所です。災害時は避難場所等として機能し、市民の暮らしを支えています。特に大規模な公園の多くは広域避難地に指定されています。

平常時は、利用者が快適に利用できるよう都市公園の適切な維持管理を行い、災害時に備えた防災機能についても強化していきます。

取組方針 2-1. 観光拠点としての集客力の向上

大仙公園をはじめとして大浜公園や荒山公園等の公園では、公園や地域がもつ本市有数の歴史・文化資源、花のみどころ等を活用し多数の来訪者を誘引することで公園に賑わいを創出します。

都市公園が観光の拠点となることによって、物販・飲食・宿泊等観光消費の拡大や、他の観光関連施設への波及効果などにより地域の観光振興に寄与します。

取組方針 2-2. スポーツやイベントの場としての活用

公園でのイベント開催をきっかけに市内外、国内外から来訪者を集め、公園での賑わいを創出することで、都市の活性化を推進します。

また、金岡公園や原池公園等の運動公園をはじめ、公園内の様々な運動施設等を活かして、スポーツの拠点としての活用を進めます。

取組方針 3-1. 民間活力導入による公園施設の整備や管理運営

新たなステージでの都市公園の活用や活性化の推進に向けて、平成 29 年度に都市公園法が改正され、公募設置管理制度（Park-PFI）をはじめとした制度が創設されました。

本市においても、Park-PFI 制度等の導入により、都市公園の魅力向上につながる取組を推進し、民間事業者による公園施設の整備、管理運営、サービス提供を進めます。

取組方針 3-2. 民間事業者による多様なサービスの提供

都市公園の指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）などの取組とあわせて、イベントやプログラム、教室等の開催、飲食等の様々なサービスの提供を進めます。

プログラム等の実施により、公園の賑わい創出を推進し、有料プログラム等で確保した収益は公園に還元など、さらに公園の魅力アップにつなげます。

取組方針 3-3. 参画企業の積極的な受入れ

清掃活動や環境教育等、企業の社会貢献活動（CSR）や寄付行為などを受け入れる体制を整え、多様な主体の参画を促進します。

また、公園協議会などの仕組みをつくり多様な主体による管理運営を進めます。

取組方針 3-4. 公園の新たな管理運営体制の確立

運動施設、日本庭園等の公園施設ごとの指定管理者制度導入や、駐車場等一部施設の管理許可による管理など、同一公園内での複数管理者による管理運営体制にあるため、公園全体の一体的な運営に向け、各事業者間の連携を強化し、効率化やサービス向上につなげます。

2) 小規模な公園（特に重視する点）

小規模な公園については、地域のみなさんを主体に公園を「守り活かし育てる」こと、利用者が公園に愛着を持てる身近なオープンスペースとして都市公園を「柔軟に利活用する」ことで、地域の活性化やコミュニティの強化につなげます。また、都市公園を地域の資源として「経営的な視点をもつ」ことで、地域力を高める都市公園をめざします。

取組方針 1-3. 災害から暮らしを守る防災機能の強化

都市公園は、すべての人が安全で安心して利用できる場所です。災害時は延焼防止等の機能を発揮し、市民の暮らしを支えています。

平常時は、利用者が快適に利用できるよう都市公園の適切な維持管理を行い、災害時に備えた防災機能についても強化していきます。

取組方針 1-4. 子育てや健康増進など子どもから高齢者まで、すべての人が使える公園の整備

子どもたちが元気に遊んだり、大人が気軽に公園でからだを動かしたりするなど、小規模な公園が暮らしに身近で親しまれる存在となることで、公園から地域の活力を高めていきます。

子育て支援のためのレストルームの設置やウオーキングコースの設定、健康増進プログラムの実施など、市民が元気になれる公園をめざします。

取組方針 1-5. 公園施設の更新による公園の魅力向上

安全で安心して快適に公園を利用できるよう遊具の安全点検など公園施設の適切な維持管理を行い、「堺市公園施設長寿命化計画」に基づいて、計画的に公園施設を適切に維持管理し、施設を更新することとします。

また、人口減少・高齢化に伴い、公園の施設の種類が地域のニーズに合わなくなった場合は、必要に応じて施設の更新や公園のリニューアルを進め、公園の魅力を向上することで利用を促進します。

取組方針 2-3. NPO 法人や市民、地域団体等と連携した都市公園の活用の推進

公園愛護会など地域の団体や民間事業者等と連携し、地域主体の管理運営を推進します。地域によるイベント等の開催や地域コミュニティの拠点として、小規模な公園を活用します。

公園数の 7 割を占める 1,000 ㎡未満の公園については、地域主体での維持管理作業や運営を促進し、地域のニーズに合った効率的な維持管理の実施につなげます。

取組方針 2-4. 地域や公園の特性に応じた公園ローカルルールなどの運用実施

これまで、都市公園の使用ルールは市内で統一してきましたが、平成 29 年度の都市公園法改正において公園協議会の設置ができることとなり、協議会の役割として公園のローカルルールの構築も示されています。

市民のやりたいことを実現するため、地域で公園のローカルルールを検討、運用していきます。

取組方針 2-5. 公園管理における人材の育成

堺市の貴重な財産である都市公園を未来につなげていくために、公園管理における人材育成に取り組めます。

花や緑を適切に維持管理する技術を伝承する人材、公園の利活用をコーディネートする人材、市民ボランティア等の様々な人材が公園に関わり、適切に公園を守り続けるしくみをつくりまします。

取組方針 3-5. 小規模な公園の再整備・再編成

小規模な公園には、同じような施設のある公園が近隣に存在することや、利用者の少ない公園などもあります。しかし、小規模な公園でもオープンスペースがあることで地域環境の改善や、災害時の延焼防止等に役立ちます。

小規模な公園のあるべき方向性は、地域ごと、公園ごとに異なります。個々の公園ではなく、地域単位で公園をネットワークすることで公園の機能を地域で充足していくことも考えられます。公園機能の特化や施設の簡素化を行うなど、公園の再整備や再編成を検討します。遊具のある公園、健康増進の公園、花壇のある公園、施設の少ない広場型の公園など特徴のある公園を検討します。

<再整備、再編成の例>

- ・ 同じような公園施設が近くにある場合は、施設の数減らす【簡素化、総量削減】
- ・ 公園の機能を特化（遊び、広場、健康など）して、地域全体で必要な公園機能を充足させる【機能特化】
- ・ 市街地再開発や公共施設整備とあわせて公園を新規整備し、狭小な公園を廃止する【再編成】

4.計画の進め方

(1) 計画の進め方

本計画の理念や方針に基づき、公園愛護委員をはじめとする市民及び企業等の意見や地域状況等を勘案し、検討を進める公園に応じたパークマネジメントの具体策を構築したうえで検討し事業を推進していきます。

なお、堺市緑の基本計画に位置付けている 15 公園については、各公園の理念や管理運営方針について検討を進めます。

さらに、計画の進捗状況について『堺市緑の保全と創出に関する条例』に基づいて設置される「堺市緑の政策審議会」へ報告し、助言を受けることとします。

(2) 計画の見直し

本計画は社会情勢等の変化に応じて、適宜改定することとします。

市民や事業者の皆さんとの連携・協働を基本とする本計画の改定にあたっては、パブリックコメントなどを通じて市民意見を把握することとします。

計画（PLAN）、実行（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）からなる PDCA マネジメントサイクルによる進行管理を行い、事業を確実に推進していきます。



(資料)

**「堺市緑の基本計画」に位置付けている
15 公園の検討資料**

堺市緑の基本計画に位置付けている 15 公園の検討について

検討内容

本資料は、堺市緑の基本計画に位置付けている 15 公園について、各公園の理念や管理運営方針、今後の民間活力導入の可能性について検討をした資料です。

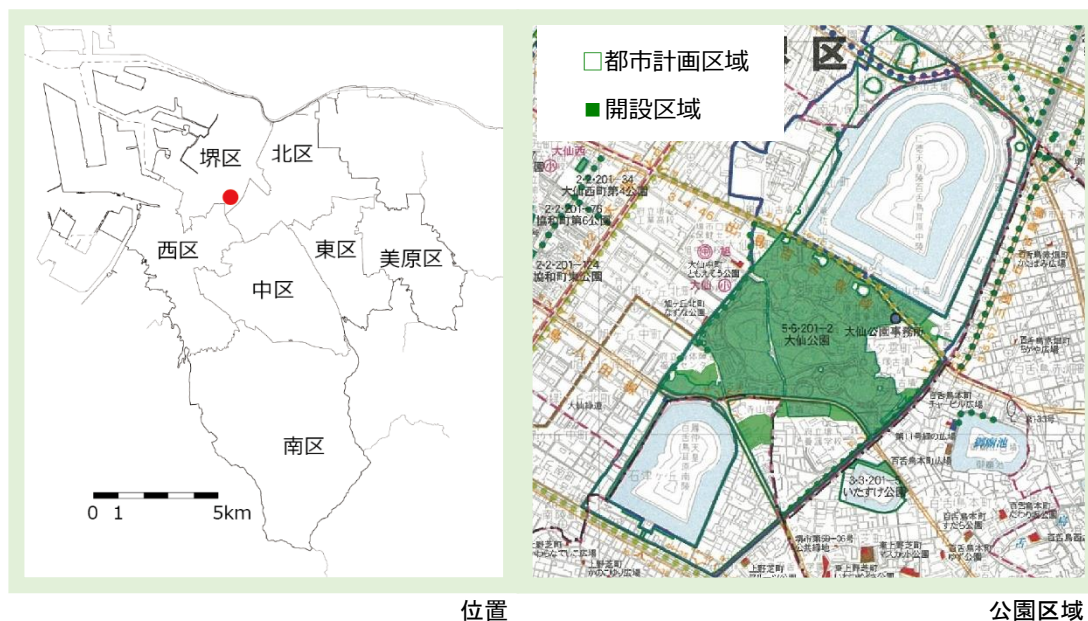
また、公園の理念、管理運営方針は堺市パークマネジメント計画を基に検討を行っています。今後の民間活力の導入の可能性は、公園愛護会、自治会、学校、NPO 法人や各種団体等を含む民間事業者を対象に実施した公募型サウンディング市場調査や賑わい創出社会実験等の結果を踏まえ、各公園に求められている公的機能や各公園の持つポテンシャルについて考慮し検討しています。

だいせん
1.大仙公園

(1) 現況

1) 公園概要

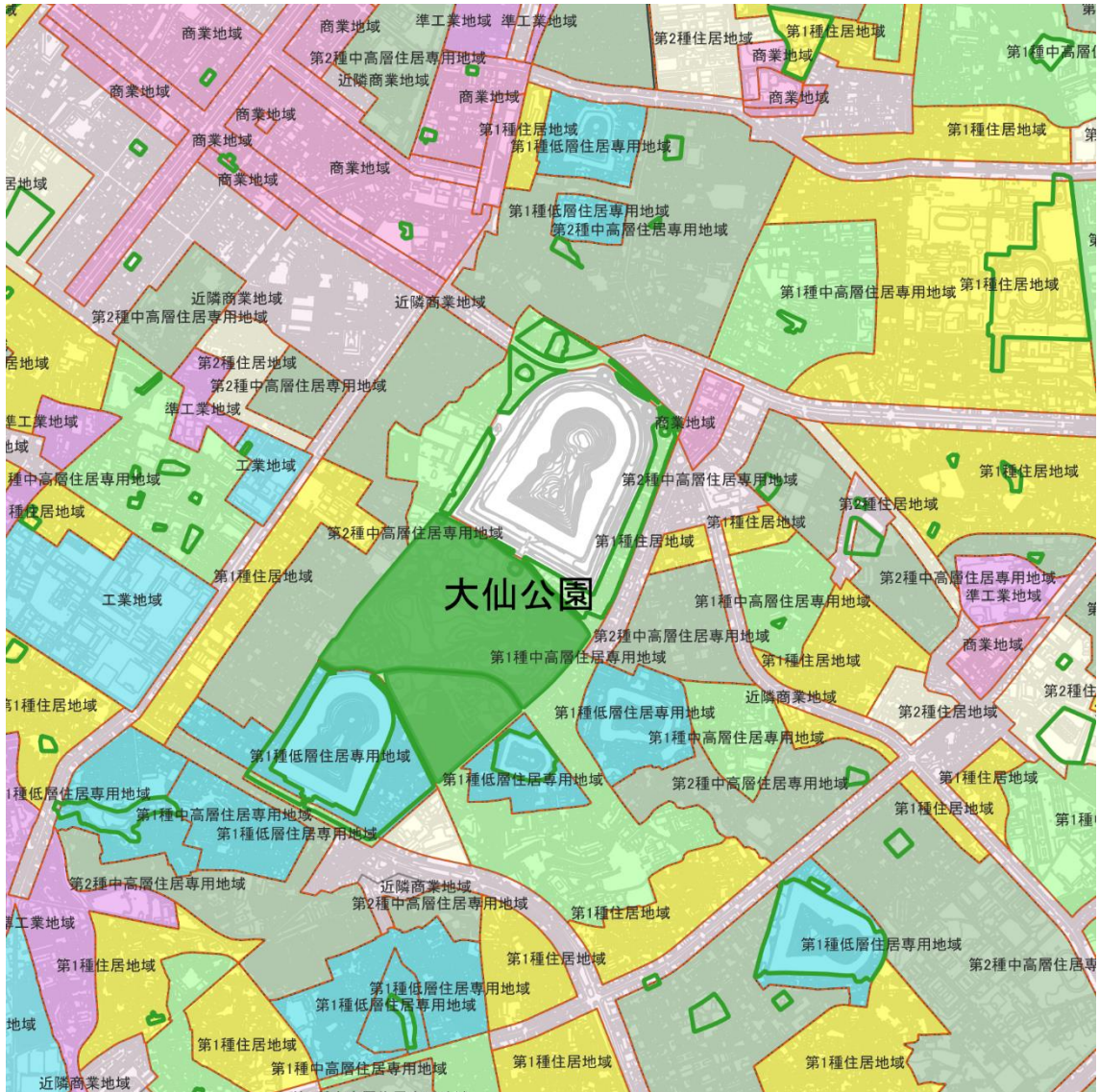
- 公 園 名：大仙公園（だいせんこうえん）
- 種 別：総合公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 81.10 ヘクタール
[開 設 面 積] 38.50 ヘクタール
- 所 在 地：堺区百舌鳥夕雲町2丁、3丁、その他
- 交 通 ア ク セ ス：JR 阪和線百舌鳥駅より西へ 300 メートル
- 開 園 日：昭和 42 年（1967 年）4 月 1 日
- 都 市 計 画 決 定：昭和 22 年（1947 年）1 月 24 日戦災復興院告示第 6 号
- 位置・公園区域：



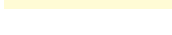
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	第一種中高層住居専用地域
	高度地区	第四種
	防火・準防火地域	指定なし
	生産緑地地区	指定なし
	その他	大仙風致地区
地域防災計画		広域避難地の機能を有する都市公園

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	8 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	18 件
------	-----	-------	-----	------	------

2) 公園のあゆみ

南大阪の玄関、本市の中央部に百舌鳥古墳群があります。昭和 22 年（1947 年）、世界最大級の仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳を取り囲むように、戦災復興都市計画として大仙公園が位置づけられました。当時は旧市内の郊外だったこの地も市街化が進み、昭和 38 年（1963 年）に事業着手され昭和 42 年（1967 年）に開園しました。以来、昭和 46 年（1971 年）に平和記念塔および市立中央図書館が、昭和 55 年（1980 年）には堺市博物館および茶室黄梅庵、伸庵が完成しました。

その後も昭和 61 年（1986 年）の都市緑化センターの完成や全国植樹祭会場、平成元年（1989 年）の日本庭園の完成を経て、堺市のシンボルパークにふさわしい風格を備えた総合公園になっています。

仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥・古市古墳群は、令和元年（2019 年）7 月に世界遺産に登録されました。大仙公園は、世界遺産の緩衝地帯内にあり、古墳と調和した歴史文化を活かした公園として、魅力向上を図る取組が進められています。

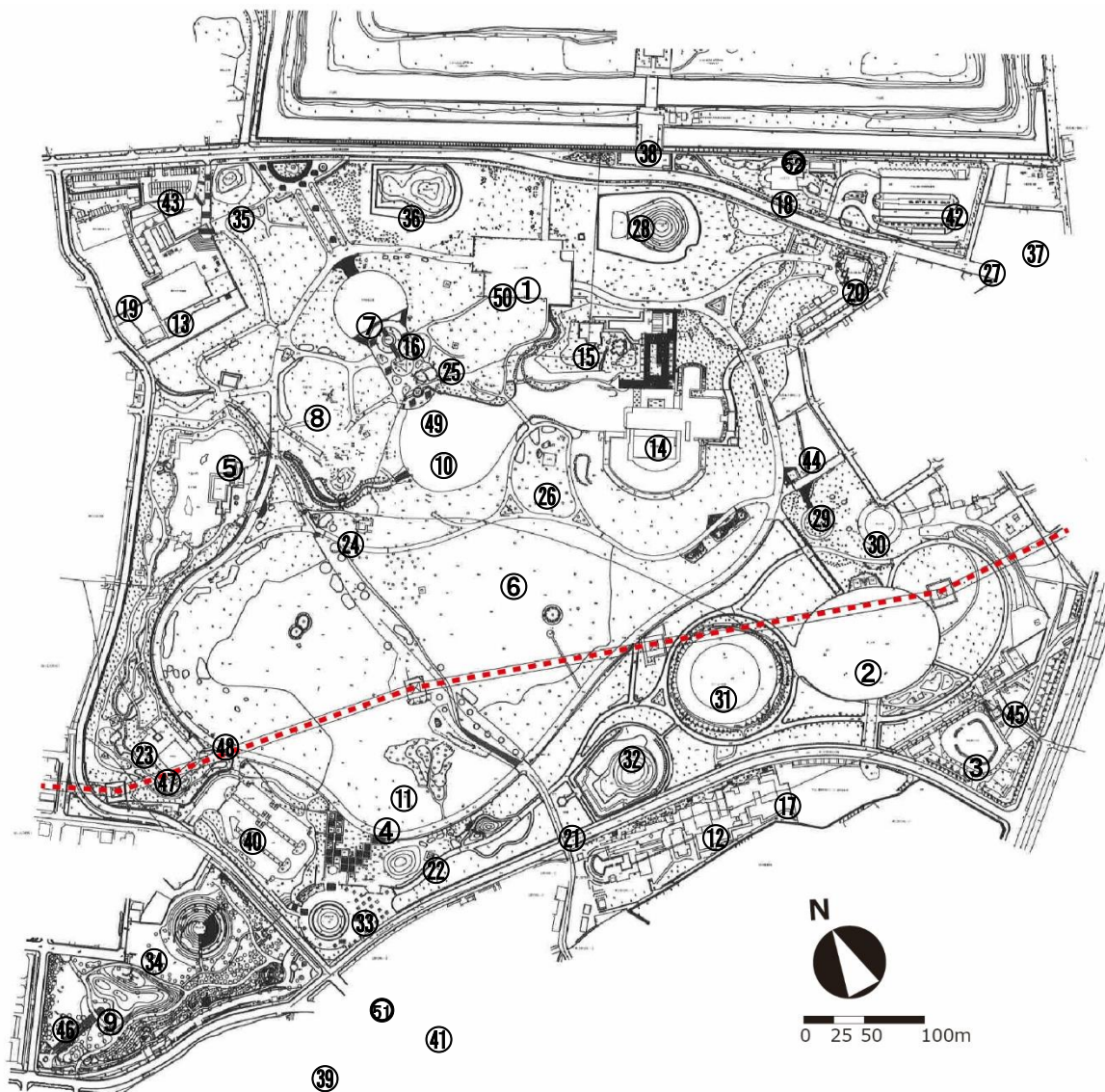
<沿革>

昭和 22 年 1 月 24 日	都市計画決定 戦災復興院告示第 6 号 約 82.65ha
昭和 38 年 3 月 30 日	都市計画決定 建設省告示第 960 号 約 81.05ha
12 月 6 日	事業認可(建設省告示第 2961 号)により民有地買収開始
昭和 42 年 4 月 1 日	開設 堺市公告第 134 号 約 5.40ha
昭和 46 年 7 月	平和記念塔完成 高さ 60.5m 堺市立図書館開館
昭和 55 年 6 月	仁徳御陵駐車場(現：第 3 駐車場)完成
10 月	堺市博物館完成・茶室(伸庵・黄梅庵)完成
昭和 59 年 3 月	大芝生広場(北東部及び)都市緑化植物園入口広場整備
3 月 28 日	追加開設 堺市公告第 56 号 約 22.50ha
昭和 60 年 3 月	ふるさとの森整備
3 月 29 日	追加開設 堺市公告第 42 号 約 25.15ha
昭和 61 年 4 月	堺市都市緑化センター開設・緑の駐車場整備(現：第 1 駐車場)
3 月 25 日	追加開設 堺市公告第 43 号 約 26.71ha
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号 約 81.10ha
3 月	スミレ風車・コスモス風車完成
3 月 31 日	追加開設 堺市公告第 61 号 約 26.96ha
昭和 63 年 3 月 31 日	追加開設 堺市公告第 55 号 約 27.50ha
平成 元年 3 月	日本庭園完成・ふるさとの森整備
3 月 17 日	追加開設 堺市公告第 53 号 約 31.00ha
平成 2 年 3 月	大芝生広場(南西部)整備
3 月 29 日	追加開設 堺市公告第 44 号 約 31.96ha
平成 4 年 7 月	大仙公園西駐車場整備
7 月 20 日	追加開設 堺市公告第 111 号 約 32.14ha
平成 11 年 3 月 30 日	追加開設 堺市公告第 65 号 約 32.18ha
平成 12 年 5 月 18 日	追加開設 堺市公告第 115 号 約 32.82ha

平成 15 年 3 月	平成の森 第Ⅰ期分整備工事完了
5 月 12 日	追加開設 平成の森(第Ⅰ期) 約 33.27ha
6 月 18 日	追加開設 公園総合(緑ヶ丘公園 400-036)を統合 約 33.56ha
平成 16 年 8 月 24 日	追加開設 34.14ha・平成の森第Ⅱ期
12 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 2422 号 約 81.10ha
平成 17 年 11 月 15 日	追加開設 堺市公告第 578 号 約 35.65ha 桜街道南側・平成の森第Ⅲ期・府番道路他
平成 18 年 8 月 8 日	桜街道北側
11 月 15 日	追加開設 堺市公告第 460 号 約 35.87ha
平成 21 年 1 月 30 日	追加開設 堺市公告第 34 号 約 36.27ha
平成 26 年 11 月	上野芝地区Ⅰ期整備工事(上野芝地区駐車場[現：第 2 駐車場])完了 工事に伴い園場を移設
平成 28 年 3 月 1 日	追加開設 堺市公告第 277 号 約 37.05ha
7 月	収塚古墳広場整備工事完了
10 月 21 日	追加開設 堺市公告第 1345 号 約 37.30ha
平成 29 年 8 月 30 日	追加開設 約 37.91ha
平成 30 年 3 月 30 日	追加開設 約 38.45ha
6 月 15 日	追加開設 約 38.49ha

3) 施設概要

■大仙公園現況施設図



- | | | | |
|--------------|--------------|-----------|------------|
| ① いこいの広場 | ⑬ 中央図書館 | ⑲ 自転車博物館 | ③⑦ 西駐車場 |
| ② 催し広場 | ⑭ 堺市博物館 | ⑳ 公園管理事務所 | ④⑧ トイレ A |
| ③ 自転車広場 | ⑮ 黄梅庵・伸庵 | ㉑ 風流亭 | ④⑨ トイレ B |
| ④ 西広場 | ⑯ 平和塔 | ㉒ 紅竹亭 | ④⑩ トイレ C |
| ⑤ 日本庭園 | ⑰ 花と緑の交流館 | ㉓ 流杯亭 | ④⑪ トイレ D |
| ⑥ 大芝生広場 | ⑱ café iroha | ㉔ 杉風舎 | ④⑫ トイレ E |
| ⑦ 平和塔前広場 | ⑲ 自転車博物館 | ㉕ 榎聖舎 | ④⑬ トイレ F |
| ⑧ 児童の森 | ㉑ 公園管理事務所 | ㉖ 桜雲亭 | ④⑭ トイレ G |
| ⑨ 平成の森 | ㉒ 風流亭 | ㉗ もず庵 | (おもてなしトイレ) |
| ⑩ どら池 | ㉓ 紅竹亭 | ㉘ 孫太夫山古墳 | ⑤① トイレ H |
| ⑪ 桜の園 | ㉔ 杉風舎 | ㉙ 収塚古墳 | ⑤② トイレ I |
| ⑫ 都市緑化センター | ㉕ 榎聖舎 | ㉚ 狹所 | |
| ⑬ 中央図書館 | ㉖ 桜雲亭 | ㉛ 視点場 | |
| ⑭ 堺市博物館 | ㉗ もず庵 | ㉜ 第1駐車場 | |
| ⑮ 黄梅庵・伸庵 | ㉘ 孫太夫山古墳 | ㉝ 第2駐車場 | |
| ⑯ 平和塔 | | ㉞ 第3駐車場 | |
| ⑰ 花と緑の交流館 | | | |
| ⑱ café iroha | | | |
| ⑲ 自転車博物館 | | | |
| ㉑ 公園管理事務所 | | | |
| ㉒ 風流亭 | | | |
| ㉓ 紅竹亭 | | | |
| ㉔ 杉風舎 | | | |
| ㉕ 榎聖舎 | | | |
| ㉖ 桜雲亭 | | | |
| ㉗ もず庵 | | | |
| ㉘ 孫太夫山古墳 | | | |
| ㉙ 収塚古墳 | | | |
| ㉚ 狹所 | | | |
| ㉛ 視点場 | | | |
| ㉜ 第1駐車場 | | | |
| ㉝ 第2駐車場 | | | |
| ㉞ 第3駐車場 | | | |
- 高圧電線・鉄塔

<大仙公園の現況>



大芝生広場

■有料施設

【日本庭園(⑤)】

堺市制 100 周年記念事業として、昭和 60 年（1985 年）から 4 か年で整備し、大仙公園で開かれた「ダッハらんど' 89 大阪」に合わせて平成元年（1989 年）3 月 19 日にオープンしました。

設計は昭和を代表する作庭家で大阪芸術大学名誉教授の故・中根金作氏によるもので、作庭にあたっては、堺が古来より中世、近世にかけて、日本の政治、経済、文化の発展を左右するほどの歴史性を背景に市の発展と市民の繁栄を祈る意味を庭園に表し、市民の憩いの場として、また文化の創造をめざしてつくられました。



日本庭園

本庭園は、伝統的な日本庭園の作庭技術を駆使しながら池泉回遊式庭園としてまとめられており、西側から、桃源台は泉北丘陵を想起しつつ、石津川の清流、そして池泉は中国大陆と堺をつなぐ大海を表現し、東側は堺市を表しています。

入園料

大人	小人(中学生を含む)	団体(30 人以上)	年間入園券	
			大人	小人(中学生を含む)
200 円	100 円	2 割引	1,000 円	500 円

※未就学の方(同伴者があるときに限る)全額免除

※生徒等であって、教員の引率のもと学校教育上の目的で利用するときは全額免除(要申請)

※堺市在住の 65 歳以上の方は全額免除(要証明書等)

※障害者の方(介護者 1 名を含む)は全額免除(証明書の掲示が必要)

※他市行政関係者等、視察を主な目的とした場合は全額免除(要申請)

※年間入園券は申請日から 1 年間有効(日本庭園)管理事務所にて申請受付

和室使用料（18 畳の広間 8 畳の座敷 4 畳の鞘の間）（令和 2 年 1 月 4 日使用分から）

9:30～12:00	13:00～16:30	9:30～16:30
7, 800 円	10, 400 円	20, 800 円

和室使用について

※利用者 30 人までは入園料は無料となります。

※庭園内での食事はご遠慮いただいておりますが、借りて頂いた和室内での食事は可能です。但し、飲酒はご遠慮ください。

使用の申し込み

※和室の使用申し込みは、使用希望日の 2 か月前の月初日から受け付けます。

開園時間	4 月～10 月:9 時から 17 時まで(入園は 16 時 30 分まで) 11 月～3 月:9 時 30 分から 16 時 30 分まで(入園は 16 時まで)
休園日	毎週月曜日(月曜が祝日の場合は翌日が休園)・年末年始

【堺市博物館(⑭)】

市制 90 周年記念事業として昭和 55 年(1980 年)に開館しました。生涯学習の機会の提供と市民文化の向上のため、本市の歴史、美術、考古、民俗に関する博物館として資料を収集、保存、展示しています。堺の歴史や文化をわかりやすく紹介しており、現在は映像で百舌鳥古墳群の雄大さを体感できる百舌鳥古墳群シアターや、休憩コーナーなど無料ゾーンも充実しています。

常設展観覧料

区分	個人	団体(20 人以上)
一般	200 円	160 円
高校生・大学生	100 円	70 円
小学生・中学生	50 円	30 円

※市内在住・在学の小・中学生、65 歳以上の方は無料

※特別展の際には観覧料が変更されます。

【黄梅庵・伸庵(⑮)】

堺市博物館の完成と同時にできた茶室で、堺が生んだ茶道三宗匠の一人、今井宗久ゆかりの茶室「黄梅庵」と明治・大正・昭和を通じて数寄屋普請の名匠といわれた仰木魯堂設計の茶室「伸庵」が移築再現されています。

黄梅庵は、奈良県橿原市の今井町の豊田家住宅(国指定重要文化財)にあった江戸時代からの茶室を、日本の電力開発に尽力し、明治・大正・昭和に亘る茶道の四天王の一人とされた故松永安左エ門翁(耳庵)が譲り受けて改装し、小田原で愛用した茶室で、ご遺族より寄贈され移築したものです。

伸庵は、数寄屋普請の名匠といわれた仰木魯堂が粋をこらして昭和 4 年(1929 年)に建てた茶室で、もと東京芝公園にあったものを福助株式会社から寄贈され移築したものです。建物は茶室を含めて 10 室の和室を持つ風雅な二階建てで、多人数の茶事を催すことができ、立礼席も設けられています。



黄梅庵

利用料

時間	茶室利用料	庭園利用料
午前 9 時 30 分から正午	10,000 円	2,000 円
午後 1 時から 4 時 30 分	20,000 円	3,000 円
午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分	30,000 円	5,000 円

ただし、茶室利用に際して冷暖房使用の場合、茶室利用料金に 2 割加算させていただきます。

※申し込みはご利用日の 2 ヶ月前から受け付けます。

※茶室は伸庵のみの利用になります。

立礼席

利用時間	午前 10 時から午後 4 時まで
利用代金	一服 干菓子付 300 円
休日	原則月曜日(祝日・休日の場合は開設)・年末年始・堺市博物館の休館日

■駐車場

有料。第 1 駐車場 (㊹)、第 2 駐車場 (㊺)、第 3 駐車場 (㊻)、西駐車場 (㊼) の 4 か所の駐車場を設けています。

駐車場名	利用期間及び利用時間	収容台数
第1駐車場 (緑の駐車場)	1月1日から12月31日:午前8時から午後6時	普通車127台
第2駐車場 (上野芝地区駐車場)	1月1日から12月31日:午前8時から午後6時	普通車:149台
第3駐車場 (仁徳御陵駐車場)	1月1日から12月31日:午前8時から午後8時	普通車:105台 大型車:18台
西駐車場	1月4日から12月28日:午前8時から午後6時(日・祝のみ管理運営)	普通車:61台

■遊具

【児童の森(㊸)】

昭和 54 年 (1979 年) に、国際児童年を記念して整備されました。木立の中に整備された遊具の数々は人気があり、大勢の子どもたちで賑わっています。



児童の森

■トイレ

【おもてなしトイレ(50)】

平成 30 年 3 月に、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向け、海外からの来訪者も含め多様な利用者が快適に周遊できるよう、いこいの広場におもてなしトイレを整備しました。

その他園内 8 か所にトイレがあり、防災時に備えマンホール型防災トイレを 15 穴(すべて洋式)設置しています。



おもてなしトイレ

■花と緑

【桜街道】

平成 29 年（2017 年）春に実施した調査によると、大仙公園内で 51 種 994 本の桜が確認されました。本市では大仙公園の桜を大阪一の桜の名所にすることを目標に、桜を健全に育て、美しい花を咲かせるための維持管理に努めています。

かつて芝生広場を縦断していた市道は馬ヶ背街道と呼ばれていました。将来はなくなる街道の名残を後世に留めようと平成 7 年（1995 年）からシダレザクラの街道整備が始まり、公園整備や維持管理に合わせて充実し、植栽されたシダレザクラは 65



ヤエベニシダレ

本、早咲きのシロヒガンシダレがソメイヨシノより 10 日ほど早く開花し、ヤエベニシダレとベニシダレがソメイヨシノと同時期に咲き始め、4 月中旬まで艶やかな花を楽しめます。

【ロックガーデン】

堺の高温多湿な土地で、北海道に自生するチシマザクラやオオヤマザクラを育てるため、ロックガーデンの環境を創出し、育成しています。チシマザクラは路地での栽培の南限であると考えられます。

チシマザクラと、チシマザクラ由来と思われるこの地での実生が生育しています。平成 7 年（1995 年）に北海道からコンテナで運ばれ、堺の熱帯夜、猛暑にも耐えて毎年可憐な花を咲かせています。

■その他の施設

【催し広場(2)】

各種の催しに利用される面積約 8,000 平方メートルの土の広場です。春の堺シティマラソンや、秋の緑化祭・農業祭など大規模なイベントが開催されます。

【大芝生広場(⑥)】

周囲をふるさとの森や桜の園に囲まれ、広場内にも大小の樹木が育ち程よい木陰と適度な勾配がある芝生広場です。スポーツ・レクリエーションに季節を問わず広く活用されており、大芝生広場と児童の森は遠足の定番でもあります。



大芝生広場

【堺市都市緑化センター(⑫)】

花とみどりの都市整備を推進する拠点として、四季折々の花と緑に彩られた庭園を散策できます。展示会や講習会、各種イベントも多数開催し、図書コーナーや相談コーナーもあり、「市民とともに育み花と緑あふれるまち、堺」の創造に貢献する事業を実施しています。



堺市都市緑化センター

開館時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時(入館は午後 4 時 30 分まで)
休館日	月曜日(その日が国民の祝日にあたるときは、その翌日) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

【堺市立中央図書館(⑬)】

本市の図書館サービスの中核施設で、一般閲覧室とこども室に分かれています。また、堺の地域資料を多く揃えています。

開館時間	火曜日から金曜日 午前 10 時から午後 8 時(子ども室は午前 10 時から午後 5 時) 土曜日・日曜日・祝日 午前 10 時から午後 6 時
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日と重なった場合は開館) 館内整理日(3 月末日並びに 6 月・9 月・12 月の各第 1 火曜日) 年末年始 資料(点検)整理期間

【平和塔(⑩)】

堺大空襲など第二次世界大戦で亡くなった堺の多くの戦没者の方々の霊をなぐさめ、二度と戦争のない、いつまでも平和な世の中であってほしいという願いをこめて、昭和 46 年（1971 年）に建設されました。高さは約 60 メートルの三角柱の建物で、本市の市章にもあるように、摂津・河内・和泉の三つの国の境に栄えた町というところから三角の塔になっています。



平和塔

【流杯亭(⑬)】

堺の友好都市中国の連雲港市から贈られた石に流れを刻み、曲水を再現しています。この曲水の流れの模様は花果山の石の中から生まれた孫悟空の顔に似ているといわれています。

【孫太夫山古墳(⑳)】

仁徳天皇陵古墳の南に接する前方部を西に向けた帆立貝形前方後円墳で、同古墳の陪塚と考えられています。古墳の墳丘長は 65 メートル、後円部径 46 メートル、後円部高 7.7 メートル、前方部幅 26 メートルで、平面形は前方部の短い帆立貝形をしています。現在は濠を復元して整備されており、前方部は公園造成時に復元したものです。令和元年 7 月に世界遺産登録された百舌鳥・古市古墳群の構成資産です。

【グワショウ坊古墳(㉑)】

旗塚古墳のすぐ西側にある直径 61 メートルの大形の円墳で、周囲には濠がめぐります。円墳で径 61 メートルという大きさは、仁徳天皇陵古墳の陪塚である径 62 メートルの大安寺山古墳に次ぐ大きさで、全国でも有数です。



グワショウ坊古墳

【旗塚古墳(㉒)】

墳丘長 57.9 メートル、後円部径 41.5 メートル、高さ 3.8 メートル、前方部幅 24.7 メートル、前方部高 1.3 メートルの帆立貝形前方後円墳です。馬蹄形の濠がめぐっています。令和元年 7 月に世界遺産登録された百舌鳥・古市古墳群の構成資産です。

【七観音古墳(㉓)】

履中天皇陵古墳の北側、大仙公園の南入口にあります。本市の調査で直径 32.5 メートル、高さ 2.8 メートル程の円墳であることがわかっています。令和元年 7 月に世界遺産登録された百舌鳥・古市古墳群の構成資産です。

【竜佐山古墳(36)】

仁徳天皇陵古墳の南に接する前方部を西に向けた帆立貝形前方後円墳で、古墳の墳丘長は 61 メートル、後円部径 43 メートル、後円部高 8 メートル、前方部幅 26 メートル、前方部高 2 メートル、平面形は前方部の短い帆立貝形をしています。現在は周囲の濠を復元して整備されています。令和元年 7 月に世界遺産登録された百舌鳥・古市古墳群の構成資産です。

■建ぺい率

主な既存施設	平和塔、礼拝堂、都市緑化センター、博物館、事務所、トイレ、倉庫			
現在建ぺい率	1.199%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 87,500 m ²	②左記以外(2%)	約 13,900 m ²

■維持管理費

約 119,000 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■指定管理料

約 110,000 千円／年(H30)(都市緑化センター、日本庭園)

■公園使用料

約 6,800 千円／年(H30)(占用許可、管理許可等)

4) 利用状況

■ 日常利用

本市を代表する大規模公園であり、大芝生広場や歴史的な古墳、遊具、池や樹林などのほか、博物館、堺市茶室、中央図書館、自転車博物館、日本庭園、都市緑化センターなどが広大で緑豊かな園内に整備され、これらの多様な施設を幅広い年齢層の市民が利用しています。このため、園内は週末を中心に多数の来園者で賑わっています。

また、指定管理者制度を導入している日本庭園では、年間をとおして多くの催しを開催し、公園内の中心的な見どころとなっています。

■ 施設利用者数

施設名	管理形態等	利用者数(人)・平成 30 年度
博物館	設置許可	147,935
茶室	設置許可	10,212
中央図書館	設置許可	304,503
いろは(仁徳天皇陵前レストラン)	管理許可	
日本庭園	指定管理	87,752
杉風舎	設置許可	
駐車場	管理許可	74,798
自転車広場	管理許可	13,135
都市緑化センター	指定管理	171,263
花と緑の交流館	設置許可	
もず庵	協議	23,729

■ イベント利用

堺シティマラソンをはじめとする複数のマラソンイベントや、堺まつり、堺市農業祭など堺を代表するイベントから市民イベントまで多くのイベントの開催会場となっています。イベントの開催数は本市では最も多い公園です。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

4 月	観桜会
4 月	堺シティマラソン
5 月	親子で楽しむ古墳めぐりウォーキング
5 月	2018 ツアー・オブ・ジャパン 堺ステージ
6 月	第 2 回もずふる古墳マラソン大会
8 月	終戦記念日英霊を慰霊・追悼する式典
9 月、10 月	世界遺産劇場開催
10 月	第 6 回商人まつり 2018(第 45 回堺まつり共催事業)
10 月	堺古墳祭り
10 月	熱気球体験イベント
10 月	緑化祭
10 月	第 45 回堺まつり「利休のふるさと堺大茶会」
11 月	第 43 回堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会
11 月	灯しびとの集い
11 月	第 43 回堺市農業祭
2 月	第 3 回もずふる古墳マラソン大会
3 月	健康ウォーキング
3 月	前田暁彦木彫展



緑化祭



農業祭

■スポーツ・レクリエーション利用

大仙公園には体育館等の運動施設がなくスポーツ利用は盛んではありませんが、周回園路のウォーキングやジョギング利用等、日常的な運動利用は多くみられます。また、春には期間限定のバーベキューエリアが開設され、花見客で賑わいを見せています。

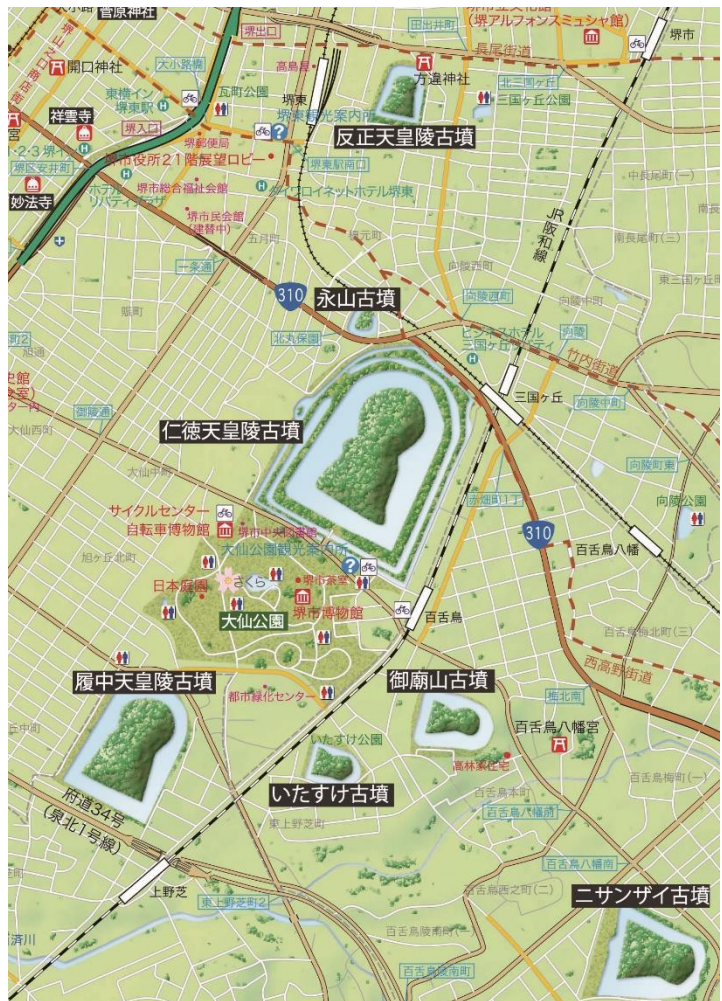
5) 周辺環境

■地域の状況

大仙公園の立地は本市の中心市街地である旧環濠の東にあたり、JR 阪和線、南海電鉄本線・高野線、泉北高速鉄道、阪堺電車阪堺線、Osaka Metro 御堂筋線といった鉄道、阪神高速 4 号湾岸線・15 号堺線、国道 26 号・国道 310 号などの主要交通が縦横に走る交通至便なエリアです。

■公園の周辺状況

大仙公園は JR 阪和線百舌鳥駅の西約 300 メートルに位置し、北東に仁徳天皇陵古墳、南西に履中天皇陵古墳が隣接し、周囲にも御廟山古墳やいたすけ古墳など多くの古墳に囲まれた位置にあり、園内にも世界遺産に登録された古墳が点在しています。



周辺環境図(堺観光コンベンション協会発行堺エリアマップを基に作成)

6) 大仙公園の特性

■歴史・文化

大仙公園内外には百舌鳥古墳群を構成する古墳が数多く所在し、市内でも有数の歴史性あるエリアであることに加え、公園内には日本庭園、平和塔、博物館、図書館、都市緑化センターといった多様な文化施設が集積しています。

現在は各施設が個別的に機能していますが、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に伴い市内外からの利用者増が見込まれるため、それぞれの施設特性を活かした一体的な PR および管理運営が一層望まれます。

■環境・景観

大仙公園は仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳等の百舌鳥古墳群を構成する大小多数の古墳あわせて、公園内の大芝生広場や樹林地などの広大な緑の空間をつくり、都心の緑の拠点となっています。公園内には桜街道やロックガーデン、日本庭園等の趣の違った景観が季節ごとに変化を見せており、春には多くの種類のサクラが来園者を楽しませています。また、広々とした芝生広場は日常的に多く

のレクリエーション利用が見られます。

■防災

大仙公園およびその周辺は、広域避難地に指定されています。大震災等で万が一延焼火災が発生した場合などに生命や身体の安全を確保するため、住民が一時的に避難します。

公園の防災機能は、市民の安全な暮らしを守るために重要な役割を果たしています。

■子育て

大仙公園は緑や水などの自然が豊かで広大なため、子どもたちは安全にのびのびと屋外遊びができます。また、児童の森には多数の様々な遊具が設置され、多くの子どもたちで賑わっています。

公園内には自転車博物館サイクルセンターや図書館など、子育て支援につながる施設も設置されています。

■健康・スポーツ

大仙公園には運動施設がないためスポーツでの利用はあまりありませんが、芝生広場でのレクリエーションや園路でのウォーキング、ジョギング等、健康増進のための運動に適するゆったりとした空間が広がっています。

■地域力

本市を代表する公園として、例年大規模な市民イベント等が開催されて市民の賑わいスポットとなっています。イベントの実施や日常の植物の維持管理には市民による協働もみられ、市民に愛される公園です。

■観光

百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録されたことにより、仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳を中心とした大仙公園周辺エリアに多くの来訪者が訪れるようになっています。

今後はさらなる来訪者が見込まれるため、隣接する大仙公園としても外国人旅行客を含む来訪者が立ち寄ることができ、もてなすことができる公園として、施設の充実やボランティアの拡大といった受け入れ態勢が求められます。

■大仙公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の役割	歴史・文化	環境・景観	防災	子育て	健康・スポーツ	地域力	観光
大仙公園の役割	◎	◎	○	○	○	○	◎

(2) 大仙公園のビジョン

1) 大仙公園の理念・管理運営方針

■大仙公園の理念

世界遺産の拠点に相応しい風格と魅力を備えたシンボルパーク

■大仙公園の管理運営方針



1. 百舌鳥古墳群をはじめとした多様な歴史・文化資源が集積する堺市のシンボルパークとして活用します
2. 歴史性と風致、四季の花、人の利用とが一体となった美しい緑の自然景観を育みます
3. 世界遺産百舌鳥・古市古墳群の構成資産を含む公園として、市民や内外からの来訪者を集め、堺市の魅力を発信します

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【歴史・文化】百舌鳥古墳群をはじめとした多様な歴史・文化資源が集積する堺市のシンボルパークとして活用するために

■百舌鳥古墳群を中心とした歴史資源の保全・修景 [取組方針 1-1]

本市のシンボルパークとして歴史的価値を維持・啓発するため、園内にある古墳などの歴史的資源を適切に保全・修景していきます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 百舌鳥古墳群の適切な保全及びその周辺の緩衝地帯における景観、環境保全
- ・ 手入れの行き届いた古墳群の景観
- ・ 小規模古墳の景観を活用した魅力向上

- ・ 履中天皇陵古墳のビュースポットの活用
- ・ 公園玄関口として仁徳天皇陵古墳周辺の清潔で美しい施設管理

■多様な文化施設の相乗効果を生む管理運営 [取組方針 3-4]

園内に点在する様々な文化施設が相互に連携し効果を高めるため、民間活力導入を含め、それぞれの特長を活かした施設連携により、長く滞在できる公園となるような管理を行います。

<具体的な方策（例）>

- ・ 博物館、茶室、図書館、都市緑化センター等と連携したイベントの開催
- ・ 伝統的な庭園技術による日本庭園の高質な植栽管理
- ・ 日本庭園を活かした季節のイベント等による日本文化の発信
- ・ 自転車広場でのイベント等、堺の自転車産業の発信

②【環境・景観】歴史性と風致、四季の花、人の利用とが一体となった美しい緑の拠点を育むために

■シンボルパークに相応しい風格の保全 [取組方針 1-2]

世界遺産である百舌鳥古墳群の風格を保全し、堺のシンボルとしての景観を形成するため、適切な植栽管理を実施します。特に大芝生広場や古墳周辺、エントランスなどメリハリのある緑の空間をつくります。

<具体的な方策（例）>

- ・ どら池等を中心としたシンボル景観の形成
- ・ 健全なサクラの育成
- ・ 適正な植栽管理による明るく見通しのきく樹林

■四季を通じ自然を感じられる緑の空間の維持管理 [取組方針 1-2]

来園者が伸び伸びと自由に公園を楽しめる気持ちのよい緑のオープンスペースとして、四季を通じて美しい緑を管理し、レクリエーションに供します。

<具体的な方策（例）>

- ・ 芝生を常に美しく快適に管理
- ・ 樹木は開放的な芝生に合わせ、見通しと緑陰を確保
- ・ 来園者の自由なレクリエーションの場の提供

③【観光】世界遺産百舌鳥・古市古墳群の構成資産を含む公園として、市民や内外からの来訪者を集め、堺市の魅力を発信するために

■歴史資源等を活かした広域的な集客 [取組方針 2-1]

百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録されたことから、これまでに増して世界からの注目が集まっています。そのため、世界遺産にふさわしい整備と PR も加速しており、古墳群と一体となった大仙公園を本市の観光拠点とし、市内だけでなく、全国、世界から大仙公園に来園いただける公園をめざします。

<具体的な方策（例）>

- ・世界遺産百舌鳥・古市古墳群と一体的な PR
- ・来訪者を迎え入れる質の高い植栽管理
- ・来訪者を園内へ誘導する見通しの確保
- ・清潔で気持ちのよい広場やトイレの維持
- ・市民によるガイドボランティアの充実

■民間活力導入による賑わいの創出 [取組方針 3-1・3-2・3-3]

百舌鳥古墳群と一体的に公園の賑わいを創出するためには、仁徳天皇陵古墳から園地へと来園者を誘導することが重要です。園地でのイベントやスポーツ、健康増進活動などにより利用促進し、公園内の賑わいを創出します。また、飲食や物販等のサービスの向上に取組み利用者が快適に滞在できる環境を整えます。

<具体的な方策（例）>

- ・いこいの広場を活用した賑わい創出イベントの開催
- ・園内の自然景観に配慮した飲食・物販施設の設置
- ・百舌鳥駅からの案内・誘導の充実
- ・ホームページや SNS を活用したイベント情報等の周知

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、大仙公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	公園の特色を活かしたカフェ、レストランの設置・運営 来訪者を視野に入れた物販店の設置・運営 グランピング、バーベキュー施設の設置・運営 移動販売車の配置 貸農園の設置・運営 運動施設、アウトドア施設の整備、アウトドア体験の実施 マルシェ等の集客イベントの開催 店舗等の提案と関連した駐車場の整備 公園の高質な管理の実施
----------------------	---

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査の結果、民間事業者から幅広い提案が寄せられましたが、百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録されたことから来園者数の増加が見込まれますが、新たな施設の設置には遺産影響評価が伴う可能性があります。遺産影響評価の完了には申請から数年を要する場合があります、民間事業者のスピード感と乖離するおそれがあります。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

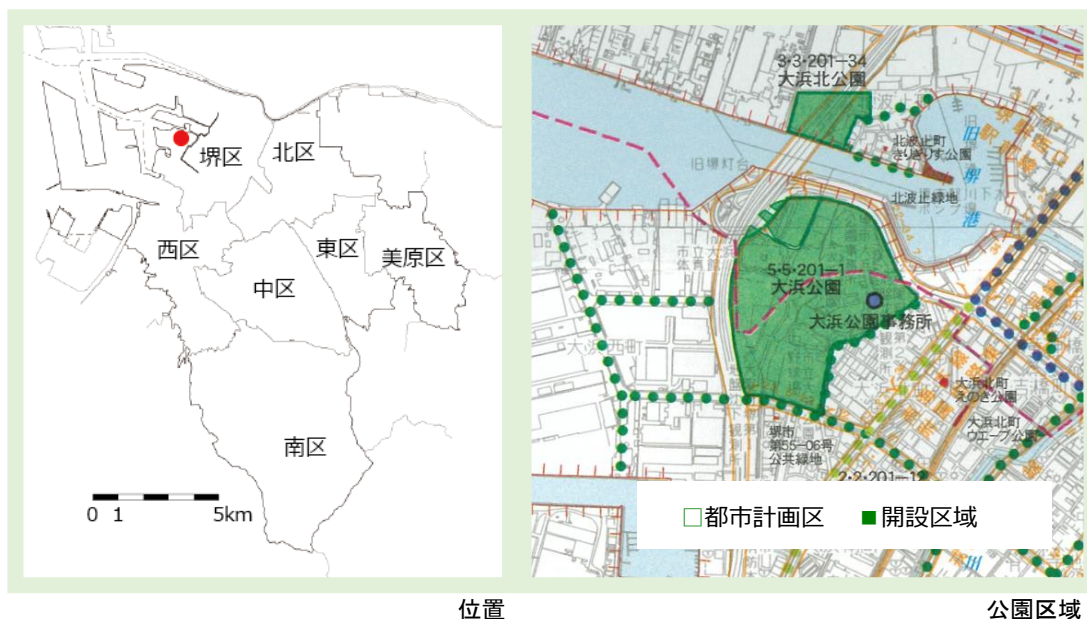
大仙公園では、新たな施設の設置をとともう収益事業の難易度は高いですが、来園者の増加が見込まれるため、既存施設の活用を含め概ね5年以内に新たな民間活力を導入し、賑わい創出や維持管理費の縮減を図り、将来的には公園全体の一括運営をめざします。

おおはま
2.大浜公園

(1) 現況

1) 公園概要

- 公 園 名：大浜公園（おおはまこうえん）
- 種 別：総合公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 16.30 ヘクタール
[開 設 面 積] 16.30 ヘクタール
- 所 在 地：堺区大浜北町 4 丁
- 交 通 ア ク セ ス：南海電鉄本線堺駅より西へ 550 メートル
- 開 園 日：明治 12 年（1879 年）7 月 21 日
- 都 市 計 画 決 定：昭和 22 年（1947 年）1 月 24 日戦災復興院告示第 6 号
- 位置・公園区域：



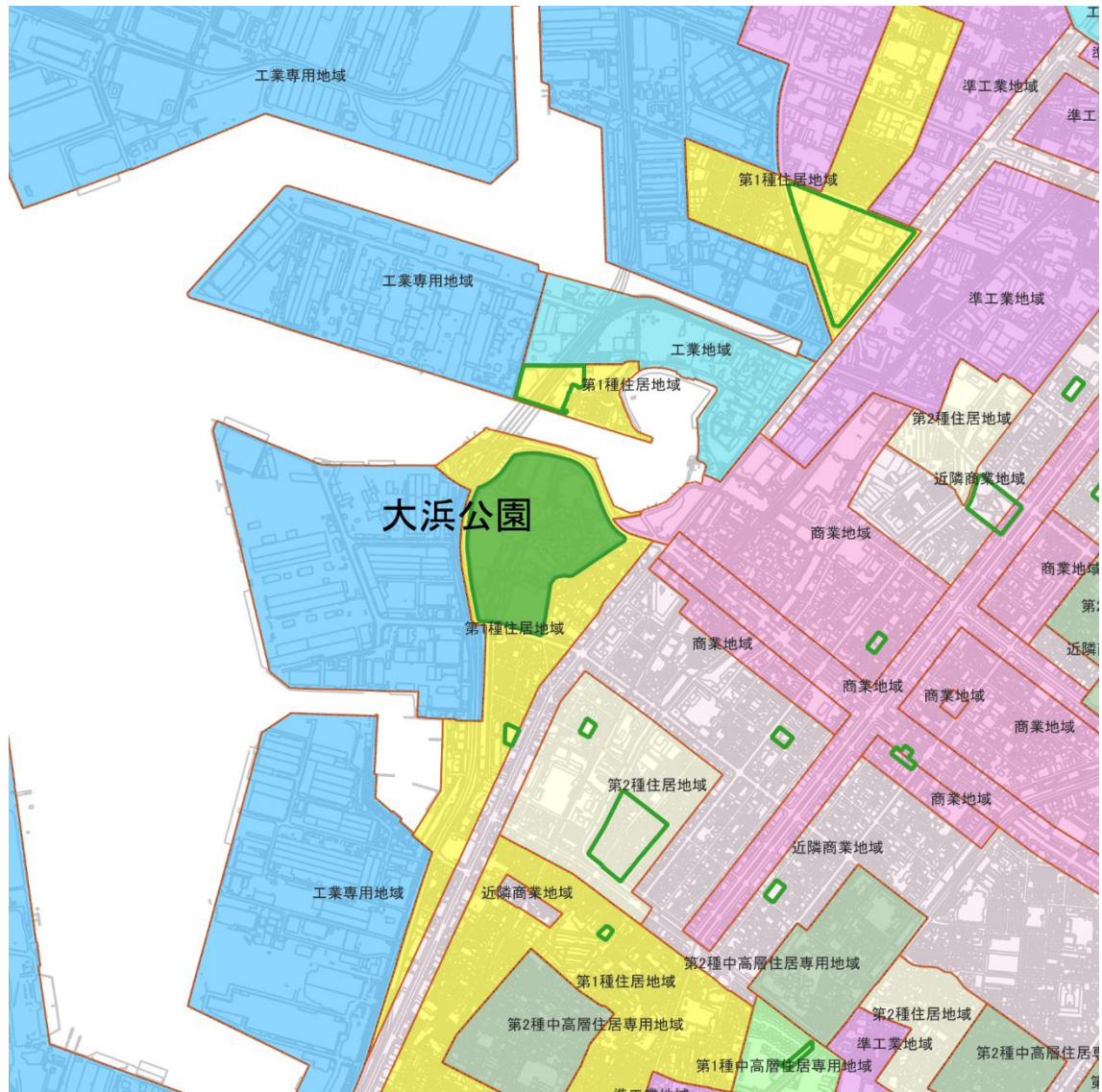
位置

公園区域

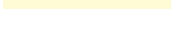
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	第一種住居地域
	高度地区	指定なし
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		広域避難地の機能を有する都市公園、災害時用ヘリポート(野球場)、指定避難所(体育館)

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	2 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	5 件
------	-----	-------	-----	------	-----

2) 公園のあゆみ

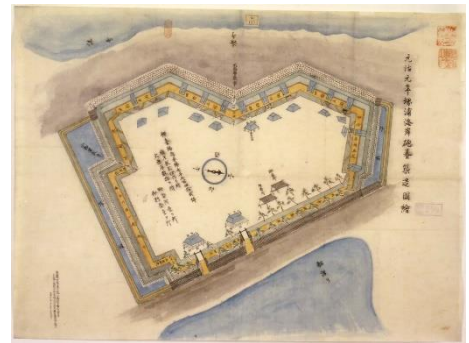
ペリー来航の翌年、安政元年（1854 年）、ロシア・プチャーチン提督のディアナ号が大阪湾に入り、堺からも見える天保山沖に停泊したことにより、幕府は海防を強化するため堺港においても南北 2 つの台場を急造し、南台場は元治元年（1864 年）には桔梗型の西洋式砲台に大改造されました。明治 10 年（1877 年）には港の入口に近代的な美しい六角型の洋式灯台が築造され、現在は国の史跡に指定されています。

大浜公園は、陸軍省より許可を受け、明治 12 年（1879 年）7 月 21 日に元南台場跡の景勝地をそのまま公園として開園したもので、本市内では明治 6 年（1873 年）に開園した府営浜寺公園に次ぎ、市営としては最も古い公園です。

開園当時は公園地が海に接する白砂青松の地であり、南海軌道との申し合わせにより電車を公園内に乗り入れ、付近に旅館を建て、大阪近郊の来訪者で大いに賑わいました。

明治 36 年（1903 年）には大阪で第 5 回内国勧業博覧会が開催され、大浜公園は第二会場として世界に誇る東洋一の水族館と言われた堺水族館が設置されました。その他にも公会堂、汐湯、海水浴場、料理旅館や土産物屋などもあり、関西有数のレジャー地として賑わいました。

その後、昭和 22 年（1947 年）1 月 24 日に都市計画決定され、昭和 31 年（1956 年）6 月 1 日に 25 メートル児童プールが完成しました。戦後の臨海工場地帯の埋め立て造成にともない、開園時の白砂青松の美しい海岸線は姿を消しましたが、汐湯跡および埋立地等も公園計画に入れ、現在、16.3 ヘクタールを公園として整備しています。



堺浦海岸砲台築造図絵(写)
1864 年(堺市立図書館)



大浜汐湯・堺水族館 1937 年
(堺市立図書館)

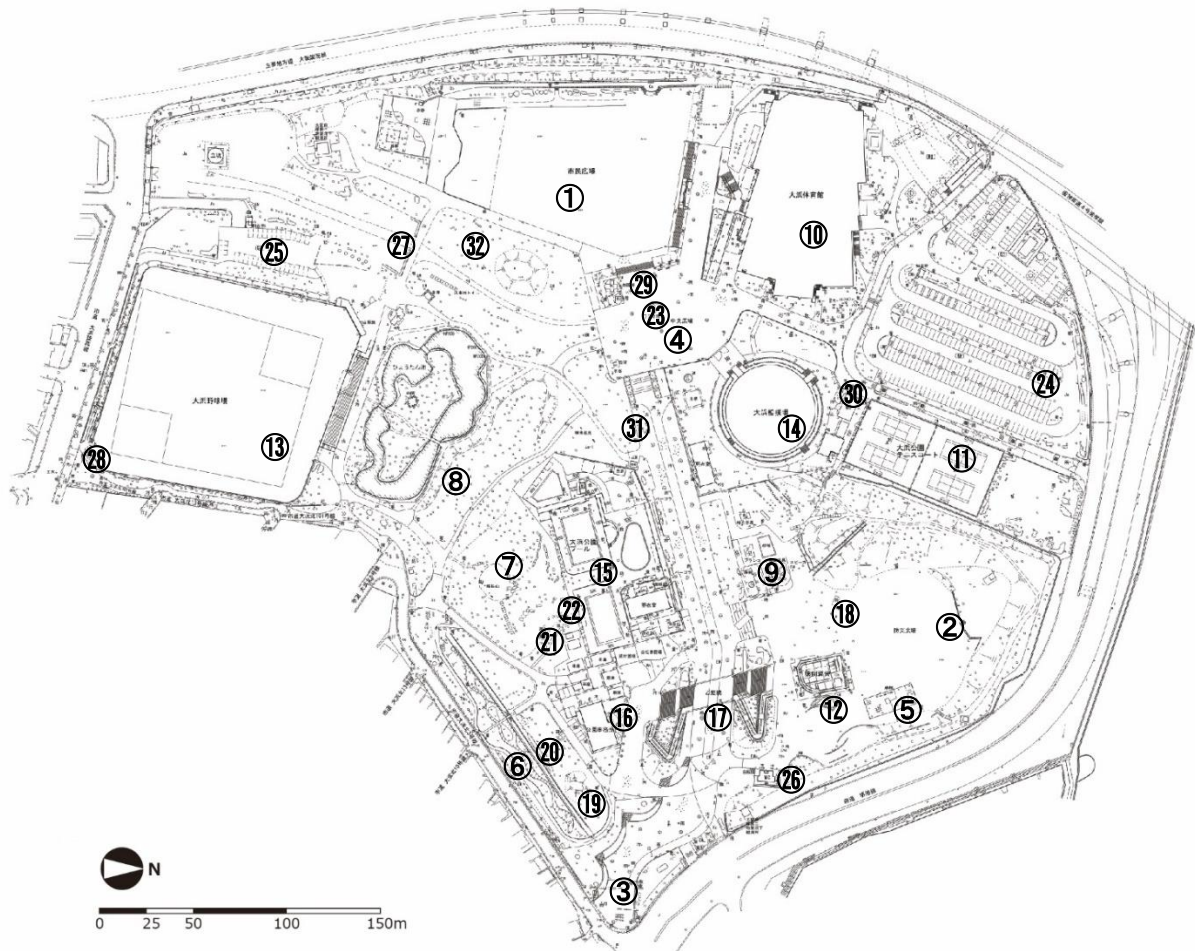
<沿革>

明治 12 年 7 月 21 日	陸軍省より無料使用許可を受け国有地を公園として開設
明治 35 年 10 月	水族館西門以南を公園に編入
明治 36 年	大阪で内国勧業博覧会開催、第二会場として水族館開設
昭和 8 年 11 月	運動場を設置
昭和 22 年 1 月 24 日	都市計画決定 戦災復興院告示第 6 号 約 19.75ha
昭和 31 年 6 月 1 日	25m 児童プール完成
6 月 13 日	大浜汐湯跡を公園として一部開設
昭和 35 年 3 月 23 日	都市計画変更 建設省告示第 656 号 約 18.65ha
昭和 37 年 7 月	水族館休館
昭和 38 年 7 月	25m 児童プール増設
昭和 46 年 8 月 1 日	市立体育館完成
昭和 51 年 2 月 6 日	都市計画変更 大阪府告示第 128 号 約 16.30ha
11 月 19 日	都市公園法附則第 3 項の規定により公告

昭和 56 年 11 月	堺大浜相撲場完成
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号 約 16.30ha
平成 元年 3 月	テニスコート完成
3 月 31 日	追加開設 堺市公告第 63 号 約 14.94ha
平成 2 年 7 月	テニスコート増設
7 月 25 日	追加開設 堺市公告第 109 号 約 15.00ha
平成 5 年 ～ 7 年	大浜公園駐車場整備工事
平成 5 年 5 月	テニスコート増設及び芝生広場設置
5 月 31 日	追加開設 堺市公告第 87 号 約 15.35ha
平成 6 年 12 月 16 日	追加開設 堺市公告第 283 号 約 15.59ha
平成 7 年 5 月 26 日	追加開設 堺市公告第 149 号 約 16.30ha
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 2422 号 約 16.30ha

3) 施設概要

■大浜公園現況施設図



- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 市民広場 | ①⑦ 乙姫橋 |
| ② 防災広場 | ①⑧ 樺太犬慰霊像 |
| ③ メインゲート | ①⑨ 大阪窯業煉瓦工場之跡の碑 |
| ④ 中央広場 | ②⑩ 明治天皇御蹕之跡の碑 |
| ⑤ 藤棚 | ②⑪ 擁護塼 |
| ⑥ 花菖蒲園(南砲台場跡) | ②⑫ ラジオ塔跡 |
| ⑦ 蘇鉄山 | ②⑬ ラジオ塔(レプリカ) |
| ⑧ ひょうたん池 | ②⑭ 駐車場 P1 |
| ⑨ 藤棚 | ②⑮ 駐車場 P2 |
| ⑩ 体育館 | ②⑯ トイレ A |
| ⑪ テニスコート | ②⑰ トイレ B |
| ⑫ 猿飼育舎 | ②⑱ トイレ C |
| ⑬ 野球場 | ②⑲ トイレ D |
| ⑭ 相撲場 | ③⑰ トイレ E |
| ⑮ プール | ③⑱ トイレ(マンホール型防災トイレ A) |
| ⑯ 公園事務所 | ③⑲ トイレ(マンホール型防災トイレ B) |

＜大浜公園の現況＞



メイン園路



花菖蒲園

■有料施設

【体育館(⑩)】

大小体育館施設と柔道場、剣道場、研修室、トレーニング室を備えた体育館です。占用利用のほか、教養利用が可能です。

専用(団体)基本料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

区分				午前 9:00 ～12:00	午後1 13:00 ～15:00	午後2 15:00 ～17:00	夜間 17:30 ～21:00	昼間1 9:00 ～15:00
大体育室	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250
		休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800
			生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900
	2/3 面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
		休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440
			生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720
	1/2 面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150
		休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960
			生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980
	1/3 面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360
小体育室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360
	1/2 面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620
柔道場	平日		一般	3,100	2,800	2,800	6,700	5,900
			生徒等	1,550	1,400	1,400	3,350	2,950
	休日等		一般	3,720	3,360	3,360	8,040	7,080
			生徒等	1,860	1,680	1,680	4,020	3,540

剣道場	平日	一般	3,100	2,800	2,800	6,700	5,900
		生徒等	1,550	1,400	1,400	3,350	2,950
	休日等	一般	3,720	3,360	3,360	8,040	7,080
		生徒等	1,860	1,680	1,680	4,020	3,540
トレーニング室	平日	一般	3,100	2,800	2,800	6,700	5,900
		生徒等	1,550	1,400	1,400	3,350	2,950
	休日等	一般	3,720	3,360	3,360	8,040	7,080
		生徒等	1,860	1,680	1,680	4,020	3,540
研修室	第1	平日	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250
		休日等	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700
	第2	平日	600	500	500	1,450	1,100
		休日等	720	600	600	1,740	1,320
	第3	平日	600	500	500	1,450	1,100
		休日等	720	600	600	1,740	1,320

区分				昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日
				9:00 ～17:00	13:00 ～17:00	13:00 ～21:00	15:00 ～21:00	9:00 ～21:00
大体育室	全面	平日	一般	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300
			生徒等	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150
		休日等	一般	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360
			生徒等	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180
	2/3 面	平日	一般	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200
			生徒等	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		休日等	一般	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640
			生徒等	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
	1/2 面	平日	一般	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300
			生徒等	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150
		休日等	一般	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360
			生徒等	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180
	1/3 面	平日	一般	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
小体育室	全面	平日	一般	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2 面	平日	一般	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
柔道場	平日	一般	8,700	5,600	12,300	9,500	15,400	
		生徒等	4,350	2,800	6,150	4,750	7,700	
	休日等	一般	10,440	6,720	14,760	11,400	18,480	
		生徒等	5,220	3,360	7,380	5,700	9,240	
剣道場	平日	一般	8,700	5,600	12,300	9,500	15,400	
		生徒等	4,350	2,800	6,150	4,750	7,700	
	休日等	一般	10,440	6,720	14,760	11,400	18,480	
		生徒等	5,220	3,360	7,380	5,700	9,240	
トレーニング室	平日	一般	8,700	5,600	12,300	9,500	15,400	
		生徒等	4,350	2,800	6,150	4,750	7,700	
	休日等	一般	10,440	6,720	14,760	11,400	18,480	
		生徒等	5,220	3,360	7,380	5,700	9,240	

研修室	第 1	平日	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150
		休日等	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380
	第 2	平日	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050
		休日等	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660
	第 3	平日	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050
		休日等	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660

※(1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日という。

(2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)の 2 倍の額を徴収する。

(3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の 7 倍の額、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の 15 倍の額を徴収する。

(4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(次項の表において同じ。)

ア 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が専ら使用する場合

イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する者又は同法第 134 条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

(5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の 4 割の額(休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の 4 割の額)を加算する。

(6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。

(7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間 1 時間(30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。)につき基本料金(第 2 号及び第 3 号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前 2 号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の 1 時間相当額(10 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

共用(個人)利用料金 (令和 2 年 1 月 1 日以後)

区分	利用料金	
	一般	生徒等
1 人 1 種目 1 回	220 円	110 円

(1) この表において「1 回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。

(2) 60 歳以上、障がい者及びその介助者 1 名は半額とする(ただし、トレーニング室は除く。)

*「障がい者」料金の適用される範囲は以下のとおり。

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

【体育館の建て替えと PFI 事業】

「大浜体育館建替整備運営事業」について民間事業者を募集し、堺市 PFI 事業検討委員会の審査を経て、事業者が選定されました。

新設する大浜体育館の設計・建設・工事監理・維持管理・運営と合わせて、既存施設の維持管理運営を一体的に行うものとし、これらの業務を統括管理します。

さらに、自主提案施設として、設置許可を受けて大浜公園の敷地内に独立採算による新たな公園施設を設けます。

□事業内容

①新体育館 (PFI 方式) 維持管理・運営期間：令和 3 年 4 月～18 年 3 月まで (15 年)

②既存施設の運営(大浜野球場、大浜テニスコート、大浜相撲場、浅香山並びに三宝公園野球場、土居川テニスコート)

維持管理・運営期間：令和3年4月～18年3月まで(15年)

③自主提案施設

事業期間：当初5年間は継続義務あり(その後は延長手続きを行い最長15年間)

- ・自主提案施設1：あそび×スポーツ施設
- ・自主提案施設2：森のカフェ



【参考 大浜体育館建替整備運営事業について】

平成29年度に大浜体育館を武道館が併設された3,000席の観覧席を備えるアリーナに建て替える「大浜体育館建替整備運営事業」について民間事業者を募集しました。その結果、学識経験者等で構成する堺市PFI事業検討委員会の審査を経て、下記の内容に決定されました。

【提案概要】

□コ ン セ プ ト：「大浜公園リライトプロジェクト」

※意味：大浜公園にもう一度光を照てよう・かつてのにぎわいを取り戻そう

□施 設 規 模：地上2階建て、延床面積約13,000㎡【現体育館(8,372㎡)の1.5倍】

□施 設 内 容：アリーナ、観覧席(約3,000席)【現体育館(647席)の4.7倍】、武道館、トレーニング室、研修室5室、キッズコーナーほか

□大浜公園とその周辺地域の魅力向上に資するもの：

カフェと「あそびとスポーツの融合」をテーマにした身体を使って遊べる施設を事業者が独立採算で運営

【テニスコート(⑪)】

大浜公園のテニスコートは、オムニコート（サンドグラスコート）でA・B・C・D面の4面が整備されています。

利用料金

(単位：円)

種別	区分	利用料金							
		午前7時から 午前8時まで	午前8時 から午前 9時まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
大浜公園 テニスコート	1面	一般	610	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	300	300	610	610	610	610	610

附属設備等利用料金

種類	単位	利用料金
照明設備	1 時間	150 円

※許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

【野球場(⑬)】

大浜公園野球場は、A・B面の2面が整備されており、軟式野球、ソフトボールに利用できます。

利用料金（令和2年4月1日以後）

(単位：円)

種別	区分	利用料金					
		9時まで	午前9時から 11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 3時まで	午後3時から 5時まで	午後5時から 7時まで
大浜公園 野球場	A面	一般	1,220	2,440	2,440	2,440	2,440
		生徒等	610	1,220	1,220	1,220	1,220
	B面	一般	1,015	2,030	2,030	2,030	2,030
		生徒等	505	1,010	1,010	1,010	1,010

※許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

【相撲場(⑭)】

大正8年(1919年)に第1回全国学生相撲選手権大会が大浜公園で開催され、第64回大会からは大浜公園相撲場と両国国技館において隔年開催されています。これまで幾多の好勝負を生み、学生相撲の聖地として今に受け継がれています。



相撲場

利用料金

(単位：円)

種別	区分	利用料金			
		午前 9 時から 正午まで	正午から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
大浜公園 相撲場	相撲競技 (職業相撲を除く)	3,660	6,120	8,560	18,340
	集会	7,320	12,240	17,120	36,680
	その他	48,880	73,340	97,780	220,000

- (1) 生徒等が使用するときは、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)半額を徴収する。
- (2) 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の 2 倍の額を徴収する。
- (3) 特別に電気その他を使用するときは、実費として体育館長が算定する額を徴収する。
- (4) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した 1 時間(30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。)につき、基本料金(第 1 号及び第 2 号の規定を適用する場合にあつては同号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の 1 時間相当額(10 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。
- (5) 許可を得て、「その他」で使用する場合において、設営準備等で使用する区分は「集会」の料金を適用する。

附属設備等利用料金 (令和 2 年 4 月 1 日以後)

種別	単位	利用料金
放送設備	1 回	3,050 円
照明設備	1 時間	400 円

【プール(⑮)】

大浜公園プールは、水深 60～40 センチメートルの幼児用プール 1 面、水深 90～50 センチメートルの 25 メートル変形プール 1 面、水深 110～100 センチメートルおよび 120～110 センチメートルの 25 メートルプール 2 面があります。

利用料金

区分		利用料金
		7 月 1 日から 8 月 31 日まで 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで (ただし入場は午後 5 時まで。遊泳は午後 5 時 45 分まで)
大浜公園 プール	大人	330 円
	小人(小中学生)	110 円

※スタンプカードの使用により、5 回利用につき 1 回無料

※団体については、30 人以上は 2 割引、100 人以上は 2.5 割引

※65 歳以上の方については、年齢を証とする公的書面を提示した場合に限り利用料金の 2 分の 1 を減額

※身体障害者、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、手帳を提示した場合、本人及びその介助者 1 人に限り利用料金を全額免除

■駐車場

有料。P1（北側⑳）とP2（南側㉑）の2か所の駐車場を設けています。



駐車場

駐車場名	利用期間及び利用時間	収容台数
P1 （大浜公園駐車場(北側)）	1月1日から12月31日：午前6時から午後10時 ただし、堺市民オリンピック及び堺大漁夜市開催日は除く。	大型車：3台 普通車：265台
P2 （大浜公園野球場駐車場(南側)）	1月4日から12月28日（土・日・祝のみ営業） 午前8時から午後5時30分 ただし、堺市民オリンピック及び堺大漁夜市開催日は除く。 プール期間中（7月20日から8月31日）については午後6時30分まで	普通車 60台

■遊具

総合公園であり、子どもの遊び場も園内に確保するため、いくつかの遊具を設置しています。

■トイレ

園内のトイレは5か所あり、防災時に備えプール横にマンホール型防災トイレを10穴（すべて洋式）、野球場横に10穴（うち洋式2穴）を整備しています。

■花と緑

【南砲台場跡（花菖蒲園）（㉒）】

堺港南台場の遺構を残しつつ、外濠を活用して花菖蒲園を設けています。当時の石垣等が残されている貴重な跡地です。



南砲台場跡（花菖蒲園）

【蘇鉄山(⑦)】

明治 18 年（1885 年）、蘇鉄山の東南約 300 メートルにあった御蔭山に一等三角点が設定されましたが、昭和 14 年（1939 年）鉄道敷設事業によって切り崩しが決定し、一等三角点が大浜公園開園時に築かれた蘇鉄山に移設されました。これにより一等三角点が標高 6.84 メートルに設置され、平成 12 年（2000 年）4 月に国土地理院により一等三角点が設置されている日本一低い山であることが正式に認められました。現在の標高は 6.97 メートルですが、依然その地位を保っています。



蘇鉄山

■その他の施設

【猿飼育舎(⑫)】

第 5 回内国勧業博覧会の際に開設された堺水族館の関連施設として猿島が設置されましたが、猿の飼育環境の改善と健康維持のため老朽化した猿島を撤去し、平成 21 年（2009 年）6 月に現在の飼育舎が整備されました。



猿飼育舎

【乙姫橋(⑬)】

大浜公園を南北に分断していた大阪臨海線を跨ぐ歩道橋として昭和 46 年（1971 年）10 月に竣工しました。現在は車道が移設されて役割を終えましたが、往時の名残として残されています。名称はかつての水族館のシンボル「龍女神像」の通称「乙姫」からきています。

【樺太犬慰霊像(⑭)】

南極観測第一次越冬隊で現地に残された樺太犬の霊を慰める像で、本市在住の彫刻家岩田千虎氏により彫刻され、昭和 33 年（1958 年）に市に寄贈されました。その後老朽化により昭和 62 年（1987 年）に復元制作され、現在の像は市内の彫刻家で龍女神像復元も手がけた白石正義氏監修による、岡村哲伸氏作のものです。

【大阪窯業煉瓦工場之跡の碑(⑮)】

明治 29 年（1896 年）、大浜公園の東南に隣接する敷地に大阪窯業株式会社堺分工場が建設され、当時日本の近代都市建設を支える素材であったレンガがドイツのホフマン式輪窯にて製造されていました。やがて構造物がコンクリート造に替わり煉瓦工場は閉鎖されましたが、その工場跡地に立てられた記念碑を隣接する大浜公園内に移設したものです。



大阪窯業煉瓦工場之跡の碑

【擁護壘(㉑)】

嘉永 7 年（安政元年・1854 年）に発生した安政南海地震のとき、当時の堺の人がいかにして災害に対応したかが刻まれている記念碑です。この碑は教訓として地震と津波の恐ろしさと、これらへの対処法を後世に伝える貴重な史料であり、平成 27 年（2015 年）3 月 13 日に本市指定有形文化財に指定されています。



擁護壘

【ラジオ塔（レプリカ）(㉓)】

ラジオ塔は、戦前ラジオ普及のために公園など公共の場に設置されたもので、大浜公園のラジオ塔は昭和 8 年（1933 年）に設置され、現存する数少ないラジオ塔のひとつです。

平成 23 年（2011 年）4 月には、当時のラジオ塔を忠実に復元したレプリカを中央広場に設置し、当時のラジオ塔は蘇鉄山付近に移設し保管しています。



ラジオ塔(レプリカ)

【明治天皇御駐蹕之跡(㉒)】

第 5 回内国勸業博覧会の第 2 会場となった大浜公園に、明治天皇が一時立ち寄られたことを記念する碑です。



明治天皇御駐蹕之跡

■建ぺい率

主な既存施設	公園事務所、プール更衣室、野球場ベンチ、体育館、相撲場、トイレ			
現在建ぺい率	5.516%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 10,500 ㎡	②左記以外(2%)	約 2,300 ㎡

■維持管理費

約 23,000 千円／年(H30)（樹木等管理費・清掃等費・警備費）

■指定管理料

約 138,000 千円／年(H30)(大浜体育館、野球場、テニスコート、相撲場、大浜公園プール、金岡公園プール、三宝公園野球場、浅香山公園野球場、土居川公園テニスコート)
--

■公園使用料

約 5,900 千円/年(H30)(占有許可、管理許可等)

4) 利用状況

■日常利用

日常的には近隣住民の散策、ラジオ体操等や、花菖蒲園、蘇鉄山といった花や緑の観賞に利用されています。また、幼稚園の遠足や近隣の小学校の校外学習といった学校利用のほか、デイサービスなどでの利用がみられます。

また、堺駅観光案内所には堺観光ボランティア協会の観光ボランティアが常駐し、大浜公園の歴史遺産や、旧堺灯台、龍女神像など周辺の見どころをまわるガイドツアーを実施しています。

■施設利用者数

施設名	管理形態等	利用者数(人)・平成 30 年度
体育館	指定管理	191,008
野球場	指定管理	27,440
テニスコート	指定管理	25,944
猿飼育舎	委託	
相撲場	指定管理	18,280
プール	指定管理	17,483
駐車場	管理許可	88,946

■イベント利用

大浜公園では野外音楽イベントや堺大魚夜市といった大規模なイベントを年間で 3～4 回実施しており、賑わいをみせています。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

5 月、7 月、8 月、10 月	らんちゅう品評会
5 月	熊本応援チャリティーイベント
7 月	堺大魚夜市
9 月	「KANA-BOON」の GoiGoi5 周年シーズン3野外ワンマン ヨイサヨイサのただいま祭り 2018 in 堺
10 月	音楽フェス「ミクロック 2018」



堺大魚夜市

■スポーツ・レクリエーション利用

有料施設として野球場、テニスコート、相撲場、体育館があり、夏期はプールも営業します。また、園路でのジョギングやウォーキング、夏のプールの利用も多くみられ、市民のスポーツ・レクリエーションの場として親しまれています。

5) 周辺環境

■地域の状況

南海電鉄本線堺駅の西約 500 メートル、堺旧港南西に隣接し、公園西側に沿って阪神高速4号湾岸線が通り、公園北側に大浜出入口が接しています。この交通アクセスの良さから、甲子園球場に近い大浜公園では、高校野球大会時のランニング等のウォーミングアップ場所で活用されるほか、関西国際空港と大阪市内や大阪国際空港等との大型バスの観光・乗り継ぎルートとなっており、公園北側道路は交通量が多くなっています。

このエリアには金属やガラス、化学系企業をはじめ多くの工場が立地し、東側は中央環状線により堺市街地へとつながっています。



周辺環境図

■公園の周辺状況

堺旧港は臨海工業地帯の開発により昔日の海岸線は失われたものの、国の史跡に指定された旧堺灯台や、復元された龍女神像、波止場などに内国勧業博覧会当時の雰囲気を感じることができます。

現在は、海辺のプロムナードとして、大阪府による階段式親水護岸の整備が行われています。

また、南海電鉄堺駅はバスターミナルのほか、ホテルや商業施設がペDESTリアンデッキで結ばれているなど、堺旧港エリアの玄関口となっています。



龍女神像

6) 大浜公園の特性

■歴史・文化

大浜公園は堺旧港に隣接し、園内には歴史・文化的な遺産も数多く残されています。ラジオ塔のレプリカ作成や台場跡の花菖蒲園の整備、煉瓦工場跡地にちなんだ園内でのレンガ使用など、歴史を活かした整備もされてきました。最も古い堺市の公園として、今後もこれらの歴史資源をさらに活用していくことが重要です。

■環境・景観

園内には藤棚や花菖蒲園など花の見所をはじめ、蘇鉄山や大きな樹木も多数あり、花と緑の豊かな公園です。堺旧港エリアにおいては、貴重な緑資源が存在する場所となっています。

さらに魅力的な緑資源としていくため、花や緑の維持管理水準の向上や技術の継承、公園らしい花や緑を活用した利用促進などを進めていくことが望まれます。

■防災

大浜公園およびその周辺は、広域避難地に指定されています。大震災等で万が一延焼火災が発生した場合などに生命や身体の安全を確保するため、園内の防災広場等に住民が一時的に避難することができます。また、体育館は避難所に指定され、地震災害時には避難の場所等に活用されます。

■子育て

広い園内でのびのび過ごしたり、夏期はプールを楽しんだりするなどファミリーで利用できる公園です。昭和36年（1961年）に閉館した堺水族館の関連施設として園内で飼育されてきたアカゲザルは、大浜公園の人気者として子どもたちにも親しまれています。

■健康・スポーツ

緑が豊かで、ラジオ塔復元によるラジオ体操音楽の定期放送を実施していることもあり、毎日のラジオ体操で市民に親しまれています。また、園路でのジョギングやウォーキングなどで公園を利用する人も多く、身近な健康増進に利用されています。

また、公園内には野球場、テニスコート、相撲場、プール、体育館があり、指定管理者による管理を行っています。

各施設に個別の指定管理者、受託者が存在することにより、それぞれが担当する管理エリアごとに異なった管理水準とならないよう、より一層の各施設の連携強化を図ることが重要です。



体育館

■地域力

堺大魚夜市や音楽イベント等多くのイベントの開催にあたって市民が参画し、地域の力で盛り上がりを見せています。

■観光

大浜公園は阪神高速 4 号湾岸線と 15 号堺線を乗り継ぐルート上に位置し、関西国際空港と大阪市内や大阪国際空港とを行き来するバスの通行が盛んで、外国人来訪者の利用が見込める公園です。隣接する大浜北町 3 丁地内にはホテル等の新規施設の建設計画が進められています。駅から公園までのルート上にこうした新規施設がオープンすることにより、駅周辺から公園への誘客が見込まれます。

堺旧港の歴史性を活かし、堺の玄関口として大浜公園やその周辺、さらに本市の観光資源を PR していくことが望まれます。



周辺交通

■大浜公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の役割	歴史・文化	環境・景観	防災	子育て	健康・スポーツ	地域力	観光
大浜公園の役割	◎	○	○	○	◎	○	◎

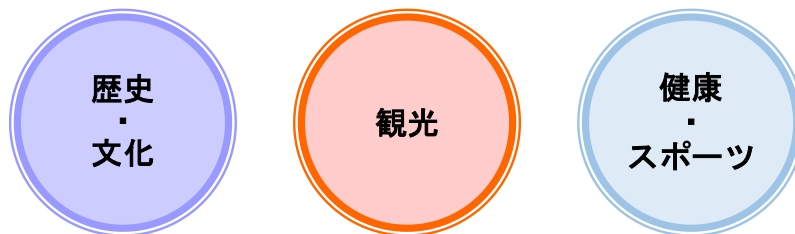
(2) 大浜公園のビジョン

1) 大浜公園の理念・管理運営方針

■大浜公園の理念

堺市営で最も古い公園としての歴史と文化の保全、発信し、
スポーツを中心とした健康増進活動を通じて、
堺旧港をはじめとする臨海部の活性化に資する公園

■大浜公園の管理運営方針



1. 堺市営では最も古い公園として砲台跡や記念碑等を含む大浜公園の歴史・文化を保全、発信します
2. 白砂青松や博覧会場など有数のレジャー地であった大浜公園の歴史を活用し来訪者を誘致します
3. 運動施設や園地を活用し、スポーツやイベント等により公園に賑わいを創出します

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【歴史・文化】堺市の最も古い公園として砲台跡や記念碑等を含む大浜公園の歴史・文化を保全、発信するために

◆歴史資源の保全・活用 [取組方針 1-1・2-1]

ラジオ塔、擁護塹、乙姫橋、煉瓦工場跡地碑、明治天皇御駐蹕之碑、樺太犬慰霊像、蘇鉄山、南砲台跡など大浜公園の歴史的資源は大切に保全し、活用していきます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・大浜公園及びその周辺の散策ルートの設定、歴史マップの作成
- ・案内板の設置、ガイドによる解説
- ・ホームページでの歴史資源の紹介

- ・園内での蘇鉄山の登山認定証の発行

■歴史資産の保全 [取組方針 1-1・1-2]

明治時代から続く公園にふさわしい風格を備えるため、歴史資産、花や緑を適切に保全管理し、来園者に豊かな緑のなかで歴史性を感じながら快適に過ごせる空間を形成します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・記念碑等歴史資産の保全と周囲の適切な維持管理
- ・記念碑等歴史資産の案内の設置、更新
- ・ケヤキやタイワンフウなどの巨木の管理
- ・蘇鉄山のソテツの管理
- ・南砲台跡のショウブの管理
- ・樹齢 130 年の白藤の管理

■市民参画等による公園の歴史性発信 [取組方針 2-3]

歴史ある大浜公園にもっと愛着を持って関わっていただき貴重な歴史性を市民目線で発信していくため、公園での市民参画を一層推進させます。これまでに市民による公園の活用が行われてきました。今後も様々な分野での市民参画を推進していきます。

また、大浜公園は、多様な施設をさまざまな主体で維持管理運営しています。これらの公園に関わる様々な団体や市民などと公園の目標を共有することで、公園の活性化を推進します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・市民によるラジオ体操、観光ボランティアの推進
- ・市民参画による歴史資産の管理や植栽管理
- ・健康増進活動、子どもの遊び、障害者の公園利用支援のボランティア等
- ・避難訓練や防災についての啓蒙活動を行うイベント等の実施
- ・『大浜公園協議会』の設置（行政や公園協会、PFI 事業者、指定管理者、民間事業者や市民等）

②【観光】白砂青松や博覧会場など有数のレジャー地であった大浜公園の歴史を活用し来訪者を誘致するために

■公園の魅力を活かした広域的な集客 [取組方針 2-1]

大浜公園は、府営浜寺公園に次いで本市内で 2 番目、堺市営としては最も古い公園です。江戸時代に造られた砲台跡をはじめとした歴史資源、学生相撲発祥の地である相撲場など歴史的資源を多数有しています。また、公園に隣接した堺旧港には国史跡に指定されている旧堺灯台があり、堺の海の玄関口の雰囲気を残しています。

これらの資源を活かし、市内だけでなく全国からも大浜公園に来園いただける公園をめざします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・花の季節のイベント開催、花のみどころ情報の発信
（サクラ、ハナショウブ、スイレン、白藤等）
- ・多言語での公園の解説（パンフレット、ホームページ等）

- ・関西国際空港から大阪市内などに向かう来訪者の立ち寄り場所としての活用の推進
- ・車いすでの利用、遠足等での利用などの集客

■民間活力導入による賑わいの創出 [取組方針 3-1・3-2・3-3]

大浜公園には体育館、野球場、相撲場、テニスコート、プール等の有料施設があり、休日を中心に多くの利用で賑わっています。

堺駅前のエリアマネジメントの一部として、公園の賑わいを創出するためには、園地部分での賑わいの創出が重要です。園地でのイベントやスポーツ、健康増進活動などにより利用促進し、公園内の賑わいを創出します。また、飲食や物販等のサービスの向上に取り組み利用者が快適に滞在できる環境を整えます。

賑わいの創出にあたっては、民間の資金・技術・ノウハウを活用できる手法を検討します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・カフェ、ケータリングカー等による飲食の提供
- ・臨時売店等の営業
- ・バーベキューやグランピングサイトの整備
- ・プールの営業期間内のイベント開催、PR強化
- ・大浜公園のキャラクターとしてのアカゲザルのPR・情報発信
- ・多様なイベントやプログラムの開催
- ・民間事業者による資金やノウハウを活用

③【健康・スポーツ】運動施設や園地を活用し、スポーツやイベント等により公園に賑わいを創出するために

■運動施設内や園地での運動プログラムの提供 [取組方針 1-4・2-2]

運動プログラムを園地で開催することで公園に賑わいを創出します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・子供向け遊びを通じた運動、高齢者向け健康ウォーキング等
- ・イベントの充実・教室開催による賑わいの創出

■運動施設等の効果的・効率的な維持管理運営 [取組方針 1-4・1-5・2-4]

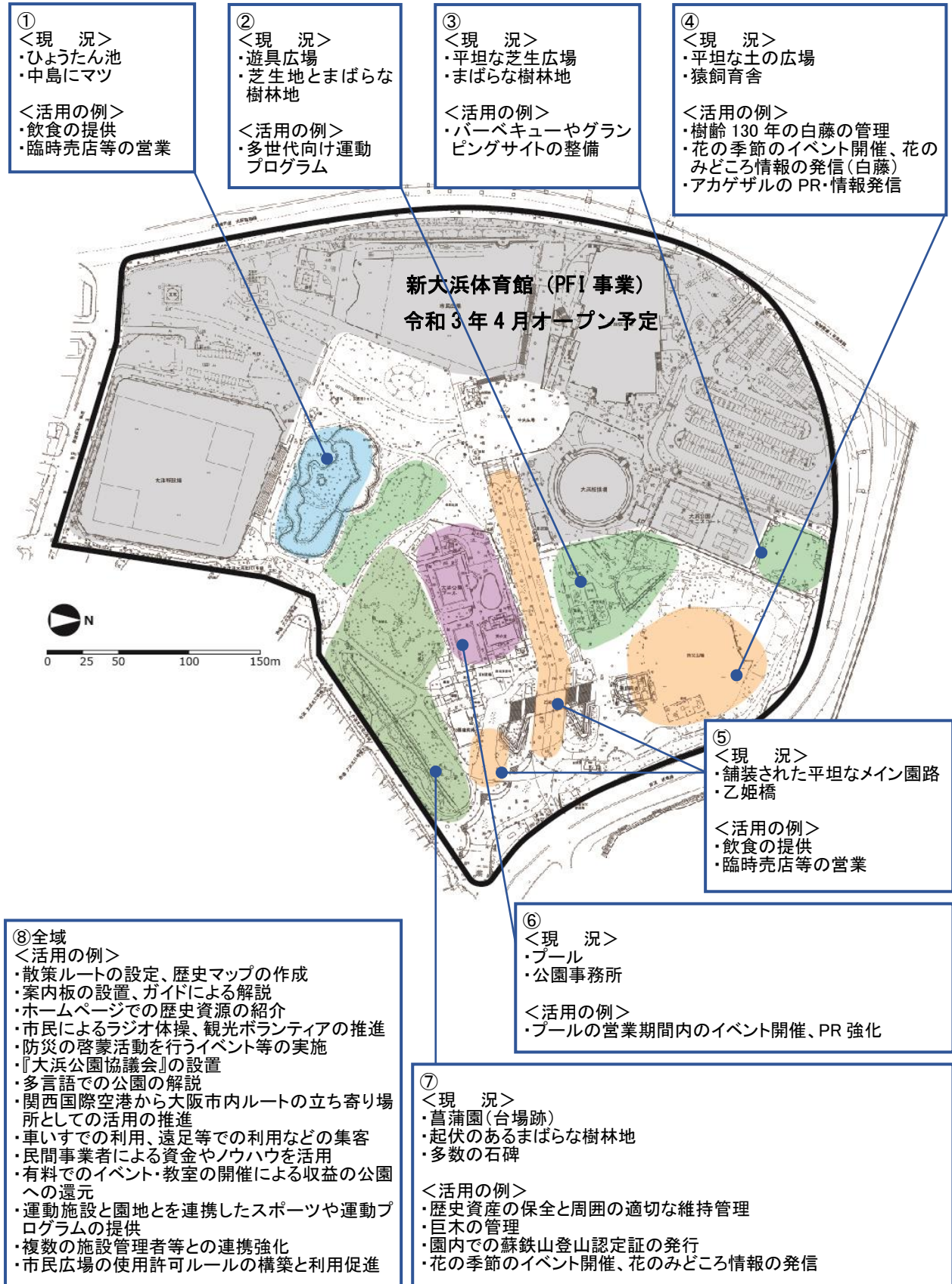
体育館については、再整備に向けた計画が進められていますが、そのほかの施設（プール、相撲場、野球場等）についても、必要に応じて再整備を検討します。

これらの施設については、現在、それぞれの事業者が運営を行っていますが、一体的な維持管理による効率化を進めます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・運動施設と園地とを連携したスポーツや運動プログラムの提供
- ・複数の施設管理者等との連携強化
- ・市民広場の使用許可ルール構築と利用促進

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、大浜公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	グランピング、バーベキュー施設の設置・運営 歴史と植栽のガイド 貸農園の設置・運営 運動施設、アウトドア施設の整備、アウトドア体験の実施 マルシェ等の集客イベントの開催 店舗等の提案と関連した駐車場の整備 公園の高質な管理の実施
----------------------	--

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査の結果、民間事業者から幅広い収益事業等の提案が寄せられました。公園内では現在、体育館建替の PFI 事業、及び隣接する大浜北町市有地の活用事業が進行中のため、今後の公園の質の向上、来園者の増加が見込まれます。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

大浜公園では、PFI 手法による大浜体育館の建替事業の進捗や、周辺で行われている大浜北町市有地活用事業や大阪府による堺旧港親水護岸整備事業の状況を踏まえ、老朽化が進んでいる施設や、専門性を要する施設等多様な施設の管理運営体制を検討しながら、概ね 5 年以内に新たな民間活力を導入し、賑わい創出や維持管理費の縮減をめざします。

しらさぎ 3.白鷺公園

(1) 現況

1) 公園の概要

- 公 園 名：白鷺公園（しらさぎこうえん）
- 種 別：総合公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 10.00 ヘクタール
[開 設 面 積] 9.00 ヘクタール
- 所 在 地：北区中百舌鳥町7丁
- 交通アクセス：南海電鉄高野線白鷺駅より南へ 200 メートル
- 開 園 日：昭和 59 年（1984 年）3 月 15 日
- 都市計画決定：昭和 40 年（1965 年）7 月 29 日建設省告示第 2061 号
- 位置・公園区域：



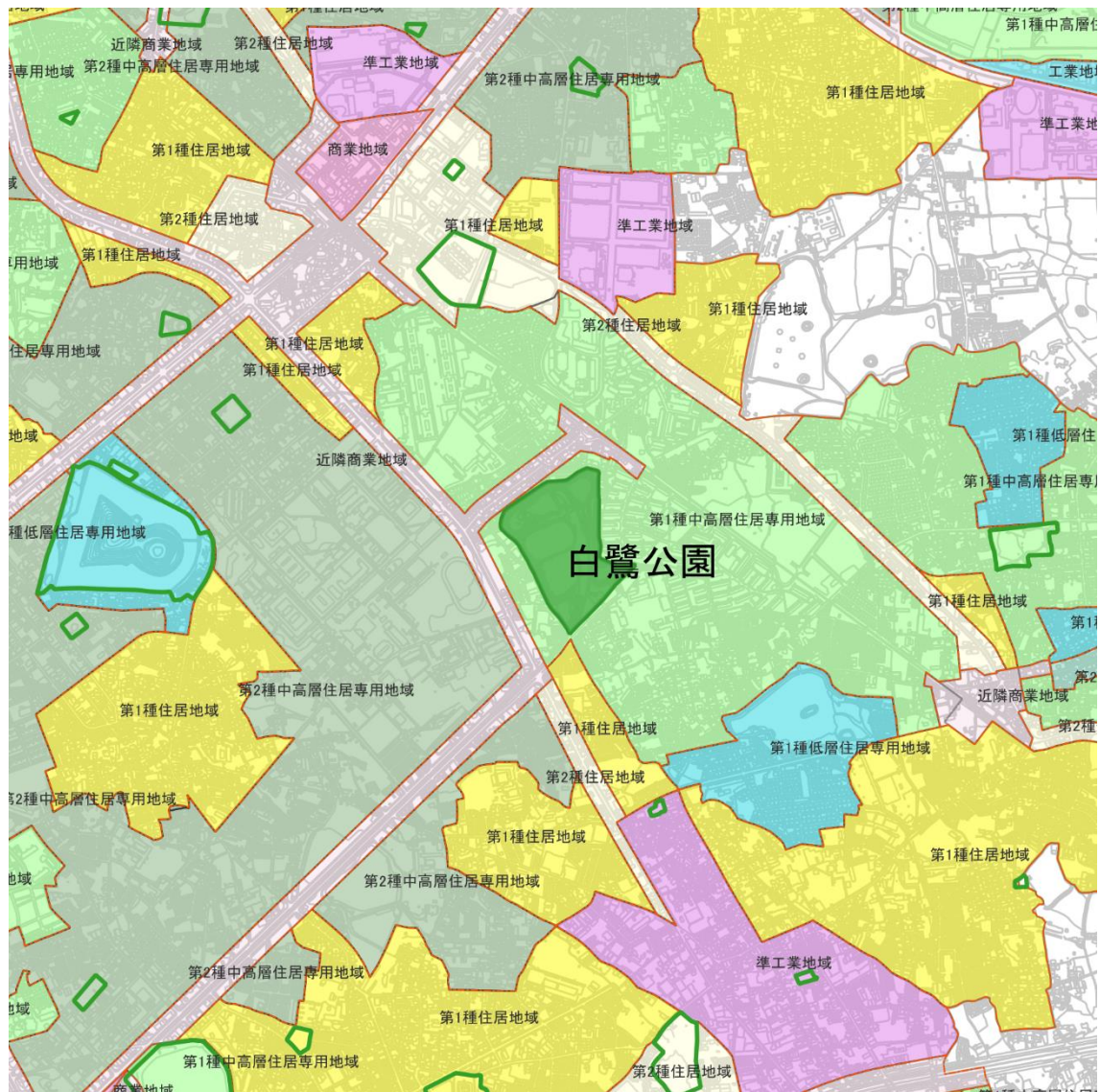
位置

公園区域

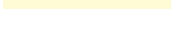
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	第一種中高層住居専用地域
	高度地区	第二種
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		広域避難地の機能を有する都市公園

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	3 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	21 件
------	-----	-------	-----	------	------

2) 公園のあゆみ

昭和 40 年（1965 年）7 月 29 日に都市計画決定されて以来、用地取得を進め昭和 58 年（1983 年）1 月 21 日に第 1 期工事に着手されました。同年 7 月 26 日には第 2 期工事が実施され、翌 59 年（1984 年）1 月 17 日の竣工をうけて 3 月 15 日に開設しました。その後、昭和 59 年の第 3 期、昭和 60 年（1985 年）の第 4 期まで整備工事が進められ、現在に至ります。

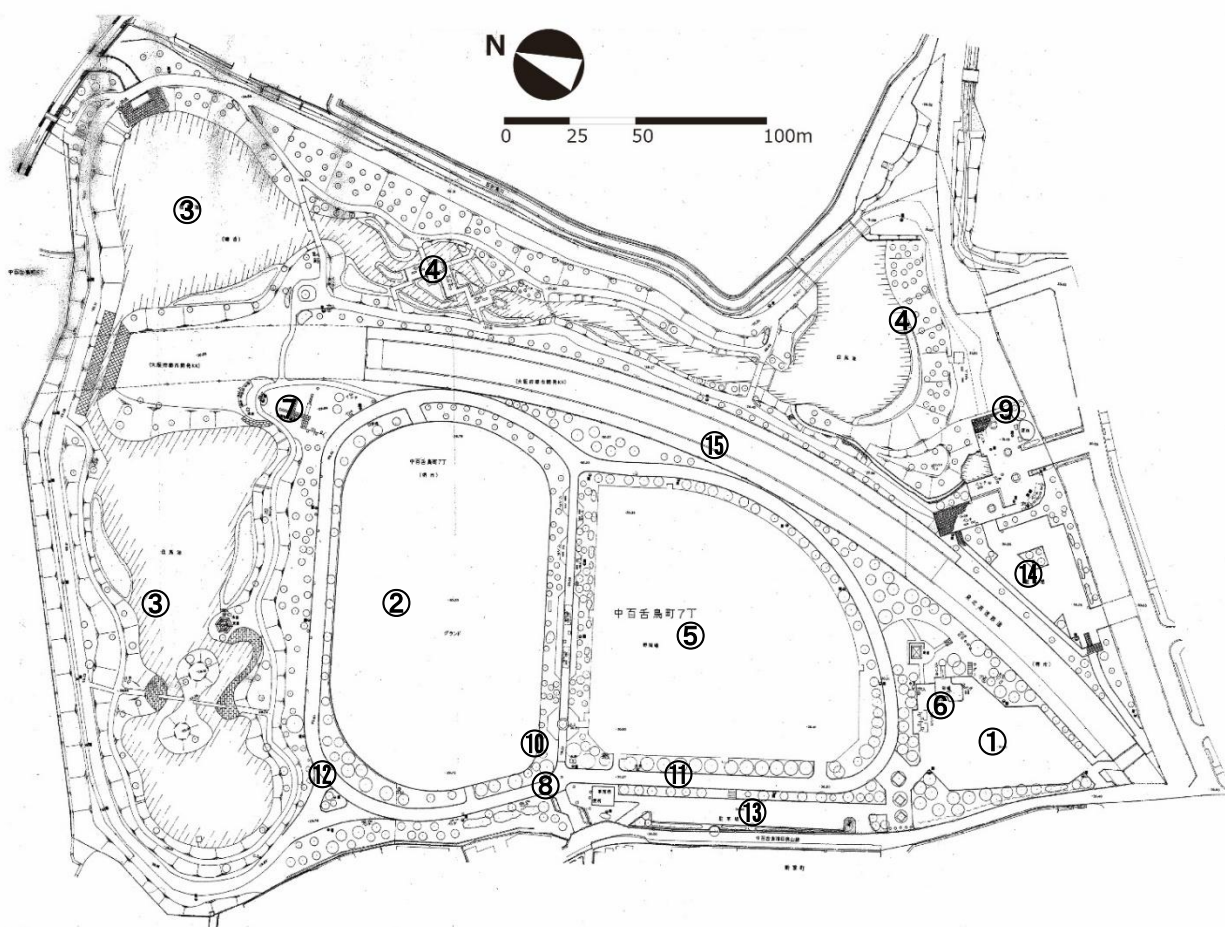
公園内の南北を泉北高速鉄道が縦貫し、北側には但馬池を利用したハナショウブ園があり、250 種 18,000 株のハナショウブが植えられています。6 月中旬には見ごろを迎え、観賞のために遠方からも多数の来園者があります。

<沿革>

昭和 40 年	7 月 29 日	都市計画決定 建設省告示第 2061 号	約 10.00ha
昭和 54 年	3 月 28 日	（財）堺市開発公社より売買にて取得	
昭和 58 年		第 1 期白鷺公園整備工事竣工（遊具広場）	
昭和 59 年		第 2 期白鷺公園整備工事竣工（野球場）、便所・倉庫新築工事	
	3 月 15 日	開設 堺市公告第 42 号	約 1.45ha
昭和 60 年		第 3 期白鷺公園整備工事竣工（オレンジの広場）	
	3 月 29 日	追加開設 堺市公告第 42 号	約 1.65ha
昭和 61 年		第 4 期白鷺公園整備工事竣工（運動広場）	
	3 月 25 日	追加開設 堺市公告第 43 号	約 2.65ha
昭和 62 年		第 5 期白鷺公園整備工事竣工（運動広場外周部）	
	1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号	約 10.00ha
	3 月 31 日	追加開設 堺市公告第 62 号	約 2.95ha
昭和 63 年		第 6 期白鷺公園整備工事竣工（運動広場東側植栽部）	
	3 月 31 日	追加開設 堺市公告第 55 号	約 3.15ha
平成 元年		第 7 期白鷺公園整備工事竣工（駐車場）	
	9 月 4 日	追加開設 堺市公告第 167 号	約 3.27ha
平成 2 年		第 8 期白鷺公園整備工事竣工（駐車場外周植栽部）	
	3 月 29 日	追加開設 堺市公告第 44 号	約 3.43ha
平成 4 年		白鷺公園整備工事（花の名所）、白鷺公園入口広場整備工事竣工	
平成 5 年	3 月 31 日	追加開設 堺市公告第 45 号	約 9.00ha
平成 16 年	12 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 2422 号	約 10.00ha
平成 23 年		複合遊具新設	

3) 施設概要

■白鷺公園現況施設図



- ① 広場
- ② 運動広場
- ③ 但馬池
- ④ 花菖蒲園
- ⑤ 野球場
- ⑥ 遊具
- ⑦ 複合遊具
- ⑧ 事務所・トイレ A
- ⑨ トイレ B
- ⑩ トイレ C
- ⑪ マンホール型防災トイレ A
- ⑫ マンホール型防災トイレ B
- ⑬ 第一駐車場
- ⑭ 第二駐車場
- ⑮ 泉北高速鉄道軌道

＜白鷺公園の現況＞



園路



園路



園地



園地

■有料施設

【野球場(⑤)】

軟式野球、ソフトボールに利用できる野球場が1面整備されています。



野球場

利用料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

区分		7:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00
1面	一般	1,010	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
	生徒等	500	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

- (1) この表において「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(以下同じ。)。
- ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

■駐車場

無料。第一駐車場（⑬）と第二駐車場（⑭）の2か所の駐車場を設けています。

駐車場名	利用期間及び利用時間	収容台数
白鷺公園第一駐車場	1月4日から12月28日 4月から9月：午前6時30分から午後7時30分 10月から3月：午前6時30分から午後5時30分	普通車 24台 (うち障害者等用 1台)
白鷺公園第二駐車場	1月4日から12月28日 4月から9月：午前6時30分から午後7時30分 10月から3月：午前6時30分から午後5時30分	普通車 35台 (うち障害者等用 1台)



第一駐車場



第二駐車場

■遊具

総合公園であり、子どもの遊び場も園内に確保するため、いくつかの遊具を設置しています。平成23年（2011年）には新たに複合遊具を設置しました。



複合遊具

■トイレ

園内には3か所のトイレがあり、災害時に備えマンホール型防災トイレを18穴(うち洋式4穴)設置しています。

■花と緑

【花菖蒲園(④)】

白鷺公園の花菖蒲園は、平成元年（1989 年）に市制 100 周年を記念し、市民投票により市の花として「ハナショウブ」が選ばれたのを機に、平成 2 年度から平成 5 年度にかけて但馬池の周辺に整備されたものです。肥後系、江戸系、伊勢系などの園芸品種約 100 種 1 万株が植えられ、白、赤、紫、ピンク等の花が早生種から晩生種へと順に咲き、1 か月ほど楽しむことができます。例年、5 月下旬から 6 月上旬にかけて見頃となります。



花菖蒲園

■その他の施設

【運動広場(②)】

園内の運動広場は無料で使用できますが、利用予約が優先です。

【但馬池(③)】

公園の北辺から東辺にかけて広がる但馬池は、大雨時に一時的に水を貯める雨水貯留機能を持っています。池の北西側はハスが一面をおおい、6 月下旬から 8 月下旬にかけて美しい花を咲かせます。大雨による出水時には、安全のため公園を閉鎖します。



但馬池

■建ぺい率

主な既存施設	トイレ			
現在建ぺい率	0.049%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 11,900 m ²	②左記以外(2%)	約 1,900 m ²

■維持管理費

約 23,000 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■公園使用料

約 9 千円／年(H30)(占用許可、管理許可等)

4) 利用状況

■ 日常利用

当公園は駅からも近く、住宅団地を含む住宅地に囲まれ、日頃から散策、運動、自然観賞などに利用されています。

■ 施設利用者数

施設名	管理形態等	利用者数(人)・平成 30 年度
野球場	指定管理	13,427
運動広場	指定管理	24,430
駐車場	直営	

■ イベント利用

公園内にはハナショウブをはじめ、ハス、サクラなど季節の見どころとなる植物が多数存在しています。サクラ、ハナショウブ、ハスと花期が移ろうなかで、見ごろの時期には遠方からも鑑賞に訪れ、賑わいをみせています。

■ 平成 30 年度に行なわれた主なイベント

12 月	かけ足記録会
------	--------

■ スポーツ・レクリエーション利用

野球場および運動広場は指定管理者が初芝体育館と一体的に管理運営を行っており、運動広場はソフトボール、キックベースボール、サッカー、ドッジボール、ラクロス、ゲートボール等多様な用途に使用されています。

5) 周辺環境

■地域の状況

白鷺公園は百舌鳥古墳群の東側に位置し、南海電鉄高野線、泉北高速鉄道、Osaka Metro 御堂筋線といった鉄道や、国道 310 号、府道 28 号、35 号といった道路が通る主に住宅地が立地する地域にあります。

■公園の周辺状況

南海電鉄高野線白鷺駅の南約 150 メートルに位置し、園内を南北に泉北高速鉄道の軌道が縦貫しています。公園の東側には UR を中心とする

住宅団地が密集し、北側、南側は戸建住宅、西には大阪府立大学中百舌鳥キャンパスが立地しています。



6) 白鷺公園の特性

■歴史・文化

市の花に選定されているハナショウブの園芸品種やハスなど、地域住民に愛されるわが国の園芸文化に触れることができる公園として息づいています。

■環境・景観

3 月下旬のサクラから 5 月下旬のハナショウブ、6 月下旬のハスと、春から夏にかけて花の見どころが続き、多くの市民が観賞に訪れます。特にハナショウブは市の花に定められ、約 100 種 1 万株の園芸品種が咲く様子は広く知られています。また、近隣ではまとまった緑のある唯一の存在であり、自然とのふれあいの場所を提供しています。

一方で、このように長期間継続して次々と見頃を迎える植物は、専門的知識と技術、人的投入によって維持管理されるものです。特にハナショウブは花期でなければ花により見分ける品種の同定が難しいこと、数年に一度定期的に株分けをしなければ花つきが悪くなることなど、高度なノウハウによる管理が要求されます。こうした維持管理の継続には、ノウハウを継承する人材育成が不可欠であり、管理への市民参画も求められます。

■防災

白鷺公園は地域防災計画上の広域避難地に指定されており、震災等の発生時には地域住民の命を守る拠点となります。また、但馬池の雨水貯留機能は豪雨等の出水による周囲への浸水被害を軽減します。

■子育て

住宅が密集する近隣地域において、子どもたちが自然に触れ合う場であり、遊具遊びは子どもの発育を促します。

■健康・スポーツ

当公園は住宅地に囲まれており、多くの市民が生活をしているエリアですが、周囲の道路幅員は狭く、安全に運動や散策を楽しめる場所が少ないため、園内をウォーキングやジョギングで利用する方が多い状況です。

このため、より快適で便利に、そして気軽にスポーツや健康のための運動、自然散策ができる環境が求められます。

■地域力

当公園は多くの近隣住民の日常利用と、ハナショウブ等の見頃のイベント実施など、市民による公園活性化に向けたポテンシャルを有しています。

■観光

春のサクラから初夏のハナショウブ、夏のハスと1年のうちでも長期間季節の花を楽しめる公園で、開花時期にはイベントも開催されており、多くの来園者で賑わいます。こうした花の見どころを適切な管理により高水準に維持することにより、さらなる観光利用を見込めます。

また、公園内の2か所の駐車場は現在無料で開放しており、観光シーズンに合わせた有料化など、適正な運用が求められます。

■白鷺公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の 役割	歴史・ 文化	環境・ 景観	防災	子育て	健康・ スポーツ	地域力	観光
白鷺公園の役割	△	◎	○	○	◎	○	◎

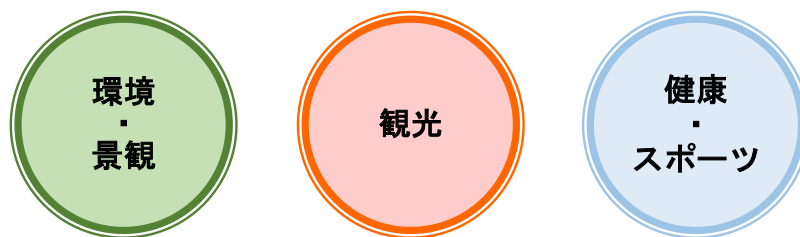
(2) 白鷺公園のビジョン

1) 白鷺公園の理念・管理運営方針

■白鷺公園の理念

市の花「ハナショウブ」など花の見どころを活かし、
多くの来園者による賑わい創出と近隣住民の地域力があふれる公園

■白鷺公園の管理運営方針



1. 市の花「ハナショウブ」をはじめとする植物を保全育成し、毎年質の高い花を咲かせます
2. サクラ、ハナショウブ、ハスを花の見どころとして、花期にはイベント等を実施することで多くの来園者による賑わいを創出します
3. 野球場、運動広場や園路も活用し、散策や健康増進、スポーツなど身近な運動を推進します

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【環境・景観】市の花「ハナショウブ」をはじめとする植物を保全育成し、毎年質の高い花を咲かせるために

■市の花「ハナショウブ」の保全育成 [取組方針 1-2・2-5]

市の花「ハナショウブ」を保全育成します。現在育成されている肥後系、江戸系、伊勢系などの園芸品種約 100 種 1 万株を維持し、さらに計画的な新品種の導入などハナショウブの魅力向上を進めます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 専門的技術による株分け等の維持管理
- ・ 維持管理技術者の育成
- ・ 計画的な新品種の導入
- ・ 品種の整理と明確化

■長期間花を楽しめる公園としての維持管理 [取組方針 1-2]

運動場周辺のサクラは、公園の見どころの一つです。老木となり樹勢の衰えているサクラもあるため、倒木等の危険の無いように配慮しながら、美しいサクラを維持管理します。また、但馬池の北西を覆っているハスを保全育成します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ サクラのメンテナンス、更新
- ・ 池面を覆い尽くすハスの適正管理
- ・ 見通しの確保による美しい景観形成
- ・ 雨水貯留機能を保全した植生に適する池の管理
- ・ 水質保全のための水生植物の一部除去

②【観光】サクラ、ハナショウブ、ハスを花の見どころとして、花期にはイベント等を実施することで多くの来園者による賑わいを創出するために

■サクラ、ハナショウブ、ハスを活かした賑わい創出 [取組方針 2-1]

サクラやハナショウブ、ハスを活かしたイベント等の開催や花みどり情報の発信などを強化し、公園や周辺地域の賑わい創出につなげます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ サクラやハナショウブ、ハスの見どころの広報・PR
- ・ 花の見どころを活用したイベントの開催
- ・ 駐車場の有料ゲートの整備
- ・ 混雑時など利用状況に応じた駐車場の柔軟な運営

■花の見どころ一括管理と市民参画の促進 [取組方針 1-2・2-5・3-4]

花を美しく維持管理し、広報を効率的に展開するため、複数の花の見どころ公園の一括管理など、新たな管理手法の検討を行います。また、近隣住民や近接する大阪府立大学とも連携し、様々な分野での市民参画を推進していきます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 複数の花のみどころ公園の一括管理
- ・ 花の維持管理・育成のための専門的な知識・技術の向上
- ・ 花の見頃の情報発信、イベント開催
- ・ 花や緑の維持管理活動への参画

③【健康・スポーツ】野球場、運動広場や園路も活用し、散策や健康増進、スポーツなど身近な運動を推進します

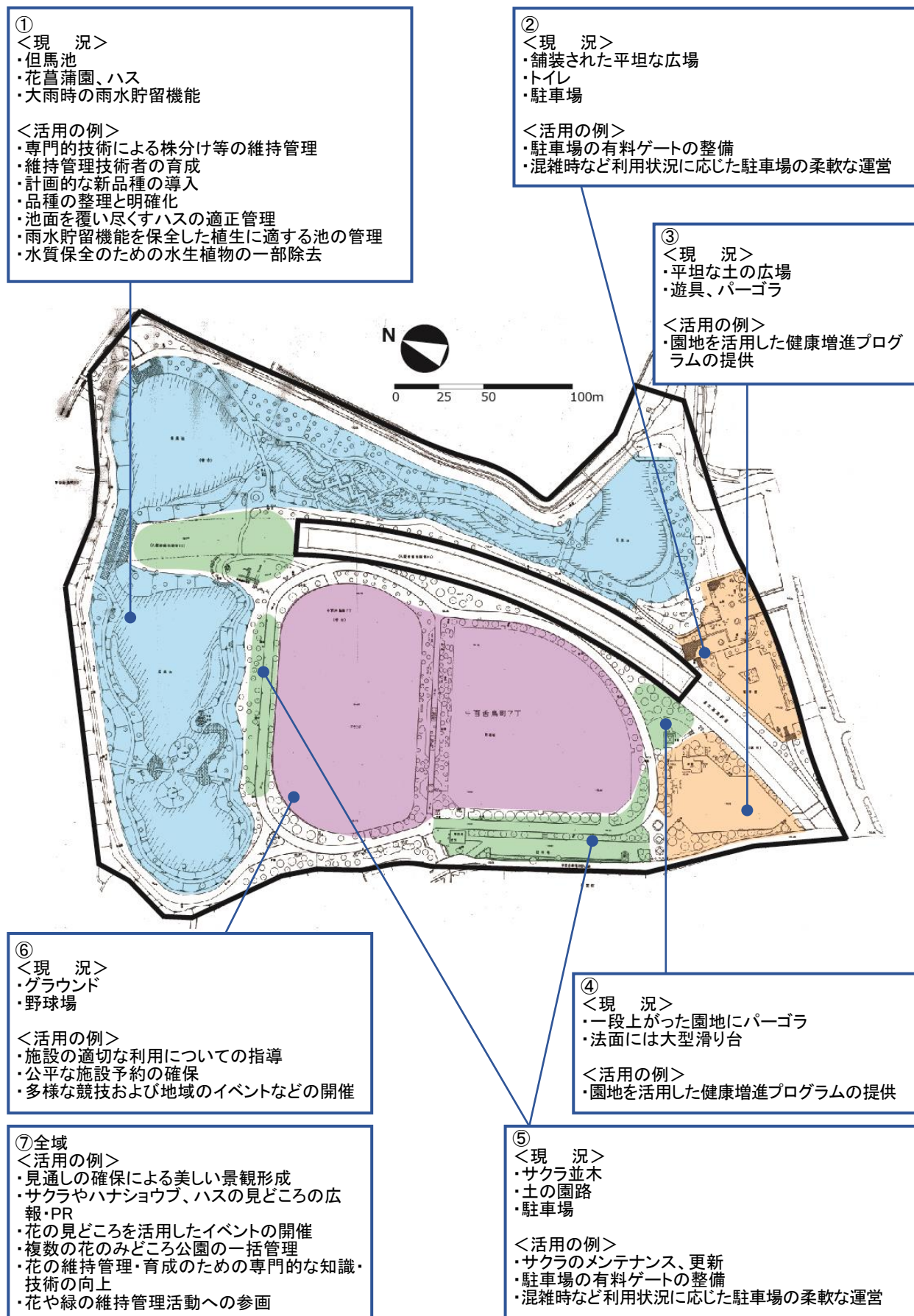
■健康・スポーツの場としての活用 [取組方針 1-4・2-2・2-4]

白鷺公園は住宅地に隣接し、近隣住民に気軽に利用していただける公園です。散策やウォーキング、スポーツの場として、花の季節だけでなく日常的に市民に親しんでもらえる公園をめざします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・施設の適切な利用についての指導
- ・公平な施設予約の確保
- ・運動広場での多様な競技および地域のイベントなどの開催
- ・気軽な運動の場としての利用促進
- ・園地を活用した健康増進プログラムの提供

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、白鷺公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	地域との連携イベントの開催 公園の高質な管理の実施
----------------------	------------------------------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査では幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、収益事業や公園の維持管理費縮減につながるような提案はありませんでした。

白鷺公園は周辺道路から園内を視認することが難しいため、事業の実施には広報活動が重要なポイントとなります。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

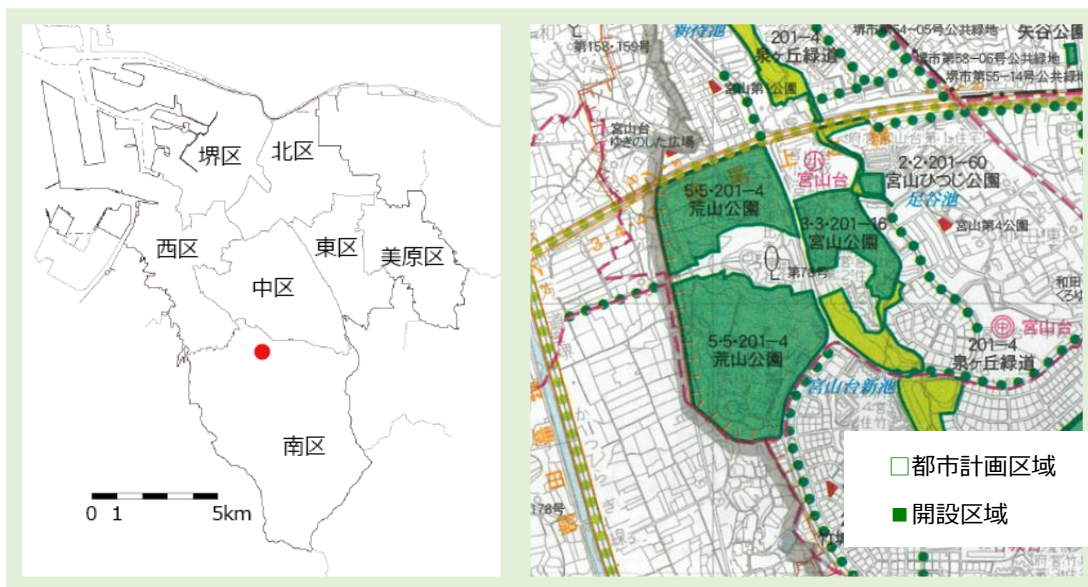
白鷺公園では、公園の維持管理費の縮減ができるような、民間事業者による収益事業の可能性が現段階では低いといえます。このため、白鷺公園の見どころであるハナショウブをはじめとする植物の維持管理技術の継承や、効率的な維持管理手法など、他の花の見どころ公園とも連携して導入をめざします。

こうぜん 4.荒山公園

(1) 現況

1) 公園概要

- 公 園 名：荒山公園（こうぜんこうえん）
- 種 別：総合公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 17.40 ヘクタール
[開 設 面 積] 17.35 ヘクタール
- 所 在 地：南区宮山台2丁
- 交通アクセス：泉北高速鉄道泉ヶ丘駅より北西へ1.7キロメートル
泉ヶ丘駅より南海バス堺東駅前・津久野駅前行 宮山台2丁下車
- 開 園 日：昭和57年（1982年）10月1日
- 都市計画決定：昭和40年（1965年）7月29日建設省告示第2061号
- 位置・公園区域：



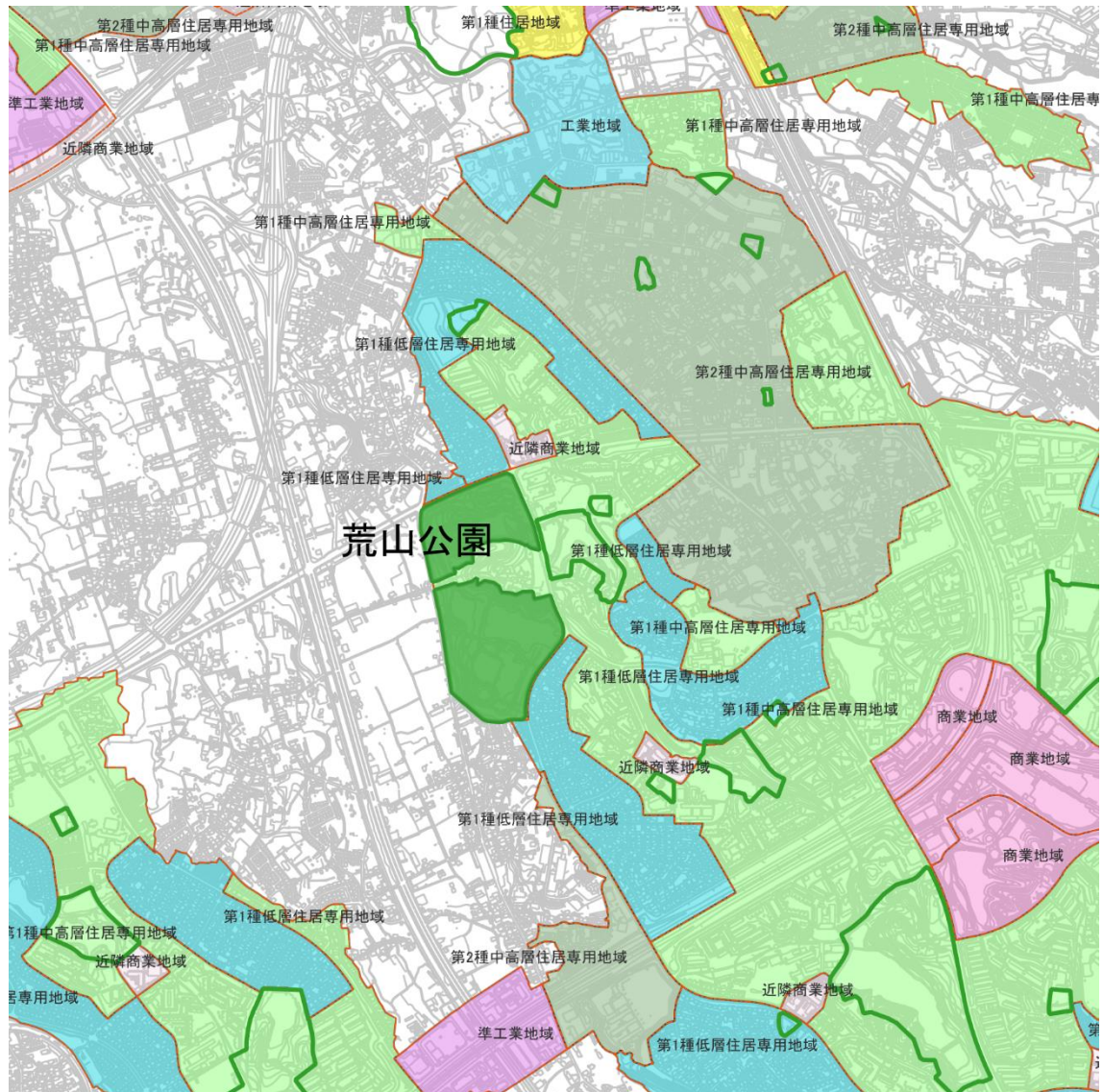
位置

公園区域

■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	第一種中高層住居専用地域
	高度地区	第二種
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		指定なし

■都市計画図：



<凡例>

 第一種低層住居専用地域	 準住居地域
 第二種低層住居専用地域	 近隣商業地域
 第一種中高層住居専用地域	 商業地域
 第二種中高層住居専用地域	 準工業地域
 第一種住居地域	 工業地域
 第二種住居地域	 工業専用地域
	 都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	0 件	コンビニ：	0 件	飲食店：	5 件
------	-----	-------	-----	------	-----

2) 公園のあゆみ

この地の多治速比売神社は530年頃の創建といわれる延喜式内社で、境内の末社を含めて荒山宮(こうぜんのみや)とも呼ばれています。高度経済成長期、人口の都市集中により発生した住宅需要に応えるため、荒山宮を含む一帯は居住環境の整った大規模ニュータウン「泉北ニュータウン」として計画的に開発されました。昭和42年(1967年)、荒山宮にちなんで名づけられた宮山台を皮切りに、泉ヶ丘地区、梅地区、光明池地区と順次開発が進められました。

荒山公園は多治速比売神社の敷地の一部を取得し、昭和40年(1965年)7月29日に都市計画決定、同年12月28日に泉北丘陵地区新住宅市街地開発事業認可、昭和43年9月に施設整備が着工されます。その後、昭和57年(1982年)10月1日に大阪府企業局から譲渡引継され、公園面積約17ヘクタールの総合公園として開園しました。

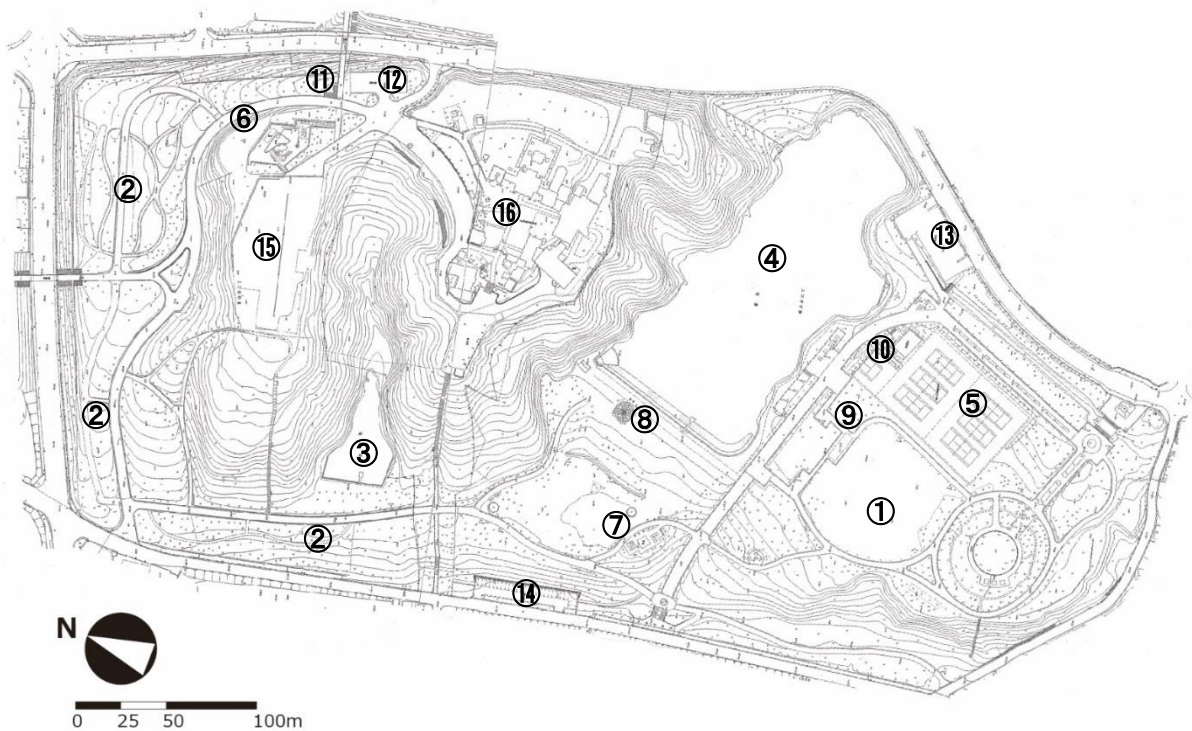
テニスコートや修景植栽、芝生広場、遊戯施設などが設備されており、駐車場は3か所配置されています。また、公園内には農業用のため池として新池及び坊主池があります。中心には多治速比売神社が公園を南北に分割しており、東側には宮山公園が隣接しています。

<沿革>

昭和40年7月29日	都市計画決定 建設省告示第2061号	約14.45ha
12月28日	泉北丘陵地区新住宅市街地開発事業認可(大阪府企業局)	
昭和42年8月19日	都市計画変更 建設省告示第2498号	約17.80ha
昭和43年9月	泉北丘陵新住宅市街地開発事業により施設整備を開始	
昭和48年2月14日	都市計画変更 大阪府告示第198号	約17.60ha
昭和54年7月	施設工事完了	
昭和55年3月	テニスコートおよび管理棟を設置	
5月	植栽工事完了	
8月1日	都市計画変更 大阪府告示第1124号	約17.50ha
昭和57年10月1日	開設 堺市公告第117号	約14.19ha
昭和62年1月28日	都市計画変更 大阪府告示第106号	約17.40ha
昭和63年11月19日	追加開設 堺市公告第193号	約17.50ha
平成14年4月	面積修正	約17.35ha
平成16年12月28日	都市計画変更 大阪府告示第2422号	約17.40ha

3) 施設概要

■荒山公園現況施設図



- ① 広場
- ② 梅林
- ③ 坊主池
- ④ 新池
- ⑤ テニスコート
- ⑥ 遊具
- ⑦ 複合遊具
- ⑧ 屋外アート
- ⑨ パーゴラ
- ⑩ 管理棟(テニスコート)
- ⑪ トイレ
- ⑫ 第1駐車場
- ⑬ 第2駐車場
- ⑭ 第3駐車場
- ⑮ 臨時駐車場
- ⑯ 多治速比売神社(公園区域外)

<荒山公園の現況>



園路



園地

■有料施設

【テニスコート(⑤)】

硬式テニス、軟式テニスに利用できる砂入り人工芝テニスコートが6面整備されています。

共用(個人) 利用料金(令和2年1月1日以後)

区分	利用料金
1人2時間	110円



テニスコート

専用(団体)利用料金

(単位:円)

区分		8:00~9:00	9:00~11:00	11:00~13:00	13:00~15:00	15:00~17:00	17:00~18:00	17:00~19:00
1面	一般	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	生徒等	300	600	600	600	600	300	600

(1) 利用料金の17:00~18:00の使用区分については、4月及び9月における使用に限り適用する。

(2) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

■駐車場

第1駐車場(⑫)、第2駐車場(⑬)、第3駐車場(⑭)の3か所の駐車場を設けています。
ウメ、サクラの開花時期のみ有料で、臨時駐車場(⑮)が設けられます。

駐車場名	利用期間及び利用時間	収容台数
P1	午前7時30分から午後6時30分	普通車 14台
(臨時駐車場)		普通車 113台
P2	午前7時30分から午後6時30分	普通車 58台
P3	午前7時30分から午後6時30分 (大型・中型バス駐車場有料期間の平日のみ対応(要予約))	普通車 18台 大型・中型バス 5台

■遊具

総合公園として子どもの遊び場を園内に確保するため、2 か所に複合遊具等の遊具を設置しています。



複合遊具

■トイレ

園内にはトイレを2 か所設置しています。

■花と緑

1 月初旬にはロウバイ、2 月中旬から 3 月上旬にかけては梅林、3 月中旬にはサンシュユ、4 月初旬には約 700 本のサクラ、8 月中旬には坊主池のハスと一年のうち、長い期間花を楽しむことができます。

【梅林(②)】

梅林は、公園内の北西部、園路沿いや芝生の傾斜地約 2 万 7 千平方メートルにあり、「花の名所」の一環として昭和 59 年（1984 年）から翌 60 年にかけて整備されました。現在は「白加賀」などの白梅や「鹿児島紅梅」などの紅梅、淡紅梅の「豊後」など 50 品種・約 1,200 本あり、2 月中旬から 3 月上旬に見頃を迎えます。



見ごろの梅林

■その他の施設

【広場(①)】

テニスコート横に広場を設けています。

【屋外アート(⑧)】

平成 8 年（1996 年）に株式会社高島屋泉北店から寄付を受け、「パンジョ」の屋上から彫刻家新宮晋氏作「風のあいさつ」を園内に移設しています。



新宮晋作品

■建ぺい率

主な既存施設	管理棟(テニスコート)、トイレ			
現在建ぺい率	0.126%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 20,600 ㎡	②左記以外(2%)	約 3,200 ㎡

■維持管理費

約 11,000 千円/年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■公園使用料

約 240 千円/年(H30)(占用許可、管理許可等)

4) 利用状況

■日常利用

新池の西側は緩やかなのびのびとした斜面の芝生で、大型複合遊具も設置されており、大人から子どもたちまで多世代が楽しめるゾーンです。また、園内の散策や休憩など地域の方々に日常的に親しまれています。

■施設利用者数

施設名	管理形態等	利用者数(人)・平成 30 年度
テニスコート	指定管理	42,783
駐車場	管理許可	13,208

■イベント利用

当公園の最大の見どころである梅林では、ウメの開花時期にはホームページにて開花状況を公開するなど、本市内外から多くの梅見客を集めています。また、地域のイベントの会場としても利用されています。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

3 月	泉北園・深井園合同運動会
3 月	福泉校区ふれあいウォーキング

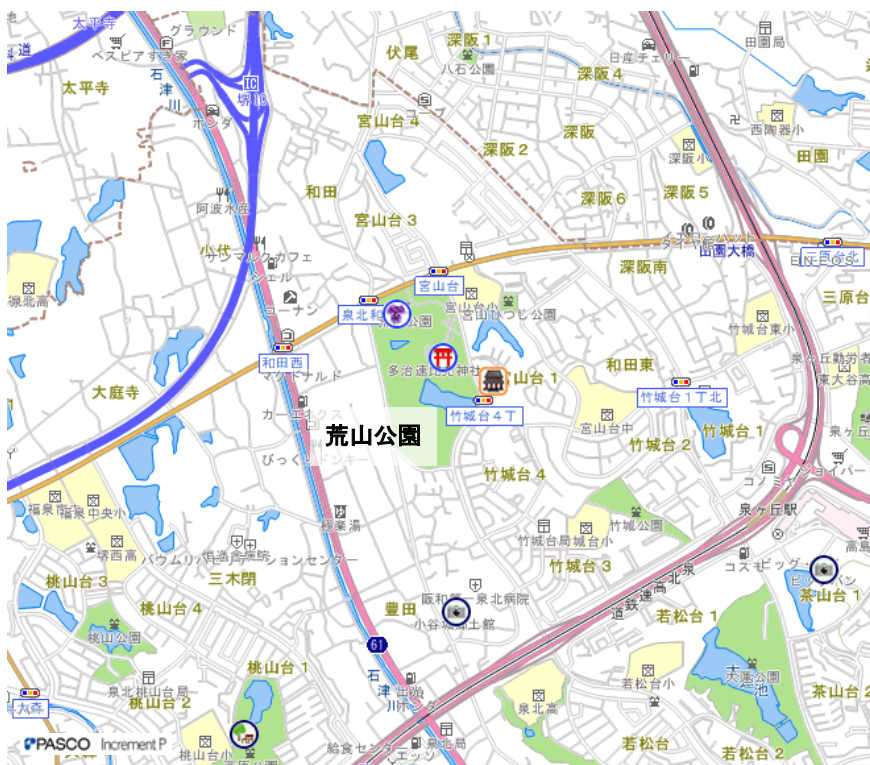
■スポーツ・レクリエーション利用

当公園のテニスコートは指定管理者が鴨谷体育館と一体的に管理運営を行い、多くの利用があります。

5) 周辺環境

■地域の状況

泉北ニュータウンは、計画人口18万人として鉄道、道路、公園等の高水準の都市基盤が整備され、住宅地と商業・業務施設などの用途が混在しない土地利用、小学校区を一つのコミュニティととらえた基礎単位としての住区の形成など、良好な住環境が計画されました。また、公園の園路・緑道が各住区と駅や近隣センター、幼稚園、小学校、医療センター等を結んでいます。



周辺環境図

■公園の周辺状況

荒山公園は泉北ニュータウン泉ヶ丘地区の西端、泉北高速鉄道泉ヶ丘駅の西側1.5キロメートルに位置し、中央に多治速比売神社がある南北に分かれた公園です。北東南の三方は住宅地が広がり、西側は傾斜して畑地となり石津川へ至ります。



多治速比売神社

6) 荒山公園の特性

■歴史・文化

荒山公園は、式内多治速比売神社の境内地に泉北ニュータウンのなかの公園として計画された、歴史のある公園です。

■環境・景観

ニュータウンの住宅地に近接する立地にあって多様な傾斜をもつ豊かな地形を有しており、樹林地、芝生、池など豊かな水と緑の景観を構成しています。

「花の名所」の一環として整備された梅林が特に有名ですが、サクラやハスなどの花の見どころも豊富です。

■防災

都市公園は市街地において非常時の避難場所等の防災機能を有しており、荒山公園も広いオープンスペースや樹林地が災害から都市を守る役割を果たしています。

■子育て

坊主池の西側は緩やかな斜面の芝生広場で、大型複合遊具が設置されており、多くの家族連れが利用しています。

■健康・スポーツ

園内にはテニスコートが整備され、市民のテニス利用で賑わっています。また、園内は緑の中の起伏をつかったウォーキングやジョギングなどに利用でき、斜面地の負荷により効果的に健康増進を楽しめる公園です。

■地域力

ニュータウンの歴史と歩んできた荒山公園は、近隣住民の散策や、子育て、健康増進の場として地域に親しまれています。

■観光

50 種 1,200 本のウメは、例年多くの梅見客を誘客しています。園内にはウメ以外にもサクラ、ハスといった花が順に咲き、来園者を楽しませています。

公園内の 3 か所の駐車場は、ウメとサクラの時期（2 月中旬～4 月中旬）は利用が集中するため、有料で運営を行っています。

■荒山公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の 役割	歴史・ 文化	環境・ 景観	防災	子育て	健康・ スポーツ	地域力	観光
荒山公園の役割	○	◎	○	○	○	◎	◎

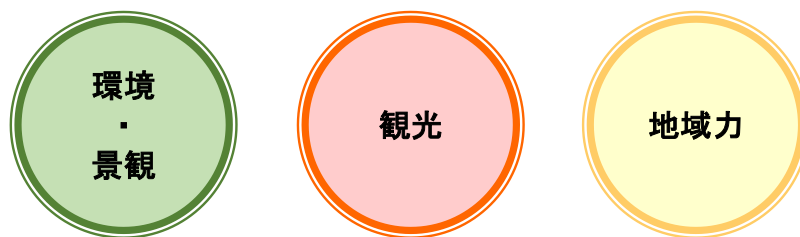
(2) 荒山公園のビジョン

1) 荒山公園の理念・管理運営方針

■荒山公園の理念

「梅林」をはじめ、花の見どころとして一年を通して楽しめ、子どもから大人まで、すべての人が利用できる地域の賑わい拠点となる公園

■荒山公園の管理運営方針



1. 梅林をはじめとした花や緑を保全・育成し、豊かな自然環境の魅力向上を図ります
2. 多くの利用者が訪れる花の名所とします
3. 子どもから高齢者まで、すべての人が利用できる地域の賑わいの拠点とします

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【環境・景観】梅林をはじめとした花や緑を保全・育成し、豊かな自然環境の魅力を向上をさせるために

■梅林の保全・育成 [取組方針 1-2・2-5]

「花の名所」の一環として整備された約2.7ヘクタールの梅林には、50品種、約1,200本のウメがあります。これらを保全育成しながら老木等を適宜更新していき、さらに新たな品種の植栽など梅林の魅力の向上をはかります。

また、ウメの適正な維持管理作業を通じて、栽培技術を伝承していきます。

<具体的な方策（例）>

- ・老木の更新
- ・新たな品種等の植栽
- ・ウメの栽培技術の研究、伝承

■水と緑の環境の維持・保全 [取組方針 1-2]

公園は多治速比売神社の敷地の一部を取得してつくられており、園内には豊かな水と緑が保全されています。これらの水と緑を適切に管理していきます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ウメ、サクラ等の花木の管理
- ・坊主池のハスの維持管理
- ・池の水質管理

②【観光】多くの利用者が訪れる花の名所とするために

■梅林を活かした賑わい創出 [取組方針 2-1・2-3・3-3]

梅林は、「花の名所」の一環として昭和 59 年（1984）年から翌 60 年にかけて整備されました。現在でもウメ開花の季節に最も多くの来園者が訪れます。ウメを活かしたイベント等や花みどり情報の発信などを強化し、公園や周辺地域の賑わい創出に活かします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・「梅まつり」等のイベントの開催
- ・キッチンカー等による飲食の提供
- ・ウメに関する情報発信
- ・市民による維持管理の参画
- ・ウメの知識・技術を伝える講座等の開催
- ・ウメの期間中は、ガードマンによる巡視・巡回の実施（2 月～4 月）
- ・ウメの期間の駐車場の適切な運営

■複数の花の見どころ公園との一括管理 [取組方針 1-2・2-5・3-4]

専門的な知識・技術を高め、ウメをはじめとした花を美しく維持管理し、花の見頃の情報発信やイベントなどを効率的に展開するため、白鷺公園、東雲公園、浅香山公園等、複数の花の見どころ公園との一括管理など、新たな管理手法の検討を行います。

＜具体的な方策（例）＞

- ・花の維持管理・育成のための専門的な知識・技術の向上
- ・花の見頃の情報発信、イベント開催
- ・花や緑の維持管理活動

③【地域力】子どもから高齢者まで、すべての人が利用できる地域の賑わいの拠点とするために

■泉北ニュータウンの活性化の取組との連携 [取組方針 1-4・2-3]

荒山公園は、ニュータウン開発の一環として整備された公園です。泉北ニュータウンの再生と連携し、様々な分野での市民参画を推進していきます。

<具体的な方策（例）>

- ・地域の賑わいイベントの実施
- ・広場の利用調整
- ・健康増進活動、子どもの遊び、障害者の公園利用支援のボランティア等
- ・市民参画による花壇整備

■市民の健康増進の場の創出 [取組方針 1-4・1-5]

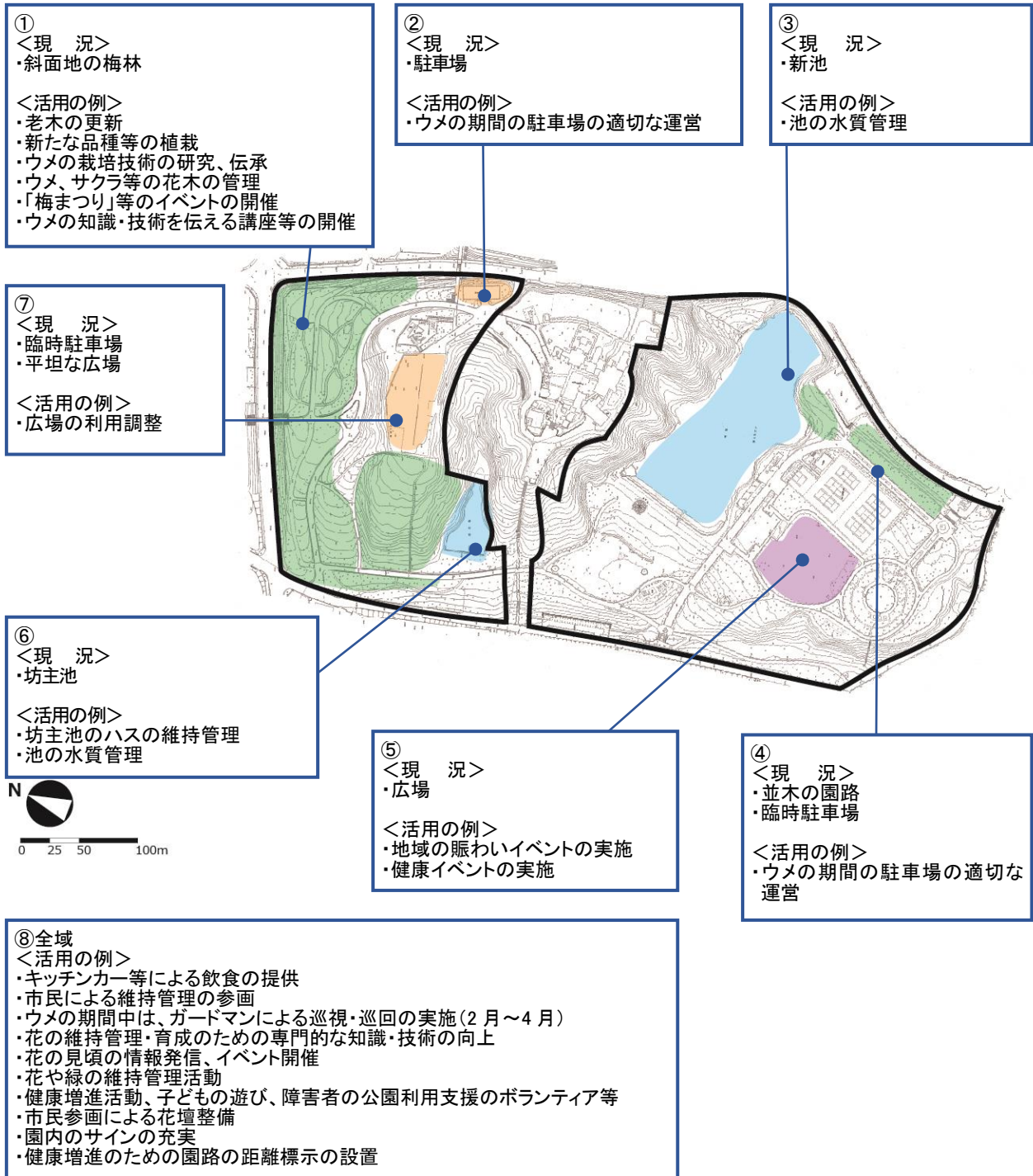
荒山公園は、住宅地に近く身近に利用していただける公園です。

近隣住民の散策やジョギング、テニスなどのスポーツといった健康増進の場、また子どもの遊び場として活用を進め、花の季節だけでなく、日常的に市民に親しんでもらえる施設として利用を促進します。

<具体的な方策（例）>

- ・園内のサインの充実
- ・健康増進のための園路の距離標示の設置
- ・健康イベントの実施

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、荒山公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	公園の高質な管理の実施
----------------------	-------------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査では幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、収益事業や公園の維持管理費縮減につながるような提案はありませんでした。

荒山公園には丘陵地や樹林地が多く、新たな施設整備には多くの費用が必要となります。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

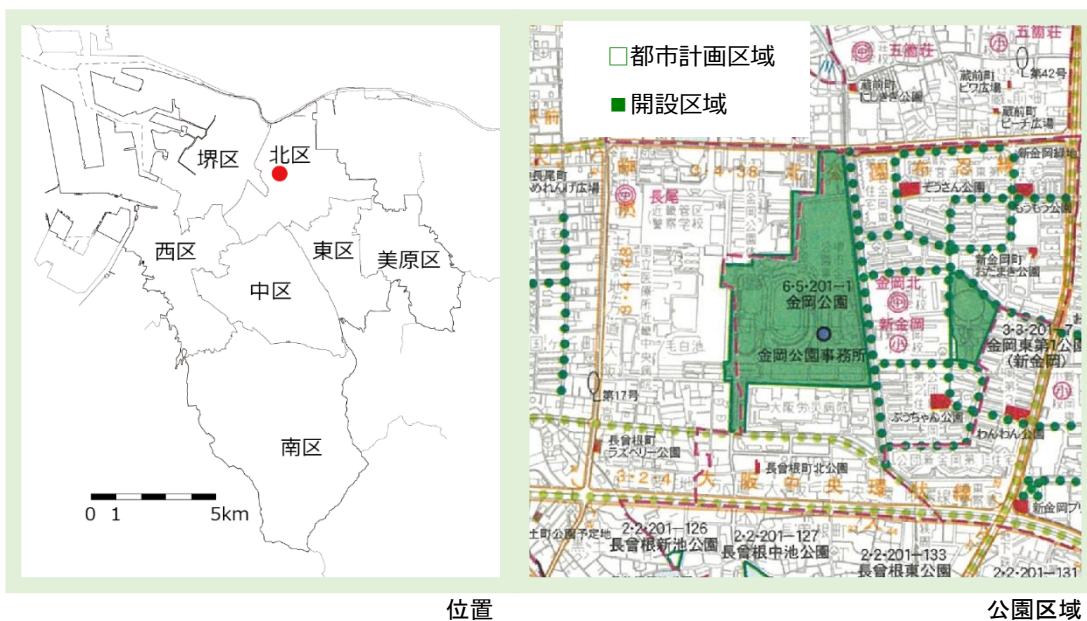
荒山公園では、公園の維持管理費の縮減ができるような、民間事業者による収益事業の可能性が現段階では低いといえます。このため、荒山公園の見どころである梅林を活用したイベント等による賑わい創出や、維持管理技術の継承、効率的な維持管理手法など、他の花の見どころ公園とも連携して導入をめざします。

かなおか
5.金岡公園

(1) 現況

1) 公園の概要

- 公 園 名：金岡公園（かなおかこうえん）
- 種 別：運動公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 17.40 ヘクタール
[開 設 面 積] 17.71 ヘクタール
- 所 在 地：北区長曽根町
- 交通アクセス：Osaka Metro 御堂筋線新金岡駅から西へ1キロメートル
- 開 園 日：昭和34年（1959年）4月1日
- 都市計画決定：昭和34年（1959年）3月17日建設省告示第345号
- 位置・公園区域：



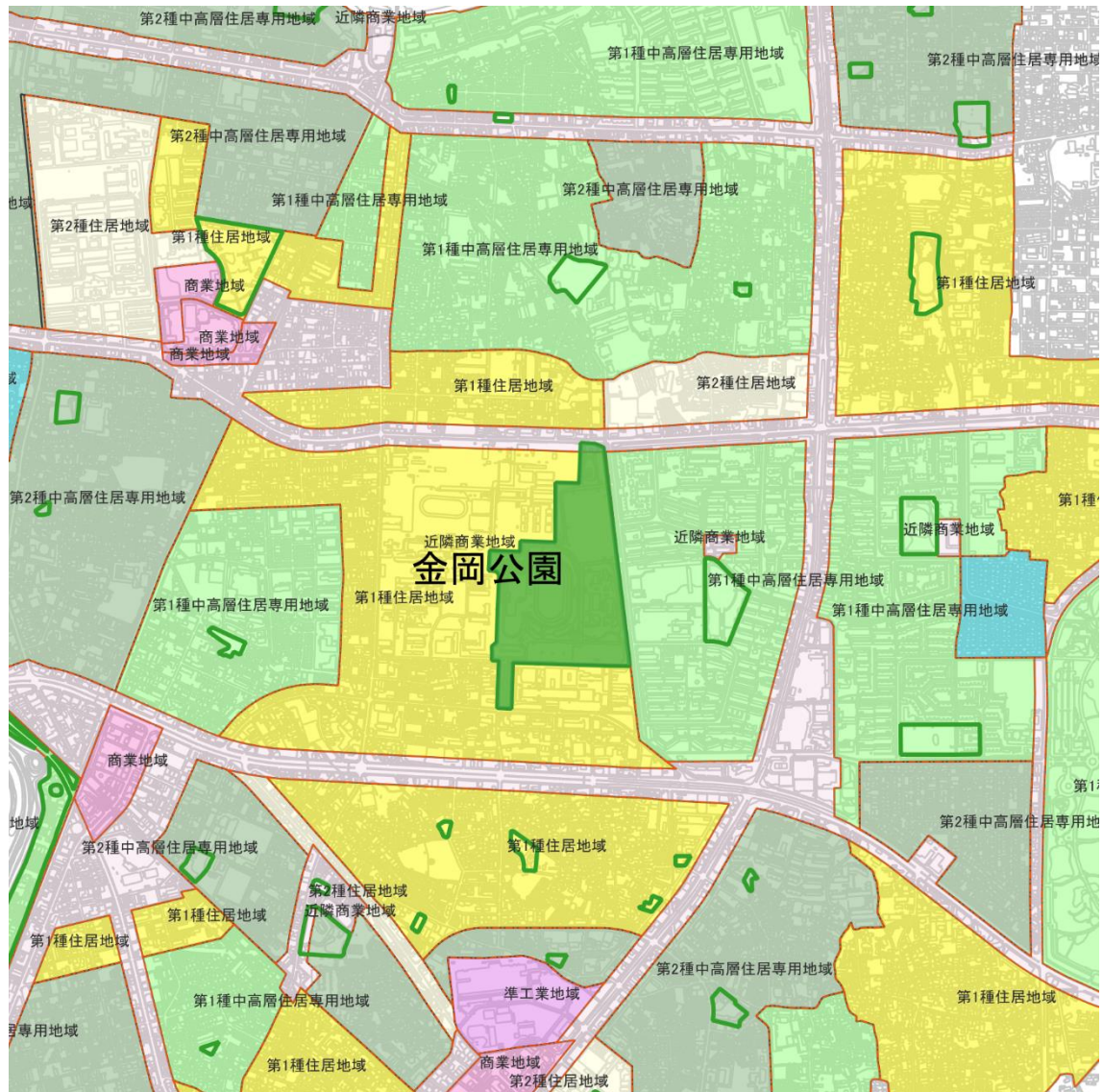
位置

公園区域

■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	第一種住居地域
	高度地区	指定なし
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		広域避難地の機能を有する都市公園、災害時用ヘリポート(野球場)、指定避難所(体育館)

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	1 件	コンビニ：	2 件	飲食店：	6 件
------	-----	-------	-----	------	-----

2) 公園のあゆみ

金岡公園は、昭和 33 年（1958 年）に元駐留軍附属病院の跡地の無償貸与を申請し、国有地を借地して昭和 34 年（1959 年）に開園した運動公園です。昭和 61 年（1986 年）に天皇陛下御在位 60 年記念健康運動公園の指定を受け、再整備を行いました。本公園は従来の運動公園が競技者中心の団体志向・ルール遵守型であるのに対し、個人が自由に自らの健康のために運動が行えるように運動処方まで考慮した施設整備を行っています。

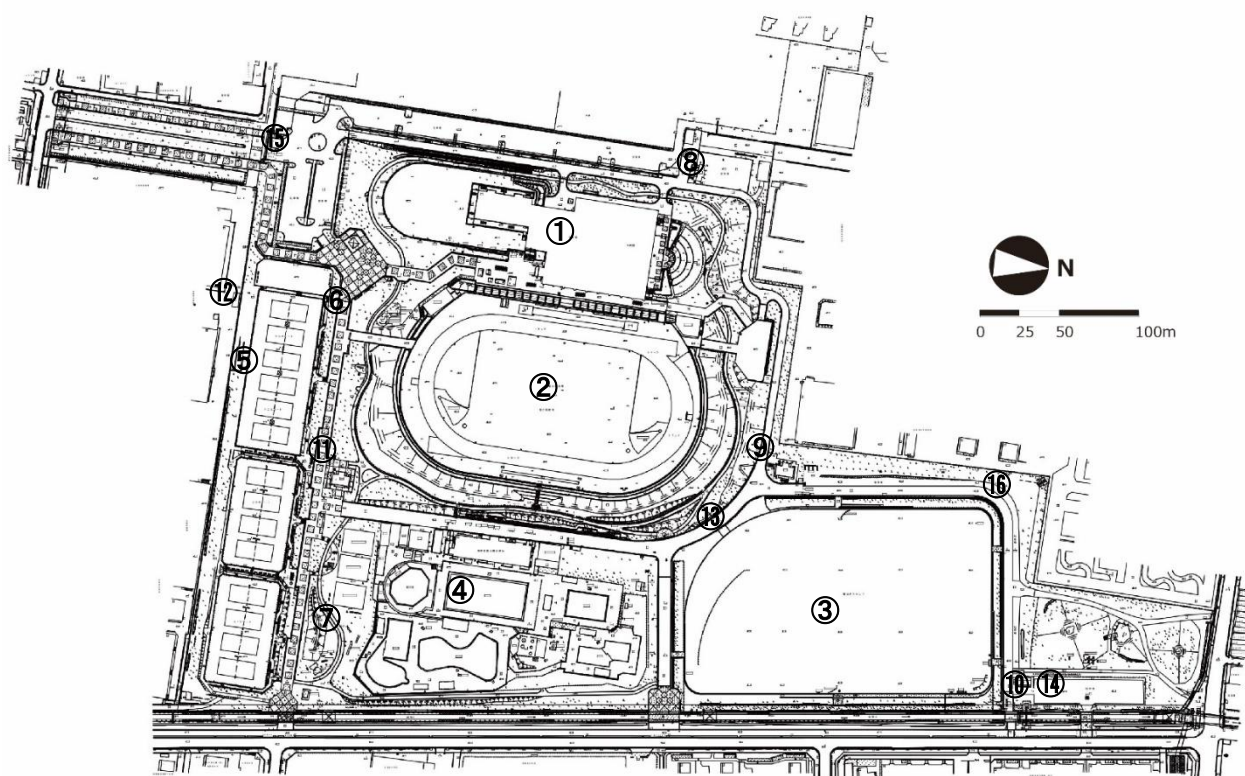
公園中央には、1 周 400 メートル、8 レーンのトラックやサッカーなどの球技ができる陸上競技場があり、それを取り巻くように野球場、テニスコート、体育館、屋外プール、ジョギングコースが設置されています。また、健康遊具もあり、競技スポーツから健康運動まで対応できる公園として、広く市民に利用されています。

<沿革>

昭和 34 年 3 月 17 日	都市計画決定 建設省告示第 345 号 約 21.50ha
4 月 1 日	駐留軍附属病院跡の国有地を借地し開設
昭和 35 年 7 月 1 日	25m プール完成
昭和 36 年 3 月	児童プール
3 月 16 日	都市計画変更 建設省告示第 462 号 約 20.60ha
昭和 37 年 6 月	50m プール公認
昭和 38 年 7 月	50m 変形プール
昭和 40 年 11 月 10 日	都市計画変更 建設省告示第 3136 号 約 20.20ha
昭和 42 年 3 月	芝生、広場、テニスコート改造
昭和 43 年 3 月	野球場、陸上競技場改造
8 月	飛込プール完成
昭和 51 年 11 月 19 日	追加開設 堺市公告第 134 号 約 17.70ha
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号 約 17.40ha
昭和 62 年 12 月～平成 2 年 3 月	金岡公園再整備
平成 10 年 6 月 23 日	追加開設 堺市公告第 128 号 約 17.71ha
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 2422 号 約 17.40ha

3) 施設概要

■金岡公園現況施設図



- ① 体育館
- ② 陸上競技場
- ③ 野球場
- ④ プール
- ⑤ テニスコート
- ⑥ 健康遊具
- ⑦ 遊具
- ⑧ トイレ A
- ⑨ トイレ B
- ⑩ トイレ C
- ⑪ トイレ D
- ⑫ マンホール型防災トイレ A
- ⑬ マンホール型防災トイレ B
- ⑭ 北側駐車場
- ⑮ 南側駐車場
- ⑯ 臨時駐車場

<金岡公園の現況>



エントランス



園路

■有料施設

【体育館(①)】

大体育室と小体育室を備えた体育館で、指定管理者制度により民間事業者が管理運営を行っています。

専用(団体)基本料金 (令和2年4月1日以後)

(単位:円)

区分				午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1
				9:00 ～12:00	13:00 ～15:00	15:00 ～17:00	17:30 ～21:00	9:00 ～15:00
大体育室	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250
		休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800
			生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900
	2/3 面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
		休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440
			生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720
	1/2 面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150
		休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960
			生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980
	1/3 面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360
小体育室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360
	1/2 面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620
トレーニング室	平日		一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250
			生徒等	600	500	500	1,450	1,100
	休日等		一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700
			生徒等	720	600	600	1,740	1,320

区分				昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日
				9:00 ～17:00	13:00 ～17:00	13:00 ～21:00	15:00 ～21:00	9:00 ～21:00
大体育室	全面	平日	一般	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300
			生徒等	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150
		休日等	一般	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360
			生徒等	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180
	2/3 面	平日	一般	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200
			生徒等	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		休日等	一般	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640
			生徒等	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
	1/2 面	平日	一般	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300
			生徒等	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150
		休日等	一般	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360
			生徒等	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180
	1/3 面	平日	一般	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
小体育室	全面	平日	一般	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2 面	平日	一般	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
トレーニング室	平日	一般	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		生徒等	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休日等	一般	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	
		生徒等	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	

- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の 2 倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の 7 倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の 15 倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(次項の表において同じ。)
 - ア 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する者又は同法第 134 条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の 4 割の額(休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の 4 割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間 1 時間(30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。)につき、基本料金(第 2 号又は第 3 号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定め(10 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。))を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

共用(個人)利用料金 (令和 2 年 1 月 1 日以後)

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等
金岡公園体育館	1 人 1 種目 1 回	220 円	110 円

- (1) 「1 回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
 - (2) 60 歳以上の者、障がい者及びその介助者 1 名は半額とする(ただし、トレーニング室は除く。)
- * 「障がい者」料金に適用される範囲は以下のとおり

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

【陸上競技場(②)】

陸上競技やサッカーなどに利用できる第 2 種公認陸上競技場です。利用の 3 か月前から申込ができます。

専用(団体)基本料金 (令和 2 年 4 月 1 日以後) (単位: 円)

種別	利用区分			利用料金		
				午前	午後	全日
				9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
金岡公園 陸上競技場	全面	平日	一般	15,100	20,400	35,500
			生徒等	7,550	10,200	17,750
		休日等	一般	18,120	24,480	42,600
			生徒等	9,060	12,240	21,300
	トラック	平日	一般	5,100	7,200	12,300
			生徒等	2,550	3,600	6,150
		休日等	一般	6,120	8,640	14,760
			生徒等	3,060	4,320	7,380

- (1) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の 2 倍の額を徴収する。
- (2) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の 7 倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の 15 倍の額を徴収する。
- (3) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (4) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した 1 時間(30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。)につき、基本料金(第 1 号及び第 2 号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の 1 時間相当額(10 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。
- (5) 「午前」とは午前 9 時から正午まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで、「全日」とは午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (6) 午後 1 時から午後 3 時まで又は午後 3 時から午後 5 時までの使用の場合は、午後の区分の利用料金の半額を徴収する。

共用(個人)利用料金 (令和 2 年 1 月 1 日以後)

区分	利用料金	
	一般	生徒等
1 人 1 種目 1 回	220 円	110 円

- (1) 「1 回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) 60 歳以上の者、障がい者及びその介助者 1 名は半額とする。
- ＊「障がい者」料金の適用される範囲は以下のとおり
- 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

【野球場(③)】

軟式野球、ソフトボールに利用できるよう3面整備されており、サッカーなどにも利用できます。

利用料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

種別		区分	利用料金					
			午前9時まで	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで
金岡公園 野球場	1面	一般	1,010	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
		生徒等	500	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

【プール(④)】

50メートルプールを備えた市民プールで、ほかに25メートルプール、幼児プール、50メートル変形プール、25メートル変形プールなど多様なプールを備えています。

料金

区分	大人	小人(小中学生)
料金	300円	100円

※スタンプカードの使用により、5回利用につき1回無料

※団体については、30人以上は2割引、100人以上は2.5割引

※65歳以上の方については、年齢を証とする公的書面を提示した場合に限り利用料金の2分の1を減額

※身体障害者、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、手帳を提示した場合、本人及びその介助者1人に限り利用料金を全額免除

ロッカー利用料金

1回	50円
----	-----

営業期間

7月1日から8月31日まで 午前9時30分から午後6時まで
(入場は午後5時まで、遊泳は午後5時45分まで)

【テニスコート(⑤)】

硬式テニス、軟式テニスの両方に対応した砂入り人工芝コートが14面整備されています。うち8面は夜間照明を備えています。

利用料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

種別		区分	午前7時 から午前 8時まで	午前8時 から午前 9時まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
金岡公園 テニスコート	1面	一般	610	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	300	300	610	610	610	610	610	610

許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

附属設備等利用料金

種類	単位	利用料金
照明設備	1 時間	150 円

金岡公園体育館 陸上競技場等

種類	単位	金額
露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	80 円
広告宣伝又は放送の目的とする使用		320 円
業として撮影の目的とする使用	1 回(2 時間以内)につき	6,480 円
競技会、集会その他これらに類する目的とする使用	使用面積 10 平方メートルにつき 1 日	20 円
その他の使用		20 円

■ 駐車場

有料。北側駐車場（⑭）、南側駐車場（⑮）、野球場駐車場（⑯）の 3 か所の駐車場を設けています。

駐車場名	利用期間及び利用時間	収容台数
北側駐車場	土曜、日曜、祝日のみ 堺市民オリンピック開催日(体育の日)は除く 4 月 1 日から 9 月 30 日:午前 7 時から午後 7 時 30 分 10 月 1 日から 12 月 29 日、1 月 4 日から 3 月 31 日:午前 7 時から午後 5 時 30 分 プール期間中(7 月 20 日から 8 月 31 日まで)は、平日も午前 9 時から午後 6 時 30 分まで運営。	普通車 54 台
南側駐車場	1 月 1 日から 12 月 31 日 堺市民オリンピック(体育の日)及び北区域交流まつり開催日は除く 午前 6 時から午後 10 時	大型車:12 台 普通車:269 台 計:281 台
野球場駐車場	臨時	普通車 137 台

■ 遊具

運動公園ではありますが、子どもの遊び場も園内に確保するため、いくつかの遊具を設置しています。

■ トイレ

園内に 4 か所のトイレがあり、災害時に備え平成 24 年度に 9 穴、平成 29 年度に 12 穴(うち洋式 2 穴)のマンホール型防災トイレを設置しました。

■ 花と緑

園内は多くの運動施設が設置されていますが、園路やエントランス周辺には並木や樹林が植栽され、緑陰を構成しています。

■建ぺい率

主な既存施設	プールスタンド、体育館、陸上競技場控室、トイレ、倉庫			
現在建ぺい率	5.804%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 10,800 ㎡	②左記以外(2%)	約 1,300 ㎡

■維持管理費

約 18,000 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■指定管理料

約 123,000 千円／年(H30)(金岡公園体育館、野球場、テニスコート、陸上競技場、プール)

■公園使用料

約 4,400 千円／年(H30)(占用許可、管理許可等)

4) 利用状況

■日常利用

日常的には散策のほか、運動処方を考慮した施設整備がなされており、また健康遊具も設置されていることから、健康増進の場として利用されています。

■施設利用者数

施設名	管理形態等	利用者数(人)・平成 30 年度
体育館	指定管理	195,832
陸上競技場	指定管理	81,824
野球場	指定管理	89,172
テニスコート	指定管理	115,699
プール	指定管理	46,459
駐車場	管理許可	86,198

■イベント利用

堺市民オリンピックや北区交流まつりなど、本市や北区を代表する大規模なイベント会場となっており、賑わいをみせています。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

10 月	第 44 回堺市民オリンピック
11 月	北区交流まつり 2018
1 月	平成 31 年堺市消防出初式



市民オリンピック



北区交流まつり

■スポーツ・レクリエーション利用

有料施設として陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館があり、夏期はプールも営業します。園内施設が運動処方に考慮されており、また、14面という多数のテニスコートを備えていることから、市民のスポーツ・レクリエーションの場として親しまれています。

5) 周辺環境

■地域の状況

Osaka Metro 御堂筋線新金岡駅から西へ約1キロメートル、JRと南海電鉄の三国ヶ丘駅からは北東へ約1.5キロメートルの位置にあり、公園の南側には府道2号大阪中央環状線が東西に通る、東側にはURや大阪府等が開発した新金岡団地が広がっています。

■公園の周辺状況

西側には近畿中央胸部疾患センターや近畿管区警察学校などの公共施設が立ち並び、その先のUR金岡団地のほか南北にも住宅地が続くなど、住宅に囲まれたエリアとなっています。



周辺環境図

6) 金岡公園の特性

■歴史・文化

元駐留軍附属病院の跡地に開園し、昭和天皇御在位60年記念の健康運動公園として指定を受けた経緯があります。

■環境・景観

園地の大部分を運動施設が占め、園路は臨時駐車場として使用可能な舗装がされるなど、植栽は比較的少ないながらも園路には日陰を提供しています。

■防災

金岡公園およびその周辺は、広域避難地に指定されています。大震災等で万が一延焼火災が発生した場合などに生命や身体の安全を確保するため、住民が一時的に避難します。園内には災害による避難時等に使用するマンホールトイレを設置しています。また、体育館は避難所に指定され、地震災害時には避難の場所等に活用されます。

■子育て

金岡公園の市営プールには幼児用を含む様々な深度の屋外プールがあり、夏期は親子で水泳を楽しむことができます。また、園内には遊具もあり、年間を通じて子どもを安全に遊ばせることができます。

■健康・スポーツ

公園内には陸上競技場、野球場、テニスコート、金岡体育館、プールがあり、このうち陸上競技場、野球場、テニスコートおよび金岡体育館は一括して、またプールは単体でそれぞれ指定管理者による管理を行っています。

また、個人が自由に自らの健康のために運動が行えるように運動処方まで考慮した施設整備を行っており、健康遊具もあり、競技スポーツから健康運動まで対応できる公園です。

■地域力

本市を代表するスポーツイベントである堺市民オリンピックや、北区を代表するイベントである北区交流まつりの会場となっており、金岡公園を舞台にイベントを通じて地域活性が図られています。

プール等については施設の老朽化が進んでおり、改修が必要な時期となっています。公園のさらなる活性化のためには、民間活力を導入した施設の更新や、公園の一体管理が望まれます。

■観光

運動施設を活かしたスポーツ大会やイベントが開催され、多くの利用者や観覧者で賑わいを見せスポーツによる集客につながっています。

■金岡公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の役割	歴史・文化	環境・景観	防災	子育て	健康・スポーツ	地域力	観光
金岡公園の役割	△	○	○	◎	◎	△	△

(2) 金岡公園のビジョン

1) 金岡公園の理念・管理運営方針

■金岡公園の理念

**健康とスポーツの拠点であり、地域の多様な世代が集う
交流の場となる運動公園**

■金岡公園の管理運営方針



1. 運動施設や園地を最大限に活用し、健康とスポーツの拠点としての機能を高めます
2. 子育て世代をはじめ地域の多様な世代が集う賑わいある交流の場とし、市民のクオリティ・オブ・ライフを高めます
3. 公園の防災機能を高め、災害時に備えます

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【健康・スポーツ】運動施設や園地を最大限に活用し、健康とスポーツの拠点としての機能を高めるために

■健康増進、スポーツ利用の推進 [取組方針 1-4・1-5・2-2]

市民の健康増進、スポーツの場として、安全快適に運動を楽しめるよう管理運営を行います。

＜具体的な方策（例）＞

- ・スポーツイベント、大規模スポーツ大会の誘致
- ・園地を活用した健康増進プログラムの提供
- ・健康増進効果の助言
- ・健康増進活用方法の案内板の設置
- ・プール営業期間内のイベント開催、PR 強化

- ・園路、ウォーキングコースの点検・補修

■公園と運動施設との一体的な管理運営 [取組方針 2-4・3-4]

現在、プールおよびプールを除く運動施設はそれぞれ別の指定管理者により管理運営されており、また駐車場は別団体への管理許可により管理されている状況です。このため、園地を含めた一体的な管理運営による効率化の検討も必要です。

＜具体的な方策（例）＞

- ・施設間の連携強化
- ・施設の適切な利用についての指導
- ・利用時間、利用料金など公園の利用状況に応じた柔軟な駐車場の運営

■民活導入による老朽施設の更新、新たな利用施設の導入 [取組方針 3-1・3-2・3-3]

当公園の施設のなかで、特にプールの老朽化が進んでおり、更新の時期となっています。魅力的な公園を市民に提供し続けるため、民間活力導入によるプールの更新を検討します。

また、さらなる魅力化と公園の利用促進のため、民間事業者の提案による新たな施設への転換・導入もあわせて検討します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・施設の定期点検および適切な維持管理
- ・長寿命化計画に基づいた施設の更新
- ・飲食等のサービスの提供

②【子育て】子育て世代をはじめ地域の多様な世代が集う賑わいある交流の場とし、市民のクオリティ・オブ・ライフを高めるために

■子育て世代の利用促進 [取組方針 1-4]

子どもたちが、安全快適に運動を楽しめるよう維持管理を行います。運動施設は公園のメインの施設として、施設間の連携、園地との連携を強化し、公園の地域交流の場としての活用を推進します。また、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を整えます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・園地や運動施設を活用した子育てプログラムの提供
- ・レストルーム（授乳室等）の整備
- ・遊具等の定期的な点検

③【防災】公園の防災機能を高め、災害時に備えるために

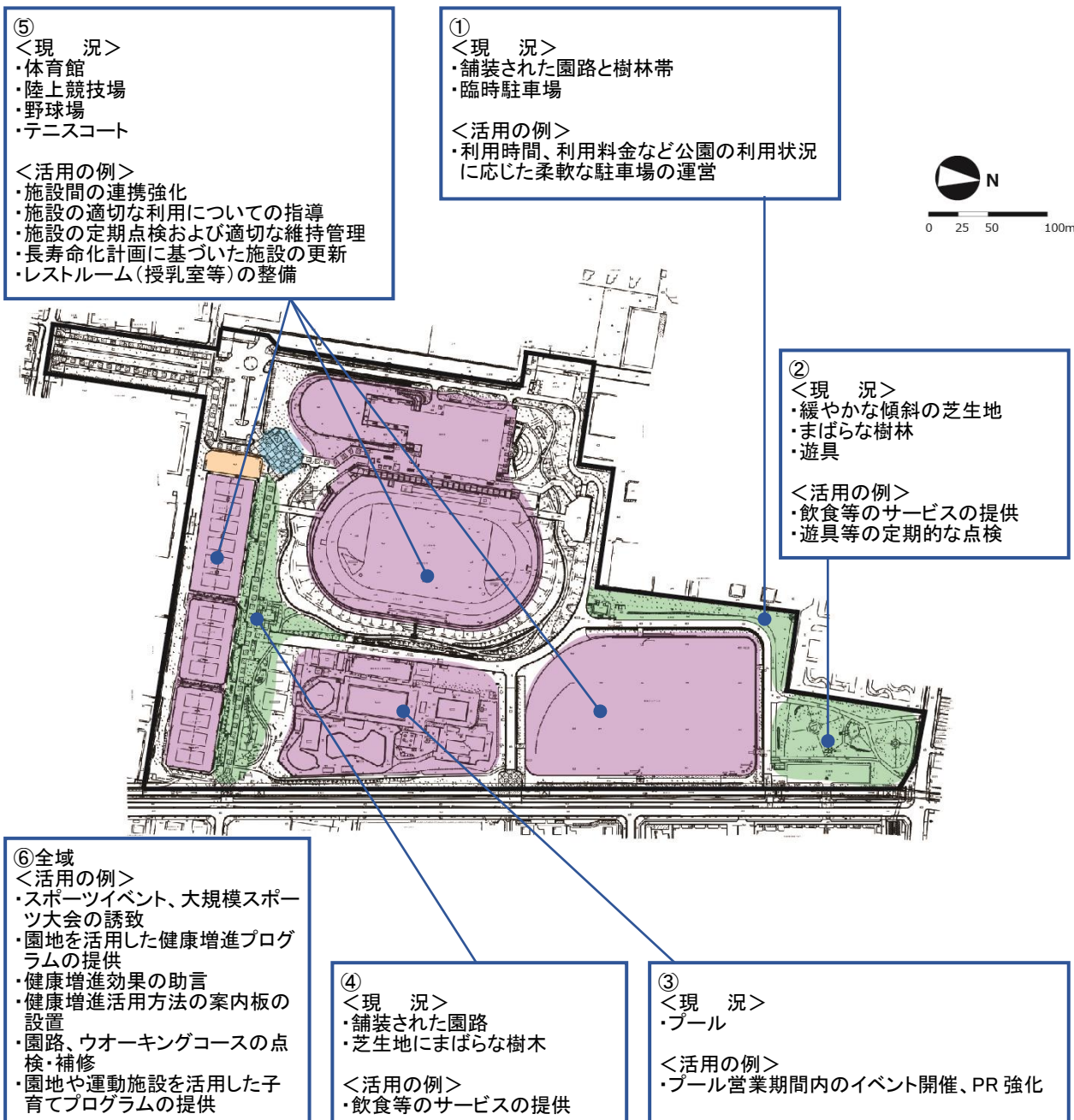
■平常時から、災害時に備える [取組方針 1-3]

金岡公園およびその周辺は、広域避難地に指定されています。遊具や防災施設等の適切な管理を行い、公園を安全で安心して利用できるよう、平常時から災害に備えます。

<具体的な方策（例）>

- ・災害時の運動施設の活用への備え
- ・防災訓練、防災イベント等の実施
- ・公園の防災機能の解説
- ・マンホール式トイレの解説、周知

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、金岡公園では具体的な提案がありませんでした。

公募型サウンディング 市場調査結果	具体的な提案なし
----------------------	----------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査では幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、具体的な提案はありませんでした。

金岡公園は新たな施設を建設する余剰地が少ないのも現状です。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

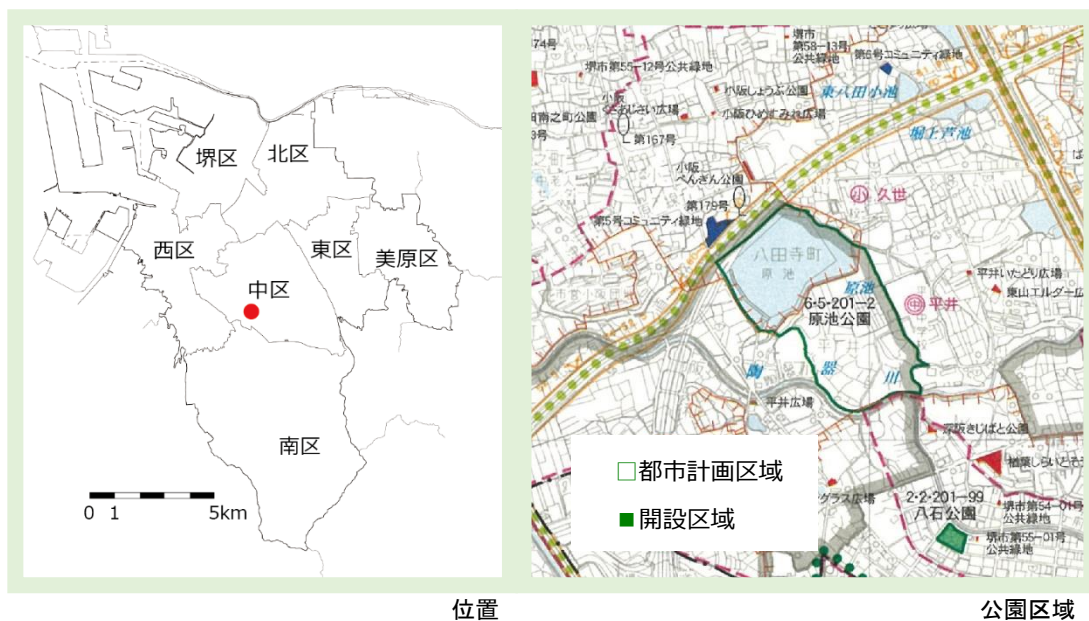
金岡公園では、民間事業者による収益事業の可能性が現段階では低いといえます。今後は金岡公園全体の再整備計画を検討し、民間活力の導入も含め、運動公園としての魅力向上と、人が賑わう拠点創出を進めます。

ばらいけ
6.原池公園

(1) 現況

1) 公園の概要

- 公 園 名：原池公園（ばらいけこうえん）
- 種 別：運動公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 17.50 ヘクタール
[開 設 面 積] 7.41 ヘクタール（令和3年度に17.50ha 全面開園予定）
- 所 在 地：中区八田寺町 320-20
- 交通アクセス：泉北高速鉄道深井駅より南西へ1.2キロメートル
- 開 園 日：平成19年（2007年）5月10日
- 都市計画決定：昭和40年（1965年）7月29日建設省告示第2061号
- 位置・公園区域：



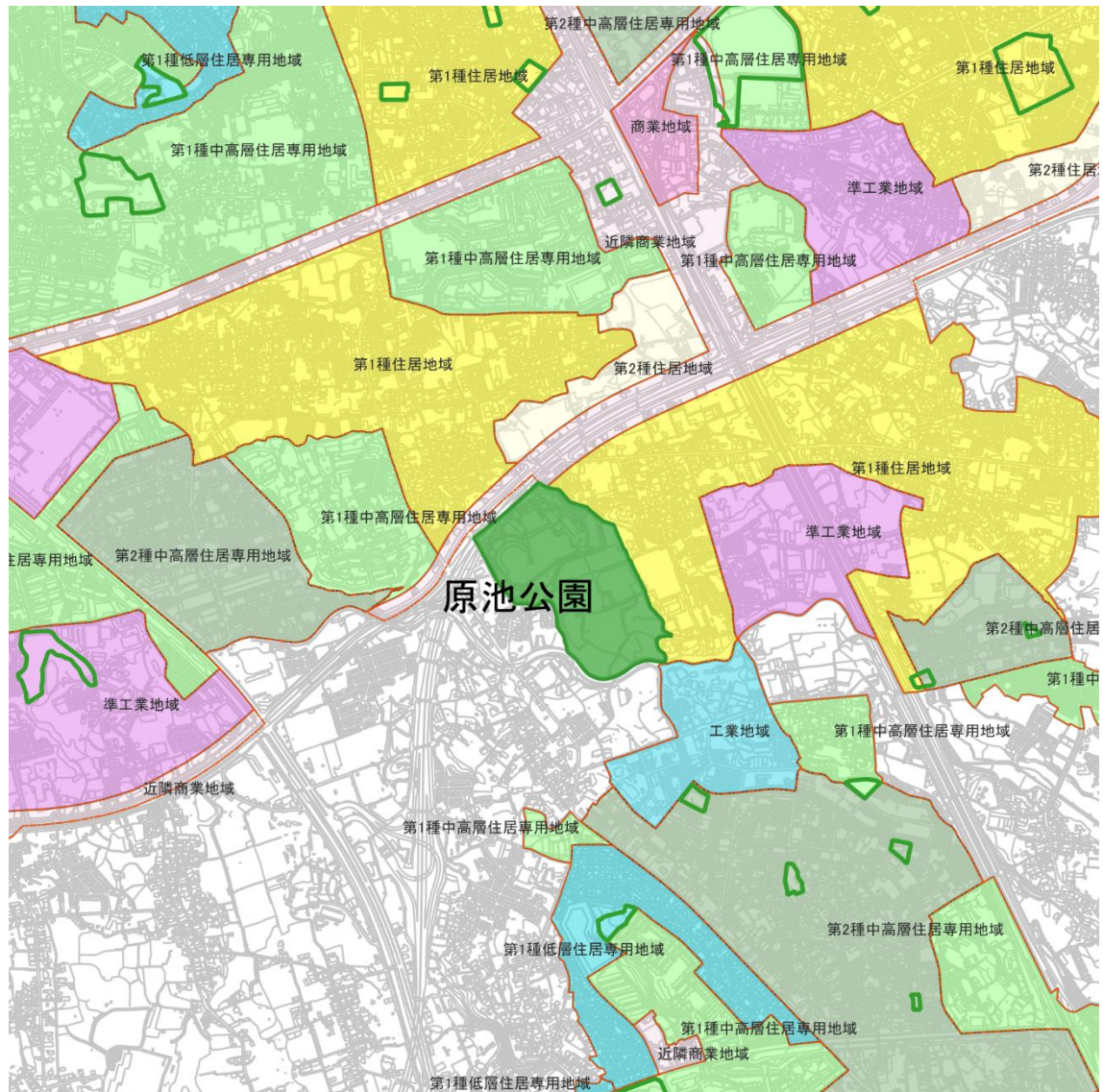
位置

公園区域

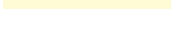
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	指定なし
	高度地区	指定なし
	防火・準防火地域	指定なし
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		広域避難地の機能を有する都市公園、指定避難所(体育館)

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	0 件	コンビニ：	0 件	飲食店：	10 件
------	-----	-------	-----	------	------

2) 公園のあゆみ

本公園は、金岡公園に次ぐ本市 2 番目の運動公園として平成 19 年（2007 年）5 月 10 日に開設しました。

平成 15 年（2003 年）の着工以来、体育館、駐車場などの完成を経て平成 23 年（2011 年）12 月 1 日には、修景池やスケートボード及びインラインスケートの専用施設であるスケートボードパーク、炊事棟と炭捨て場を備えたバーベキュー広場などの第 2 期オープンを迎えました。またこの年には地元の名産だんじり祭りでも、初めて公園内にだんじりが乗り入れました。令和 2 年（2020 年）には第 3 期工事が竣工し、野球場などが整備されました。

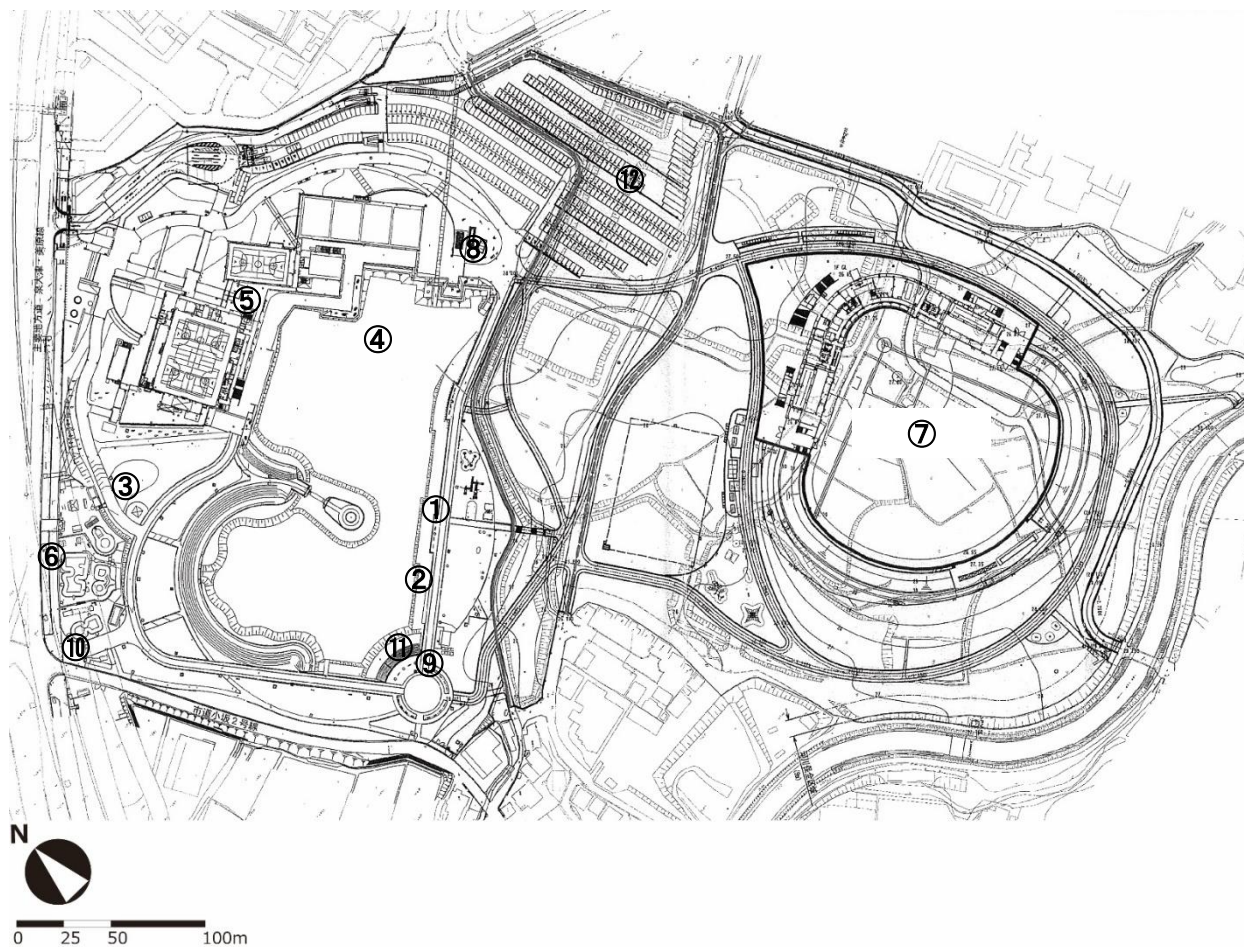
地域のスポーツやレクリエーション活動の拠点、本格的なスポーツも行えるほか、市民の健康増進に寄与する公園となっています。

<沿革>

昭和 40 年 7 月 29 日	都市計画決定 建設省告示第 2061 号	約 17.20ha
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号	約 17.50ha
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 2422 号	約 17.50ha
平成 18 年	体育館・駐車場等竣工	
平成 19 年	池のヘドロ改良・埋立て一部実施	
5 月 10 日	開設 堺市公告第 210 号	約 3.23ha
平成 20 年	埋立て・底樋及び余水吐け設置・護岸石積整備一部実施	
平成 21 年	第 2 期整備事業区域の南側を中心にイベント広場・冒険広場等整備	
平成 22 年 2 月 17 日	トイレ（南側）竣工	
平成 22 年	スケートボードパーク・バーベキュー広場等整備	
平成 23 年 2 月 22 日	追加開設 堺市公告第 117 号	約 4.04ha
3 月 18 日	トイレ（北側）竣工	
12 月 12 日	追加開設 堺市公告第 706 号	約 7.40ha
平成 29 年	第 3 期整備事業区域の造成工事竣工	
令和 2 年 3 月	野球場建設工事竣工	

3) 施設概要

■原池公園現況施設図



- ① 冒険広場
- ② イベント広場
- ③ バーベキュー広場
- ④ 原池
- ⑤ 体育館
- ⑥ スケートボードパーク
- ⑦ 野球場
- ⑧ 健康遊具
- ⑨ トイレ A
- ⑩ トイレ B
- ⑪ トイレ(マンホール型防災トイレ)
- ⑫ 駐車場

＜原池公園の現況＞



エントランス



原池

■有料施設

【体育館(⑤)】

水と緑に囲まれた解放感ある体育館で、レクリエーション機能を導入した地域のスポーツ拠点として指定管理者制度により管理運営しています。大中小アリーナ、トレーニング室などを備えています。

専用（団体）利用料（令和２年４月１日以後）

（単位：円）

区分				午前 9:00～12:00	午後 1 13:00～15:00	午後 2 15:00～17:00	夜間 17:30～21:00	昼間 1 9:00～15:00
大アリーナ	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250
		休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800
			生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900
	2/3 面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
		休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440
			生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720
	1/2 面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150
		休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960
			生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980
	1/3 面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720

中アリーナ	全面	平日	生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360
			一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
		休日等	生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800
			一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720
	1/2 面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620
小アリーナ	平日		一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350
	休日等		一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620
多目的室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360
	1/2 面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620
研究室	全面	平日	一般	1,000	800	800	2,300	1,800
		休日等	生徒等	1,200	960	960	2,760	2,160
	1/2 面	平日	一般	500	400	400	1,150	900
		休日等	生徒等	600	480	480	1,380	1,080

区分				昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日
				9:00～17:00	13:00～17:00	13:00～21:00	15:00～21:00	9:00～21:00
大アリーナ	全面	平日	一般	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300
			生徒等	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150
		休日等	一般	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360
			生徒等	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180
	2/3 面	平日	一般	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200
			生徒等	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		休日等	一般	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640
			生徒等	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
	1/2 面	平日	一般	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300
			生徒等	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150
		休日等	一般	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360
			生徒等	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180
	1/3 面	平日	一般	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
中アリーナ	全面	平日	一般	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2 面	平日	一般	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
小アリーナ	平日		一般	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
	休日等		一般	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020

多目的室	全面	平日	一般	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2 面	平日	一般	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
研究室	全面	平日	一般	2,600	1,600	3,900	3,100	4,900
		休日等	生徒等	3,120	1,920	4,680	3,720	5,880
	1/2 面	平日	一般	1,300	800	1,950	1,550	2,450
		休日等	生徒等	1,360	960	2,340	1,860	2,940

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の 2 倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の 7 倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の 15 倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものが専ら使用する場合
 - イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する者又は同法第 134 条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、当該使用区分に係る金額の 4 割の額(休日等の使用にあつては、当該使用施の平日の使用区分において対応する時間帯における基本料金の 4 割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を経過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間 1 時間(30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。)につき、基本料金(第 2 号又は第 3 号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前 2 号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の 1 時間相当額(10 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用する時も、同様とする。

共用(個人)利用料金(令和 2 年 1 月 1 日以後)

共用使用 (※トレーニング室を除く)	1 人 1 種 1 回 一般 220 円	生徒等・障がい者・60 歳以上 110 円
-----------------------	----------------------	-----------------------

- (1) この表における「生徒」の区分は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が使用する場合に適用する。
- (2) 「1 回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (3) 障害者とは、次のいずれかに該当する方とその介助者 1 名に適用する。

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健所及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

トレーニング室利用料金(令和 2 年 1 月 1 日以後)

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1 人 1 月	月額 4,600 円
平日定期利用	1 人 1 月	月額 4,100 円
一時利用	1 人 1 回	1,020 円

- (1) 全日定期利用とは、休日等にも利用することができる定期利用をいう。
- (2) 平日定期利用とは、休日等を除く平日のみ利用することができる定期利用をいう。
- (3) 全日定期利用において、満 60 歳以上の者が利用する場合においては、この表にかかわらず、利用料金を月額 4,100 円とする。
- (4) 「1 回」とは指定管理者が定める時間帯をいう。

開館時間	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
休館日	毎原則第 4 火曜日(祝日の場合は第 3 火曜日) 年末年始(12 月 29 日から 1 月 4 日まで) 10 月第一土曜・日曜(だんじり祭りの為)

【スケートボードパーク(⑥)】

初級者から上級者までを対象としたコンクリートプールセクション 4 基は日本有数の施設であり、その他にストリートセクション、照明設備、管理棟を備えています。



スケートボードパーク

専用(団体)利用料金(令和 2 年 1 月 1 日以後)

種別	区分	利用料金
原池公園 スケートボードパーク	全日	51,000 円

- (1) 休日等の利用料金は、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)に 1.2 を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料を徴収するときは、基本料金(休日等に使用する場合にあっては、前号の額。次号及び第 5 号において同じ。)の 2 倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料を徴収しないときは基本料金の 7 倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の 15 倍の額を徴収する。
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開館時間を経過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間 1 時間(30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。)につき、基本料金(第 1 号から第 3 号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の 1 時間相当額(10 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

共用(個人)利用料金(令和 2 年 1 月 1 日以後)

種別	区分	利用料金	
原池公園 スケートボードパーク	1 人 1 回大人	大人	510 円
		小人(小・中学生)	310 円
		入場のみ	200 円

「1 回」とは指定管理者が定める時間帯をいう。

利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで
休場日	毎原則第 4 火曜日(祝日の場合は第 3 火曜日) 年末年始(12 月 29 日から 1 月 4 日まで) 10 月第一土曜・日曜(だんじり祭りの為)

■駐車場

有料。駐車場(⑫)の1か所を設けています。

駐車場名	利用期間及び利用時間	収容台数
駐車場	1月4日から12月28日 午前8時30分から午後9時30分 (休館日は午後5時まで)	普通車 152台 (うち障害者等用 4台) 大型車(バス) 3台 計 155台

■遊具

子ども向け遊具のほか、高齢者等の健康増進や大人の運動不足解消のための健康遊具も設置しています。

■トイレ

園内のトイレは2か所あり、防災の時に備えマンホール型防災トイレを6穴整備しています。

■花と緑

園内の植栽は主に芝生で構成されており、中低木が点在しています。

■その他の施設

【バーベキュー広場(③)】

バーベキュー広場は無料で利用でき、予約や申込みも不要です。



バーベキュー広場

【園路】

地元のだんじり祭でのだんじりの曳行が可能な構造にしています。

【修景池】

原池の一部が活用され、中央の島(展望デッキ)には橋が架けられています。

【第3期整備基本計画の概要】

□整備面積：約10.09ha

□整備方針：

○本格的な野球場の設置

本市初の本格的な野球場として、高校野球夏季予選大会や社会人野球全国大会予選、プロ野球2軍戦などの高いレベルの競技が行える球場の整備

○健康・レクリエーション機能の充実

ウォーキングやジョギングなどスポーツ健康運動や、子どもの健全な育成、市民の休養・休息の場となる施設の整備

○安全・安心な公園整備

平時より安全で、安心して公園を利用でき、災害時には避難地としての防災機能が発揮できる施設の整備

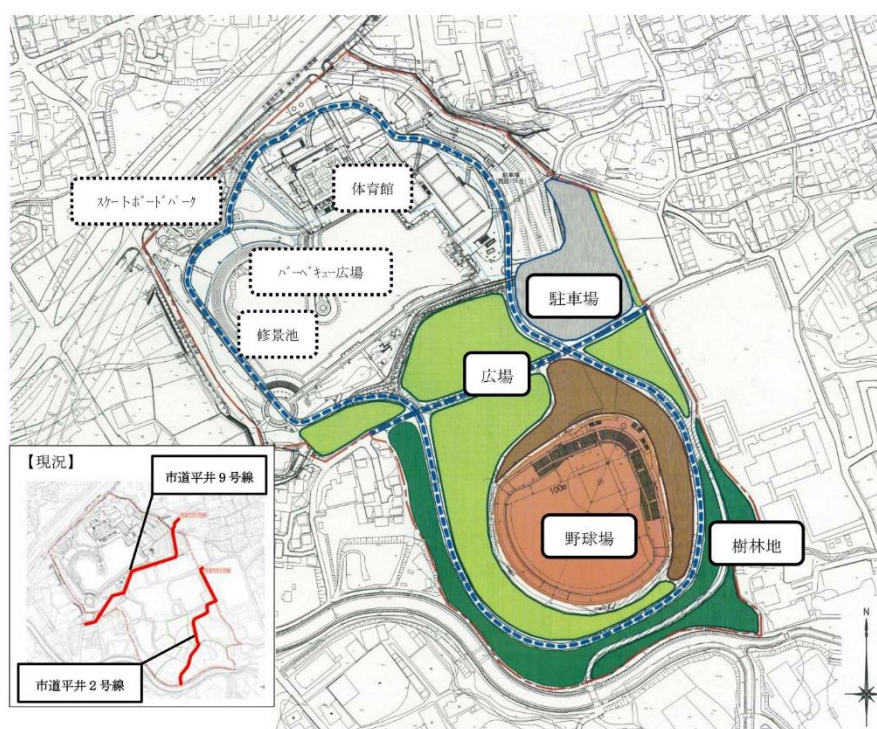
○景観に配慮した公園整備

周辺の景観に配慮した施設の整備や樹木等の植栽

□主 な 施 設：野球場・広場・駐車場・主園路

□供 用 開 始：令和４年度（野球場は令和２年度）

施設配置：



■建ぺい率

主な既存施設	体育館、スケボーパーク管理棟、自動車庫、トイレ、野球場			
現在建ぺい率	5.904%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 10,600 m ²	②左記以外(2%)	約 3,000 m ²

■維持管理費

約 6,200 千円／年(H30) (樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■指定管理料

約 56,000 千円／年(H30) (原池公園体育館、スケートボードパーク、陶器スポーツ広場)
--

■公園使用料

約 4,000 千円/年(H30)(占有許可、管理許可等)

4) 利用状況

■日常利用

日常的には散策や健康遊具を使用した健康増進に利用され、無料のバーベキューサイトと炊事棟もあるため、バーベキュー利用でも賑わいます。

■施設利用者数

施設名	管理形態等	利用者数(人)・平成 30 年度
体育館	指定管理	198,198
スケートボードパーク	指定管理	9,652
バーベキュー場	直営	
駐車場	管理許可	101,190

■イベント利用

年に数度の地域イベントが開催され、賑わいをみせています。また、毎年 10 月に開催される地元のどんじり祭では園内をどんじりが曳行され、地域の公園として親しまれています。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

10 月	秋祭り
10 月	中区安全安心まちづくりフェスティバル



中区安全安心まちづくりフェスティバル

■スポーツ・レクリエーション利用

現在は、体育館を中心としたスポーツ利用が盛んです。また、本格的なスケートボードパークが整備されており、計画時には多くの要望があったことから、現在も活用されています。

5) 周辺環境

■地域の状況

泉北高速鉄道深井駅から南へ約1.5キロメートル、阪和自動車道堺ジャンクションの東に隣接して位置しています。

■公園の周辺状況

周囲は主に戸建住宅が立ち並ぶ地域です。公園の東側上空を阪和自動車道が通過しており、一部高架下が園地となってスケートボードパークが設置されています。



周辺環境図

6) 原池公園の特性

■歴史・文化

原池公園は、平成19年（2007年）に開設した比較的新しい運動公園で、令和4年度に全域が供用される予定です。

■環境・景観

現在の開園区域の中心には原池が位置し、その周辺に施設が立地しています。水辺の見通しのよい空間が形成されています。

■防災

原池公園は、堺市地域防災計画において広域避難地の機能を有した公園に指定されています。また、体育館は避難所に指定され、地震災害時には避難の場所等に活用されます。

■子育て

冒険広場やイベント広場、バーベキュー広場など子育てに利用できる施設や駐車場が整備され、ファミリー等が利用しやすい施設を有しています。

■健康・スポーツ

原池公園のスケートボードパークは、多くの設置要望から他県の施設を視察したうえで上級者コー

スを設置した本格的なスケートボードパークです。利用者からは初心者コースの設置を求める声も聞かれ、スケートボードパークの施設拡充も検討を進めています。

■地域力

体育館、野球場をはじめ、ジョギングやウォーキングに適した園路などのスポーツや健康増進に役立つ施設が充実し、アスリートから一般市民まで多くの様々な利用が見込まれます。

■観光

現在、公園の南側を整備する第3期整備工事が進められており、令和2年4月には野球場が開設されました。これにともない、野球をはじめとする大規模な大会の開催、地域の賑わい創出が見込まれます。

■原池公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の役割	歴史・文化	環境・景観	防災	子育て	健康・スポーツ	地域力	観光
原池公園の役割	△	○	○	○	◎	◎	○

(2) 原池公園のビジョン

1) 原池公園の理念・管理運営方針

■原池公園の理念

多様な運動施設を活かした健康・レクリエーションの拠点であり、地域活動・地域活性化につながる運動公園

■原池公園の管理運営方針



1. 公園全体とスポーツ施設との一体的な管理運営により、健康、スポーツ、レクリエーションの拠点としての活用を進めます
2. スポーツやレクリエーションを通じて多様な人が集い賑わうことで、地域活性化につなげます
3. 運動施設や遊具、広場などを活かし、子育てを支援する環境を整えます

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【健康・スポーツ】公園全体とスポーツ施設との一体的な管理運営により、健康、スポーツ、レクリエーションの拠点としての活用を進めるために

■体育館、野球場、スケートボードパークなど特徴ある施設を活かした利用促進 [取組方針 1-4・2-2]

高校野球やプロ野球の2軍戦の試合も見込まれる野球場や、体育館、本格的なスケートボードパークは当公園の特徴です。これら施設を活かし、スポーツ・レクリエーション拠点として活用を図ります。

＜具体的な方策（例）＞

- ・体育館、野球場での多様なスポーツイベント、大会の誘致
- ・園地等でのスポーツイベントの実施
- ・健康増進につながる運動プログラムの提供

- ・本格的コースを活用したスケートボード大会等の開催
- ・スケートボードパークに親しめるイベントの開催

■公園とスポーツ施設との一体的な管理運営 [取組方針 3-4]

現在、体育館とスケートボードパークは指定管理者により管理運営されており、新たに整備された野球場、園地を含めた一体的な管理運営をめざします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・体育館、野球場等の施設と園地の連携強化
- ・施設の適切な利用についての適切な指導
- ・公平な施設予約の確保

②【地域力】スポーツやレクリエーションを通じて多様な人の集いや賑わいを創出し、地域活性化につなげるために

■民活導入による賑わいの創出 [取組方針 3-1・3-2・3-3]

公園を活用したイベントやプログラム、飲食等のサービスを提供し、公園の賑わいを創出します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・民間事業者による収益施設の設置等
- ・賑わいを創出するイベントやプログラムの開催

■市民の憩いの場の創出 [取組方針 1-2・2-2]

当公園は、原池と親水デッキ、池畔の芝生による緑と水の景観が美しく、この水景と、水と緑との調和を維持、増進します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・水と緑の環境の維持・増進
- ・賑わいイベントの開催

③【子育て】運動施設や遊具、広場などを活かし、子育てを支援する環境を整えるために

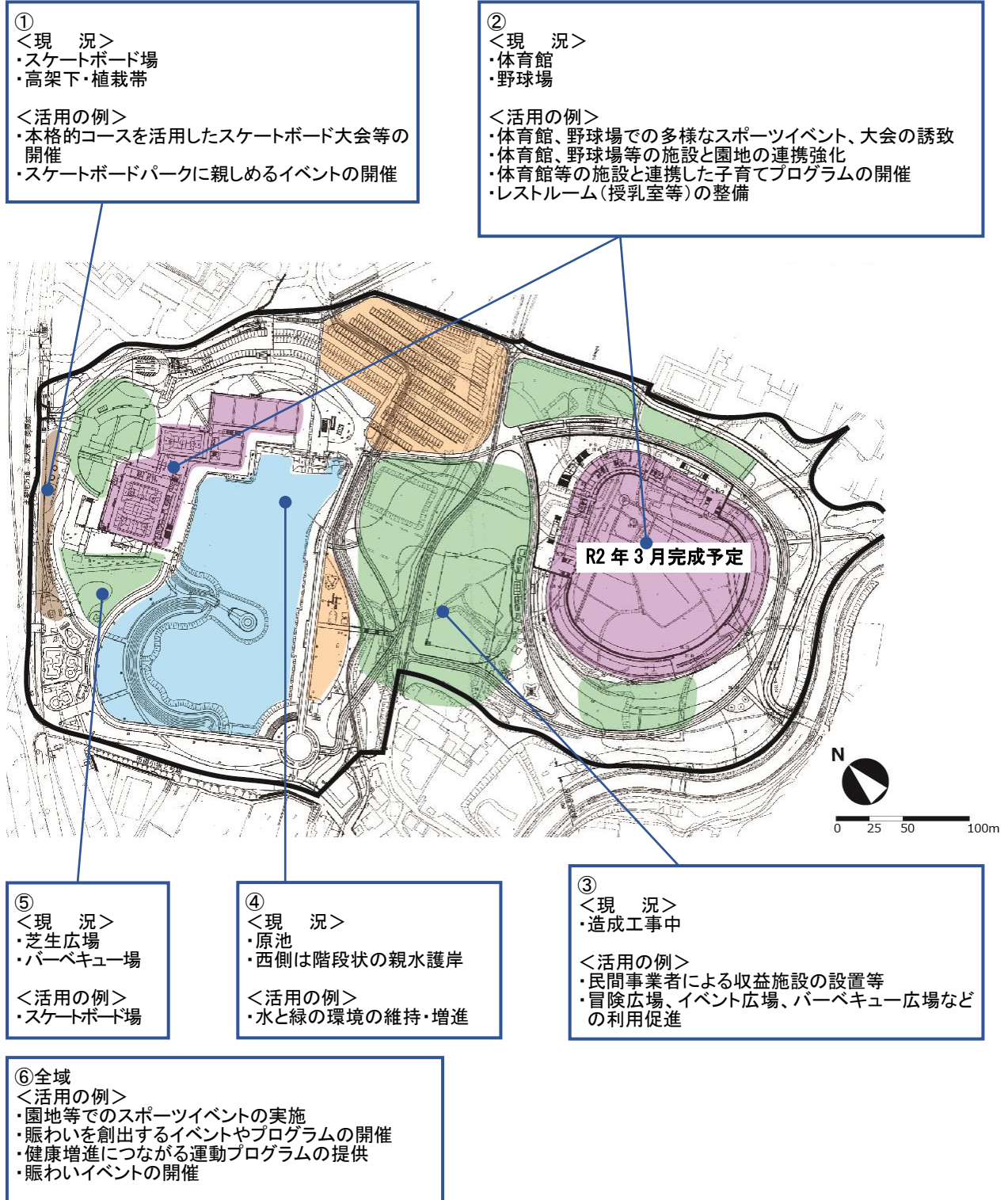
■子育てを支援する環境整備 [取組方針 1-4・1-5]

冒険広場やイベント広場、バーベキュー広場などファミリーで楽しめる施設の利用を促進し、子育てを支援する環境整備を推進します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・冒険広場、イベント広場、バーベキュー広場などの利用促進
- ・体育館等の施設と連携した子育てプログラムの開催
- ・レストルーム（授乳室等）の整備

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、原池公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	貸農園の設置・運営
----------------------	-----------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査では幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、収益事業や公園の維持管理費縮減につながるような提案はありませんでした。

令和2年度に野球場がオープンすることや、順次その他の園地も開設されることから、今後來園者の増加が見込まれます。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

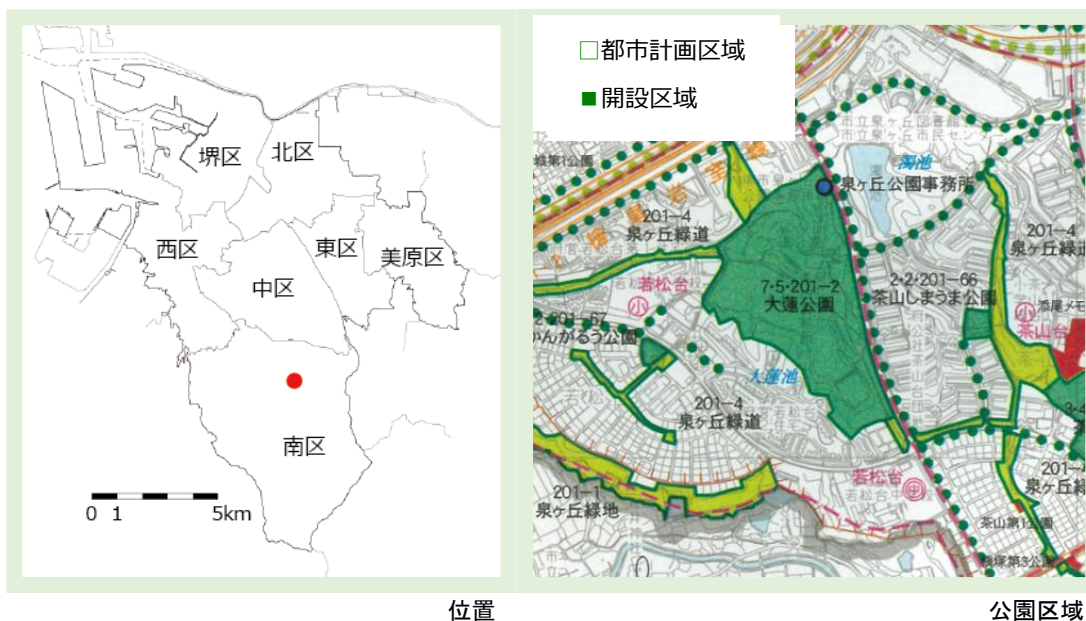
原池公園の第3期整備事業による公園のポテンシャル向上を鑑み、早期に民間活力を導入した施設整備、公園の活性化や賑わい創出を推進し、公園の一体管理をめざします。

おおはす
7.大蓮公園

(1) 現況

1) 公園概要

- 公 園 名：大蓮公園（おおはすこうえん）
- 種 別：風致公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 15.50 ヘクタール
[開 設 面 積] 15.46 ヘクタール
- 所 在 地：南区若松台1丁・2丁
- 交 通 ア ク セ ス：泉北高速鉄道泉ヶ丘駅より南へ約 500 メートル
- 開 園 日：昭和 57 年（1982 年）10 月 1 日
- 都 市 計 画 決 定：昭和 40 年（1965 年）7 月 29 日建設省告示第 2061 号
- 位置・公園区域：



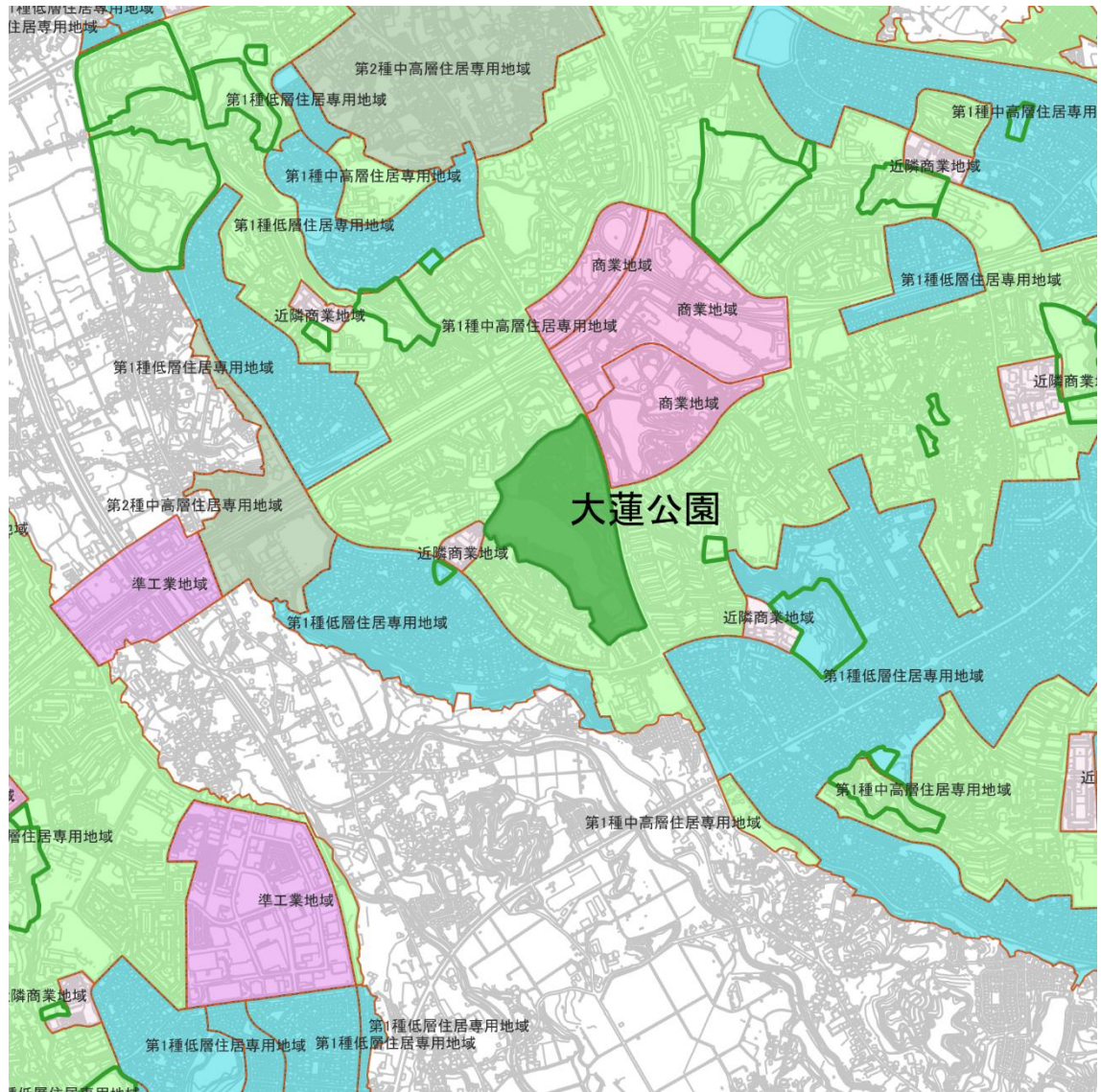
位置

公園区域

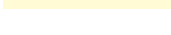
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	第一種中高層住居専用地域
	高度地区	第二種
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		広域避難地の機能を有する都市公園

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	9 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	3 件
------	-----	-------	-----	------	-----

2) 公園のあゆみ

昭和 40 年（1965 年）7 月 29 日に都市計画決定され、同年 12 月 28 日泉北丘陵地区新住宅市街地開発事業が認可、昭和 44 年（1969 年）10 月に泉北丘陵新住宅市街地開発事業により施設整備が開始されました。その後、昭和 57 年（1982 年）10 月 1 日に大阪府企業局から譲渡引継され、公園面積約 15 ヘクタールの風致公園として開園しました。

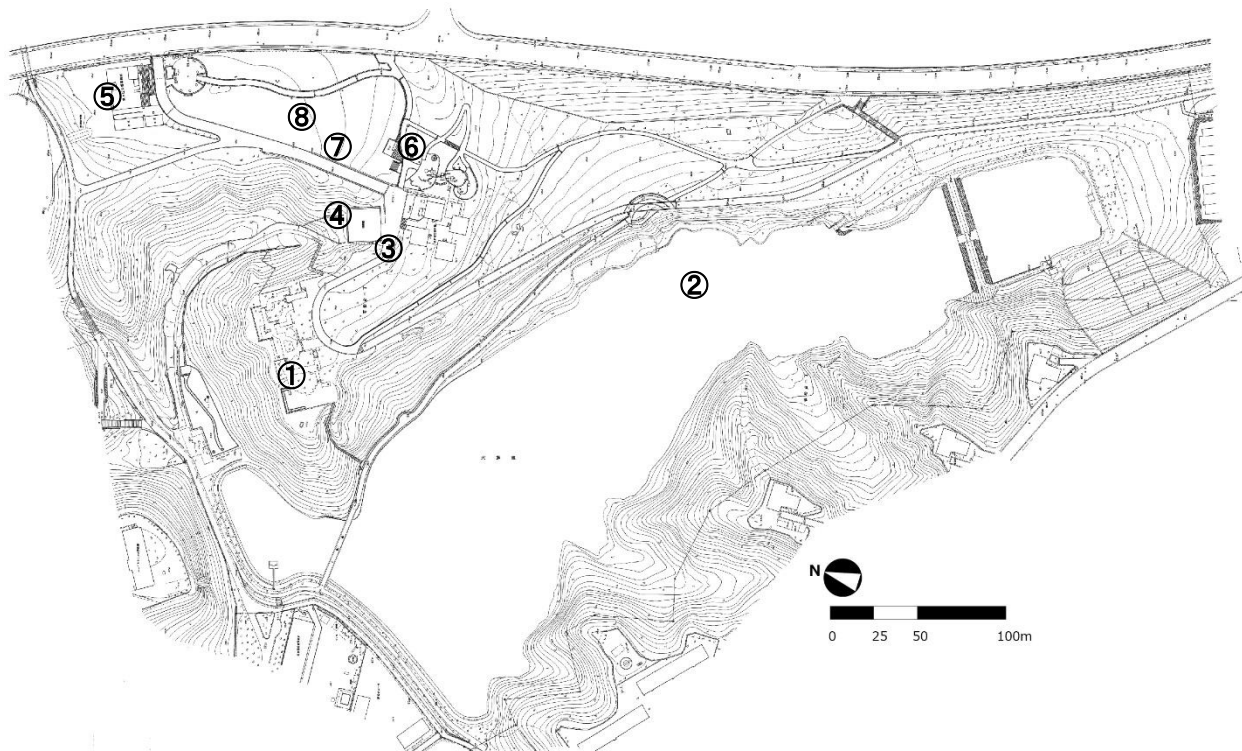
また、泉北ニュータウンの造成にともない出土した陶器窯跡群の土器等を保存展示するため、昭和 45 年（1970 年）に大阪府立泉北考古資料館が設置され、平成 22 年（2010 年）に本市に移管され泉北すえむら資料館として開館しましたが、平成 28 年（2016 年）に閉館しています。

<沿革>

昭和 40 年 7 月 29 日	都市計画決定	建設省告示第 2061 号	約 12.71ha
昭和 42 年 8 月 19 日	都市計画変更	建設省告示第 2498 号	約 13.40ha
昭和 44 年 10 月	泉北丘陵新住宅市街地開発事業により施設整備を開始		
昭和 48 年 2 月 14 日	都市計画変更	大阪府告示第 198 号	約 14.80ha
3 月	窯跡復元設置		
昭和 52 年 3 月	野鳥の森設置		
昭和 54 年 3 月	施設工事完了		
昭和 55 年 8 月 1 日	都市計画変更	大阪府告示第 1124 号	約 15.30ha
昭和 57 年 10 月 1 日	開設	堺市公告第 117 号	約 8.08ha
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更	大阪府告示第 106 号	約 15.50ha
昭和 63 年 11 月 19 日	追加開設	堺市公告第 193 号	約 15.30ha
平成 14 年 4 月	面積修正	約 15.45ha	
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更	大阪府告示第 2422 号	約 15.50ha
平成 22 年 4 月	泉北すえむら資料館開館（大阪府より移管）		
平成 28 年 9 月 30 日	泉北すえむら資料館閉館		

3) 施設概要

■大蓮公園現況施設図



- ① はにわ広場
- ② 大蓮池
- ③ 旧泉北すえむら資料館
- ④ 収蔵庫
- ⑤ 公園事務所(外部トイレ含む)
- ⑥ 複合遊具
- ⑦ トイレ
- ⑧ 防災トイレ

<大蓮公園の現況>



園地



エントランス

■有料施設

なし

■駐車場

なし

■遊具

風致公園ながら、近隣の子どもの遊び場として遊具を設置しています。



遊具

■トイレ

園内のトイレは2か所あり、防災時に備えマンホール型防災トイレを8穴（うち洋式2穴）整備しています。

■花と緑

園地の多くを占める大蓮池の畔には、たくさんのサクラが植栽されており、開花期には花見客で賑わいます。ただし、被圧や老朽化により衰弱が目立ってきています。

■その他の施設

【はにわ広場(①)】

泉北ニュータウン周辺で須恵器が出土したことにちなんで、はにわのレプリカを配置しています。



はにわ広場

【大蓮池(②)】

公園の中心にある池で、公園全体面積の3分の1を占めています。水田灌漑用につくられた人工池で、泉北ニュータウン建設以前は池面にマツの緑が映る美しい風景がみられました。



大蓮池

【旧泉北すえむら資料館(③)】

泉北ニュータウンの造成にともない発掘された陶器窯跡群出土品（重要文化財）を保存展示するため、昭和45年（1970年）に大阪府立泉北考古資料館が開設されました。建物は、世界的建築家である槇文彦氏の初期の作品であるモダニズム建築です。平成22年（2010年）4月に大阪府から本市に移管され、泉北すえむら資料館として大蓮公園内に開設されました。しかし、老朽化のため平成28年（2016年）9月30日をもって閉館されています。

【陶邑窯跡群】

泉北ニュータウンを中心に東西 15 キロメートル、南北 9 キロメートルにおよぶ泉北丘陵一帯は、日本の焼きもののルーツとなる須恵器が大規模に焼かれ、各地に運び出されていました。今から約 1600 年前の古墳時代から平安時代までの約 500 年間に 600 基とも 1000 基とも言われる窯が築かれ、『日本書紀』には「茅渟県陶邑（ちぬのあがたすえむら）」として記されています。泉北ニュータウン開発工事の前に窯跡の分布が調べられ、日本最大の須恵器生産地が姿を現し、陶邑窯跡群と名付けられました。



柵第 61 号窯の複製

【大蓮公園及び旧泉北すえむら資料館管理運営事業】

本市では、Park-PFI 制度を活用した大蓮公園および旧泉北すえむら資料館の活用のため、平成 30 年度に管理運営事業者の募集を行い優先交渉権者（設置等予定者）を決定しました。

今後、多くの地域住民や来街者が訪れ、泉ヶ丘駅前地域全体の更なる賑わいと活性化が図られ、様々な活動が生まれる拠点として取組を進めます。

□優先交渉権者（設置等予定者）

グループ名	南海グループ公園管理団体
代表法人	南海不動産株式会社
構成法人	南海ビルサービス株式会社 有限会社華まる園

□提案内容

全体コンセプト 「OUR HOME PARK」 ふるさとの公園

地域住民を主体とした幅広い世代が活用できる公園空間を生み出し、旧泉北すえむら資料館や自然を活かす形で次世代にとっての「OUR HOME PARK（ふるさとの公園）」を創造します。

□施設概要

a) 公募対象公園施設（収益施設）

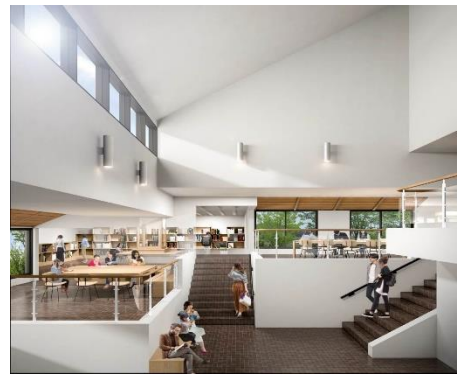
- ・旧泉北すえむら資料館を、カフェ・ルーフトップバーベキュー施設・私立図書館・コミュニティ支援拠点等に転用
- ・大蓮公園内にキャンプサイト等を設置

b) 特定公園施設（公共部分）

- ・駐車場、パンプトラック等を設置



大蓮公園



旧泉北すえむら資料館内の活用イメージ

■建ぺい率

主な既存施設	泉ヶ丘公園事務所(屋外トイレ含む)、泉ヶ丘公園事務所倉庫、旧泉北すえむら資料館(収蔵棟、展示館)、トイレ			
現在建ぺい率	1.032%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 17,000 m ²	②左記以外(2%)	約 2,500 m ²

■維持管理費

約 9,800 千円/年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■公園使用料

約 92 千円/年(H30)(占用許可、管理許可等)

4) 利用状況

■日常利用

園内の大部分を斜面地が占め、中央を通る旧伏尾釜室線跡を活かした主園路は近隣住民の散策やウォーキングに利用されています。斜面地や池畔にはサクラが多く、春には花見利用もみられます。公園周囲には緑道も整備されており、近隣の公園緑地とのネットワークも散策に利用されています。

■イベント利用

春季および秋季の季節のよい頃には、多くのイベント会場となっています。泉北ニュータウン地域の活性化をはかるイベントでは市民が主体的に参画し、市民活動の舞台となっています。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

6 月	2018 国民平和大行進
8 月	大蓮公園内での防災体験キャンプ企画
10 月	アクティブかむかむウォーキング
10 月	人の交流・まちの賑わいづくり
10 月	平成 30 年度ハート&トークセッション
11 月	堺市南区出張子どもプレイパーク
3 月	泉北レモンフェスタ
3 月	泉北ニュータウン平和パレード 2019



泉北レモンフェスタ

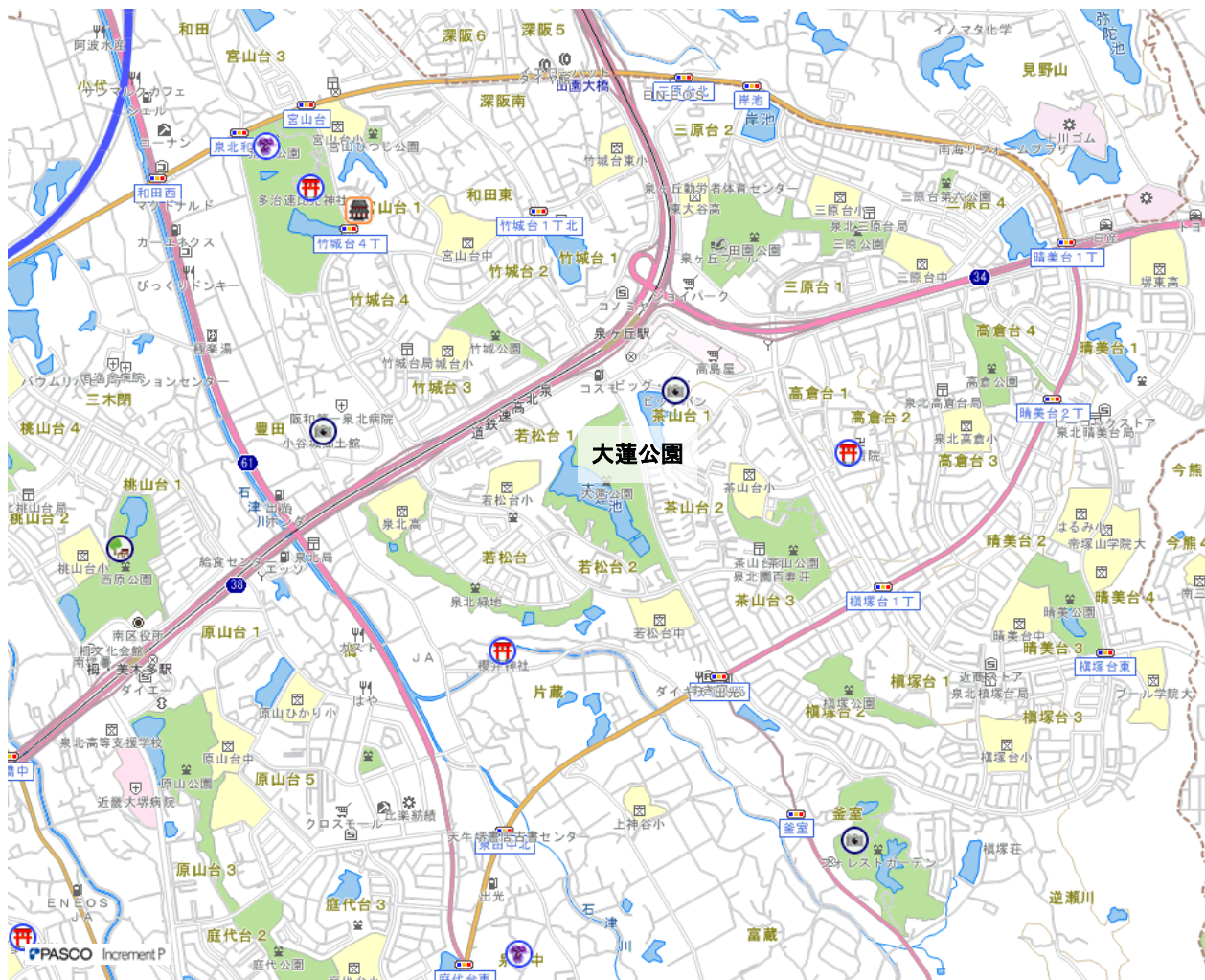


ハート&トークセッション

5) 周辺環境

■地域の状況

大蓮公園は泉北ニュータウン内に位置し、泉北ニュータウン内にはもともとの地形や池を活用した公園が計画的に配置されています。泉北ニュータウンの中央を泉北高速鉄道が走り、これに沿った府道 38 号富田林泉大津線をはじめ、府道 34 号堺狭山線、府道 61 号堺かつらぎ線、府道 208 号堺・泉北環状線、府道 216 号別所・草部線などが巡っています。



周辺環境図

■公園の周辺状況

泉北高速鉄道泉ヶ丘駅の南側約 600 メートルに位置し、周囲を集合住宅団地に囲まれています。東側の茶山台団地をはじめ、西側の若松台、北東に接する府立大型児童館ビッグバン周囲には多くの緑が残り、北西の荒山公園から竹城公園、大蓮公園、そして茶山公園から槇塚公園へと連なる緑豊かなエリアを形成しています。

また、一帯は日本最大の須恵器生産地「茅渟県陶邑（ちぬのあがたすえむら）」にあたるとされ、陶邑窯跡群と名づけられています。

6) 大蓮公園の特性

■歴史・文化

当地を含むエリアは日本最大の須恵器生産地「茅渟県陶邑」に比定され、陶邑窯跡群として史跡保存されています。園内にも母第 61 号窯の複製がつくられ、歴史にちなんだはにわ広場も整備されて周知啓発が図られていますが、泉北すえむら資料館は閉館し発信力は低下している状況です。

■環境・景観

大蓮公園は自然をとどめた風致公園であり、公園名は面積の 3 分の 1 を占める大蓮池に由来しています。公園の中央を通る主園路は、マツの緑や大蓮池とあわせて往時の面影を残す球伏尾釜室線の跡をとどめています。

園内の大半を占める斜面地や、大蓮池畔には多くのサクラが植栽され、春には花見客も訪れます。また、大蓮池では渡り鳥が数多くみられ、園内は野鳥観察者の観察スポットになっています。

■防災

大蓮公園およびその周辺は、広域避難地に指定されています。大震災等で万が一延焼火災が発生した場合などに生命や身体の安全を確保するため、住民が一時的に避難します。

公園の防災機能は、市民の安全な暮らしを守るために重要な役割を果たしています。

■子育て

泉北ニュータウンの公園として住宅地に近接し、子育て世代が緑豊かな自然に触れる機会を提供しています。子どもたちの健全な成長には幼いころからの自然体験が重要であり、安全で快適に遊べる空間が求められます。

また、隣接して市立南図書館や大阪府立大型児童館ビッグバンも立地しており、公園を含め子育ての拠点が集まるエリアとなっています。

■健康・スポーツ

傾斜地や起伏といった公園の地形や、樹林に囲まれた自然環境に富んでおり、この環境と地形を活かしたウォーキングやジョギングなど、効果的な運動を身近に楽しむために適した場が整っています。また、今後は Park-PFI 事業により公園内にパンプトラック等の施設が新たに整備される予定です。

■地域力

泉北ニュータウンの住宅地に近接する立地にあって、大蓮公園は樹林、池があり、さらに園内に豊かな地形を有しています。また、北側の荒山公園から泉ヶ丘緑道、南側の槇塚公園といった緑のオープンスペースとのネットワークが充実しています。

近年、芝生広場を利用した市民活動が増加しており、市民参画の舞台となりつつあります。

■観光

かつての陶邑の出土品を保管・展示し、歴史を紹介していた旧泉北すえむら資料館が閉館することにより、発信力や集客力を発揮できていない状況にありましたが、Park-PFI 事業により旧泉北す

えむら資料館を中心としてアウトドアレジャーやバーベキュー、カフェ等の設置、運営が予定されており、今後の賑わいが期待できます。

■大蓮公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の 役割	歴史・ 文化	環境・ 景観	防災	子育て	健康・ スポーツ	地域力	観光
大蓮公園の役割	◎	○	○	◎	○	◎	○

(2) 大蓮公園のビジョン

1) 大蓮公園の理念・管理運営方針

■大蓮公園の理念

陶邑窯跡群等を保全し、泉北ニュータウン（泉ヶ丘駅前地域）の活性化の拠点となる水辺と緑が一体となった風致公園

■大蓮公園の管理運営方針



1. 陶邑窯跡群などの歴史や文化資源を大切にし、個性ある泉北ニュータウンをめざします
2. 地域との連携や拠点創出により、泉北ニュータウンの活性化に貢献します
3. 樹林地や起伏を活かし、子どもが自然に触れられる花や緑の豊かな子育てに魅力的な公園とします

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【歴史・文化】陶邑窯跡群などの歴史や文化資源を大切にし、個性ある泉北ニュータウンをめざすために

■歴史資源の保存・活用 [取組方針 1-1・1-5]

陶邑窯跡群などの歴史資源のほか、泉北ニュータウンの歴史を伝えていきます。

<具体的な方策（例）>

- ・ はにわ広場の解説、サイン等の設置
- ・ 泉北ニュータウン開発地の歴史や泉北ニュータウン開発の経緯等を発信
- ・ 窯跡レプリカ周囲など歴史的風格ある景観形成

②【地域力】地域との連携や拠点創出により、泉北ニュータウンの活性化に貢献するために

■ 泉北ニュータウン地域と連携した賑わい創出 [取組方針 2-3・3-2]

『泉北をつむぐまちとわたしプロジェクト』において、大蓮公園やその周辺を会場に様々なイベント（カフェ、ピクニック、ヨガ、ランニング、講座など）を実施してきました。

今後も、地域の活動拠点として様々なイベント等到大蓮公園を活用することで、泉北ニュータウンの賑わい創出につなげていきます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 市民と事業者が連携した公園の活用
- ・ 屋外カフェの出店や地域製品の紹介プログラムの提供
- ・ 市民参画による公園楽しみ方マップ作製

■ 利用者へのサービスの充実 [取組方針 3-1・3-2・3-3]

大蓮公園には、休憩や飲食等ができる拠点となる建物施設がありません。公園が泉ヶ丘駅前地域の拠点として、住民のよりどころとして活用していくために、Park-PFI 事業を導入して公園利用者が快適に利用できるサービスを充実します。

旧泉北すえむら資料館での Park-PFI 事業は本市の先導的な事業であり、本事業の成果はさらなる大蓮公園の魅力アップにつなげ、市内の他の公園へも展開します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 旧泉北すえむら資料館の活用
- ・ 飲食、駐車場などの施設の充実
- ・ 屋外レクリエーション利用の促進
- ・ ベンチ、公園灯等の施設の充実、更新

③【子育て】樹林地や起伏を活かし、子どもが自然に触れられる花や緑の豊かな子育てに魅力的な公園とするために

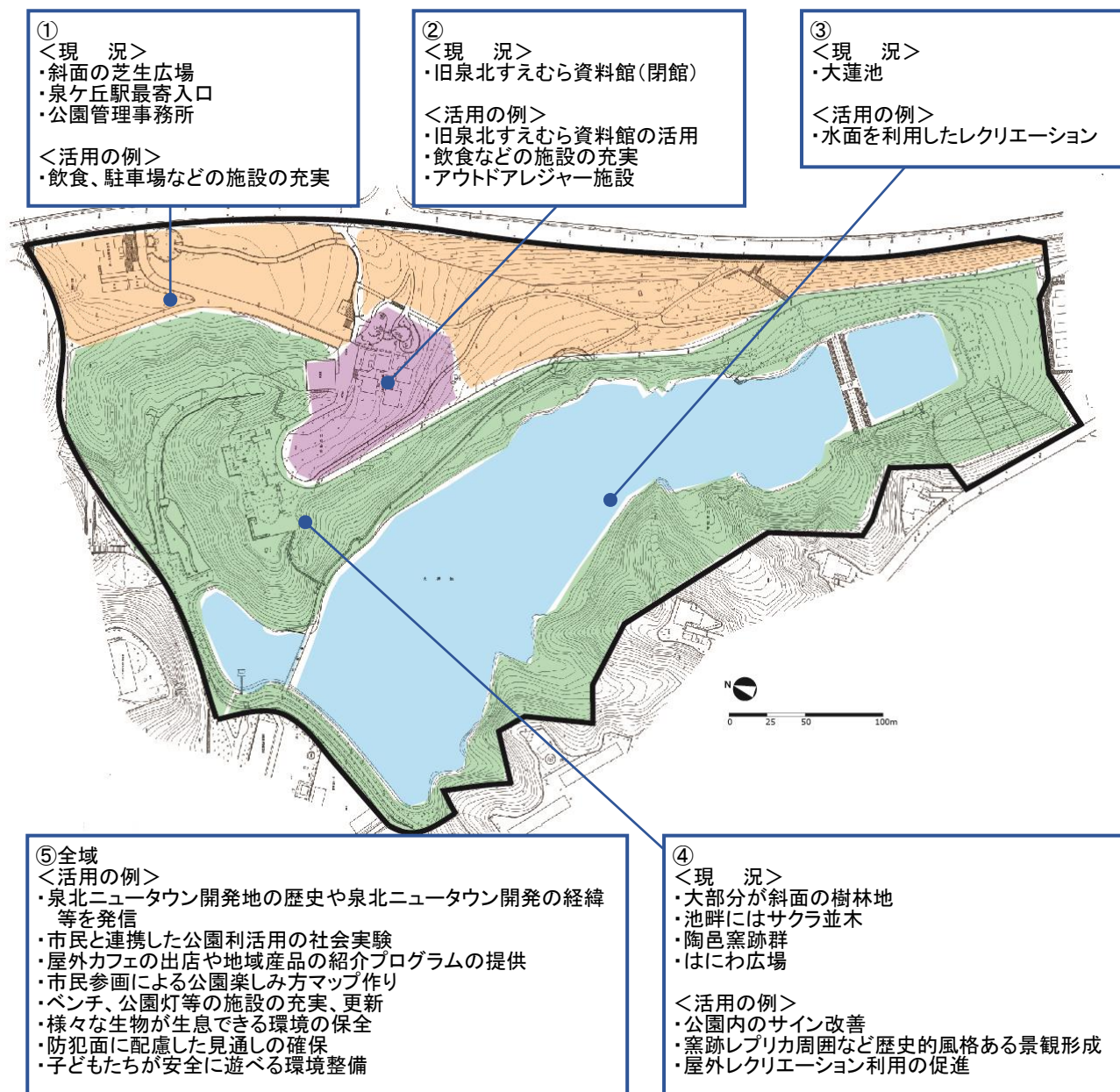
■ 水や緑を活用した自然遊びの充実 [取組方針 1-2]

園内は、起伏に富んだ地形で、豊かな緑に囲まれています。自然の中での遊びは子どもたちの健全な成長にとって重要であり、安全に子どもたちを遊ばせることができるよう樹林地の計画的な維持管理を進め、気軽に運動や遊び、散策が楽しめる公園とします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 様々な生物が生息できる環境の保全
- ・ 防犯面に配慮した見通しの確保
- ・ 子どもたちが安全に遊べる環境整備
- ・ 水辺空間への見通し確保

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、大蓮公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	公園の特色を活かしたカフェ、レストランの設置・運営 店舗等の提案と関連した駐車場の整備 グランピング、バーベキュー施設の設置・運営
----------------------	---

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査の結果、民間事業者からいくつかの提案が寄せられました。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

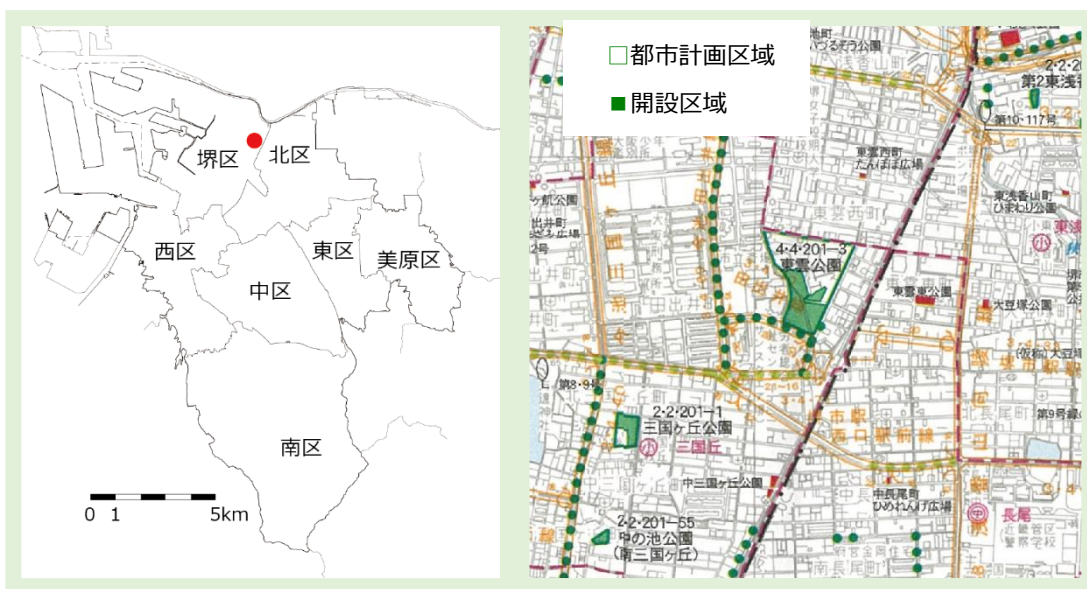
大蓮公園では、旧泉北すえむら資料館の建物を有効活用し、民間活力を導入した公園活性化や賑わい創出の先行モデル事業として事業を進めています。

しのめ 8.東雲公園

(1) 現況

1) 公園概要

- 公 園 名：東雲公園（しのめこうえん）
- 種 別：地区公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 4.00 ヘクタール
[開 設 面 積] 1.25 ヘクタール
- 所 在 地：堺区東雲西町 1 丁 58
- 交 通 ア ク セ ス：JR 阪和線堺市駅より北西へ 50 メートル
- 開 園 日：昭和 52 年（1977 年）4 月 6 日
- 都 市 計 画 決 定：昭和 34 年（1959 年）4 月 18 日建設省告示第 1025 号
- 位置・公園区域：



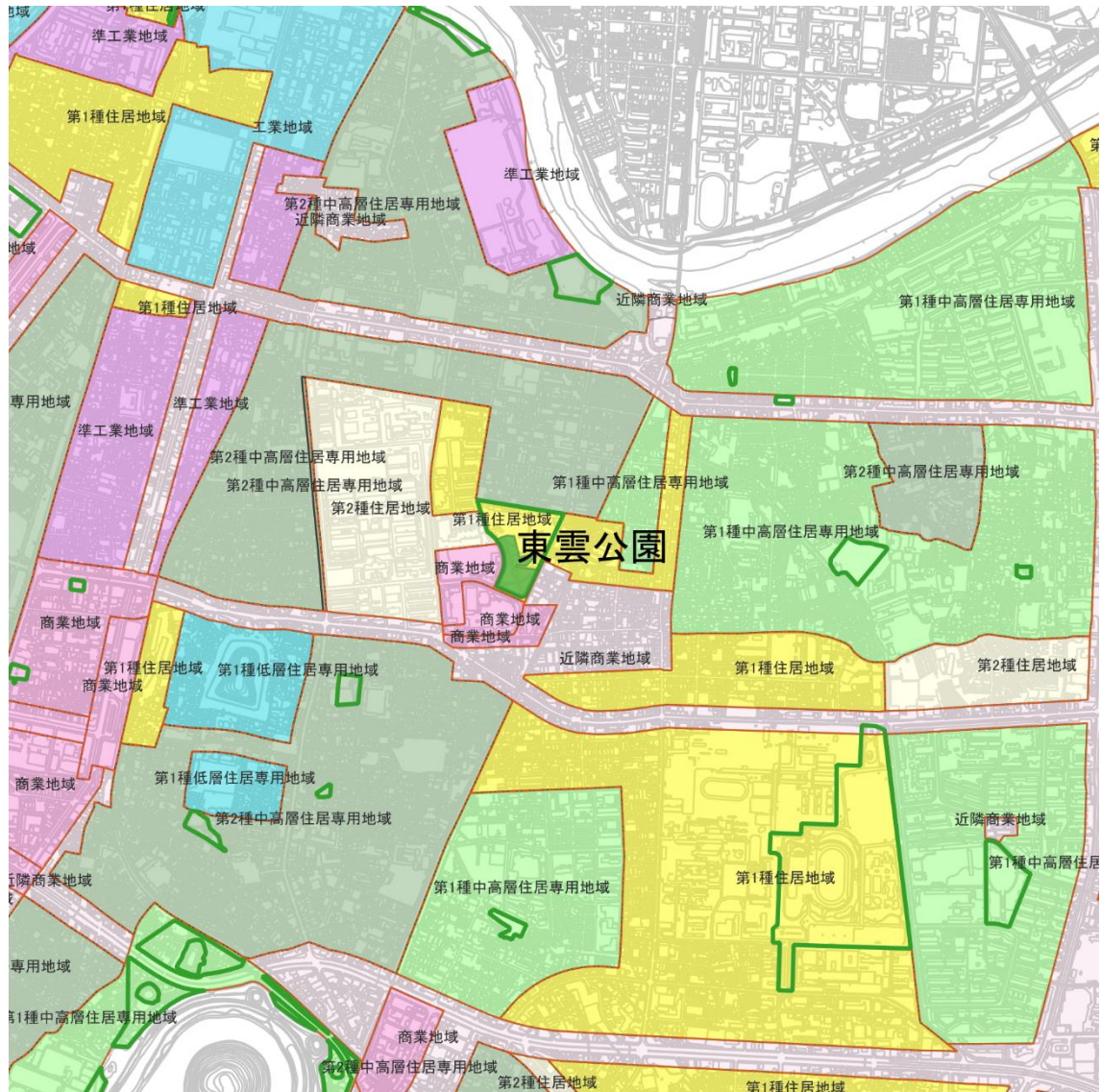
位置

公園区域

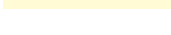
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	第一種住居地域
	高度地区	指定なし
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		一次避難地の機能を有する都市公園

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	6 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	8 件
------	-----	-------	-----	------	-----

2) 公園のあゆみ

東雲公園は、旧野犬拘留所に遊び場として整備されたのを始まりとし、昭和 51 年（1976 年）に花と緑の運動特別推進地区に指定され、昭和 52 年（1977 年）に環境衛生課から公園部に引き継がれました。平成 12 年（2000 年）から施設が整備され、平成 14 年（2002 年）に追加供用されています。

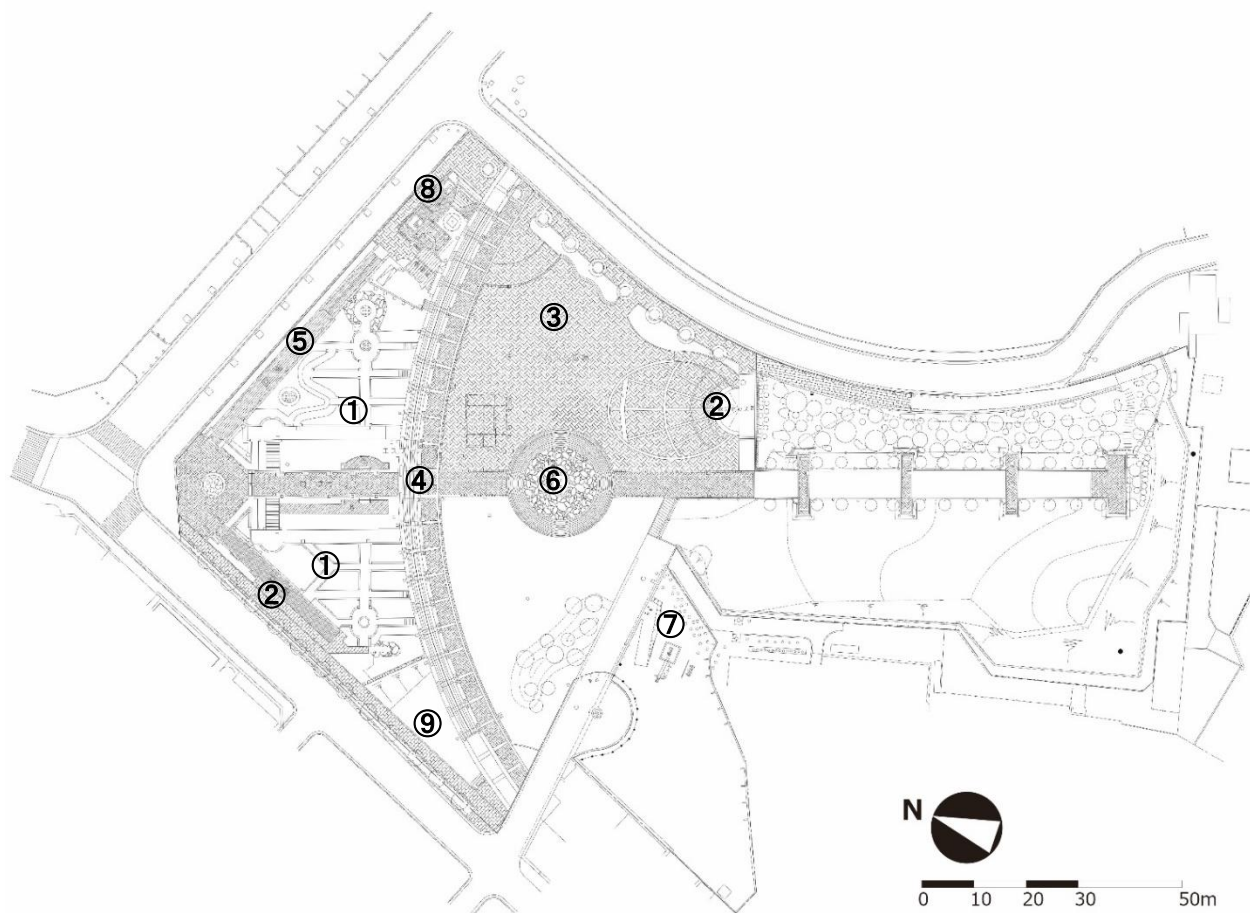
エントランス部にバラ園が設けられた趣のある西洋風の公園で、バラ園を囲む回廊と、バラ園とのロマンチックな調和は中世ヨーロッパのルネッサンスをイメージさせるものです。広場ではイベントなどが開催されています。

<沿革>

昭和 34 年 4 月 18 日	都市計画決定 建設省告示第 1025 号 約 3.80ha
昭和 51 年 10 月 28 日	堺市三国ヶ丘地区を花と緑の運動特別推進地区に指定
昭和 52 年 4 月	花と緑の運動特別推進地区施設として地元東雲西町 1 丁町会の協力を得て緑の広場として監理
4 月 6 日	開設 約 0.12ha
6 月 1 日	追加開設 堺市公告第 81 号
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号 約 3.80ha
平成 3 年 2 月 20 日	都市計画変更 大阪府告示第 205 号 約 4.00ha
平成 12 年～13 年	施設整備、バラ園(60 種 1300 株)
平成 14 年 4 月 5 日	追加開設 堺市公告第 63 号 約 1.24ha
平成 15 年	追加整備 約 0.36ha
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 堺市告示第 300 号 約 4.00ha
平成 28 年 3 月 18 日	東雲公園出入口改修工事竣工

3) 施設概要

■東雲公園現況施設図



- ① イベント広場
- ② 森のテラス
- ③ ローズガーデン
- ④ エスプラナーダ
- ⑤ 回廊
- ⑥ 噴水
- ⑦ 遊具
- ⑧ トイレ
- ⑨ トイレ(マンホール型防災トイレ)

＜東雲公園の現況＞



エントランス



広場

■有料施設

なし

■駐車場

なし

■遊具

地域の子どもたちの遊び場として遊具を設置しています。



遊具

■トイレ

園内のトイレは1か所あり、防災時に備えマンホール型防災トイレを10穴(うち洋式2穴)整備しています。

■花と緑

【ローズガーデン(③)】

約60種類・約800株のバラが植えられ、春と秋にはシーズンを迎え、色とりどりの花を咲かせます。エスプラナーダと回廊がローズガーデンを取り囲み、西洋的な空間をつくりだしています。

ローズガーデンは西側と東側に区域されており、それぞれにコンセプトを設定して植栽するバラの品種を変えています。



ローズガーデン

■建ぺい率

主な既存施設	エスプラナーダ、回廊、トイレ			
現在建ぺい率	1.685%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 4,100 ㎡	②左記以外(2%)	約 125 ㎡

■維持管理費

約 8,000 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■公園使用料

約 41 千円/年(H30)(占有許可、管理許可等)

4) 利用状況

■日常利用

駅に至近で周囲に住宅が多く、日常的に近隣住民の散策や憩いの場となっています。また、春と秋のバラの開花期には、バラの観賞を中心とした多くの利用があります。周辺には商店街やスーパーがあるため、商店利用にあわせて小さな子どもを連れた親子の利用も多くみられます。また、保育園等の園外活動にも多く利用されています。

■イベント利用

大きなイベント利用はありませんが、大学の学園祭や青少年団体のイベントで利用されています。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

5 月	地域振興イベント(堺市駅前スマイルファミリーフェスティバル)の開催
6 月	さかい福祉まつり
10 月	健福祭
1 月	おやこで手作り凧揚げ大作戦



おやこで手作り凧揚げ大作戦

5) 周辺環境

■地域の状況

東雲公園は本市の都心部に立地しており、JR 阪和線、府道 12 号堺大和高田線といった主要交通の通る、大阪市域に隣接した地域です。

■公園の周辺状況

JR 阪和線堺市駅の北西に隣接し、北側に斎場墓地や堺市動物指導センター、西側には堺市立斎場やマンションが立地します。公園の南西側は駅前再開発により高層マンションや公共施設が建ち、東側を中心に戸建住宅の住宅地が広がっています。



周辺環境図

6) 東雲公園の特性

■歴史・文化

旧野犬拘留所に遊び場として整備されたのを始まりとし、昭和 52 年（1977 年）に開園しました。ローズガーデンは、平成 12 年（2000 年）に整備が行われた比較的新しい施設です。

■環境・景観

約 60 種 800 本のバラが春と秋に開花し、花の見どころ公園として来園者を楽しませています。今後専門的な技術を用いてバラの適切な管理を行い、花の景観形成を継続していくことが重要です。

また、バラ園を囲むエスプラナードと回廊は、東雲公園の特徴的な景観を形成しています。

■防災

堺市地域防災計画で一次避難地に指定されており、災害時には住民が一次的に避難する場となって

います。

■子育て

駅に至近で周辺に住宅も多いため、周辺の保育所等に子どもを預けて出勤し、夕方は親子で公園で過ごすといった利用もみられます。また、保育所の園外活動などにも利用されています。

■健康・スポーツ

スポーツ利用はあまりみられませんが、市街地内でアクセスも良好なため散策や高齢者の健康増進活動などの利用が期待されます。

■地域力

堺市駅に隣接し、イベント広場もあることからイベント等を実施するには良好な立地です。現在は年に数回のイベント利用があるのみですが、地域団体や企業、商店街、大学等との連携により、新規イベント等を実施・充実することで公園を中心とした地域の活性化が見込まれます。

■観光

ローズガーデンは西側と東側に区域され、それぞれにコンセプトを設定して植栽するバラの品種を変えています。ローズガーデンの充実によって公園の魅力を向上させ、バラの開花時期にイベント等を開催することで、バラを目的とした来園者を増加することが期待できます。

■東雲公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の 役割	歴史・ 文化	環境・ 景観	防災	子育て	健康・ スポーツ	地域力	観光
東雲公園の役割	△	◎	○	○	△	◎	◎

(2) 東雲公園のビジョン

1) 東雲公園の理念・管理運営方針

■東雲公園の理念

**花の見どころであるバラ園の魅力、駅前の利点を活かし、
周辺施設等との連携により賑わいを創出する地域に愛される公園**

■東雲公園の管理運営において重視する点



1. ローズガーデンの手入れを充実し、花の名所として魅力を向上します
2. 周辺の商店街等と連携し、駅前の賑わい拠点として地域の活力向上に貢献します
3. ローズガーデンの魅力を活かし、周辺施設や市民等の連携により駅前に相応しい賑わいを創出します

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【環境・景観】ローズガーデンの手入れを充実し、花の名所として魅力向上するために

■ローズガーデンの魅力向上 [取組方針 1-2・2-5]

花の見どころであるバラを保全・育成し、春と秋の開花期には毎年美しい花を観賞できるような維持管理に努めます。花つきに配慮した剪定や適宜土壌改良を実施し、老朽木や衰弱木は樹勢回復・更新を行い、シーズンには一定した開花を確保します。

また、東雲公園を印象づける回廊等の建築物は、一部老朽化がみられるため、適切な改修や維持管理が必要です。

<具体的な方策（例）>

- ・高度な技術による管理・剪定
- ・新たな品種等の植栽

- ・エスプラナーダ、回廊の再整備

②【地域力】周辺の商店街等と連携し、駅前の賑わい拠点として地域の活力向上に貢献するために

■駅前の立地特性を活かした賑わいの創出 [取組方針 2-3・3-2]

駅前に立地する特性を活かし、イベントや各種サービスの提供により、公園の賑わいを創出します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・駅前商店街や地域団体、企業、大学等と連携した賑わいイベント等の開催
- ・飲食や物販のサービスの提供

③【観光】ローズガーデンの魅力を活かし、周辺施設や市民等の連携により駅前に相応しい賑わいを創出するために

■ローズガーデンと広場を活かした賑わい創出 [取組方針 2-1・2-2・3-2]

ローズガーデンには、約 60 種 800 株のバラが植えられています。春と秋のバラの開花時期には花みどり情報の発信などを強化し、さらに広場を活用したイベント等を実施することで、公園や周辺地域の賑わい創出に活かします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・バラの見どころの広報、PR
- ・「ローズまつり」等のイベント開催
- ・イベント時のキッチンカー等による飲食の提供
- ・バラの手入れ講座などの情報発信

■花の見どころ一括管理と市民参画の促進 [取組方針 1-2・2-2・2-5]

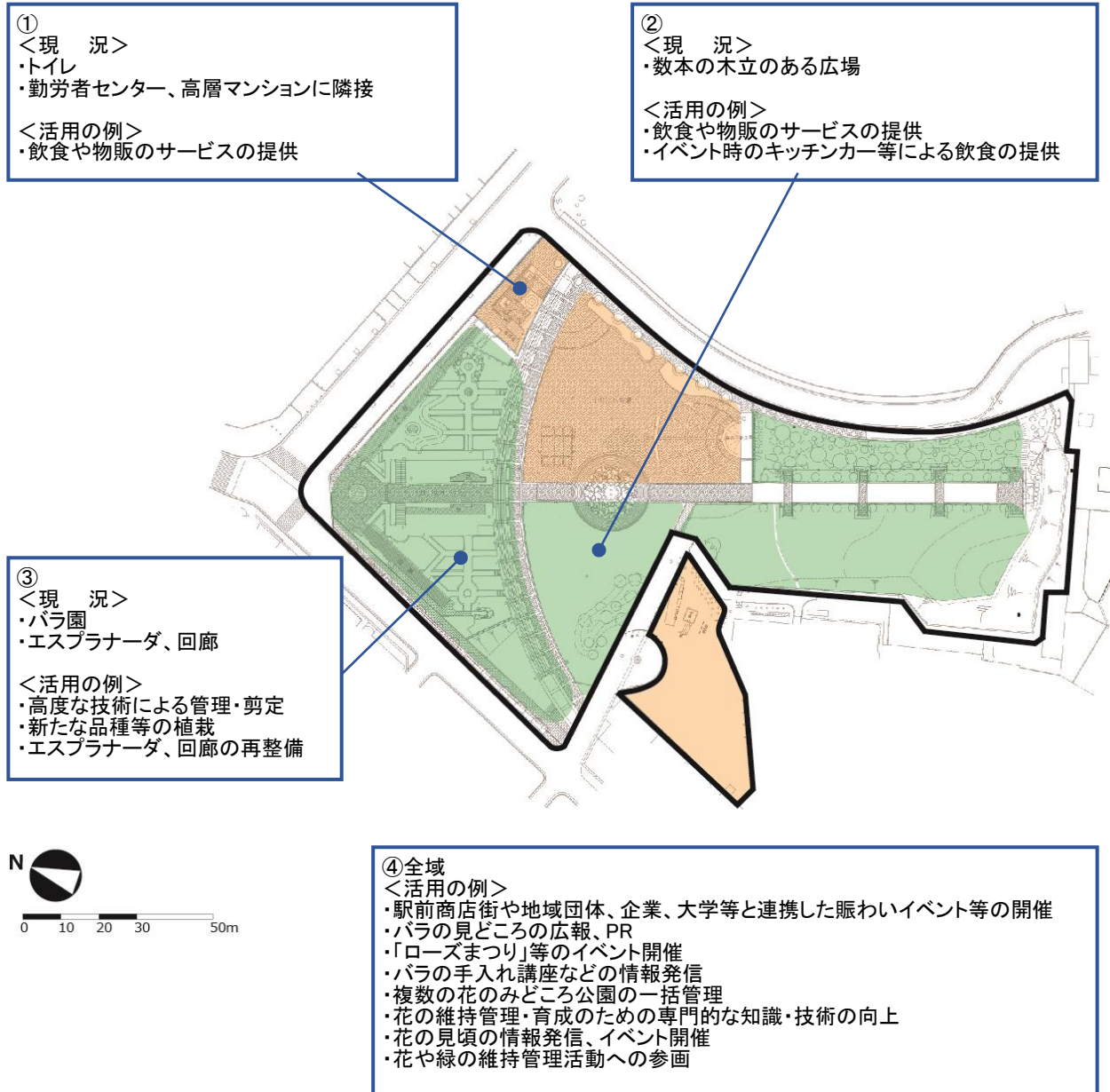
花を美しく維持管理し、広報を効率的に展開するため、複数の花の見どころ公園の一括管理など、新たな管理手法の検討を行います。

また、近隣住民や近隣の公的施設、商店街をはじめとする駅周辺の商業施設等とも連携し、様々な分野での市民参画を推進していきます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・複数の花のみどころ公園の一括管理
- ・花の維持管理・育成のための専門的な知識・技術の向上
- ・花の見頃の情報発信、イベント開催
- ・花や緑の維持管理活動への参画

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、東雲公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	公園の高質な管理の実施
----------------------	-------------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査では幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、収益事業や公園の維持管理費縮減につながるような提案はありませんでした。

駅前に飲食店やショッピングセンターがすでに集積していることや、周辺道路の交通量が少ないことなどから、多くの集客は見込めない状況です。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

東雲公園では、公園の維持管理費の縮減ができるような、民間事業者による収益事業の可能性が現段階では低いといえます。このため、東雲公園の見どころであるバラを活用したイベント等による賑わい創出や、維持管理技術の向上、効率的な維持管理手法など、他の花の見どころ公園とも連携した管理運営を進めます。

むこうがおか えばらおおいけ
9.向ヶ丘(家原大池)公園

(1) 現況

1) 公園概要

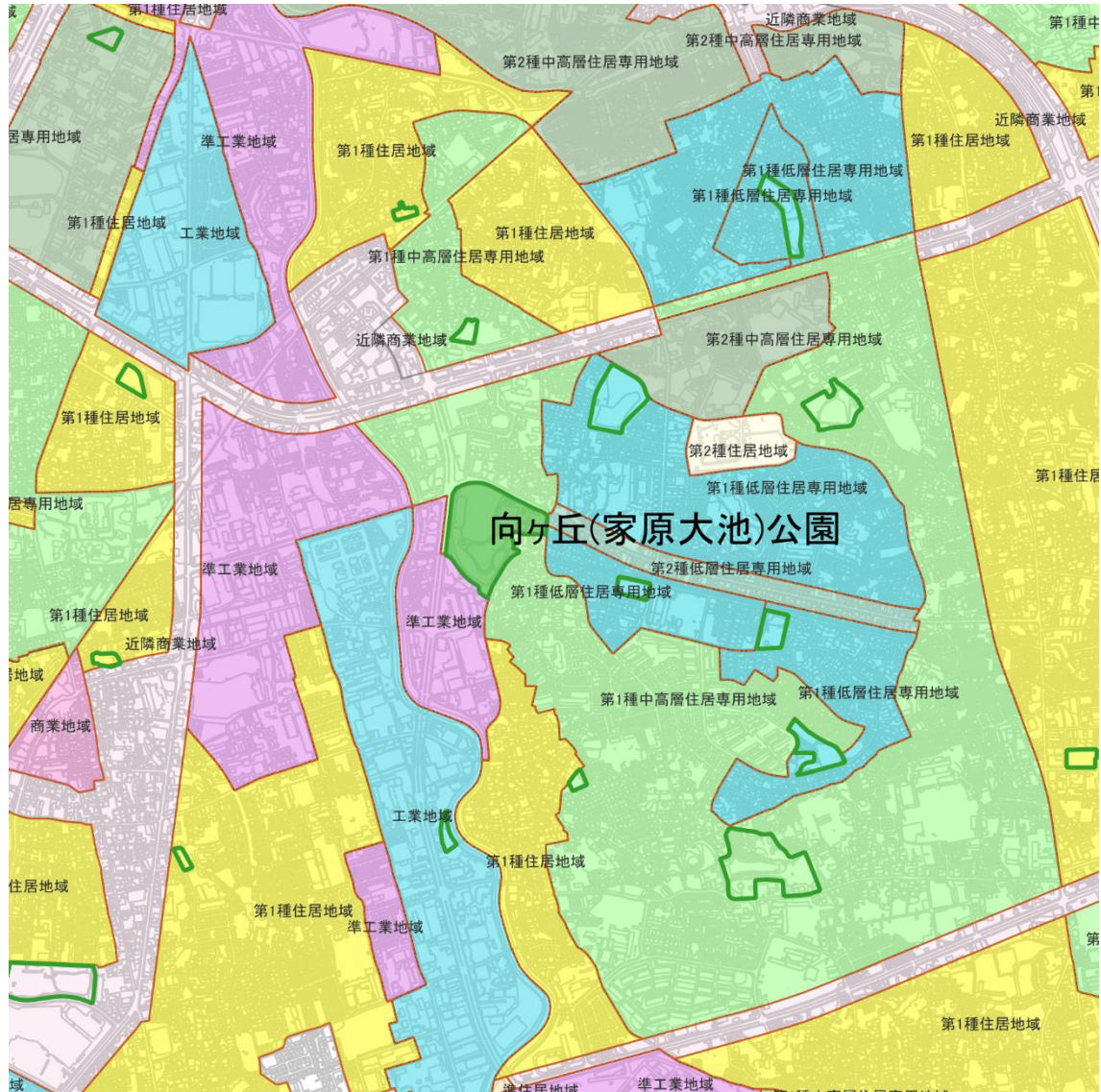
- 公 園 名：向ヶ丘(家原大池)公園（むこうがおか(えばらおおいけ)こうえん）
- 種 別：地区公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 4.30 ヘクタール
 [開 設 面 積] 4.14 ヘクタール
- 所 在 地：西区家原寺町1丁133-2
- 交 通 ア ク セ ス：JR 阪和線津久野駅より南へ700メートル
- 開 園 日：平成9年（1997年）4月24日
- 都 市 計 画 決 定：昭和40年（1965年）7月29日建設省告示第2061号
- 位置・公園区域：



■都市計画上の位置づけ等

都 市 計 画 上 の 位 置 づ け	用途地域	第一種中高層住居専用地域
	高度地区	第二種
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		一時避難地の機能を有する都市公園、指定避難所(体育館)

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中層住居専用地域		商業地域
	第二種中層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	3 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	6 件
------	-----	-------	-----	------	-----

2) 公園のあゆみ

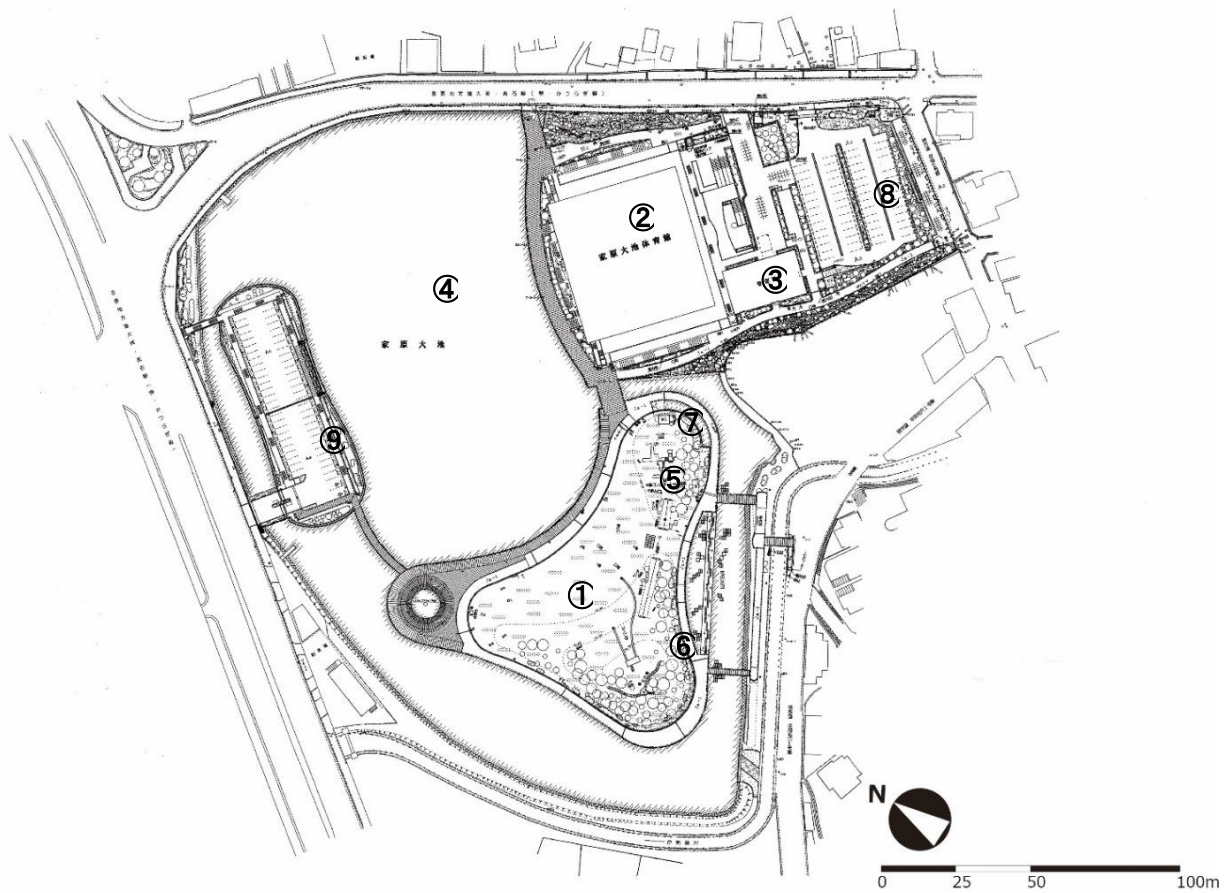
向ヶ丘(家原大池)公園は、第 52 回なみはや国体の記念公園として整備された公園で、体育館はハンドボール会場となりました。平成 5 年（1993 年）に工事着手され、周辺環境を考慮して池面下にアリーナを鎮める地下構造の体育館を整備し、平成 9 年（1997 年）に開設しました。人と自然の共生・新しい親水空間の創造をテーマとして、ため池の水面を埋め立てることなく公園機能を確保するため水上デッキ方式を導入した親水公園です。平成 13 年（2001 年）には 2,630 平方メートル余りを追加供用しました。

<沿革>

昭和 40 年 7 月 29 日	都市計画決定 建設省告示第 2061 号 約 4.30ha
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号 約 4.30ha
平成 8 年 3 月 15 日	水上デッキ工事・体育館建設工事完了
平成 9 年 3 月 15 日	水上デッキ造園工事・体育館周辺工事・大池造成工事完了
4 月 24 日	開設 堺市公告第 150 号 約 1.77ha
平成 13 年 8 月 17 日	追加開設 堺市公告第 193 号 約 2.03ha
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 堺市告示第 300 号 約 4.30ha

3) 施設概要

■向ヶ丘(家原大池)公園現況施設図



- ① 芝生広場
- ② 体育館
- ③ 管理棟
- ④ 家原大池
- ⑤ 複合遊具
- ⑥ ローラーすべり台
- ⑦ トイレ
- ⑧ 体育館前駐車場
- ⑨ 公園前駐車場

＜向ヶ丘(家原大池)公園の現況＞



家原大池



デッキ

■有料施設

【体育館(②)】

大小アリーナ、研修室、トレーニング室を備えた体育館です。周辺環境を考慮して池面下にアリーナを鎮める地下構造の体育館として整備し、第 52 回なみはや国体のハンドボール会場となりました。



体育館

専用（団体）利用料金

(単位：円)

区分				午前 9:00 ～12:00	午後 1 13:00 ～15:00	午後 2 15:00 ～17:00	夜間 17:30 ～21:00	昼間 1 9:00 ～15:00
大アリーナ	全面	平日	一般	9,000	7,200	7,200	16,200	16,200
			生徒等	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100
		休日等	一般	10,800	8,640	8,640	19,440	19,440
			生徒等	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720
		冷暖房	一般	12,600	10,080	10,080	22,680	22,680
			生徒等	6,300	5,040	5,040	11,340	11,340
	2/3 面	平日	一般	6,000	4,800	4,800	10,800	10,800
			生徒等	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400
		休日等	一般	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960
			生徒等	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480
		冷暖房	一般	8,400	6,720	6,720	15,120	15,120
			生徒等	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560
	1/2 面	平日	一般	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100
			生徒等	2,250	1,800	1,800	4,050	4,050
		休日等	一般	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720
			生徒等	2,700	2,160	2,160	4,860	4,860
		冷暖房	一般	6,300	5,040	5,040	11,340	11,340
			生徒等	3,150	2,520	2,520	5,670	5,670
	1/3 面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400
			生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700
		休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480
			生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240
		冷暖房	一般	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560
			生徒等	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780

小アリーナ	全面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400
			生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700
		休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480
			生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240
		冷暖房	一般	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560
			生徒等	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780
	1/2 面	平日	一般	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700
			生徒等	750	600	600	1,350	1,350
		休日等	一般	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240
			生徒等	900	720	720	1,620	1,620
		冷暖房	一般	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780
			生徒等	1,050	840	840	1,890	1,890
研究室		平日		1,800	1,500	1,500	3,600	3,600
		休日等		2,160	1,800	1,800	4,320	4,320
		冷暖房		2,520	2,100	2,100	5,040	5,040
トレーニング室		平日	一般	1,200	1,000	1,000	2,800	2,800
			生徒等	600	500	500	1,400	1,400
		休日等	一般	1,440	1,200	1,200	3,360	3,360
			生徒等	720	600	600	1,680	1,680
		冷暖房	一般	1,680	1,400	1,400	3,920	3,920
			生徒等	840	700	700	1,960	1,960

区分				昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日
				9:00 ～17:00	13:00 ～17:00	13:00 ～21:00	15:00 ～21:00	9:00 ～21:00
大アリーナ	全面	平日	一般	23,400	14,400	30,600	23,400	39,600
			生徒等	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800
		休日等	一般	28,080	17,280	36,720	28,080	47,520
			生徒等	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760
		冷暖房	一般	32,760	20,160	42,840	32,760	55,440
			生徒等	16,380	10,080	21,420	16,380	27,720
	2/3 面	平日	一般	15,600	9,600	20,400	15,600	26,400
			生徒等	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
		休日等	一般	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680
			生徒等	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
		冷暖房	一般	21,840	13,440	28,560	21,840	36,960
			生徒等	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480
	1/2 面	平日	一般	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800
			生徒等	5,850	3,600	7,650	5,850	9,900
		休日等	一般	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760
			生徒等	7,020	4,320	9,180	7,020	11,880
		冷暖房	一般	16,380	10,080	21,420	16,380	27,720
			生徒等	8,190	5,040	10,710	8,190	13,860
	1/3 面	平日	一般	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
			生徒等	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
		休日等	一般	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
			生徒等	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
		冷暖房	一般	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480
			生徒等	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240
小アリーナ	全面	平日	一般	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
			生徒等	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
		休日等	一般	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
			生徒等	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
		冷暖房	一般	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480
			生徒等	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240

小アリーナ	1/2 面	平日	一般	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
			生徒等	1,950	1,200	2,550	1,950	3,300
		休日等	一般	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
			生徒等	2,340	1,440	3,060	2,340	3,960
		冷暖房	一般	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240
			生徒等	2,730	1,680	3,570	2,730	4,620
研究室		平日		4,800	3,000	6,600	5,100	8,400
		休日等		5,760	3,600	7,920	6,120	10,080
		冷暖房		6,720	4,200	9,240	7,140	11,760
トレーニング室		平日	一般	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000
			生徒等	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000
		休日等	一般	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200
			生徒等	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600
		冷暖房	一般	4,480	2,800	6,720	5,320	8,400
			生徒等	2,240	1,400	3,360	2,660	4,200

- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日を含む。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の 2 倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の 7 倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の 15 倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。以下同じ。
 ア 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が専ら使用する場合
 イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する者又は同法第 134 条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の 4 割の額(休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分に係る金額の 4 割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、別表第 1 に規定する使用時間(以下「開館時間」という。)を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間 1 時間(30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。)につき、基本料金(第 2 号または第 3 号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前 2 号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の 1 時間相当額(10 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

共用(個人)利用料金 (令和 2 年 1 月 1 日以後)

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等
体育館(トレーニング室を除く。)	1人1種目1回	200円	110円

「1回」とは、指定管理者が共用の使用に供する時間として定める時間の区分をいう。

トレーニング室利用料金

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1人1月	月額 4,500円
平日定期利用	1人1月	月額 4,000円
一時利用	1人1回(2時間)	1,000円

- (1) 全日定期利用とは、休日等にも使用することができる定期利用をいう。
- (2) 平日定期利用とは、休日等を除く平日のみ使用することができる定期利用をいう。

(3) 全日定期利用において、満 60 歳以上の者が使用する場合には、この表にかかわらず、利用料金を月額 4,000 円とする。

利用時間	午前 9 時から午後 9 時
休館日	原則として第 4 水曜日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 4 日まで)・臨時休館

■駐車場

有料。体育館前駐車場（⑧）と公園前駐車場（⑨）の 2 か所の駐車場を設けています。

駐車場名	利用期間及び利用時間	収容台数
体育館前駐車場	1月5日から12月28日：午前8時から午後9時30分	普通車 53台
公園前(「堺かつらぎ線」(泉北2号線)沿い)駐車場	1月5日から12月28日：午前8時から午後9時30分	普通車 55台

■遊具

地域子どもたちが遊べる場として、複合遊具やローラーすべり台を設置しています。



ローラーすべり台

■トイレ

園内にトイレが 1 か所あります。

■花と緑

園地は家原大池の水面と体育館、芝生で構成されており、芝生広場周囲に樹木が植栽されています。

■その他の施設

【家原大池(①)】

人と自然の共生・新しい親水空間の創造をテーマとして、ため池である家原大池を親水空間として活用するため、水面を埋め立てることなく水上デッキを巡らせています。

■建ぺい率

主な既存施設	体育館、駐車場管理棟			
現在建ぺい率	6.272%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 2,400 m ²	②左記以外(2%)	約 800 m ²

■維持管理費

約 3,000 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■指定管理料

約 123,000 千円／年(H30)(家原大池体育館、みなと堺グリーンひろば)
--

■公園使用料

約 2,000 千円/年(H30)(占有許可、管理許可等)

4) 利用状況

■ 日常利用

日常的には主に体育館利用者による利用があり、子どものローラーすべり台等遊具利用や、池畔のデッキの散策などに利用されています。

■ 施設利用者数

施設名	管理形態等	利用者数(人)・平成 30 年度
体育館	指定管理	154,492
駐車場	管理許可	

5) 周辺環境

■ 地域の状況

向ヶ丘(家原大池)公園は百舌鳥古墳群の南に位置し、石津川が南から北へ流れ百済川と合流し、大阪湾へと注いでいます。交通は JR 阪和線が走るほか、国道 26 号をはじめ府道 28 号大阪高石線、府道 61 号堺かつらぎ線、府道 30 号大阪和泉泉南線、府道 34 号堺狭山線などが複雑に入り組んでいます。



周辺環境図

■ 公園の周辺状況

JR 阪和線津久野駅より南へ 700 メートルに位置し、西側を南北に石津川が流れ、北西に家原寺、家原寺小学校、北側には堺市立総合医療センターが立地し、公園東側を中心に戸建住宅の住宅地が広がっています。

6) 向ヶ丘(家原大池)公園の特性

■歴史・文化

なみはや国体の記念として整備され、地域の体育館として利用されています。

■環境・景観

人と自然の共生・新しい親水空間の創造をテーマとして、ため池の水面を埋め立てることなく整備され、水面下の体育館となっています。

■防災

向ヶ丘(家原大池)公園は、一次避難地に指定されています。大震災等で万が一延焼火災が発生した場合などに生命や身体の安全を確保するため、住民が一時的に避難します。公園の防災機能は、市民の安全な暮らしを守るために重要な役割を果たしています。

また、体育館は地震災害時の指定避難所となっています。

■子育て

周囲には住宅地が立地し、園内にはローラーすべり台をはじめ遊具が設置されているため、身近な遊び場としての機能が備わっています。

■健康・スポーツ

向ヶ丘(家原大池)公園は、家原大池と体育館で多くの面積を占められており、活用には体育館との連携が欠かせません。体育館と園地がともに活用される一体的な管理運営の検討が必要です。

■地域力

園内には体育館や遊具があるため、多世代の多様な利用が可能な公園です。

■観光

溜池と体育館、遊具からなる身近な公園として利用されています。

■向ヶ丘(家原大池)公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の 役割	歴史・ 文化	環境・ 景観	防災	子育て	健康・ スポーツ	地域力	観光
向ヶ丘公園の 役割	△	○	○	○	◎	◎	△

(2) 向ヶ丘(家原大池)公園のビジョン

1) 向ヶ丘(家原大池)公園の理念・管理運営方針

■向ヶ丘(家原大池)公園の理念

**地域の健康と暮らしを支え、人と自然の共生と新しい親水空間を
創造する水と緑の豊かな公園**

■向ヶ丘(家原大池)公園の管理運営方針



1. 地域との連携によるプログラムや飲食等サービスの向上により、子育てなど地域の活力につなげます
2. 公園とスポーツ施設との連携により、健康、スポーツ、レクリエーションの拠点としての活用を進めます
3. 水と緑の快適な空間を保全・活用します

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【子育て】地域との連携によるプログラムや飲食等サービスの向上により、子育てなど地域の活力につなげるために

■市民の憩いの場の創出 [取組方針 1-4・2-2・3-2]

公園を活用したイベントやプログラム、飲食等のサービスを提供し、市民が憩える場となる公園運営をめざします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ イベントやプログラムの提供
- ・ 飲食等のサービスの提供

■子育て活動などによる賑わい創出 [取組方針 1-4・3-3]

企業や団体等との連携により、園地、体育館、遊具及び親水デッキを活用した子育て支援プログラムおよびイベント等により公園に賑わいをつくります。

＜具体的な方策（例）＞

- ・体育館と園地を連携した子育てプログラムの提供
- ・遊びの場の提供
- ・レストルーム（授乳室等）の整備
- ・遊具の定期点検による安全の確保

②【健康・スポーツ】公園と運動施設との連携により、健康、スポーツ、レクリエーションの拠点としての活用を進めるために

■公園と運動施設の連携による利用促進 [取組方針 1-4・2-4・3-4]

屋外の芝生広場と体育館の屋内を連携し、健康増進プログラムやエクササイズなど屋外での実施も楽しみつつ、天候に左右されず利用者が公園を活用できる取組を進めます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・園地と連携した運動プログラムの提供
- ・民活導入による収益確保と園地の魅力向上
- ・利用時間、利用料金など公園の利用状況に応じた駐車場の柔軟な運営

③【環境・景観】水と緑の快適な空間を保全・活用するために

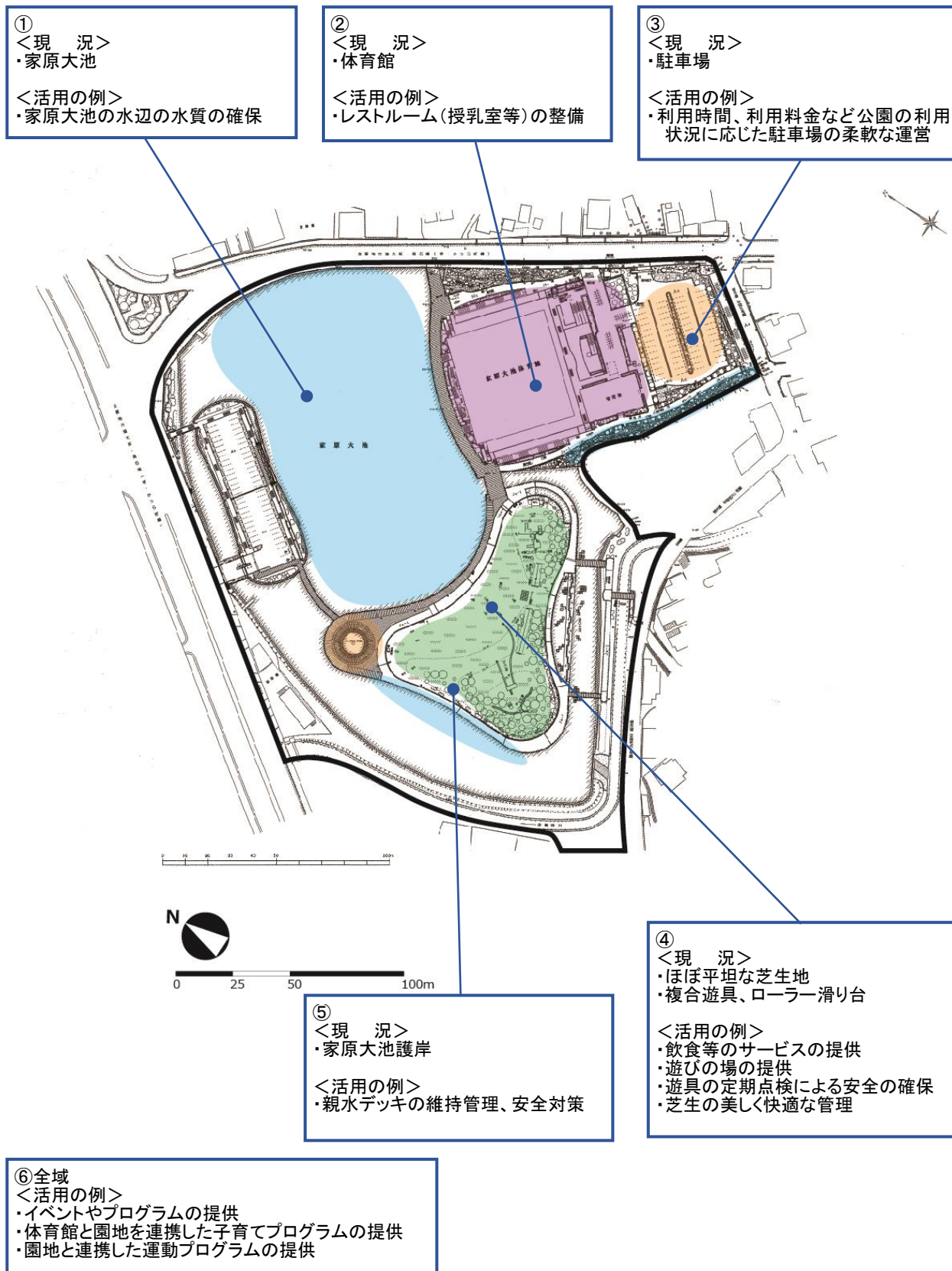
■家原大池の親水空間と広がりのある緑の活用 [取組方針 1-2]

人と自然の共生・新しい親水空間の創造をテーマとして整備されました。家原大池の水辺と周辺の緑の広がりを保全し、水と緑を満喫しながら快適に過ごせる空間構築を進めます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・親水デッキの維持管理、安全対策
- ・家原大池の水辺の水質の確保
- ・芝生の美しく快適な管理

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、向ヶ丘(池原大池)公園では具体的な提案がありませんでした。

公募型サウンディング 市場調査結果	具体的な提案なし
----------------------	----------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査では幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、収益事業や公園の維持管理費縮減につながるような提案はありませんでした。

向ヶ丘(家原大池)公園は園地の大部分を池が占めているため、新たな施設を導入するスペースが限られています。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

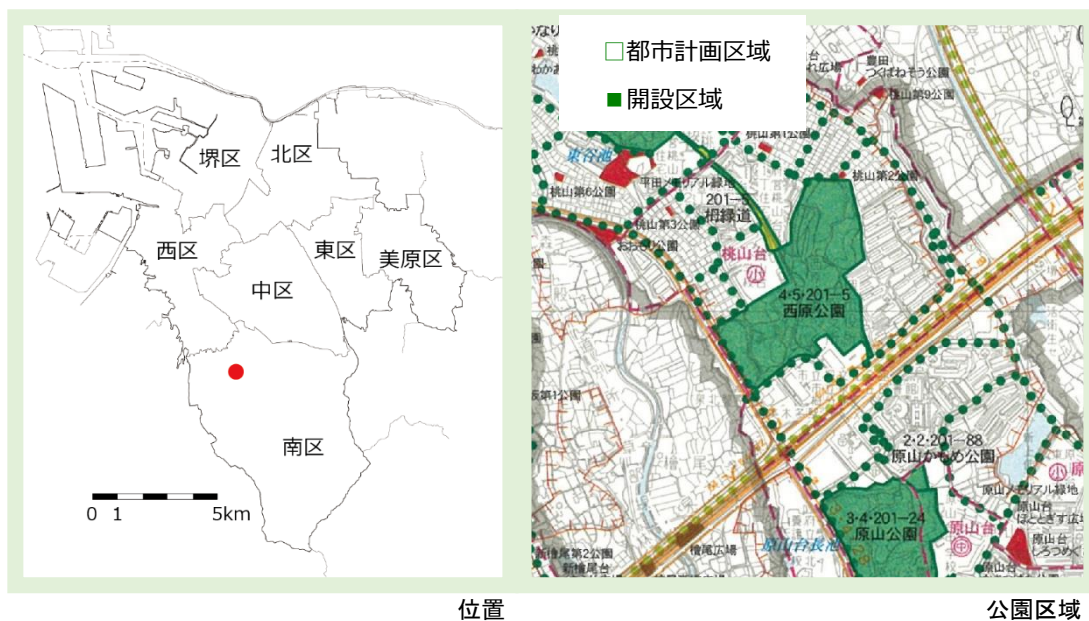
向ヶ丘(家原大池)公園では、公園の維持管理費の縮減につながるような、民間事業者による収益事業の可能性が現段階では低いといえます。このため、体育館管理者と連携した園地での運動プログラムなど、公園を一体的に活用した活性化や賑わい創出を進めます。

にしはら 10.西原公園

(1) 現況

1) 公園概要

- 公 園 名：西原公園（にしはらこうえん）
- 種 別：街区公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 12.70 ヘクタール
[開 設 面 積] 12.66 ヘクタール
- 所 在 地：南区桃山台1丁3-3、2丁5-2
- 交 通 ア ク セ ス：泉北高速鉄道榎・美木多駅より北へ150メートル
- 開 園 日：昭和58年（1983年）10月1日
- 都 市 計 画 決 定：昭和40年（1965年）7月29日建設省告示第2061号
- 位置・公園区域：



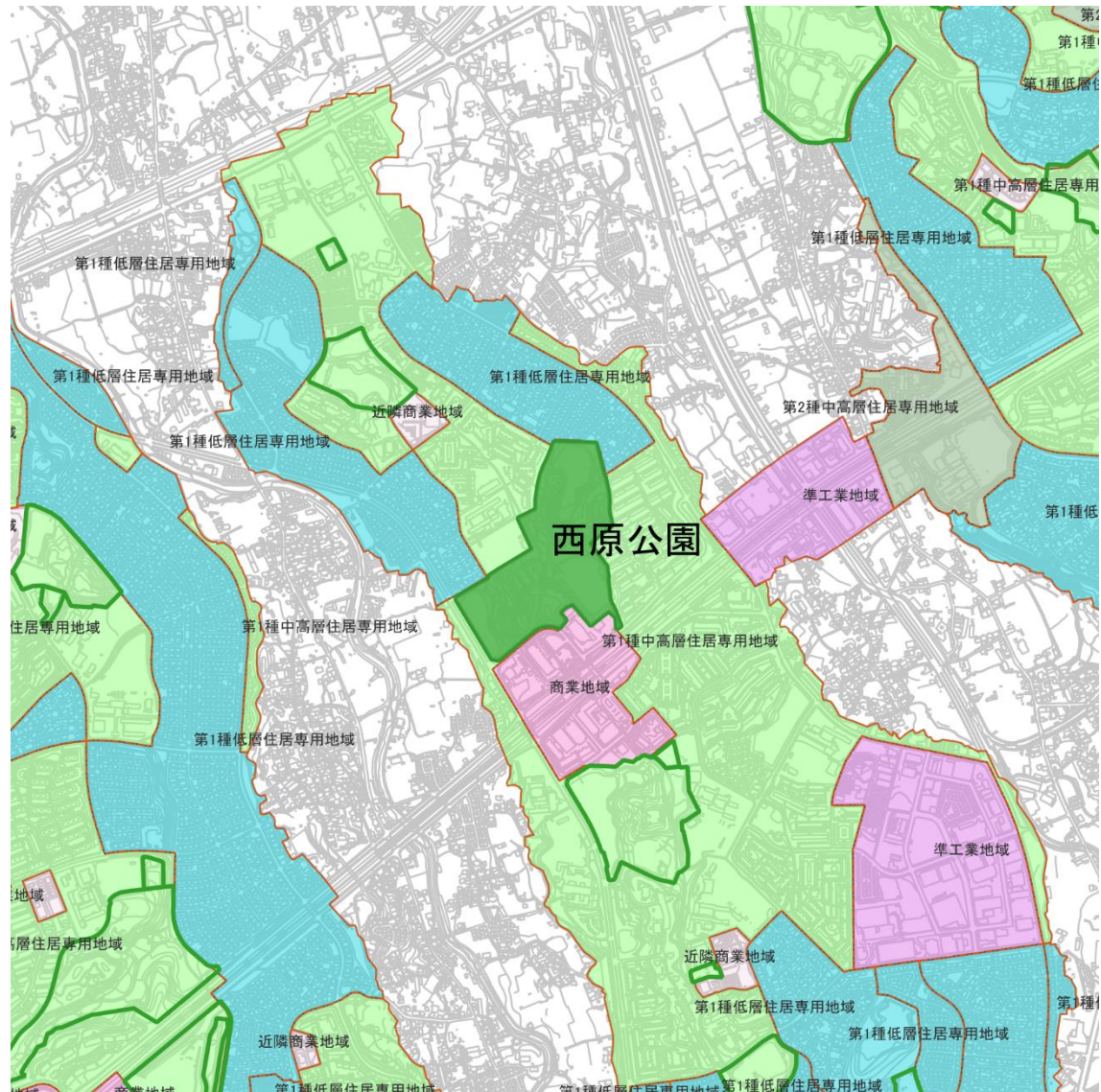
位置

公園区域

■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	第一種中高層住居専用地域
	高度地区	第二種
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		広域避難地の機能を有する都市公園

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	9 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	7 件
------	-----	-------	-----	------	-----

2) 公園のあゆみ

西原公園は泉北丘陵地新住宅市街地開発事業として整備され、昭和 58 年（1983 年）に開設した公園です。丘陵地及び池を利用した公園で、サッカー、野球、ソフトボールなどができる約 1 万平方メートルの自由広場があり、芝生広場や修景植栽によって整備しています。園内にはソメイヨシノなど約 1,600 本のサクラが植えられており、サクラの名所となっています。

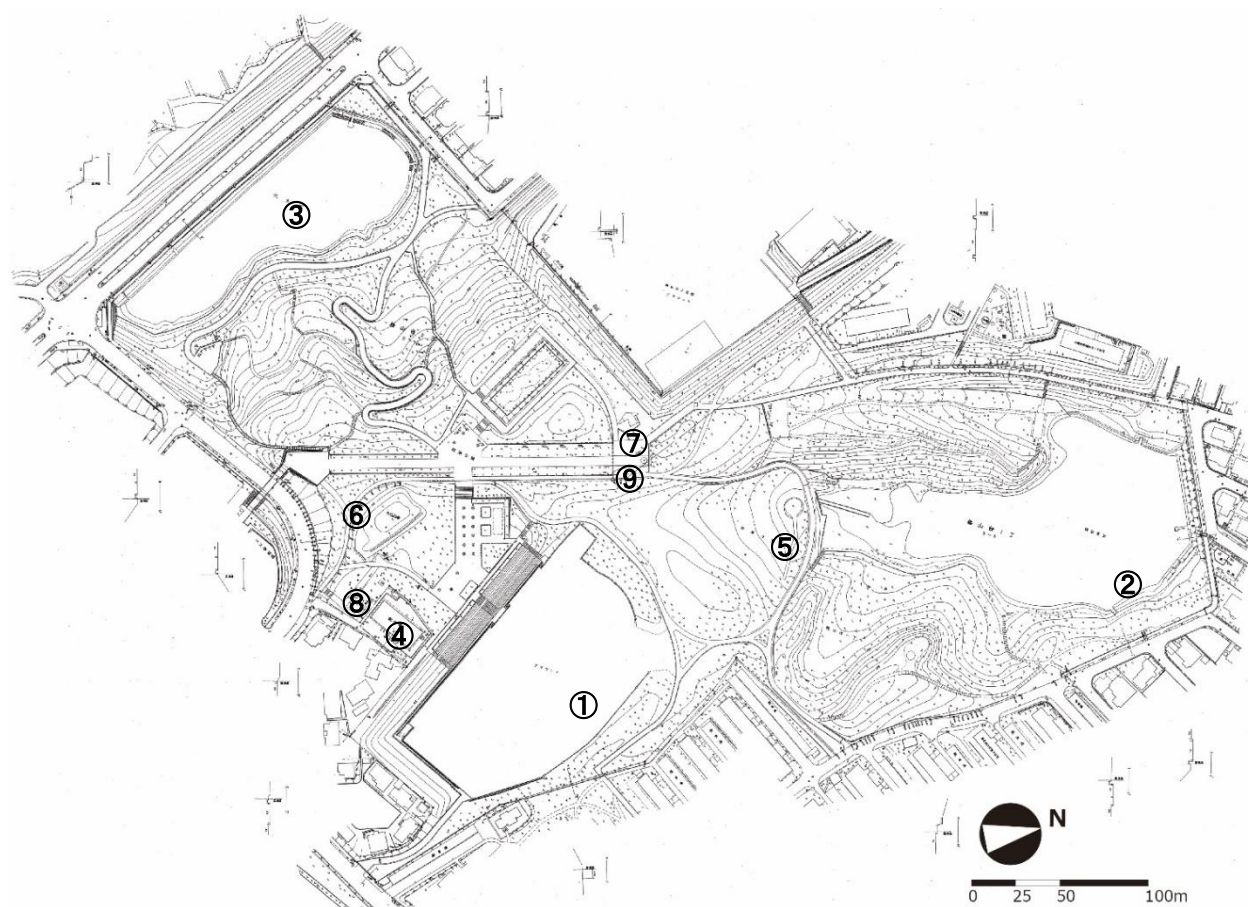
また、公園内には牛石古墳があり、史跡として整備しています。

<沿革>

昭和 40 年 7 月 29 日	都市計画決定 建設省告示第 2061 号 約 10.72ha
12 月 28 日	泉北丘陵地新住宅市街地開発事業認可（大阪府企業局）
昭和 46 年 12 月 10 日	都市計画決変更 大阪府告示第 1709 号 約 12.10ha
昭和 53 年 3 月	自由広場・観覧席及びその他施設工事・植栽工事完了
昭和 54 年 3 月	トイレ設置
昭和 55 年 8 月 1 日	都市計画変更 大阪府告示第 1124 号 約 12.30ha
昭和 58 年 10 月 1 日	開設 堺市公告第 155 号 約 12.30ha 新住宅市街地開発法第 29 条第 2 項により竣工に伴い譲渡引継
昭和 59 年 1 月	池周囲の擬木柵撤去・新設
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号 12.70ha
昭和 63 年 11 月 19 日	追加開設 堺市公告第 193 号 約 12.30ha
平成 14 年 4 月	面積修正 約 12.66ha
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 2422 号 約 12.70ha

3) 施設概要

■西原公園現況施設図



- ① 自由広場(地下は配水池)
- ② 西松尾池
- ③ 大方池
- ④ 配水場
- ⑤ 複合遊具
- ⑥ 牛石古墳
- ⑦ トイレ A
- ⑧ トイレ B
- ⑨ トイレ(マンホール型防災トイレ)

＜西原公園の現況＞



エントランス



園地

■有料施設

なし

■駐車場

なし

■遊具

地域の子どもたちの遊び場として、複合遊具を設置しています。



複合遊具

■トイレ

園内のトイレは2か所あり、防災時に備えマンホール型防災トイレを12穴（うち洋式2穴）整備しています。

■花と緑

園内の斜面地は深い緑に包まれ、ケヤキ並木やサクラ並木が特徴的で美しい景観を構成しています。サクラ並木は開花期には名所としてたくさんの花見客が訪れます。



サクラ並木

■その他の施設

【牛石古墳(⑥)】

園内には須恵器生産に関係した人物が葬られたとされる牛石古墳があります。牛石の名前の由来は諸説ありますが、この古墳の石室天井石が地表に現れていた部分の形が、牛の横たわった姿に似ていたことからと言われています。



牛石古墳群

【自由広場 (①)】

約 11,000 平方メートルの広さがある自由広場では、ソフトボールやサッカーができます。なお、土曜日、日曜日、祝日の利用は、抽選により利用者を決めています。



自由広場

■建ぺい率

主な既存施設	トイレ、防災倉庫			
現在建ぺい率	0.064%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 15,000 m ²	②左記以外(2%)	約 2,400 m ²

■維持管理費

約 10,000 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

4) 利用状況

■日常利用

拇・美木多駅から桃山台団地を結ぶ園路は日常的に多くの通行者の利用があります。地元の協議会による交通安全啓発活動が積極的に行われています。

また、春にはサクラ並木を目あてに、花の景観を楽しむ来園者で賑わいをみせています。

■イベント利用

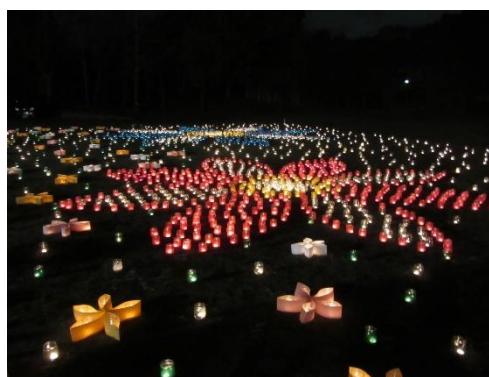
自由広場では南区ふれあいスポーツ大会や南区ふれあいまつりなど、南区の地域イベントを中心に数多くのイベントが開催されています。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

5 月	南区老人クラブ連合会 グランドゴルフ大会
5 月	みどりのつどい
7 月	南区ふれあいスポーツ大会(グランドゴルフの部)
10 月	地域の交流をかねた運動会
11 月	南区老人クラブ連合会 グランドゴルフ大会
11 月	第 22 回南区ふれあいまつり
12 月	minami キャンドルナイト
2 月	みなみ交流 E・K・I・D・E・N
3 月	桜まつり



南区ふれあいまつり



minami キャンドルナイト

■スポーツ・レクリエーション利用

隣接の原山公園は健康増進拠点を推進しており、西原公園にも健康増進の取組がにじみだしています。また、自由広場はイベント利用も多数ありますが、主にスポーツ利用により賑わい、週末は抽選により利用者を決めています。

5) 周辺環境

■地域の状況

西原公園は泉北ニュータウン内にあり、南は泉北高速鉄道と府道 34 号、北は阪和自動車道が東西に走り、東は石津川と川沿いに走る府道 61 号、西は和田川と川沿いの府道 215 号に囲まれた地域に立地しています。

■公園の周辺状況

泉北高速鉄道梅・美木多駅の北側約 150 メートル、南区役所に接して立地しています。南側には梅文化会館、南堺警察署が隣接し、東から北にかけては桃山台団地の住宅棟や戸建て住宅が立ち並んでいます。一方、西側の赤坂台までの区域には畑地の田園風景が残されています。



【梅・美木多駅前活性化土地利用構想】

梅・美木多駅前地区では、公民の都市施設が集中していますが、商業施設の機能低下や施設の老朽化が進行しています。一方で、今後原山公園内への泉ヶ丘プールの移転や、近畿大学医学部堺病院の泉ヶ丘駅周辺への移転統合、公的賃貸住宅の更新等、新たな土地利用転換や機能導入の動きが見込まれています。こうした動きを見据え、地域全体で調和の取れた土地利用の方向性と行政の取り組むべき施策の方向性を示し、民間事業者等の取組を誘導することで梅・美木多駅前の活性化および更なる魅力向上を実現することを目的に、「梅・美木多駅前活性化土地利用構想」が策定されています。

構想概要

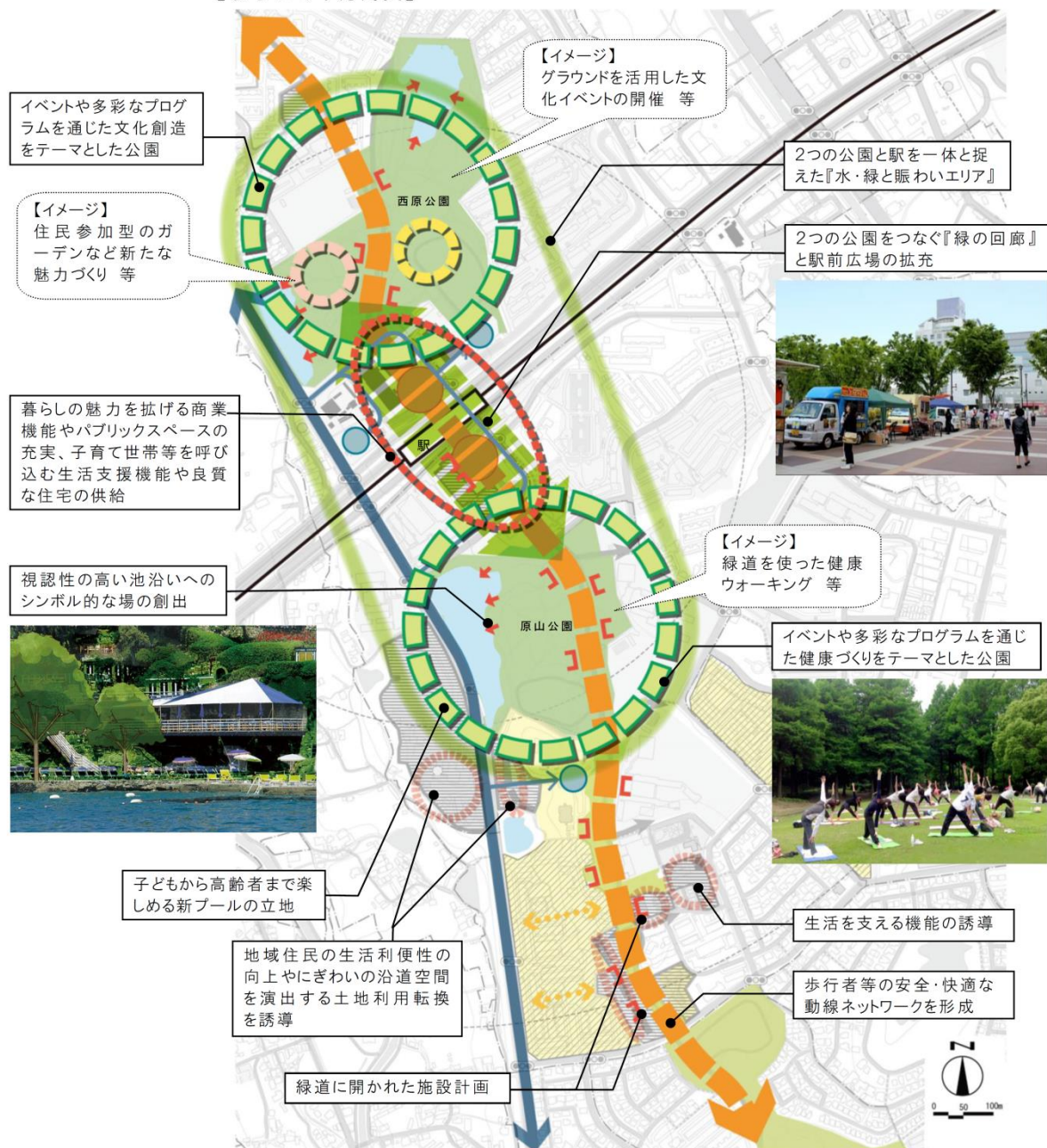
□コ ン セ プ ト：人や街がつながり、暮らしを愉しめる水と緑のまち ～パークタウン 梅・美木多～

□まちづくりの方針：方針 1 「水・緑と賑わいエリア」を構成する西原公園と原山公園を『賑わい・交流拠点』と位置づけ、人の交流・参加を通じて、子どもから高齢者まで多様な世代が暮らしを愉しめる場と仕掛けの創出を図る

方針 2 「水・緑と賑わいエリア」の中心に位置する地区センターでは、施設更新等を適切に誘導し、暮らしの魅力を上げる商業機能や生活支援機能、パブリックスペースの充実を図る

方針 3 駅と周辺住宅地を結ぶ緑道を『賑わい・交流軸』と位置づけ、歩行者等の安全・快適な動線ネットワークを形成するとともに、駅前地域の魅力向上を進める

【まちづくり方針図】



資料：梶・美木多駅前活性化土地利用構想(平成28年9月策定)

6) 西原公園の特性

■歴史・文化

西原公園は泉北丘陵地新住宅市街地開発事業として整備され、昭和 58 年（1983 年）に開設した公園です。園内には牛石古墳群や起伏のある地形が残されています。

■環境・景観

西原公園は、緑豊かな丘陵地やため池などがある地形です。公園はサクラや紅葉など季節の花や緑を楽しむことができます。

■防災

西原公園及びその周辺は、広域避難地に指定されており、大震災等で万が一延焼火災が発生した場合などに生命や身体の安全を確保するため、住民が一時的に避難します。

■子育て

園内には複合遊具や自由広場などがあり、子どもたちの遊び場として活用されています。

■健康・スポーツ

サッカー、野球、ソフトボールなどができる自由広場があり、身近なスポーツ利用やイベントなどに利用されています。また、緑に囲まれた園路は、散策やウォーキングなど健康増進に活用されています。

■地域力

西原公園は南区役所と隣接しており、南区の地域イベントが多数開催され、南区の中心的な公園として認識されています。また、自由広場は利用の柔軟性が高く、イベントやスポーツ利用での活用が期待できます。

今後は、さらなる区役所との連携による多様な活用が望まれます。

■観光

西原公園は地区公園であり、主に近隣の住民の方の利用をめざしています。今後も、地域と連携しながら、公園を活用していくことが望ましい公園です。

■西原公園の役割 ◎：特に役割がある○：役割がある、△：あまり役割がない

堺市の公園の役割	歴史・文化	環境・景観	防災	子育て	健康・スポーツ	地域力	観光
西原公園の役割	○	◎	○	○	◎	◎	△

(2) 西原公園のビジョン

1) 西原公園の理念・管理運営方針

■西原公園の理念

**駅・緑道・地域を結ぶ泉北ニュータウン(樺・美木多駅前)
活性化の拠点となる公園**

■西原公園の管理運営方針



1. 緑道と連続した花や緑の景観を保全育成します
2. 住宅地と駅をつなぐ公園として、地域住民の運動習慣獲得に貢献します
3. 地域や周辺施設等と連携し泉北ニュータウン(樺・美木多駅前地域)の活性化に貢献します

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【環境・景観】緑道と連続した花や緑の景観を保全育成するために

■住民に親しまれる花と緑の公園整備 [取組方針 1-2]

園内にはソメイヨシノなどの約 1,600 本のサクラがあり、花の時期には多くの来園者があります。また、大方池・西松尾池というふたつの池が園内にあり、池畔は豊かな自然地形と樹林に恵まれています。こうした自然を活かし、また花壇などの充実により美しい景観の維持、向上をめざします。

また、景観向上や地域住民の利便性向上のため、桃山公園や原山公園、庭代公園をつなぐ緑道を一体的に管理します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・メインエントランスらしい飾花と高水準の植栽管理
- ・サクラの樹勢回復、更新
- ・園路周辺の見通しを確保するための植栽管理

②【健康・スポーツ】住宅地と駅をつなぐ公園として、地域住民の運動習慣獲得に貢献するために

■地域住民の運動習慣の向上 [取組方針 1-2・1-4・1-5]

公園のメインエントランスを含む中央を通る園路は住宅地と駅を往来する利用者が多数あるため、日常的に公園を訪れ、ウォーキングやジョギングを楽しみ地域住民の運動習慣獲得を促す取組を推進します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・明るく見通しのよい園路のための植栽管理
- ・園路灯の改修、設置
- ・健康増進プログラムの実施

③【地域力】地域や周辺施設等と連携し泉北ニュータウン（樺・美木多駅前地域）の活性化に貢献するために

■ニュータウンの暮らしの魅力を高める利用の促進 [取組方針 1-4・2-2・2-4]

当公園の自由広場は樺・美木多駅に近く南区役所に接する位置にあり、交通は至便で観客席も備えています。この自由広場をスポーツはもちろん、文化的なイベント等の開催により近隣住民の暮らしの魅力を高めるための発信拠点とします。

また、樹林地や芝生を活かし、健康増進や子育てなどの支援等を通じて、地域のコミュニティの形成につなげます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・自由広場の活用推進
- ・スポーツイベントや文化的なイベント、地域の催事などの開催
- ・自由広場の使用許可ルール構築と利用促進
- ・健康増進の支援

■泉北ニュータウン活性化の取組との連携 [取組方針 1-4・2-2・2-3]

西原公園は、ニュータウン開発の一環として整備された公園です。泉北ニュータウンの再生と連携し、様々な分野での市民参画を推進していきます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・住民参加型のガーデン整備など新たな魅力創出
- ・スポーツ、健康増進、子育て支援等のプログラムやイベントの開催
- ・桜花期イベントの実施

■民活導入を視野に入れた賑わいの創出 [取組方針 3-1・3-2・3-3]

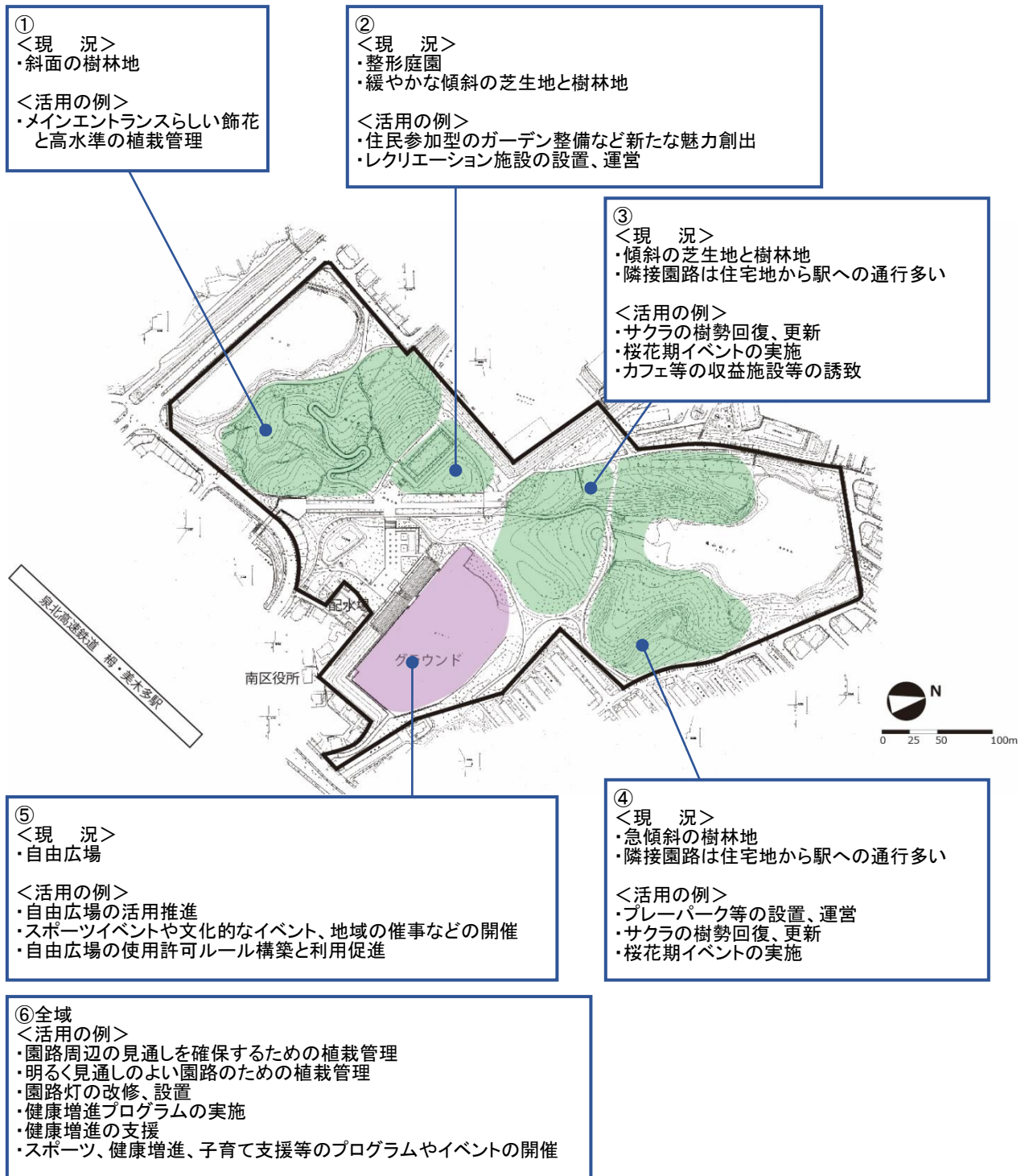
公園のメインエントランスを通る樺・美木多駅一桃山台団地を結ぶ園路は、園内の中心エリアとして来園者、通行者が多く賑わいがあります。民間事業者によるサービスの向上を行い、さらなる活用をめざします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・カフェ等の収益施設等の誘致

- ・レクリエーション施設の設置、運営
- ・プレーパーク等の設置、運営

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、西原公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	地域との連携イベントの開催
----------------------	---------------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査の結果では、幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、公園の維持管理費の縮減や民間活力導入により新たな収入が見込めるような提案はありませんでした。

西原公園の園内は丘陵地や池が多いため、新たな施設整備には多額の初期投資が必要になります。また、駅の反対側に商業施設がすでに立地していることや、近接する原山公園がプールを含めて再整備されることからさらなる集客はあまり見込めない状況です。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

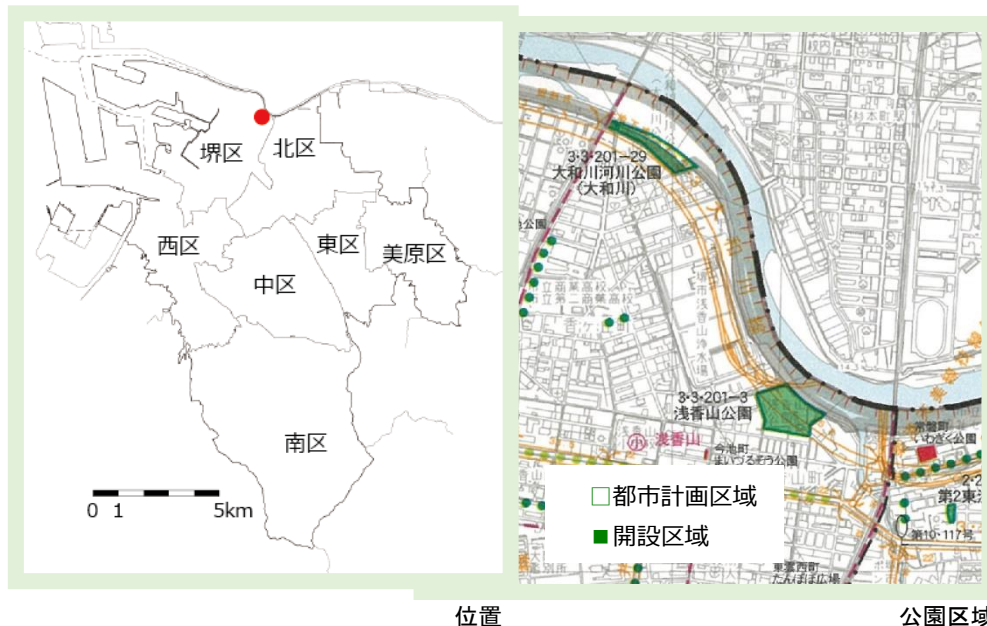
西原公園では、公園の維持管理費の縮減につながるような、民間事業者による収益事業の可能性が現段階では低いといえます。このため、効率的で効果的な維持管理、高水準の植栽管理、地域住民と連携した活性化や賑わい創出を進めます。

あさかやま 11.浅香山公園

(1) 現況

1) 公園概要（〈 〉内は一体的な計画対象公園）

- 公 園 名：①浅香山公園（あさかやまこうえん）
〈②浅香山緑道（あさかやまりょくどう）・③大和川公園（やまとがわこうえん）〉
- 種 別：①近隣公園〔②緑道・③近隣公園〕
- 面 積：〔都市計画決定面積〕①1.70ヘクタール〈②— ③1.00ヘクタール〉
〔開 設 面 積〕①1.66ヘクタール〈②1.37ヘクタール ③0.78ヘクタール〉
- 所 在 地：①堺区浅香山町2丁
- 交通アクセス：①JR阪和線浅香駅より西へ約700メートル
南海電鉄高野線浅香山駅より東へ約600メートル
- 開 園 日：①昭和27年（1952年）3月27日
- 都市計画決定：①昭和34年（1959年）4月18日建設省告示第1025号
〈③昭和43年12月28日建設省告示第3755号〉
- 位置・公園区域：



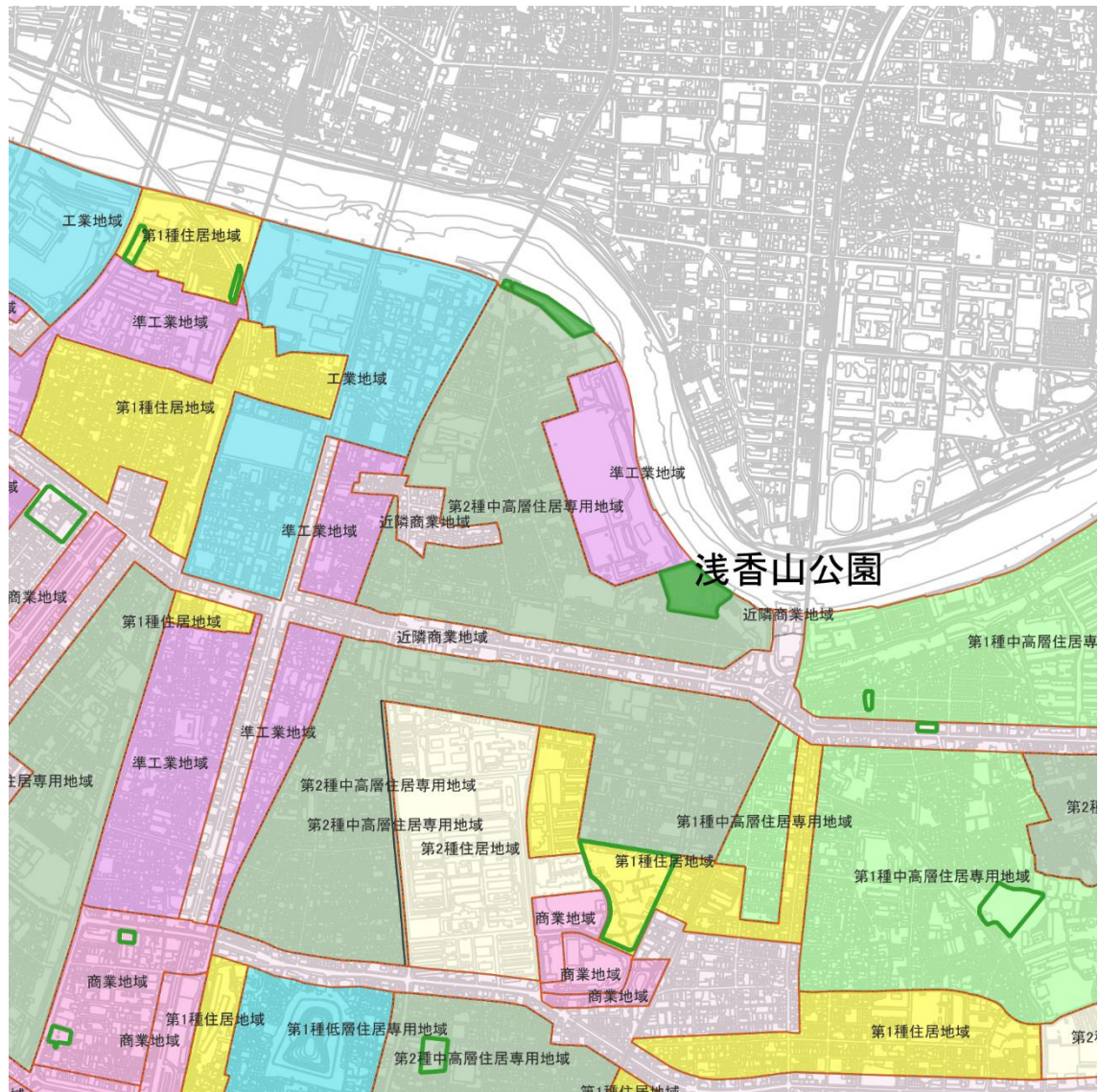
位置

公園区域

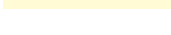
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	第二種中高層住居専用地域
	高度地区	第二種
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		広域避難地の機能を有する都市公園

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	2 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	2 件
------	-----	-------	-----	------	-----

2) 公園のあゆみ

浅香山公園は昭和 26 年（1951 年）4 月に土地区画整理事業により本市に帰属され、都市計画事業府費補助工事により東側の 2,000 坪を造成し翌 27 年 3 月 27 日に開設されました。その後昭和 32 年（1957 年）9 月には失業対策事業として西側グラウンドを造成し、使用料を徴収する申込制としました。

昭和 34 年（1959 年）4 月 18 日に都市計画決定され、昭和 43 年（1968 年）3 月には東側児童広場を、昭和 46 年（1971 年）3 月には南側修景広場をそれぞれ整備し、現在のかたちへと至ります。

北側は浅香山緑道に通じ、さらに東を流れる大和川に沿って浅香山緑道に接して大和川公園が位置します。

<沿革（浅香山公園）>

昭和 26 年 4 月	区画整理により帰属
昭和 27 年 3 月 3 月 27 日	府費補助事業により東側を造成 開設
昭和 32 年 9 月	西側グラウンドを造成
昭和 34 年 4 月 18 日	都市計画決定 建設省告示第 1025 号 約 1.60ha
昭和 43 年 3 月	東側児童広場を整備
昭和 46 年 3 月	南側修景広場を整備
昭和 51 年 11 月 19 日	追加開設 堺市公告第 134 号 約 1.65ha
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号 約 1.70ha
平成 3 年	トイレ設置
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 堺市告示第 300 号 約 1.70ha

<沿革（浅香山緑道）>

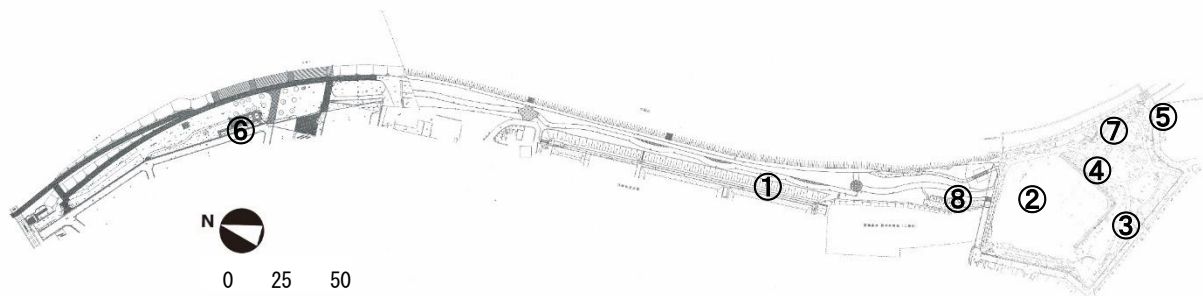
平成 21 年	緑道整備目的のため公園緑地部が上下水道局から当該地を借地 既存のツツジの維持管理を引継
平成 22～23 年	浅香山緑道整備工事
平成 24 年 3 月 30 日	開設 堺市公告第 231 号 約 0.80ha
4 月 18 日	追加開設 堺市公告第 270 号 約 0.56ha

<沿革（大和川公園）>

昭和 31 年 12 月 21 日	開設 約 0.82ha 区画整理により浅香山土地組合から移管 昭和 25 年～44 年まで苗圃として使用
昭和 43 年 12 月 28 日	都市計画決定 建設省告示第 3755 号 約 1.00ha
昭和 44 年 3 月 15 日	苗圃の内 300 m ² を整備
昭和 51 年 11 月 19 日	追加開設 堺市公告第 134 号
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号 約 1.00ha
平成 16 年 5 月 12 日	一部廃止 約 0.49ha
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 堺市告示第 300 号 約 1.00ha
平成 23 年 8 月 12 日	追加開設 約 0.29ha

3) 施設概要

■浅香山公園現況施設図



※ この図には、浅香山公園と隣接し、一体的に取り扱うべき浅香山緑道、大和川公園の区域も含んでいます。

- ① ツツジ
- ② 野球場
- ③ 管理棟
- ④ 遊具
- ⑤ トイレ A
- ⑥ トイレ B
- ⑦ トイレ(マンホール型防災トイレ)
- ⑧ 駐車場

<浅香山公園の現況>



園地



浅香山緑道

■有料施設

【野球場(②)】

ソフトボールができる野球場が1面整備されています。
ただし、小学生に限り軟式野球が可能です。



浅香山野球場

利用料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

種別	区分	利用料金					
		9時まで	午前9時から11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から3時まで	午後3時から5時まで	午後5時から7時まで
浅香山公園 野球場	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	300	610	610	610	610

許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

■駐車場

無料。浅香山公園駐車場(⑧)の1か所を設けいています。

駐車場名	利用期間及び利用時間	収容台数
浅香山公園駐車場	4月1日から9月30日 午前9時から午後7時(土曜・日曜・祝日のみ) 4月1日から4月8日、7月20日から8月31日は平日も利用可 10月1日から3月31日(土曜・日曜・祝日のみ) 午前9時から午後5時 3月20日から3月31日は平日も利用可 ※浅香山つつじまつりの開催期間中は利用できません	普通車 10台

■遊具

近隣の子どもたちの遊び場として、遊具を設置しています。



遊具

■トイレ

浅香山公園に1か所、大和川公園に1か所のトイレがあり、防災時に備えマンホール型防災トイレを7穴(うち洋式2穴)整備しています。

■花と緑

隣接する浅香山浄水場および浅香山緑道のツツジは大阪みどりの百選に「浅香山浄水場のつつじ」として選定され、毎年つつじまつりには約4万人を集客し、浅香山公園から大和川公園へと連続した緑地空間を形成しています。



浅香山緑道ツツジ

■建ぺい率

主な既存施設	トイレ			
現在建ぺい率	0.118%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 2,000 m ²	②左記以外(2%)	約 300 m ²

■維持管理費

浅香山公園	約 2,200 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)
浅香山緑道	約 3,600 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)
大和川公園	約 1,000 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■指定管理料

約 86,000 千円／年(H30)(浅香山公園野球場、大浜体育館、大浜公園野球場、大浜公園テニスコート、大浜公園相撲場、三宝公園野球場、土居川公園テニスコート)

■公園使用料

約 15 千円／年(H30)(占用許可、管理許可等)(大和川公園)

4) 利用状況

■ 日常利用

住宅地の隣接する立地であり、大和川沿いに浅香山緑道から大和川公園へと園路が続き河川敷の歩道も接することから、公園外周および緑道のウォーキング利用が多くみられます。野球場は大浜体育館が予約等の運用を行っています。

■ 施設利用者数

施設名	管理形態等	利用者数(人)・平成 30 年度
野球場	指定管理	19,801
駐車場	直営	

■ イベント利用

毎年春には浅香山緑道を中心会場として、浅香山つつじまつりが開催されます。樹齢 70 年を超える古木が見どころで、パネル展示や浄水場施設見学、浅香山公園では出店ゾーンを設けるなど、期間中約 5 万人が訪れる一大イベントとなっています。

■ 平成 30 年度に行なわれた主なイベント

4 月、5 月	浅香山つつじまつり
---------	-----------



浅香山つつじまつり



大和川公園(水辺の学校)

5) 周辺環境

■地域の状況

JR 阪和線浅香山駅の西約 400 メートル、南海電鉄高野線浅香山駅南東約 1km の大和川沿いに位置し、主要道路からは浅香山町の住宅地を挟んだ奥にあり、北側には堺市浅香山浄水場が隣接しています。浅香山浄水場の大和川側は、浅香山緑道が浅香山公園と大和川公園を結び、大和川沿いの散策が楽しめます。



周辺環境図

■公園の周辺状況

浅香山浄水場は明治 43 年（1910 年）4 月に全国 18 番目の近代水道として通水を開始し、近代水道百選に選定され、平成 22 年（2010 年）に 100 年を迎えました。昭和 12 年（1937 年）に植えられた浄水場沈殿池堤防のツツジは昭和 31 年（1956 年）に一般公開が始められ、平成元年（1989 年）には大阪みどりの百選にも選定され現在も公開が続けられています。

隣接の浅香山緑道には与謝野晶子歌碑、堺市水道事業発祥の地碑、水道創設時取水口跡碑が建てられています。

6) 浅香山公園の特性

■歴史・文化

隣接する浅香山浄水場は近代水道百選に選定、ツツジの景観も大阪緑の百選に選定され、市内外の人々に愛されてきています。

■環境・景観

隣接する浅香山浄水場および浅香山緑道のツツジは、樹齢 70 年を超える古木を含み 600 メートルにわたって続いています。当地は大阪みどりの百選に「浅香山浄水場のつつじ」として選定され、

同年、本市の市制 100 周年を記念して本市の花木がツツジと定められました。毎年実施されているつつじまつりには約 4 万人を集客し、浅香山のツツジは本市内外に広く認知されています。

また、浅香山公園は大和川に沿って、浅香山緑道から大和川公園へと連続した緑地空間を形成しています。

■防災

浅香山公園およびその周辺は、広域避難地に指定されています。大震災等で万が一延焼火災が発生した場合などに生命や身体の安全を確保するため、住民が一時的に避難します。

公園の防災機能は、市民の安全な暮らしを守るために重要な役割を果たしています。住宅地内にあって習慣的に公園が活用されていることは、災害発生時には近隣住民の避難や支援活動拠点として使用しやすくなることにもつながります。

■子育て

浅香山公園には遊具や野球場が設置され、地域の子どもたちの身近な遊び場となっています。

■健康・スポーツ

当公園は大和川に接し、河川敷歩道や緑道と一体となった緑豊かな遊歩道を提供しています。また、周辺には住宅地が立地し、すぐにでも近隣住民がウォーキングやジョギングをはじめとしたスポーツに取り組む環境が整っています。現在もこうした利用はみられますが、より多くの近隣住民が健康のための習慣として公園を利用することが求められます。

■地域力

日常的な維持管理は公園愛護会による市民協働で行われています。ツツジの季節の賑わい創出や、野球場利用等においてさらなる地域連携が求められます。

■観光

浅香山緑道のツツジは、開花期には本市内だけでなく大阪府下、近畿圏から多くの花見客が訪れます。花見客へのおもてなしサービスの充実が求められます。

■浅香山公園の役割 ◎：特に役割がある○：役割がある、△：あまり役割がない

堺市の公園の 役割	歴史・ 文化	環境・ 景観	防災	子育て	健康・ スポーツ	地域力	観光
浅香山公園の 役割	△	◎	○	○	○	◎	◎

(2) 浅香山公園のビジョン

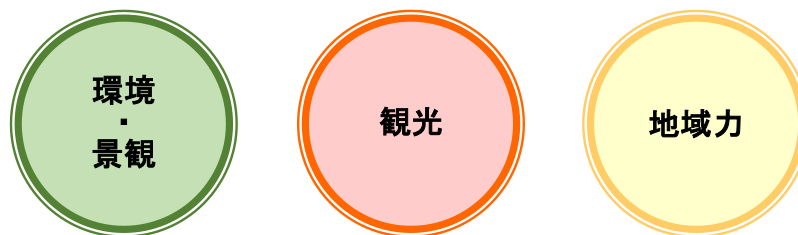
※ 浅香山公園ビジョンでは、浅香山公園と隣接する浅香山緑道、大和川公園を連続した一体的な公園としてとらえ検討します。

1) 浅香山公園の理念・管理運営方針

■浅香山公園の理念

**ツツジと緑と水辺や散策やウォーキングも楽しめる
花の見どころ公園**

■浅香山公園の管理運営方針



1. 大阪みどりの百選に選ばれている浅香山のツツジの美しい花の景観を保全育成します
2. ツツジの花期に訪れる来訪者へのおもてなしを強化し、さらなる利用向上をめざします
3. 市民参画・民間活力導入を促進し、ツツジの季節を中心に年間を通じて地域の賑わいを創出します

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【環境・景観】大阪みどりの百選に選ばれている浅香山のツツジの美しい花の景観を保全育成するために

■ツツジの保全・育成 [取組方針 1-2・2-5]

花の見どころであるツツジを保全育成し、大和川と調和した美しい環境を形成します。

つつじまつりでの美しい景観を重視し、1年を通じて開花時期に向けた適切な植栽管理を行います。さらに、保全育成の技術を高め、継承していきます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・1年を通じた開花期に向けた適切な植栽管理
- ・長期的な視点に立った維持管理方針の策定
- ・市民等の協働的手法の取り入れ
- ・大和川との連続性に配慮した生物の生息環境の保全

②【観光】ツツジの花期に訪れる来訪者へのおもてなしを強化し、さらなる利用向上のために

■ツツジを活かした賑わい創出 [取組方針 2-1・2-2・3-2]

浅香山緑道のツツジは、大阪みどりの百選に選定され、本市の花木がツツジと定められました。本市を代表するツツジとして、ツツジを活かしたイベント等の開催や花みどり情報の発信などを強化し、公園や周辺地域の賑わい創出に活かします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・つつじまつり等のイベントの開催、花の見ごろ情報の発信
- ・ツツジの歴史、歌碑等の解説
- ・飲食、物販の提供

■利用に配慮した施設管理 [取組方針 2-4・3-4]

浅香山公園には特に規模の大きな公園施設はありませんが、ツツジの期間には約5万人が訪れます。利用状況に配慮したメリハリのある施設管理を行うことで、サービスを向上します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・整備予定の浅香山緑道管理用通路等施設の効果的・効率的な維持管理
- ・「浅香山公苑」の管理運営連携、一括管理
- ・駐車場の無人による自動ゲート化を推進
- ・駐車場情報（有料期間、満車情報など）の発信
- ・混雑時の駐車場の適切な対応

③【地域力】市民参画・民間活力導入を促進し、ツツジの季節を中心に年間を通じて地域の賑わいを創出するために

■市民参画・民間活力導入の促進 [取組方針 1-4・2-4・3-2]

これまでも公園愛護会など市民参画による公園の維持管理が行われてきました。今後も花や緑の維持管理活動、健康増進活動、子どもの遊びや高齢者・障害者の公園利用の支援など様々な分野での市民参画を推進していきます。

<具体的な方策（例）>

- ・近隣住民の散策やウォーキング、スポーツの場としての活用促進
- ・施設の平等利用の確保
- ・イベント時の飲食物販の臨時店舗の出店など賑わいの創出

■花の見どころ一括管理と市民参画の促進 [取組方針 2-2・2-5・3-4]

花を美しく維持管理し、広報を効率的に展開するため、複数の花の見どころ公園との一括管理を行います。また、近隣住民や近接する大阪府立大学とも連携し、様々な分野での市民参画を推進していきます。

<具体的な方策（例）>

- ・複数の花のみどころ公園の一括管理
- ・花の維持管理・育成のための専門的な知識・技術の向上
- ・花の見頃の情報発信、イベント開催
- ・花や緑の維持管理活動への参画

■具体的な方策（例）のイメージ例

①

＜現 況＞

- ・大和川に沿った舗装園路
- ・園路沿い及び法面にツツジ

＜活用の例＞

- ・1年を通じた開花期に向けた適切な植栽管理
- ・長期的な視点に立った維持管理方針の策定
- ・市民等の協働的手法の取り入れ
- ・飲食、物販の提供

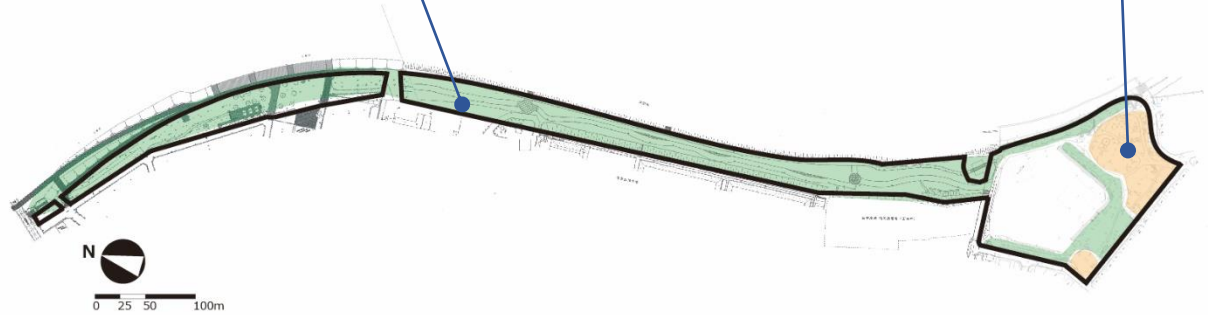
②

＜現 況＞

- ・住宅地に隣接する平坦な広場
- ・まばらな樹木、遊具、パーゴラ

＜活用の例＞

- ・イベント時の飲食物販の臨時店舗の出店など賑わいの創出



③全域

＜活用の例＞

- ・大和川との連続性に配慮した生物の生息環境の保全
- ・つつじまつり等のイベントの開催、花の見ごろ情報の発信
- ・ツツジの歴史、歌碑等の解説
- ・整備予定の浅香山緑道管理用通路等施設の効果的・効率的な維持管理
- ・「浅香山公苑」の管理運営連携、一括管理
- ・駐車場の無人による自動ゲート化を推進
- ・駐車場情報(有料期間、満車情報など)の発信
- ・混雑時の駐車場の適切な対応
- ・近隣住民の散策やウォーキング、スポーツの場としての活用促進
- ・施設の平等利用の確保
- ・複数の花のみどころ公園の一括管理
- ・花の維持管理・育成のための専門的な知識・技術の向上
- ・花の見頃の情報発信、イベント開催
- ・花や緑の維持管理活動への参画

3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、浅香山公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	公園の高質な管理の実施
----------------------	-------------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査では幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、収益事業や公園の維持管理費縮減につながるような提案はありませんでした。

浅香山公園へはアクセス性が悪く、集客を見込みづらい状況にあります。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

浅香山公園では、公園の維持管理費の縮減ができるような、民間事業者による収益事業の可能性が現段階では低いといえます。このため、浅香山公園の見どころであるツツジを活用したイベント等による賑わい創出や、維持管理技術の継承、効率的な維持管理手法など、他の花の見どころ公園とも連携して導入をめざします。

12.ザビエル公園

(1) 現状

1) 公園概要

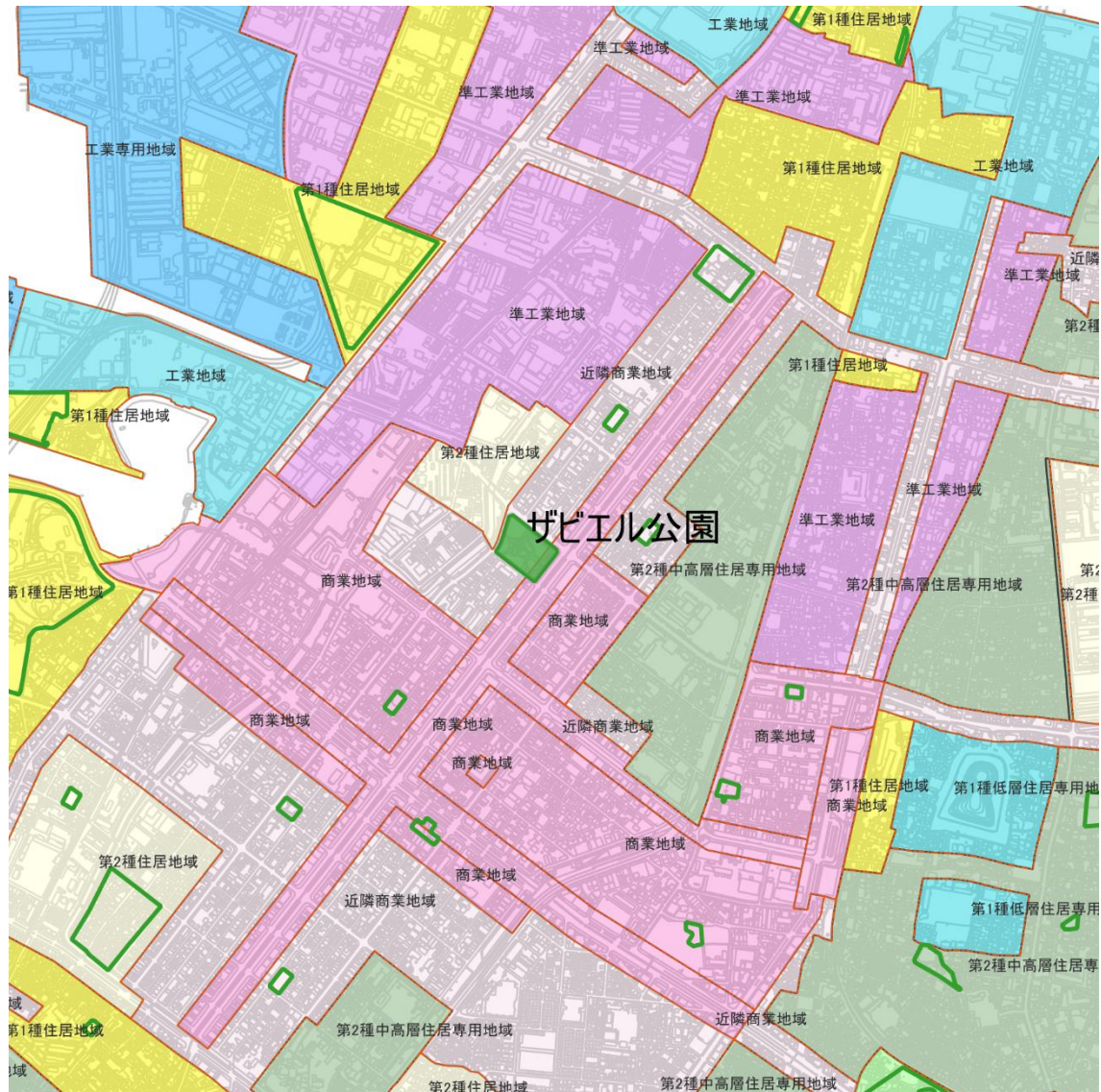
- 公 園 名：ザビエル公園（ザビエルこうえん）
- 種 別：近隣公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 1.50 ヘクタール
[開 設 面 積] 1.47 ヘクタール
- 所 在 地：堺区櫛屋町西1丁
- 交 通 ア ク セ ス：阪堺電車阪堺線花田口駅より西へ20メートル
- 開 園 日：昭和51年（1976年）11月19日（都市公園法の規定による）
- 都 市 計 画 決 定：昭和22年（1947年）1月24日戦災復興院告示第6号
- 位置・公園区域：



■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	商業地域・近隣商業地域
	高度地区	指定なし
	防火・準防火地域	防火地域・準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	駐車場整備地区
地域防災計画		一次避難地の機能を有する都市公園

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	5 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	25 件
------	-----	-------	-----	------	------

2) 公園のあゆみ

ザビエル公園は、戦災復興事業として昭和 24 年（1949 年）4 月に一部完成し、開設されました。この地はイエズス会宣教師フランシスコ・ザビエルが天文 19 年（1550 年）に堺に立ち寄った際に手厚くもてなしたとされる、豪商日比屋了慶の屋敷跡付近にあたります。また、開設された昭和 24 年はフランシスコ・ザビエル来航 400 年の年にあたり、同年 6 月 3 日には聖ザビエル記念碑が建立されました。その後順次整備が進められ、昭和 45 年（1970 年）には、開設年にちなみ「戎公園」から「ザビエル公園」へと名称が変更されました。

埋蔵文化財調査により旧紀州街道および中世の海岸線位置が判明したことに合わせ、平成 25 年（2013 年）には堺市歴史的風致維持向上計画にて再整備計画を事業化し、遺構を活用して歴史を感じられる再整備を実施、平成 28 年 4 月に戎公園再整備工事（第Ⅰ期）が竣工しました。

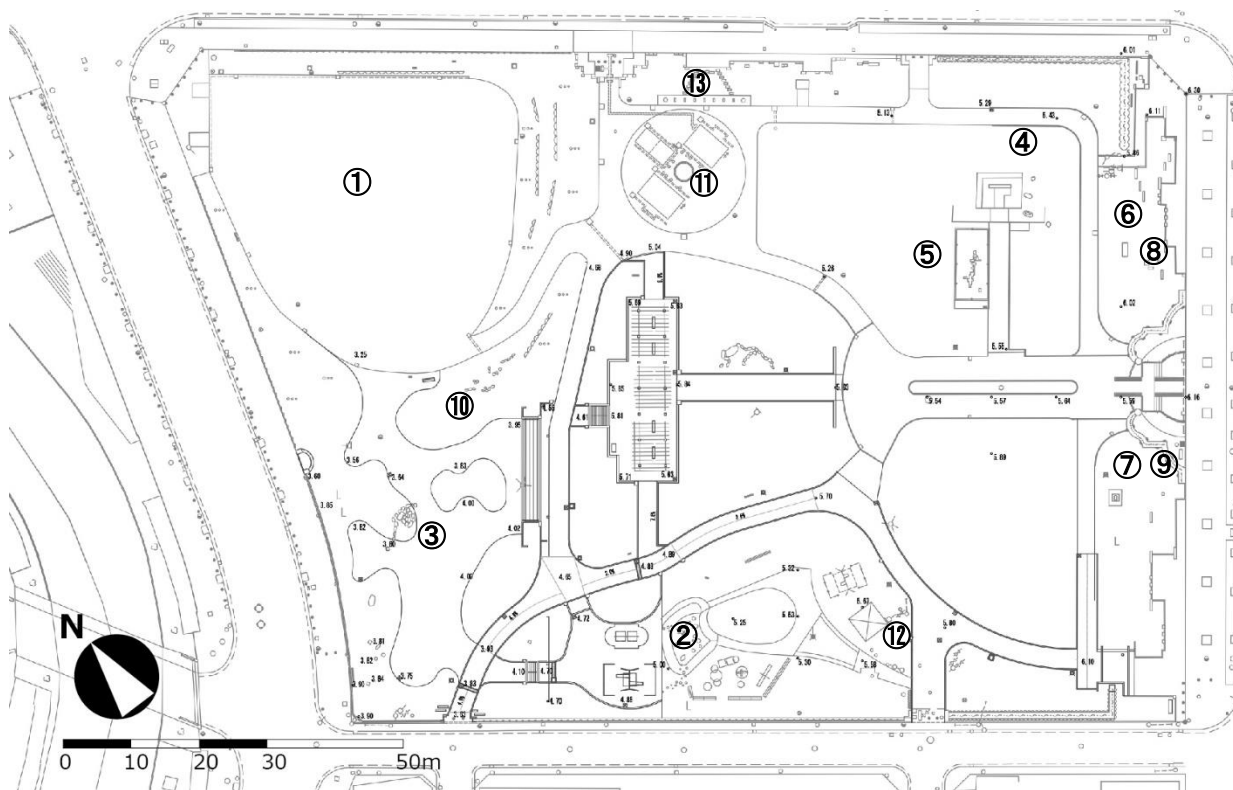
中世の海岸線は当公園内に位置すると推定されており、園内には当時の海岸推定線を示す幅 30 センチメートルの石を設置しています。あわせて階段状の護岸や南蛮船をイメージした遊具を一体的に配置し、海に開かれた中世の堺が想起できるようになっています。

<沿革>

昭和 22 年 1 月 24 日	都市計画決定 戦災復興院告示第 6 号
昭和 24 年 4 月 1 日	開設
6 月 3 日	聖ザビエル記念碑建立
昭和 45 年	「戎公園」から「ザビエル公園」へ名称変更
昭和 46 年 3 月 18 日	万国博記念のためポルトガル出展彫刻を移転 堺市よりポルトガルへ石燈籠を交換寄贈
昭和 47 年 11 月 23 日	安西冬衛記念碑建立
昭和 51 年 11 月 19 日	開設 堺市公告第 134 号
昭和 62 年 1 月 28 日	都市計画変更 大阪府告示第 106 号
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 堺市告示第 300 号 約 1.50ha
平成 24 年	マンホール型防災トイレ整備（9 穴[うち洋式 2 穴]貯留式） トイレ新設
平成 25 年	堺市歴史的風致維持向上計画にて再整備計画を事業化

3) 施設概要

■ザビエル公園現況施設図



- ① 広場
- ② 遊具
- ③ 複合遊具
- ④ 聖フランシスコ・ザビエル芳躅の碑
- ⑤ ジョルジ・ヴィエイラの彫刻「東と西の接点」
- ⑥ 堺鐵砲之碑
- ⑦ 詩人 安西冬衛の詩碑
- ⑧ 住吉祭礼図屏風左隻
- ⑨ 住吉祭礼図屏風右隻
- ⑩ 中世海岸推定線の石
- ⑪ トイレ A
- ⑫ トイレ B
- ⑬ トイレ(マンホール型防災トイレ)

＜ザビエル公園の現況＞



正面入口



広場



芝生広場



遊具周辺

■有料施設

なし

■駐車場

なし

■遊具

【複合遊具(③)】

埋蔵文化財調査により中世の海岸線が当公園内に位置すると推定されたことから、海に開かれた中世の堺が想起できるよう南蛮船をイメージした複合遊具を配置しています。



複合遊具

■トイレ

【トイレ(⑪)】

防災機能の充実として平成 24 年度に貯留式のマンホール型防災トイレ9穴(うち洋式2穴)を含むトイレを新設しました。その他1か所のトイレを設置しています。



トイレ

■花と緑

園内にはクスノキなどの高木や芝生広場などが整備されています。

紀州街道沿いの入り口の花壇には、季節の花でうるおいを創出しています。入口からの正面にはフェニックスがシンボリックな景観を創出しています。

■その他の施設

【聖フランシスコ・ザビエル^{ほうちよく}芳躰の碑(④)】

「天文 19 年 (1550 年) 12 月 聖ザヴィエル^{はじまり}堺に上陸し日比屋了慶の館に入った。是れ西洋文明伝来の^{はじまり}始で近世日本文化は茲に花と匂った。」とあるように、フランシスコ・ザビエルにより西洋文明が堺にもたらされたことを記念した碑です。フランシスコ・ザビエル来航 400 年の年にあたる昭和 24 年 (1949 年) の公園開設時に設置されました。



聖フランシスコ・ザビエル芳躰の碑

【ジョルジ・ヴィエイラの彫刻「東と西の接点」(⑤)】

昭和 45 年 (1970 年) の日本万国博覧会のポルトガル館に展示された作品で、ポルトガルの彫刻家ジョルジ・ヴィエイラが制作したものです。博覧会終了後にポルトガルから本市に寄贈されました。ヨーロッパの西の果てに位置するポルトガルと、アジアの東の果てに位置する日本との出会いをテーマとした作品です。



「東と西の接点」

【堺鐵砲之碑(⑥)】

種子島に伝わった火縄銃の製法を橋屋又三郎が堺に伝えてから、この地がわが国の中心的な鉄砲の製造拠点となりました。これを顕彰するため、堺火縄銃保存会により創立 20 周年を記念して平成 12 年 (2000 年) に建立されました。



堺鐵砲之碑

【詩人 安西冬衛の詩碑(⑦)】

堺出身の詩人安西冬衛の代表作「春」の詩碑です。「てふてふが一匹^{だつたん}韃靼海峡を渡つて行つた。」韃靼海峡とは樺太（サハリン島）とユーラシア大陸（北満州・沿海州）との間にある海峡の日本における名称で、現在の間宮海峡のことをいいます。



安西冬衛詩碑

【住吉祭礼図屏風(⑧⑨)】

住吉祭礼図屏風は、住吉祭の際に住吉大社の神輿が堺の宿院頓宮へ渡る様子を描いた江戸時代初期の作品で、神輿の出発する住吉社頭の賑わいを描く左隻と、安土桃山から江戸時代初期にかけての堺を描く右隻からなり、堺の様子を伝える貴重な資料です。

原本は市博物館が所蔵し、平成 29 年（2017 年）3 月に公園の再整備にあわせてレプリカを設置しました。



住吉祭礼図屏風(右隻)

【中世海岸推定線の石(⑩)】

発掘調査により、中世の海岸線が当公園内に位置すると推定されたため、園内に当時の海岸推定線を示す幅 30 センチメートルの石を設置し、海に開かれた中世の堺を想起できるようにしています。



中世海岸推定線の石

■建ぺい率

主な既存施設	トイレ			
現在建ぺい率	0.453%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 1,700 m ²	②左記以外(2%)	約 230 m ²

■維持管理費

約 6,700 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

4) 利用状況

■ 日常利用

複合遊具や広場を備えているため、日常的に子ども連れでの利用が多い公園です。また、園内には数多くの歴史にちなむ記念碑があり、公園周辺には環濠都市界の歴史的な観光地が集積しているため、観光利用としてのニーズも有しています。

■ イベント利用

イベント利用は多くはありませんが、園内中央が高くなった地形であるため広場での催事利用は公園外からの視認性が高く、集客のポテンシャルは高いと言えます。

■ 平成 30 年度に行なわれた主なイベント

4 月	観桜会
8 月	イブニングマルシェ「サカイサンセットガーデン」
10 月	防災フェス
11 月	朝日・五私鉄リレーウオーク



サンセット・ガーデン

■ スポーツ・レクリエーション利用

運動施設はないためスポーツ利用はありませんが、散策や広場でのレクリエーション利用はみられます。

西側を流れる旧環濠の一部であった内川・土居川沿いは桜まつりが開催されるほか、年間を通して舟で環濠クルーズなどが行われています。

5) 周辺環境

■地域の状況

ザビエル公園周辺は、環濠に囲まれた自治都市として栄えた頃、堺の中心でした。

当時の堺を支えた武野紹鴎、千利休、小西行長などの屋敷跡、鉄砲鍛冶屋敷や山口家住宅、妙國寺や南宗寺といった本市屈指の観光名所もあります。

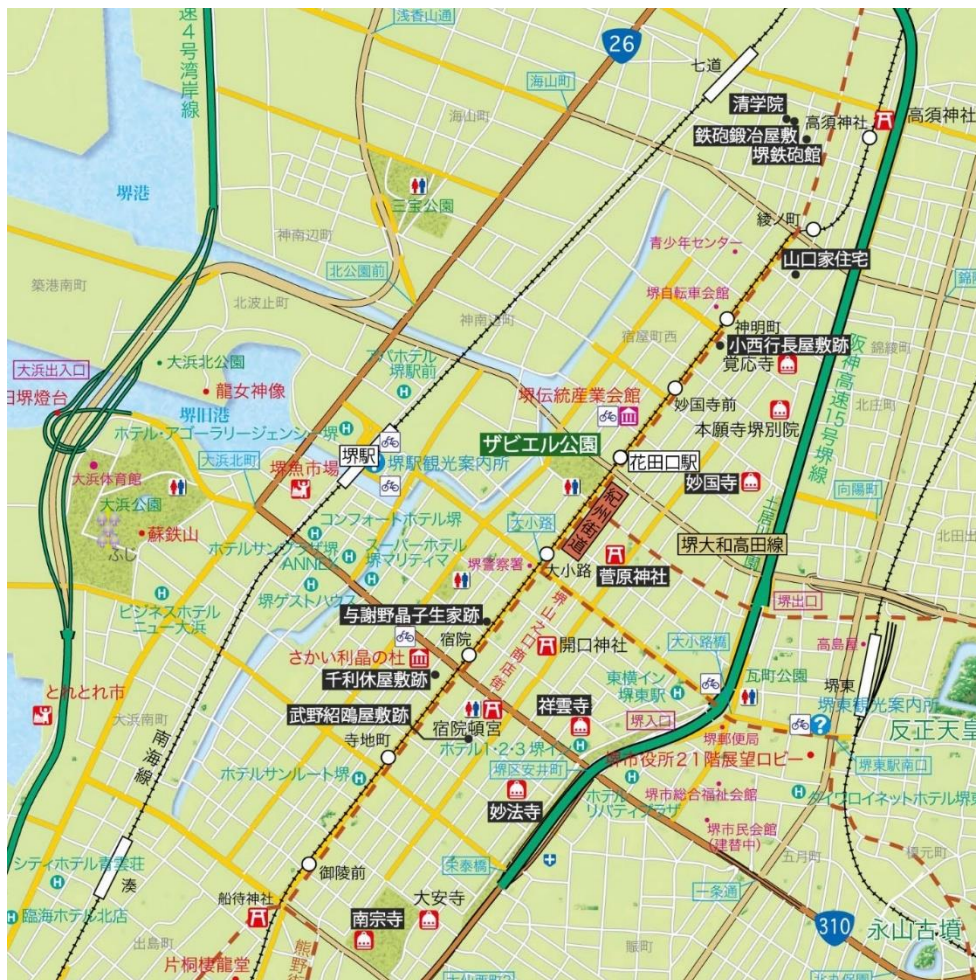
■公園の周辺状況

ザビエル公園は、旧環濠内のほぼ中央西端に位置し、東側は紀州街道に沿い、阪堺電車阪堺線花田口駅に隣接しています。府道 12 号堺大和高田線沿いは商業ビルが立ち並び、周辺は商業施設と住宅が混在する地域となっています。

西側に接する内川は、近年改修工事が行われ、環濠都市堺にふさわしい潤いのある空間として整備されました。



文久3年の旧堺(堺市 HP より)



周辺環境図(堺観光コンベンション協会発行堺エリアマップを基に作成)

6) ザビエル公園の特性

■歴史・文化

旧環濠内にあり、日比屋了慶や千利休の屋敷跡にも近い立地で、本市の歴史資産の集積するエリアである。公園そのものも聖フランシスコ・ザビエル芳躰の碑をはじめとする多くの歴史的な記念碑や、ザビエルに由来するクリスマス発祥の地といった話題性に富んでいます。

また、中世海岸線を示すモニュメントの再整備や、海や外国交流の歴史をイメージした遊具を設置するなど、企業や住宅が並ぶ街なかにながら歴史性が大切にされている公園です。

■環境・景観

商業・業務施設の立ち並ぶ旧環濠内では、貴重な緑の空間です。ザビエル公園の花と緑が地域の景観形成や環境改善に役立っています。

■防災

ザビエル公園は、一次避難地に指定され、災害時に住民の避難場所となるほか、帰宅困難者の情報提供や休憩場所としての機能も期待されています。また、災害時等に備え、防災トイレも整備されました。

■子育て

ザビエル公園は、近隣公園として地域の住民が身近に利用する公園です。遊具や芝生広場などで子どもたちが遊んだり、園内での運動や散策の休憩に利用したりするなど、市民の生活に潤いを与えています。

■健康・スポーツ

運動施設はありませんが、広場を使った運動や、園内での近隣住民の散策、体操等に利用されています。

■地域力

ザビエル公園の周辺には著名な観光名所が集まっており、現在も本市の中心市街として市を代表する大企業の本支店や事業者団体等が立地し、住宅も立ち並ぶ多様な周辺環境を構成しています。

すでに公園や周辺地に関わる NPO 法人やボランティア団体が多数活動しており、市民や企業などの参画による公園と地域の活性化を進めることは重要です。

市民や企業と連携したイベントの企画や、ICTを使った記念碑等歴史資産の活用による活性化など、市民等の参画協働による潜在力を持った公園です。

■観光

周辺には鉄砲鍛冶屋敷や山口家住宅、妙國寺や南宗寺、千利休屋敷跡や与謝野晶子生家跡といった本市屈指の観光名所が集まり、堺観光の中核として来訪者を集めています。ザビエル公園においても前述のとおり歴史性に富んでおり、また、隣接する内川では桜まつりや環濠クルーズ等により活用されているため、周辺の観光資源と連携した歴史的な公園として観光による賑わいの創出が期待できます。

■ザビエル公園の役割 ◎：特に役割がある○：役割がある、△：あまり役割がない

堺市の公園の 役割	歴史・ 文化	環境・ 景観	防災	子育て	健康・ スポーツ	地域力	観光
ザビエル公園の役割	◎	○	○	○	○	◎	◎

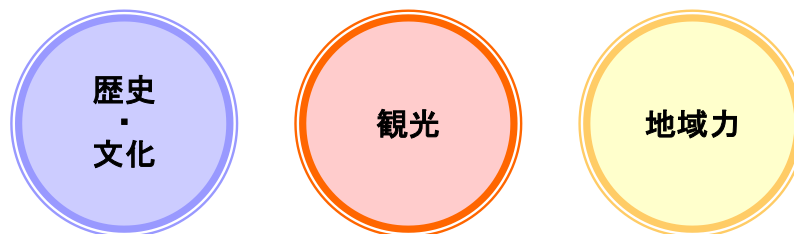
(2) ザビエル公園のビジョン

1) ザビエル公園の理念・管理運営方針

■ ザビエル公園の理念

**海に開かれた中世環濠都市堺の歴史・文化を伝え、多くの人が集い
交流する地域に親しまれる公園**

■ ザビエル公園の管理運営方針



1. 多くの歴史資産を持つ旧環濠内エリアの歴史性を活かし、中世環濠都市堺の魅力を伝える拠点のひとつとします
2. 周辺の本市屈指の観光名所や環濠活用と連携し、歴史性を活かした公園として市内外から多くの人が集い交流する場とします
3. かつての自治都市・堺の気風を受け継ぎ、都心エリアのシンボリックな公園として、周辺企業や住民等多様な地域の潜在力と連携した管理運営を積極的に進めます

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【歴史・文化】多くの歴史資産を持つ旧環濠内エリアの歴史性を活かし、中世環濠都市堺の魅力を伝える拠点のひとつとするために

■ 都心地域のシンボルに相応しく、隣接する紀州街道や内川もあわせた歴史性の醸成

[取組方針 1-2・1-5]

旧市街の環濠内の公園として、紀州街道や内川をあわせ、本市の都心地域のシンボルとなるよう歴史性を醸成します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・メインエントランスらしい飾花と高水準の植栽管理

- ・紀州街道との双方向の見通しの確保
- ・歴史・文化資源としての記念碑の適切な維持管理
- ・案内サイン等のリニューアル
- ・樹木の点検による安全で快適な状態の確保
- ・芝生を常に美しく快適に管理
- ・市民参画による花壇整備

■歴史豊かな地域の活性化と連携した公園活用 [取組方針 2-2・2-3]

当公園は旧環濠内の紀州街道に面する本市を代表する地区にあり、周辺には多くの著名な企業等が立ち並ぶ場所でもあります。このため、都心地域の活性化の取組に公園を組み入れることで、連携して地域の活性化に取り組めます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・地域や企業と連携したイベントの開催
- ・企業や地域住民が連携して公園を活用できる体制の構築

②【観光】周辺の堺市屈指の観光名所や環濠活用と連携し、歴史性を活かした公園として市内外から多くの人が集い交流する場とするために

■歴史・文化を活かした観光の推進 [取組方針 1-1・2-1]

当公園は、日比屋了慶屋敷跡地付近に立地することやフランシスコ・ザビエルとの関わり、各種記念碑に示された歴史・文化資源をはじめ、旧環濠内ということから近隣にも著名な観光名所が多数あります。これらの歴史・文化を活かし、本市の観光による賑わいに寄与する公園整備を進めます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・記念碑の歴史性や設置経緯、中世海岸線の解説等
- ・環濠活用と連携した観光ルートの設定
- ・観光ガイドの実施 など

③【地域力】かつての自治都市・堺の気風を受け継ぎ、都心エリアのシンボリックな公園として、企業や住民等多様な地域の潜在力と連携した管理運営を積極的に進めるために

■民間活力導入による賑わいの創出 [取組方針 3-1・3-2・3-3]

民間活力の導入による園地部分での賑わいの創出が重要です。園地および周辺でのイベントやサードプレイスの創出により公園の利用を促進します。サードプレイスの創出にあたっては、利用者が快適に滞在できる環境を整えます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・飲食・物販等のサービスの向上
- ・芝生広場や休憩場所等の園地の充実
- ・心地よい緑陰の確保

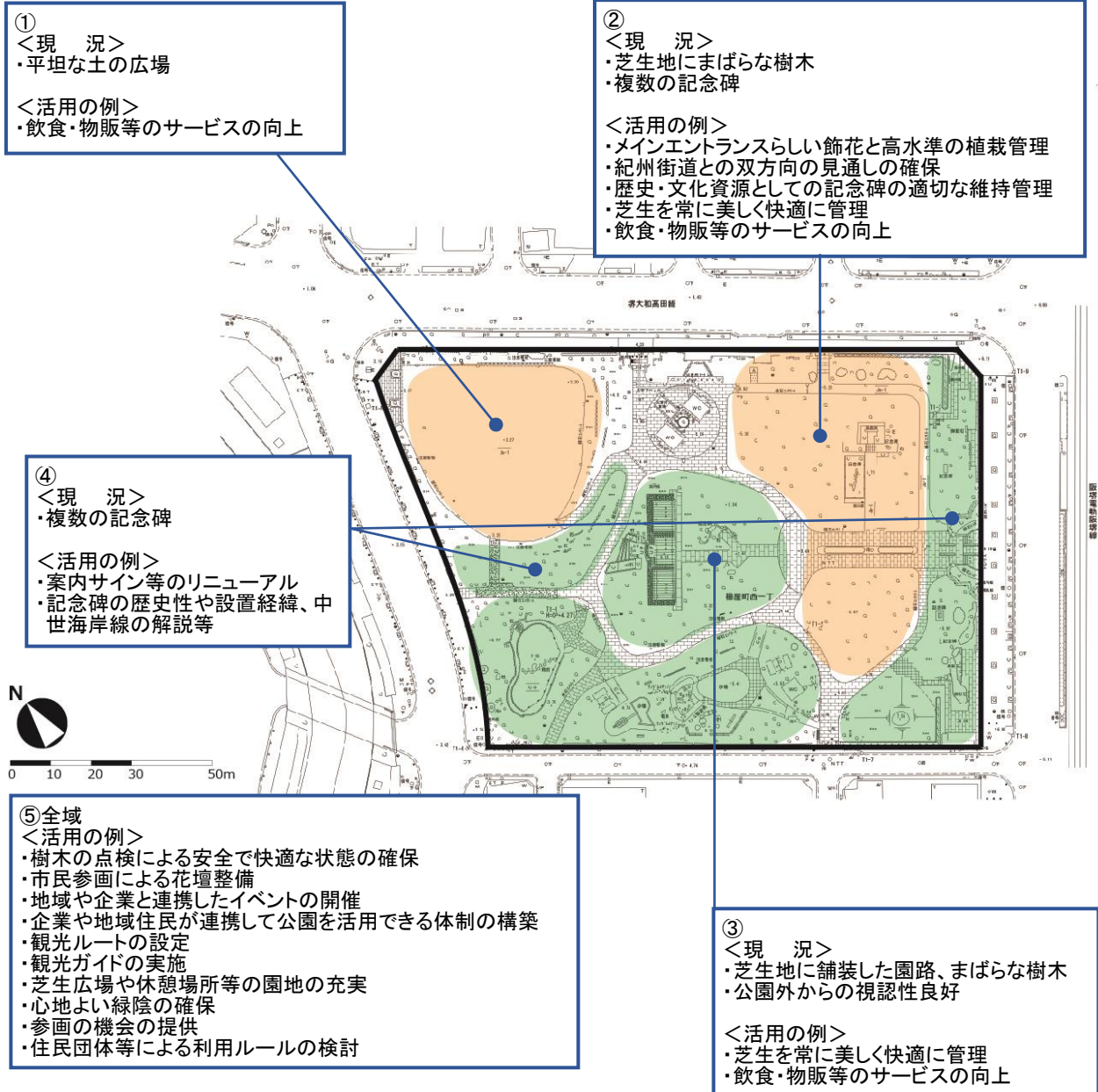
■市民や企業等との連携 [取組方針 2-3・2-4・3-3]

公園に関わる様々な団体や企業、市民などと公園の目標像および管理情報を共有することで、公園の活性化を推進し、街と公園が一体的に機能することをめざします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 参画の機会の提供
- ・ 住民団体等による利用ルールの検討

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、ザビエル公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	公園の特色を活かしたカフェ、レストランの設置・運営 グランピング、バーベキュー施設の設置・運営 マルシェ等の集客イベントの開催
----------------------	---

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査の結果、民間事業者からいくつかの提案が寄せられました。

周辺に市内屈指の観光名所が点在する旧環濠内エリアに立地し、「環濠都市 堺の整備事業」も進められており、今後さらなる活性化が見込まれます。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

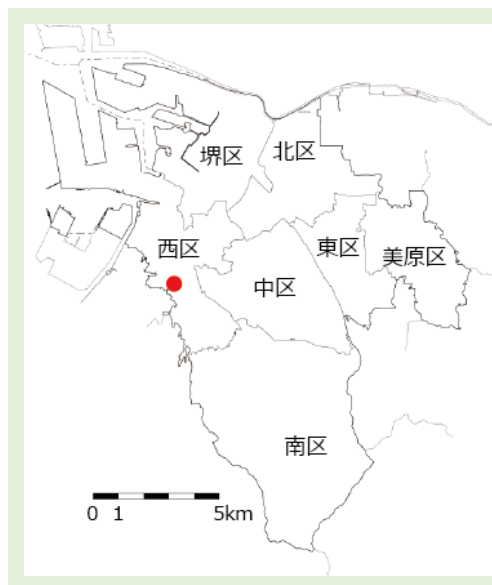
ザビエル公園では、民間活力を導入した公園活性化や賑わい創出の先行モデル事業として、早期の事業化を進めます。

13. 鳳 公 園

(1) 現況

1) 公園概要

- 公 園 名：鳳公園（おおとりこうえん）
- 種 別：近隣公園
- 面 積：[都市計画決定面積] 2.10 ヘクタール
[開 設 面 積] 2.08 ヘクタール
- 所 在 地：西区鳳南町3丁199-7、上547-12
- 交 通 ア ク セ ス：JR 阪和線鳳駅より南へ700メートル
- 開 園 日：平成18年（2006年）12月6日
- 都 市 計 画 決 定：平成15年（2003年）9月25日堺市告示第222号
- 位置・公園区域：



位置

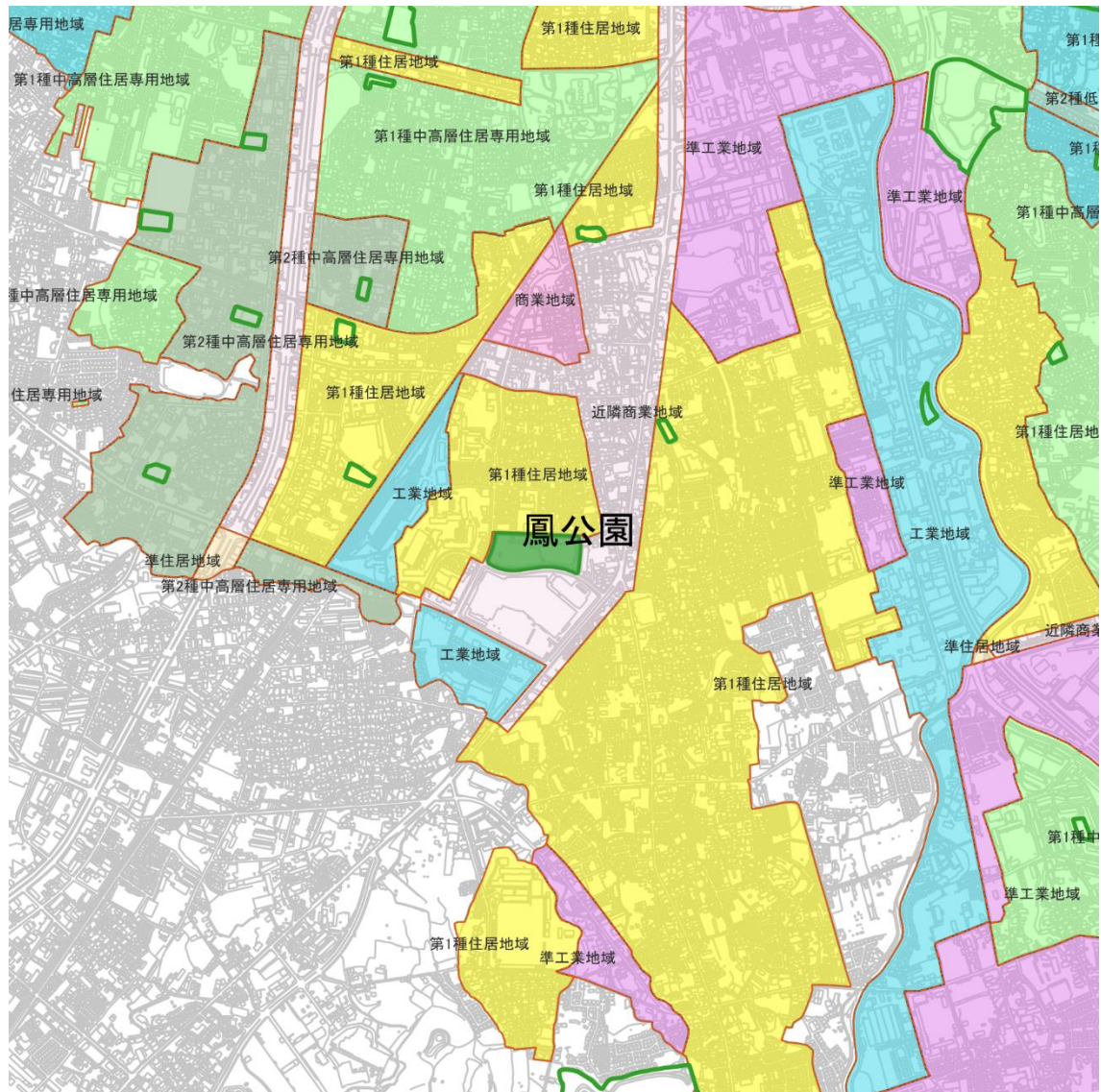


公園区域

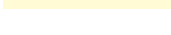
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	近隣商業地域
	高度地区	指定なし
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		一次避難地の機能を有する都市公園

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	4 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	13 件
------	-----	-------	-----	------	------

2) 公園のあゆみ

当公園は平成 13 年（2001 年）5 月、「堺市緑の基本計画」で早期に整備すべき都市公園に位置づけられ、平成 14 年（2002 年）6 月には鳳南地区を含む周辺地域約 70 ヘクタールが都市再生緊急整備地域「堺鳳駅南地域」に指定され、大規模工業跡地の土地利用転換による都市機能の集積とあわせて周辺市街地の整備を図り、防災性に配慮した生活・交流拠点の形成を目的に防災公園として整備されました。

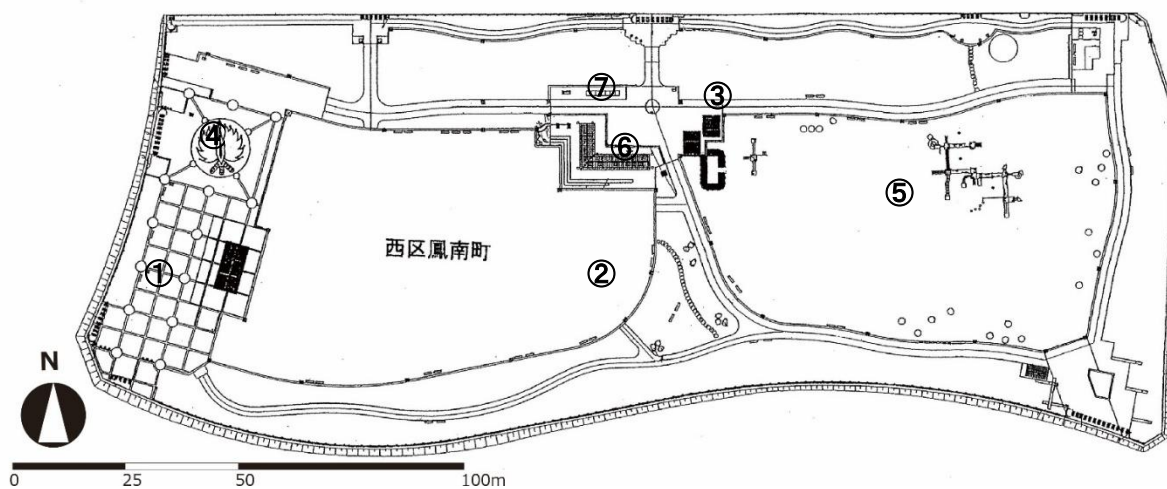
平成 14 年（2002 年）12 月には都市再生機構による施工が議会承認され、平成 15 年（2003 年）2 月に基本協定を締結、同年 9 月 25 日に都市計画決定されました。平成 16 年（2004 年）12 月には第 1 期工事として公園敷地南側の基盤整備工事に着工し、平成 17 年 3 月のから第 2 期工事、平成 17 年（2005 年）8 月からの第 3 期工事を経て、平成 18 年（2006 年）12 月 6 日に開園しました。

<沿革>

平成 15 年 9 月 25 日	都市計画決定 堺市告示第 222 号 約 2.08ha
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 堺市告示第 300 号 約 2.10ha
平成 17 年 7 月	公園敷地南側基盤整備工事（第 1 期）完了
9 月	遊具・便所棟、便所棟周辺基盤整備工事（第 2 期）完了
平成 18 年 3 月	公園敷地北側基盤整備・植栽工事（第 3 期）完了
12 月 6 日	開設 堺市公告第 694 号 約 2.08ha

3) 施設概要

■鳳公園現況施設図



- ① シンボル広場
- ② 多目的広場
- ③ 防災パーゴラ
- ④ 時計
- ⑤ 複合遊具
- ⑥ トイレ
- ⑦ トイレ(マンホール型防災トイレ)

<鳳公園の現況>



多目的広場



園地

■有料施設

なし

■駐車場

なし

■遊具

【複合遊具(⑤)】

設置された複合遊具は災害時、緊急時に付属テントを使用した避難施設になります。また、スツールは板を外してかまどとして利用できます。



複合遊具

■トイレ

園内のトイレは1か所あり、災害時に備えマンホール型防災トイレが7穴(すべて洋式)を整備しています。

■花と緑

外周部に公園を取り囲むように中高木が植栽されています。

■その他の施設

【シンボル広場(①)】

影により時間を知ることができる日時計が設置されています。災害時には、救援物資を搬入する重量車両の進入と積み降ろしが可能な広場です。



複合遊具

【防災パーゴラ(③)】

園内のパーゴラは緊急時にテントを使用して避難施設として使用として使用できます。



防災パーゴラ

【多目的広場②】

4,400平方メートルの広場は、軽スポーツやイベントなど多目的に使用されています。災害時には避難場所および救援物資配給場所となります。



多目的広場

【井戸水給水設備】

井戸は 70 トンの貯水が可能で、日常はトイレや草木の散水用水として使用し、災害時には、緊急生活用水として使用します。くみ上げは手くみポンプによります。



非常用水道

■建ぺい率

主な既存施設	トイレ			
現在建ぺい率	0.250%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 2,400 ㎡	②左記以外(2%)	約 360 ㎡

■維持管理費

約 6,000 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■指定管理料

約 5,000 千円／年(H30)(堺市鳳公園)

■公園使用料

約 2 千円/年(H30)(占用許可、管理許可等)

4) 利用状況

■日常利用

当公園は平成 19 年度から指定管理者制度が導入されており、現在は地元 3 校区の連合自治会メンバーを構成員とする NPO 法人クリーン鳳が管理運営を行っています。当法人は地域における安全活動をはじめ地域住民の自主的な活動の促進等を目的として設立され、当公園は地域協働による公園管理運営のモデルとなっています。

一般利用としては健康遊具やグラウンドゴルフなどのほか、遊具広場を中心とした子どもの利用など、幅広い世代の利用があります。

■イベント利用

当公園は市の防災型公園のモデル公園として、充実した防災施設とそれを活かすソフト面でも手本になる公園です。このため発災時に備え、年 1 回防災トイレの組み立てやパーゴラ、遊具を利用した臨時テントの設営など指定管理者による防災訓練が実施されています。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

8 月	盆踊り
10 月	おおとり保育園 運動会
11 月	児童及び保護者の子育て支援
11 月、12 月	堺市立鳳南小学校 走ろう会(持久大会)
12 月	鳳西こども園、ひまわり保育園、おおとり保育園の年長児の三保交流
1 月	鳳西こども園 マラソン大会



保育園利用

5) 周辺環境

■地域の状況

関西国際空港と都心を結ぶ鉄道の主要駅である JR 阪和線鳳駅南地域、鳳駅から南に約 700 メートル、富木駅から東へ約 800 メートルに位置しています。

■公園の周辺状況

南側は道路を挟んで大型商業施設に接し、周囲は住宅密集地で緑に乏しく、東は府道 30 号大阪和泉南線、西は JR 操車場と国道 26 号が近接する立地において、貴重な緑の拠点となる潜在能力を有する公園です。



周辺環境図

6) 鳳公園の特性

■歴史・文化

大規模工場跡地の土地利用転換による都市機能の集積とあわせて整備され、平成 18 年（2006 年）に開園した比較的新しい防災公園です。

■環境・景観

鳳公園は、高低差の少ないほぼフラットな地形に広場を中心とした施設が整備されている見通しの良い公園です。沿道に樹木が植栽されているほか、大規模な緑地はありません。

■防災

当公園は市の防災型公園のモデル公園として整備され、防災トイレをはじめ井戸水給水設備、ソーラー式照明灯、防災パーゴラ等の防災施設が整備されています。複合遊具は、災害時、緊急時には付属テントを使用して避難施設として利用することができます。

堺市地域防災計画では、一次避難地に指定されています。

■子育て

複合遊具や広場は子どもたちがのびのび遊べる人気の施設です。周辺の保育園の運動会や子育て交流会など、子育てのイベントも多数催されています。

■健康・スポーツ

健康遊具を使って健康増進に取り組んだり、広場でグランドゴルフなどのスポーツを行ったりするなど、地域住民の健康増進やスポーツの場として親しまれています。

■地域力

当公園は本市初の指定管理者導入の近隣公園であり、指定管理者も地元自治会が組織した団体が担う先進的な事例です。指定管理者による防災訓練の実施など、地元で公園を管理していく体制が整っています。

■観光

駅に近接した立地で大型商業施設に隣接しています。大型商業施設とは、本市が防災面での協定を結んでおり、公園と連携してさらに多くの集客が見込める場所です。

■鳳公園の役割 ◎：特に役割がある○：役割がある、△：あまり役割がない

堺市の公園の役割	歴史・文化	環境・景観	防災	子育て	健康・スポーツ	地域力	観光
鳳公園の役割	△	○	◎	○	○	◎	△

(2) 鳳公園のビジョン

1) 鳳公園の理念・管理運営方針

■鳳公園の理念

**地域や周辺商業施設と連携した活力にあふれ
地域主体の防災を支えるモデル公園**

■鳳公園の管理運営方針



1. 防災型公園のモデルとして、防災機能の強化や防災意識の向上をめざします
2. 地元団体や隣接する商業施設等と連携して、地域の活性化に貢献する公園管理を行います
3. 地域の子育ての場として、交流活動や賑わい創出を進めます

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【防災】防災型公園のモデルとして、防災機能の強化や防災意識の向上をめざすために

■平常時からの備え [取組方針 1-3]

鳳公園は、防災公園としてさまざまな防災施設が整備されています。複合遊具は通常時には子どもたちに人気の施設ですが、災害時には屋根付き休憩スペースとして利用できます。

遊具や防災施設等の適切な管理を行い、公園を安全で安心して利用できるよう、平常時から災害に備えます。

<具体的な方策（例）>

- ・ 防災施設の適切な管理
- ・ 防災施設の解説

■防災機能を使いこなす [取組方針 1-3・2-2]

災害時に防災施設を適切に活用するために、防災訓練等を通じたりして使いかたを市民に周知します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・地域ぐるみの防災訓練
- ・炊き出しなどの防災イベントの実施

②【地域力】地元団体や隣接する商業施設等と連携して、地域の活性化に貢献する公園管理を行うために

■隣接する商業施設等との連携 [取組方針 2-3・3-3]

隣接する商業施設等と連携し、賑わいを創出するイベント等を実施します。また、維持管理についても協力を得られるような体制の構築を行います。

＜具体的な方策（例）＞

- ・近隣施設と連携したイベントの実施
- ・カフェ、物販等の収益事業の実施
- ・市民参画による花壇整備

③【子育て】地域の子育ての場として、交流活動や賑わい創出を進めるために

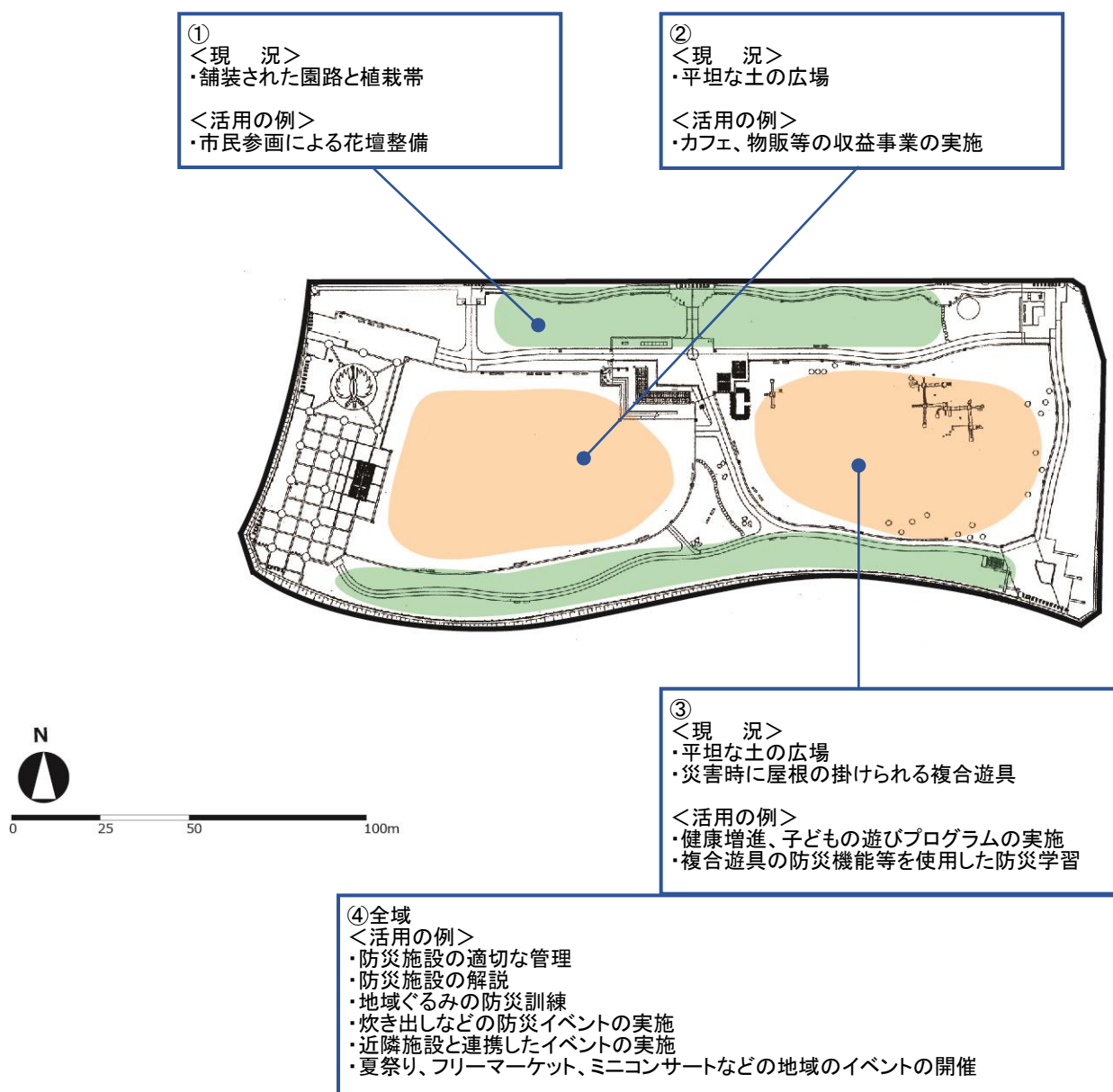
■地域住民の交流の場の創出 [取組方針 1-3・1-4・2-2]

地域住民が参画して公園を活用したイベントや子育てプログラム、子育て支援サービスを提供し、子育て世代と地域住民が気軽に交流できる場を創出します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・健康増進、子どもの遊びプログラムの実施
- ・夏祭り、フリーマーケット、ミニコンサートなどの地域のイベントの開催
- ・複合遊具の防災機能等を使用した防災学習

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、鳳公園では具体的な提案はありませんでした。

公募型サウンディング 市場調査結果	具体的な提案なし
----------------------	----------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査では幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、具体的な提案は得られませんでした。

隣接する商業施設に物販店や飲食店が集積しています。また、公園前の都市計画道路が開通し、交通量の増加が見込まれます。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

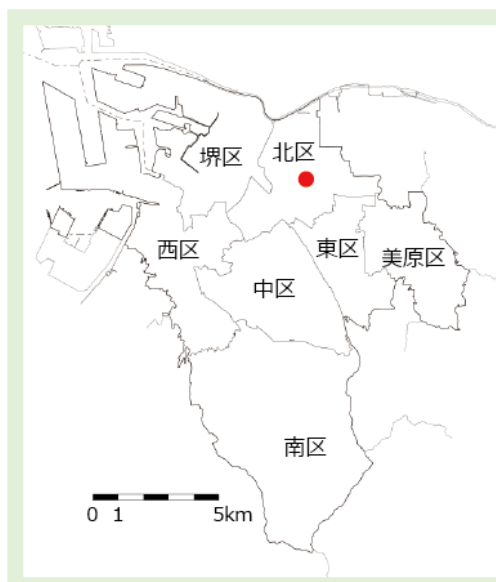
鳳公園では、現在、指定管理者制度を導入していますが、公園の維持管理費の縮減ができるような、民間事業者による収益事業の可能性が現段階では低いです。今後は、地域の NPO 法人による維持管理の効率化、高水準の維持管理に加え、活性化や賑わい創出を促進します。

しんかなおかちょう
14.新金岡町ブリック公園

(1) 現況

1) 公園概要

- 公 園 名：新金岡町ブリック公園（しんかなおかちょうブリックこうえん）
- 種 別：街区公園
- 面 積：〔都市計画決定面積〕—
〔開設面積〕 0.13 ヘクタール
- 所 在 地：北区新金岡町 5 丁 1006
- 交 通 ア ク セ ス：Osaka Metro 御堂筋線新金岡駅より南へ 20 メートル
- 開 園 日：平成 4 年（1992 年）8 月 26 日
- 都市計画決定：—
- 位置・公園区域：



位置

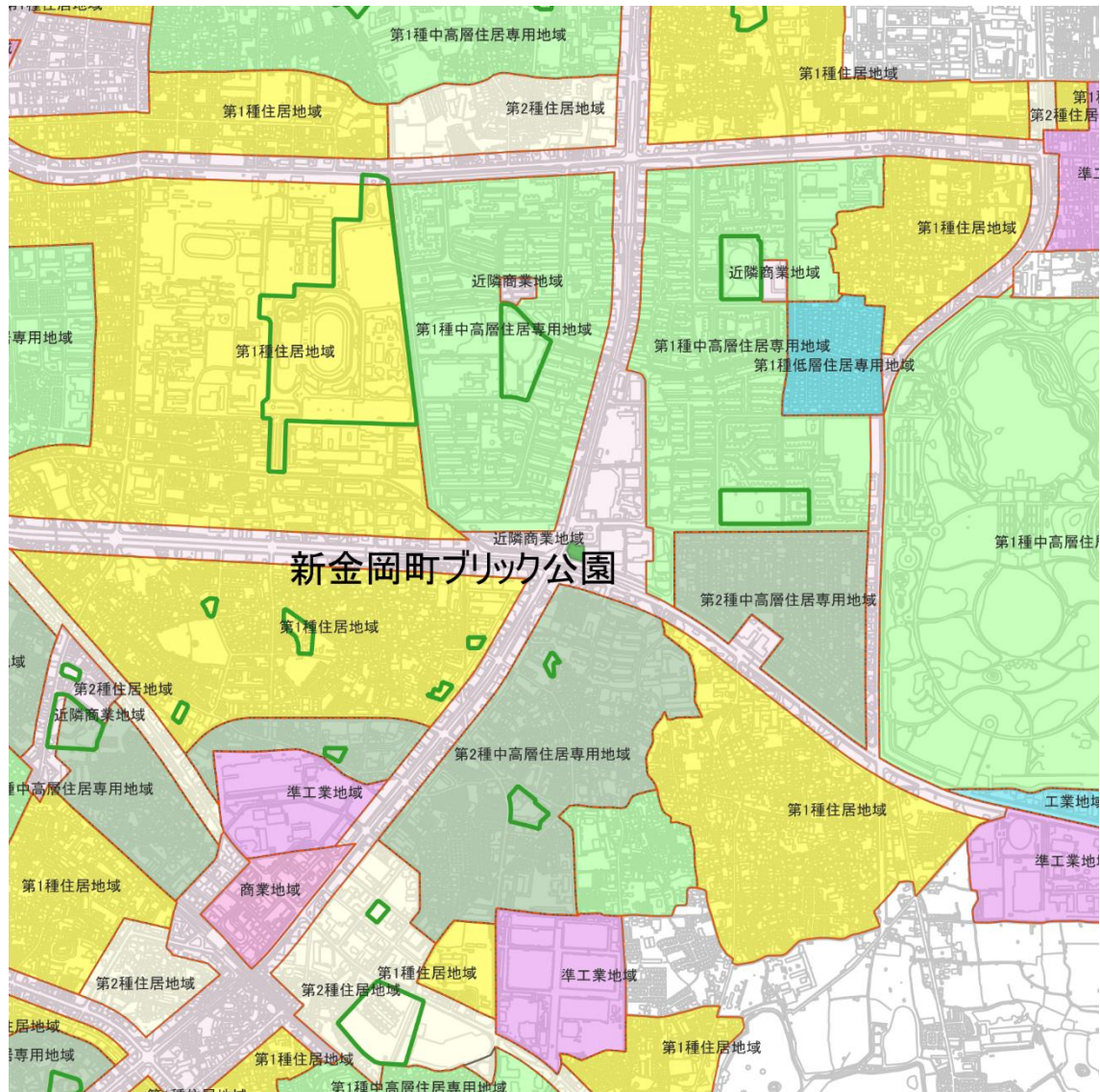


公園区域

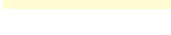
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	近隣商業地域
	高度地区	指定なし
	防火・準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	指定なし
地域防災計画		指定なし

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	3 件	コンビニ：	1 件	飲食店：	1 件
------	-----	-------	-----	------	-----

2) 公園のあゆみ

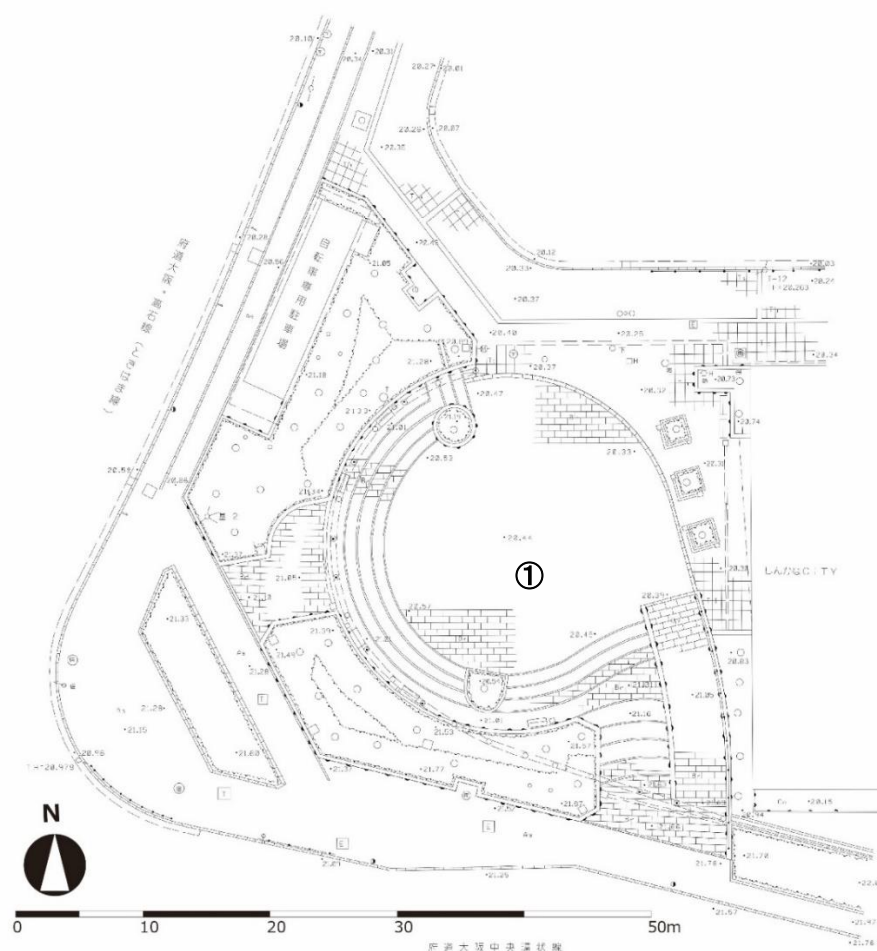
昭和 40 年代の新住宅市街地開発事業、昭和 63 年（1988 年）の堺市新金岡駅前土地区画整理事業により地区南西部に配置整備され、平成 4 年（1992 年）に土地区画整理法に基づく換地処分により同年 11 月 5 日に開園しました。

<沿革>

昭和 63 年 6 月 15 日	堺市新金岡駅前土地区画整理事業認可
平成 4 年 8 月 26 日	開設 大阪府告第 1072 号 換地
8 月 27 日	土地区画整理法に基づく換地処分
11 月 5 日	追加開設 堺市公告第 169 号 約 0.13ha
平成 5 年 1 月 18 日	所有権保存登記

3) 施設概要

■新金岡町ブリック公園現況施設図



① 広場

＜新金岡町ブリック公園の現況＞



広場



隣接する商業施設

■有料施設

なし

■駐車場

なし

■遊具

なし

■トイレ

なし

■花と緑

公園の外周部に高木および低木が植栽されています。また、園内には一部パートナーシップ花壇があります。



パートナーシップ花壇

■その他の施設

【広場(①)】

府道交差点側に植栽が集中し、北西のロータリー、商業施設側に下がり傾斜に開かれた舗装広場です。



広場

■建ぺい率

主な既存施設	なし			
現在建ぺい率	0.000%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 150 ㎡	②左記以外(2%)	約 20 ㎡

■維持管理費

約 130 千円／年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■公園使用料

約 4 千円/年(H30)(占用許可、管理許可等)

4) 利用状況

■日常利用

駅や商業施設に接しており、また公園自体が小規模なため、園地に滞在するよりも通過利用が多くなっています。

■イベント利用

小規模な公園ですが、新金岡東サマーフェスタなどのイベントも一部実施されています。

■平成 30 年度に行なわれた主なイベント

8 月	しんかな東サマーフェスティバル
9 月	ふれあい動物園(移動動物園)
3 月	防災体験イベント



しんかな東サマーフェスティバル

5) 周辺環境

■地域の周辺状況

鉄道は Osaka Metro 御堂筋線新金岡駅、道路は府道 2 号大阪中央環状線と府道 28 号大阪高石線の交差点に隣接し、周囲に複数の大型商業施設、病院、北区役所が立地しています。

■公園の周辺状況

公園の西側には、府道大阪・高石線、南側に府道大阪中央環状線があり、Osaka Metro 御堂筋線、新金岡駅の出入口が設置されています。また、北側には大型集合住宅、南側には戸建て住宅地があります。



周辺環境図

6) 新金岡町ブリック公園の特性

■歴史・文化

堺市新金岡駅前土地区画整理事業で新金岡駅前に整備され、平成 4 年に開園しました。

■環境・景観

小さい公園ながらも樹木は緑陰を落とし、市民協働による花壇もみられます。

■防災

オープンスペースとして一定の防災機能を有していますが、小規模な公園であるため、防災機能は高くはありません

■子育て

地域の季節のイベント会場として利用され、多世代の利用がみられます。

■健康・スポーツ

広場は小さいながらも体操などの運動やイベントなど、健康増進に活用できます。

■地域力

現在はほとんどが通過利用となっている公園ですが、駅前であること、商業施設や住宅地が集合する市街地内であるという立地は、潜在集客力を活かした取り組みの可能性を秘めています。このため、周辺商業施設等の民間活力を導入し、新たな公園の利用促進と周辺における公園の価値向上に向けた検討が求められます。

■観光

公園規模が小さいため、近隣住民が利用する公園です。

■新金岡町ブリック公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の 役割	歴史・ 文化	環境・ 景観	防災	子育て	健康・ スポーツ	地域力	観光
新金岡町ブリック公園の役割	△	◎	△	◎	○	◎	△

(2) 新金岡町ブリック公園のビジョン

1) 新金岡町ブリック公園の理念・管理運営方針

■新金岡町ブリック公園の理念

周辺の商業施設や住民と連携し、新たな地域の活力となる憩いの公園

■新金岡町ブリック公園の管理運営方針



1. 小さくともみんなに親しまれる市民のよりどころとして、地域の活力を活かした賑わい・交流の場とします
2. 子ども連れで気軽に立ち寄れる身近な憩いの公園とします
3. 新金岡駅前の顔となる美しい景観を形成します

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

①【地域力】小さくともみんなに親しまれる市民のよりどころ、地域の活力を活かした賑わい・交流の場とするために

■様々なサービスの提供 [取組方針 3-1・3-2・3-3]

当公園は、0.13ヘクタールの面積の小さな公園ですが、まちなかに位置し、多くの市民が行き交う場です。公園でのイベントや飲食・物販など、様々なサービスを提供することで、賑わいや交流の機会をつくります。

<具体的な方策（例）>

- ・民間事業者による賑わいの創出
- ・民間事業者によるカフェ等の設置

- ・ イベントやマルシェ等の開催
- ・ シェアサイクルステーションの運営

■ 周辺施設と連携した維持管理体制 [取組方針 3-3・3-4]

公園の広場は駅前広場や商業施設と一体的に利用されており、維持管理についても一体的に行うことで、作業の効率化と維持管理水準の向上が見込めます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 周辺の施設と連携した維持管理体制の構築
- ・ 民間事業者による園地整備・維持管理の協力

②【子育て】子ども連れで気軽に立ち寄れる身近なまちなかの公園とするために

■ 子育て世代の気軽な休憩スポット [取組方針 1-4・1-5]

子ども連れで周辺施設に来られた際にも、気軽に休憩したり子どもたちを遊ばせたりできる身近な小公園として、活用を進めます。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 気軽な子育てミニプログラムの提供
- ・ レストルーム（授乳室等）の整備
- ・ 遊具、ベンチ等の休憩場所の整備

③【環境・景観】新金岡駅前の顔となる美しい景観を形成するために

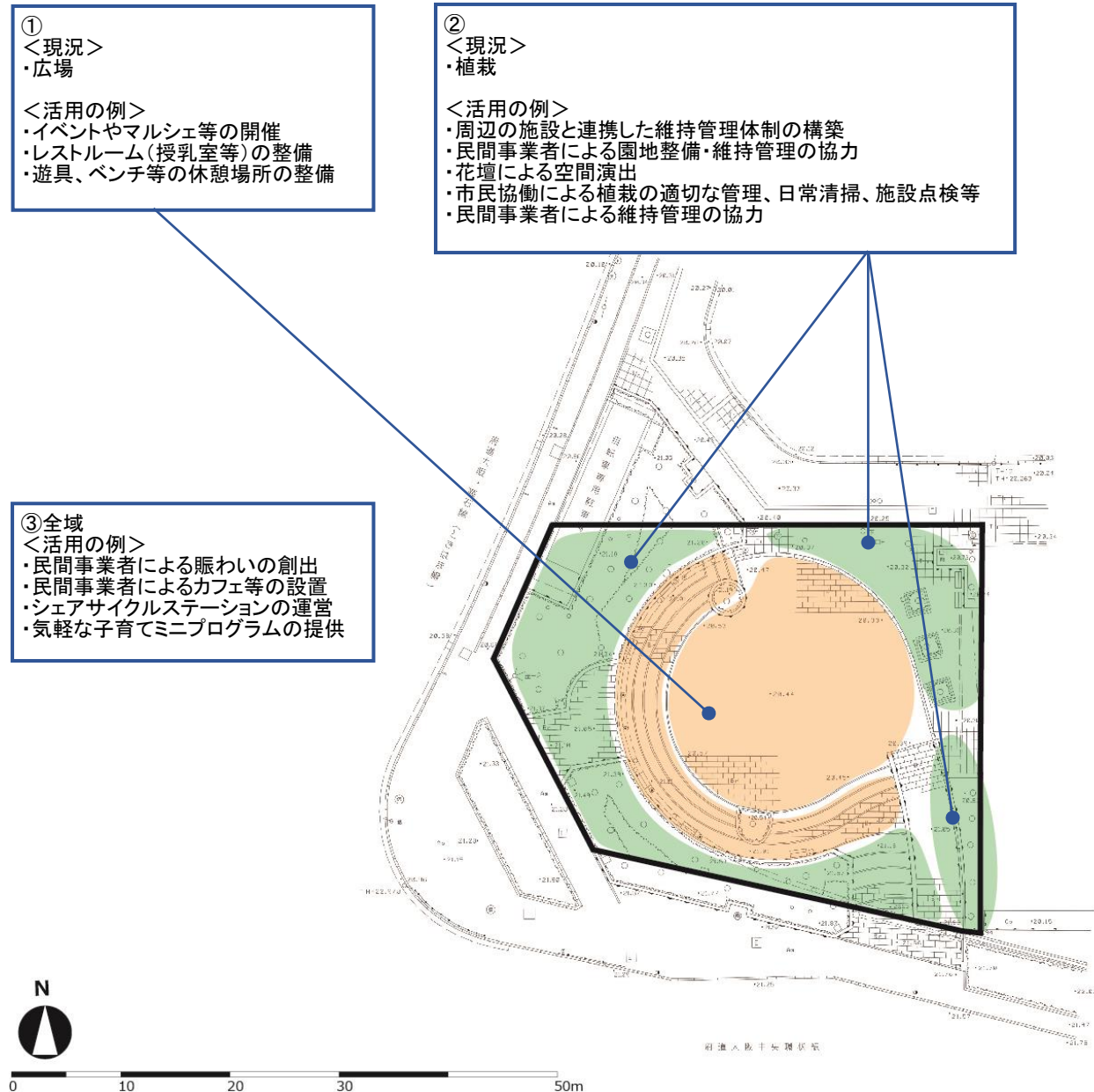
■ 美しく快適な空間の創出 [取組方針 1-2・2-3]

当公園は、新金岡駅前の駅前広場や商業施設に隣接し、通過利用なども含めて1日を通じて多くの市民に利用されています。駅前の顔として、清掃を徹底し、花壇などで空間を演出するなど、美しく快適な公園の創出を行います。

＜具体的な方策（例）＞

- ・ 花壇による空間演出
- ・ 市民協働による植栽の適切な管理、日常清掃、施設点検等
- ・ 民間事業者による維持管理の協力

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、新金岡町ブリック公園では次のような提案がありました。

公募型サウンディング 市場調査結果	公園の特色を活かしたカフェ、レストランの設置・運営 運動施設、アウトドア施設の整備、アウトドア体験の実施 マルシェ等の集客イベントの開催
----------------------	--

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査の結果、民間事業者からいくつかの提案が寄せられました。ただし、園地が狭小であるため、施設導入の規模は制限されます。

駅周辺の公的賃貸住宅等の建替や、余剰地の活用などにより、新たな活力が生み出される可能性があります。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

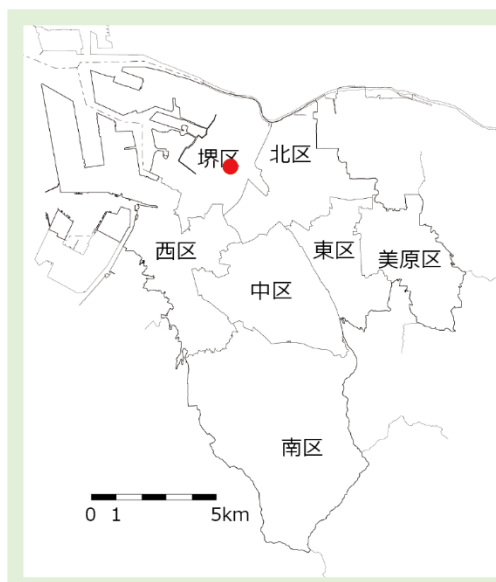
新金岡町ブリック公園では、民間活力を導入した公園活性化や賑わい創出の先行モデル事業として、早期の事業化を進めます。

かわらまち
15. 瓦町公園

(1) 現況

1) 公園概要

- 公 園 名：瓦町公園（かわらまちこうえん）
- 種 別：街区公園
- 面 積：〔都市計画決定面積〕0.20 ヘクタール
〔開設面積〕0.21 ヘクタール
- 所 在 地：堺区北瓦町1丁123
- 交通アクセス：南海電鉄高野線堺東駅より西へ350メートル
- 開 園 日：昭和25年（1950年）4月1日
- 都市計画決定：昭和34年（1959年）4月18日建設省告示第1025号
- 位置・公園区域：



位置

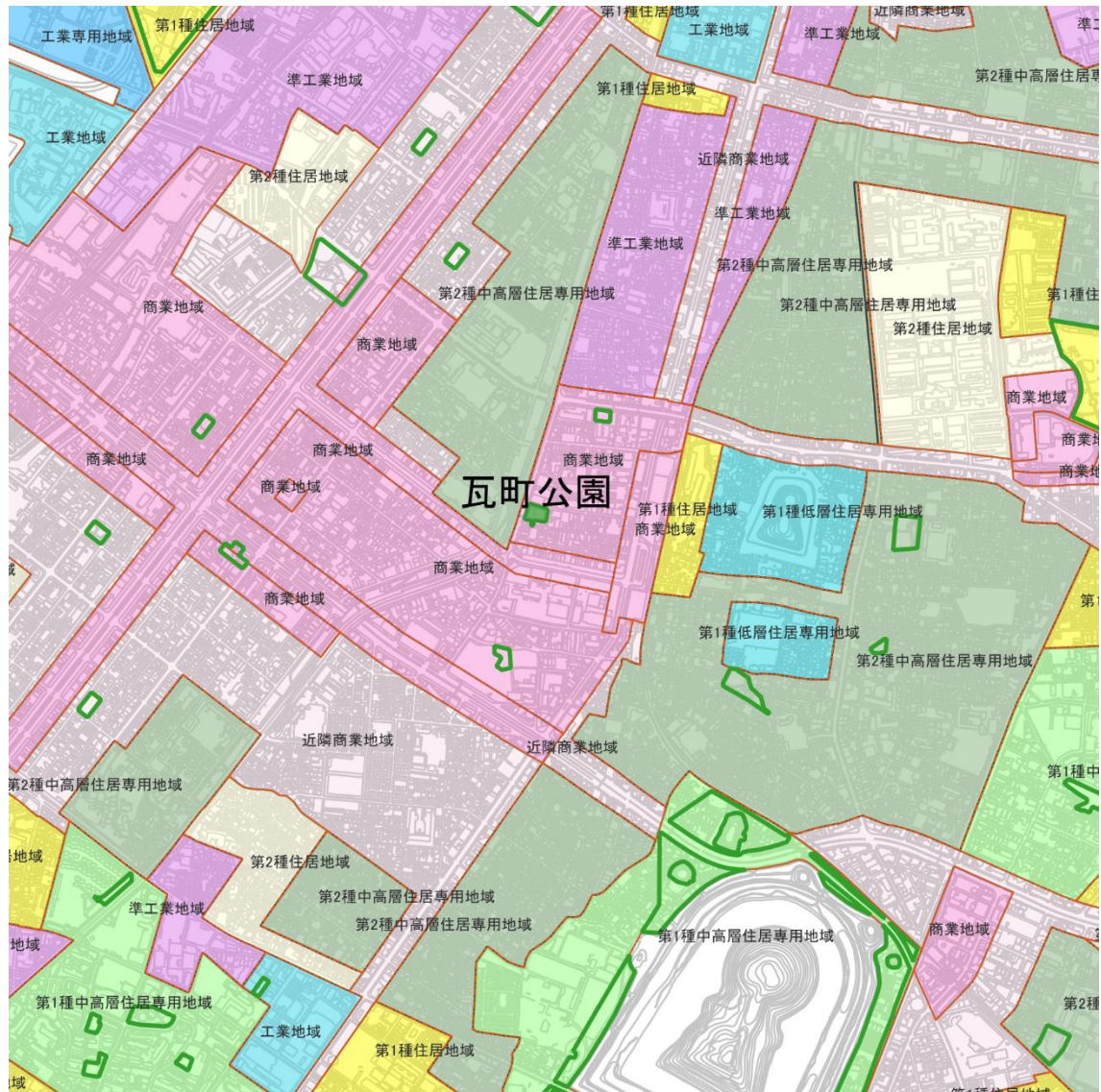


公園区域

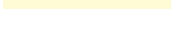
■都市計画上の位置づけ等

都市計画上の位置づけ	用途地域	商業地域
	高度地区	指定なし
	防火・準防火地域	防火地域
	生産緑地地区	指定なし
	その他	駐車場整備地区
地域防災計画		指定なし

■都市計画図：



<凡例>

	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		工業専用地域
			都市公園

■周辺施設（公園 200m圏内）

駐車場：	4 件	コンビニ：	5 件	飲食店：	21 件
------	-----	-------	-----	------	------

2) 公園のあゆみ

瓦町公園は、戦災復興事業として昭和 25 年（1950 年）に開設されました。街区公園に種別されていますが、都心に位置しているため集会やイベントなど利用形態は多彩で、夜間利用者も多い公園です。都心地区にふさわしい施設を備えた広場にウエイトを置きながら遊び場も確保し、都心のオアシスとして親しまれています。

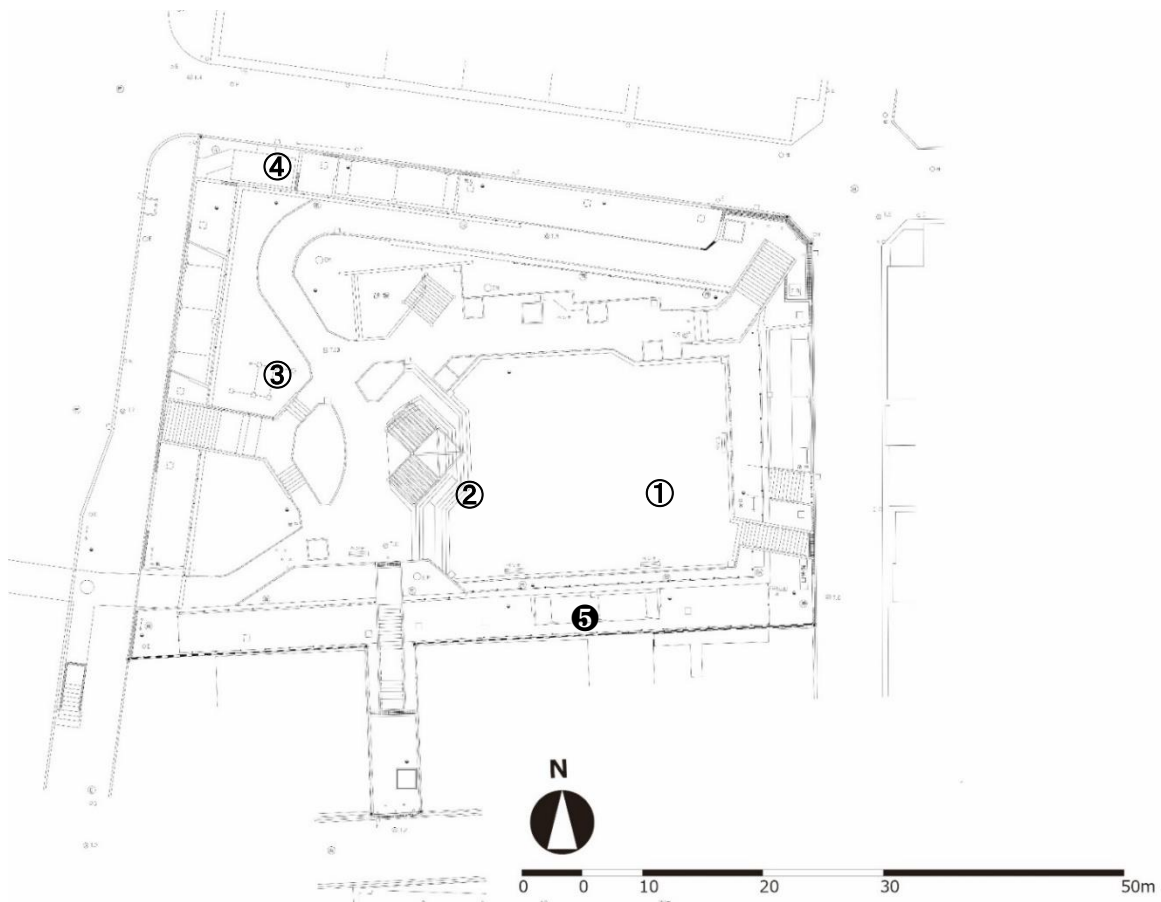
駐輪場の地下占用をきっかけとして、従来近隣住民から要望のあった再整備を実施し、現在の姿に至っています。

<沿革>

昭和 25 年 4 月 1 日	開設 約 0.21ha
昭和 34 年 4 月 18 日	都市計画決定 建設省告示第 1025 号 0.20ha
8 月 11 日	土地区画整理完了
昭和 51 年 11 月 19 日	開設 堺市公告第 134 号 約 0.21ha
昭和 58 年 12 月 14 日	都市計画変更 堺市告示第 61 号 約 0.20ha
昭和 63 年 1 月 5 日	堺市公告第 1 号
平成 12 年 4 月 1 日	所管事務所変更 堺市告示第 75 号
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画変更 堺市告示第 300 号 約 0.20ha
平成 24 年 3 月 27 日	便所建替

3) 施設概要

■瓦町公園現況施設図



- ① 広場
- ② パーゴラ(ステージ)
- ③ 健康遊具
- ④ トイレ
- ⑤ 地下自転車等駐車場(地下施設)

<瓦町公園の現況>



広場



人工地盤上の公園(下部は地下自転車等駐車場)

■有料施設

なし

■駐車場

なし

■遊具

大人の運動不足解消や、高齢者の健康増進のための健康遊具を設置しています。



健康遊具

■トイレ

園内にはトイレが1か所設置されています。

■花と緑

広場は芝生で覆われているほか、周囲には中木や、低木が植栽されています。

■その他の施設

【地下自転車等駐車場(⑤)】

公園の地下には有料の自転車等駐車場が整備されており、民間事業者が管理を受託しています。



地下自転車等駐車場

■建ぺい率

主な既存施設	トイレ			
現在建ぺい率	0.873%			
建築可能面積	①P-PFI 制度活用(12%)	約 220 ㎡	②左記以外(2%)	約 20 ㎡

■維持管理費

約 1,200 千円/年(H30)(樹木等管理費・清掃等費・警備費)

■公園使用料

約 16 千円/年(H30)(占有許可、管理許可等)

4) 利用状況

■ 日常利用

商店街に隣接して立地し、近隣住民の憩いや健康運動の場として利用されています。

■ イベント利用

堺東エリアの賑わい創出とお店の PR を目的とした「ガシバル」などの商店街イベント時には会場として利用され、商店街店舗が公園内に来店し賑わいをみせています。こうしたイベント利用に供するため、公園内に分電盤を設置しており、まちづくり懇談会を前身とする「そや堺ええ街つくり隊」が管理しています。

■ 平成 30 年度に行なわれた主なイベント

1 月	ファミリーイベントお餅つき
-----	---------------

5) 周辺環境

■ 地域の周辺状況

旧環濠エリアの東端にあたり、南海電鉄高野線、阪堺電車阪堺線などの鉄道や、阪神高速 15 号堺線、国道 26 号、国道 310 号、府道 12 号堺大和高田線や府道 30 号大阪和泉泉南線といった主要幹線が巡る地域に立地しています。



周辺環境図

■ 公園の周辺状況

南海電鉄高野線堺東駅から西へ約 350 メートル、阪神高速 15 号堺線に隣接した立地で、周囲には飲食店や商業施設が立ち並んでいます。また、南には堺市役所、堺地方合同庁舎、大阪地方裁判所堺支部など公共施設の集積地区にも接しています。

6) 瓦町公園の特性

■歴史・文化

瓦町公園は、戦災復興事業として昭和 25 年に開設されました。現在、中心市街地活性化が課題となっているなかで、瓦町公園のあり方も見直しの時期にきています。

■環境・景観

瓦町公園は、地下自転車等駐車場の上部に位置する人工地盤上の公園です。人工地盤上に植栽された緑は、中心市街地内の貴重なオープンスペースとなっています。

■防災

瓦町公園は、堺市地域防災計画において広域避難地や一時避難地に指定されていませんが、広いオープンスペースは災害から守る様々な役割を果たしています。

■子育て

特に遊具などはありませんが、人工地盤上に位置するため、道路への飛び出しなどの心配はなく、安心して子どもを遊ばせることのできる小公園です。

■健康・スポーツ

商店街に隣接した公園として、市民が気軽にパーゴラでくつろいだり、健康遊具で運動をしたりするなどの利用が行われています。

■地域力

市役所等の公共施設が近隣に集まり、商店街にも接する本市の中心市街地にあるため、周辺施設等と連携した公園の活性化が重要です。これまで、「ガシバル」などの商店街イベント等の会場として利用されてきました。

■観光

公園規模が小さいため、主として近隣住民が利用しています。また、まちなかの休憩スポットとして活用できる公園です。

■瓦町公園の役割 ◎：特に役割がある ○：役割がある △：あまり役割がない

堺市の公園の 役割	歴史・ 文化	環境・ 景観	防災	子育て	健康・ スポーツ	地域力	観光
瓦町公園の役割	△	○	○	○	○	◎	○

(2) 瓦町公園のビジョン

1) 瓦町公園の理念・管理運営方針

■瓦町公園の理念

**周辺の事業者や住民等との連携により、
堺東駅周辺の都市機能を向上させるまちなか公園**

■瓦町公園の管理運営方針



1. 小さくともみんなに親しまれる市民のよりどころとして、周辺の事業者や住民等と連携した賑わい・交流の場とします
2. 都心にある緑の空間として植栽を充実します
3. 都心部の立地を活かし、だれでも気軽に立ち寄れるまちなか観光の休憩スポットとして活用を図ります

以上に基づき、次のことがらを管理運営の要点として定めます。

2) 管理運営の要点

- ① **【地域力】小さくともみんなに親しまれる市民のよりどころとして、周辺の事業者や住民等と連携した賑わい・交流の場とするために**

■快適な空間の提供 [取組方針 1-4・1-5]

当公園は、0.21ヘクタールの面積の小さな公園ですが、商店街に隣接し、多くの市民に親しまれています。市民が身近に快適に利用できる場の創出を行い、賑わいや交流の機会をつくります。

<具体的な方策（例）>

- ・来園者の散策の場、遊びの場の提供
- ・バリアフリー化の推進
- ・ベンチ等の充実

■民間事業者等による積極的な公園活用 [取組方針 2-2・2-3・3-3]

サービスの提供は、地域の事業者などをはじめ、民間事業者による公園の活用を推進します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・物販等の収益事業の実施
- ・地域等と連携したイベント開催
- ・フェスティバル、マーケットなどのイベントの開催

■周辺施設と連携した維持管理体制の構築 [取組方針 2-3]

当公園は地域等のイベントで利用されており、維持管理についても一体的に行うことで、作業の効率化と維持管理水準の向上が見込めます。

そのため、周辺の施設と連携した維持管理体制を構築します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・地域等との維持管理連携

②【環境・景観】都心にある緑の空間として植栽を充実するために

■都心の緑の空間の創出 [取組方針 1-2]

都心部の市街地にある貴重な緑地として、緑に親しめる公園を創出します。

＜具体的な方策（例）＞

- ・低木類の適切な維持管理
- ・土壌改良や施肥による中木類の成長促進
- ・植樹や花壇の設置による質の高い緑の増量

③【観光】都心部の立地を活かし、だれでも気軽に立ち寄れるまちなか観光の休憩スポットとして活用するために

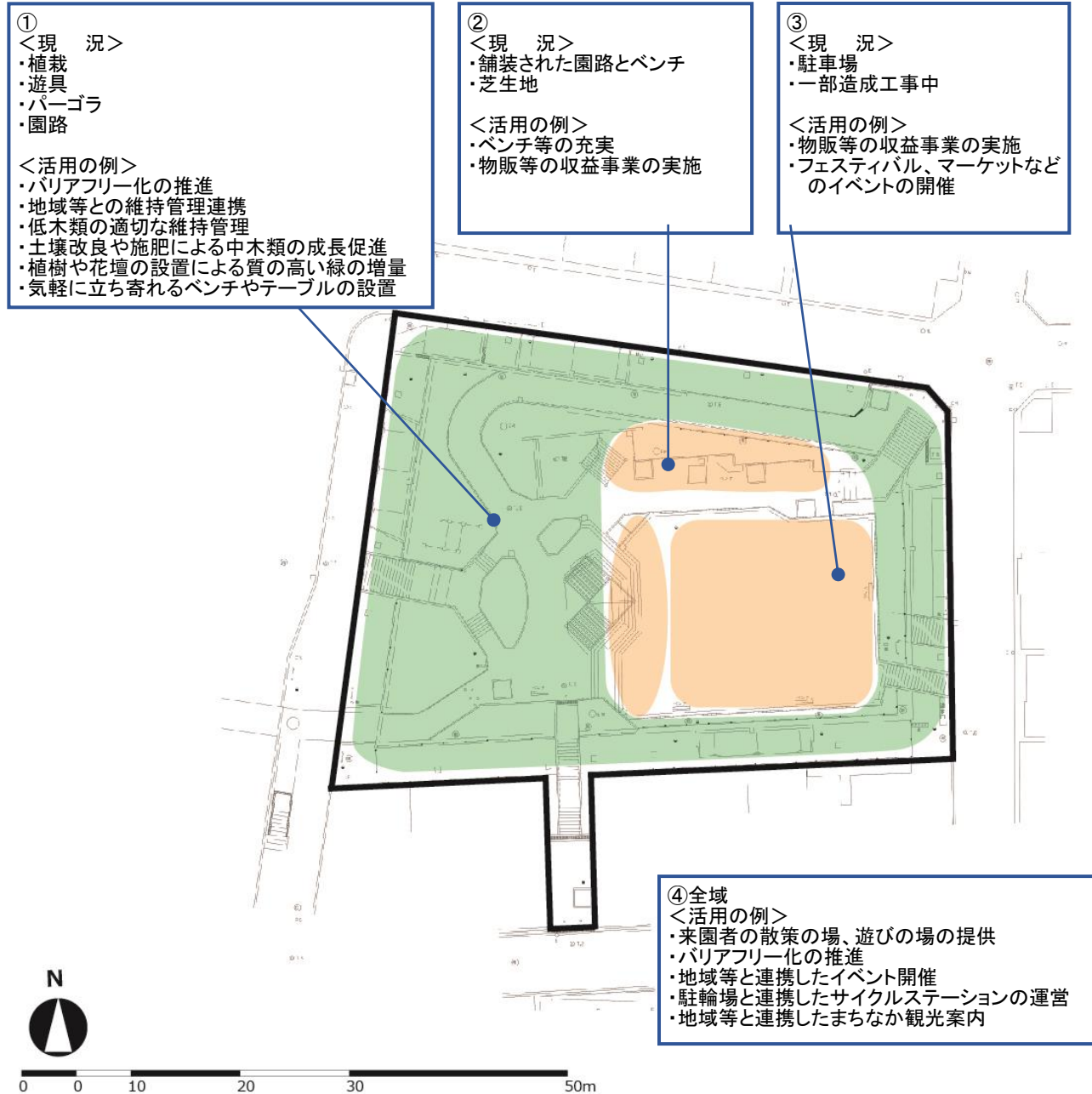
■まちなか観光で休憩できるサードプレイスの提供 [取組方針 1-5]

都心部の立地を活かし、まちなか観光等で気軽に立ち寄れ、休憩できるサードプレイスをめざします。

＜具体的な方策（例）＞

- ・地域等と連携したまちなか観光案内
- ・気軽に立ち寄れるベンチやテーブルの設置

■具体的な方策（例）のイメージ例



3) 今後の民間活力導入の可能性

■公募型サウンディング市場調査の内容

多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を推進し、より質の高い公園サービスの提供と公園や地域の活性化を進めるため、公募型サウンディング市場調査により市民団体や民間事業者からアイデアを募り、対話を実施しました。

この結果、瓦町公園では具体的な提案はありませんでした。

公募型サウンディング 市場調査結果	具体的な提案なし
----------------------	----------

■考慮すべき事項（課題・状況の変化）

公募型サウンディング市場調査の結果では、幅広く民間事業者からの提案を募りましたが、具体的な提案は得られませんでした。

園地が狭小であるため、施設導入の提案は制限され、また、道路から園地が直接視認できず活性化が難しい状況にあります。

■民間活力の導入に関する今後の方向性

瓦町公園では、堺東駅周辺の動きと整合を図りつつ、地域等との連携した活性化や賑わい創出を進めます。